

# 金融庁の1年

## (2023事務年度版)

2024年12月

金融庁

#### 記載内容について

1. 2023年7月1日から2024年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）。

# 目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織	1
I 概要	
II 特命担当大臣	
III 所掌事務	
第2節 令和6年度の体制整備	6

### 第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表	7
第2節 組織活性化と人事	8
I 組織活性化に向けた取組	
II 服務規律の確保	
III 法令等遵守調査室における情報受付	
第3節 研究	10
第4節 研修	15
第5節 デジタル・ガバメントへの取組	17
第6節 報道・広報	18
I 報道対応	
II 広報活動	
第7節 情報公開等	21
I 開示請求の動向	
II 文書管理等の状況	
第8節 金融機関等との意見交換	24
第9節 金融行政アドバイザリーの委嘱状況	25
第10節 金融行政モニターの受付状況	26
第11節 金融サービス利用者相談室の相談等の受付状況	27
第12節 政策評価の実施状況	30
第13節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組	32

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について	34
第2節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律について	36
第3節 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律について	37

第4節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組	38
I 開示諸制度の整備	
II 開示諸制度の運用	
III EDINET（電子開示システム）の開発状況等	
IV 会計基準の品質向上に向けた取組	
V 会計監査の信頼性確保に向けた取組	
第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	49
I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討	
II 國際金融センターの実現	
III 金融・資産運用特区の取組	
<b>第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案</b>	
第1節 事業性融資の推進等に関する法律について	52
<b>第5章 審議会等の活動状況</b>	
第1節 金融審議会等	53
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会	74
第3節 企業会計審議会	77
第4節 金融トラブル連絡調整協議会	84
<b>第6章 政府全体の施策における金融庁の取組</b>	
第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組	88
I 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2024年6月21日閣議決定)	
II 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024年6月21日閣議決定)	
III 「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」(2023年12月26日閣議決定)	
IV 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2024年6月21日閣議決定)	
V 「規制改革実施計画」(2024年6月21日閣議決定)	
VI 「資産運用立国実現プラン」(2023年12月13日)	
第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組	124
第3節 金融に関する税制	125
第4節 金融経済教育の取組	139
I 経緯・概要	
II 具体的な取組状況	
第5節 新しいNISAの普及・活用促進について	153
第6節 規制・制度改革等に関する取組	155
I 規制・制度改革に関する取組	

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	
第7節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について	157
第8節 自然災害等の被災者への対応	162
I 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	
II 2023事務年度に発生した自然災害への対応	
第9節 新型コロナウイルス感染症への対応	170
第10節 サステナブルファイナンスに関する取組	183
第11節 デジタル・イノベーションの推進	192
 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	200
 <b>第3部 金融検査・監督等</b>	
第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節 モニタリングの高度化に向けた取組	202
I モニタリングを巡る最近の動き	
II 日本銀行との連携	
第2節 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	203
第3節 疑わしい取引の届出制度	204
I 疑わしい取引の届出制度	
II 疑わしい取引の届出に関する概況	
第4節 ITガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ	
I ITガバナンスに関する対話	
II システムリスク管理態勢の強化	
III オペレーションナル・レジリエンス	
IV 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク	
V 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組	
第5節 経済安全保障上の対応	207
第6節 販売・組成会社における顧客本位の業務運営について	208
第7節 データ活用の高度化	209
I データを活用した多面的な実態把握	
II データインフラ整備	
第8節 早期是正措置・社外流出制限措置について	210
I 早期是正措置の概要及び運用	
II 社外流出制限措置の概要及び運用	
第9節 金融上の行政処分について	215
第10節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	216
I 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価	
II 意見申出制度	
第11節 金融モニタリング情報の収集状況	217

<b>第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き</b>	
<b>第1節 預金取扱等金融機関の概況</b>	218
I 再編等の状況	
II 不良債権処理等の状況等	
<b>第2節 2023事務年度における金融モニタリングの実施状況</b>	222
<b>第3節 自己資本比率規制等（バーゼル規制）</b>	223
I 関連告示等の整備	
II 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2023事務年度）	
<b>第4節 資本増強制度等の運用状況</b>	224
I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	
II 金融機能強化法	
<b>第5節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組</b>	226
I 企業アンケート調査	
II 地域銀行による顧客の課題解決支援の実態把握	
III 人材マッチングに関する取組	
IV 事業者支援を後押しする取組	
V 地域課題解決支援	
VI 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組	
VII 中小企業の事業再生等	
VIII 金融仲介の質の向上に向けた取組等	
IX 金融の円滑化に向けた取組	
<b>第6節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応</b>	268
I 被害及び補償の状況	
II 金融機関における対応状況	
<b>第7節 振り込め詐欺等への対応</b>	269
I 金融庁における取組状況	
II 金融機関における取組状況	
<b>第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き</b>	
<b>第1節 信託会社等の新規参入</b>	270
<b>第2節 信託会社等に対する金融モニタリング</b>	271
<b>第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き</b>	
<b>第1節 保険会社の概況</b>	272
I 2024年3月期決算状況	
II 再編等の状況	
<b>第2節 保険会社に対する金融モニタリング</b>	280
I 顧客本位の業務運営の定着	
II 持続可能なビジネスモデルの構築	

第3節 財務の健全性の確保	282
I 資産運用に関するモニタリング	
II 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入	
第4節 保険商品審査について	283
第5節 少額短期保険業者及び認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	284
I 少額短期保険業者の概況	
II 認可特定保険業者の概況	
 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節 第一種金融商品取引業	291
I 第一種金融商品取引業者の概況	
II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分	
III 投資者保護基金について	
第2節 第二種金融商品取引業	298
I 第二種金融商品取引業者の概況	
II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分	
第3節 投資助言・代理業	300
I 投資助言・代理業者の概況	
II 投資助言・代理業者に対する行政処分	
第4節 投資運用業	302
I 投資運用業者の推移	
II 投資法人の推移	
III 運用資産の推移	
IV 投資運用業者に対する行政処分	
第5節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者	304
I 登録金融機関の概況	
II 取引所取引許可業者の概況	
III 金融商品仲介業者の概況	
IV 高速取引行為者の概況	
第6節 信用格付業者	306
I 信用格付業者の概況	
II 信用格付業者の特定関係法人	
第7節 適格機関投資家等特例業務届出者等	308
I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況	
II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について	
第8節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について	310
第9節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	313
I 相談件数の状況等	

## II 対応

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	314
第2節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き	315
I 前払式支払手段発行者の概況	
II 資金移動業者の概況	
III 暗号資産交換業者の概況	
第3節 SPC等の監督をめぐる動き	317
I SPC等の概況	
II 資産の流動化の状況	
第4節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	318
第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	319
第6節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き	321
第7節 電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き	322
第8節 金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き	323
第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング	324
I 信用保証協会に対する金融モニタリング	
II 政策金融機関等に対する金融モニタリング	
第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
第1節 本制度の概要	325
第2節 回答実績	326
第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
第1節 本制度の概要	327
第2節 回答実績	328
第16章 課徴金制度	
第1節 課徴金納付命令等の状況	329
I 課徴金納付命令の実績	
II 審判期日等の実績	
第4部 國際関係の動き	
第17章 金融に関する国際的な議論	
第1節 G7	333
I 沿革	
II 主な議論	
第2節 G20	338

I 沿革	
II 主な議論	
第3節 金融安定理事会 (FSB) .....	340
I 沿革	
II 組織	
III 主な議論	
第4節 バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) .....	344
I 沿革	
II 組織	
III 主な議論	
第5節 証券監督者国際機構 (IOSCO) .....	348
I 沿革	
II 組織	
III 主な議論	
第6節 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) 等 [店頭デリバティブ市場改革] .....	355
I 沿革	
II 主な議論	
第7節 保険監督者国際機構 (IAIS) .....	357
I 沿革	
II 組織	
III 主な議論	
第8節 金融活動作業部会 (FATF) .....	360
I 沿革	
II 主な議論	
第9節 その他の会議体等 .....	364
I サステナブルファイナンス関連の他の会議体	
II 経済協力開発機構 (OECD)	
III 国際通貨基金 (IMF)	
IV 金融サービス利用者保護国際組織 (FinCoNet)	
V 規制監視委員会 (ROC)	
 第18章 当局間の連携・協力等	
第1節 経済連携協定 .....	370
I 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)	
II 日EU・EPA	
III 日英EPA	
IV 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)	

第2節 アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) .....	373
第3節 当局間協議 .....	374
I 米国	
II 欧州	
III 英国	
IV スイス	
V 韓国	
VI ベトナム	
第4節 アジアを中心とした新興国との連携 .....	376
I 概要	
II グローバル金融連携センター (GLOPAC)	
III アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム	

## 巻末資料

巻末資料1 最近の主な金融関連立法 .....	378
巻末資料2 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 (2023事務年度) .....	379

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

##### I 概要（資料1参照）

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。また、30年7月には、金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織が再編された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、令和5年度末現在、全体で一般職1,644名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

##### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るために環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。

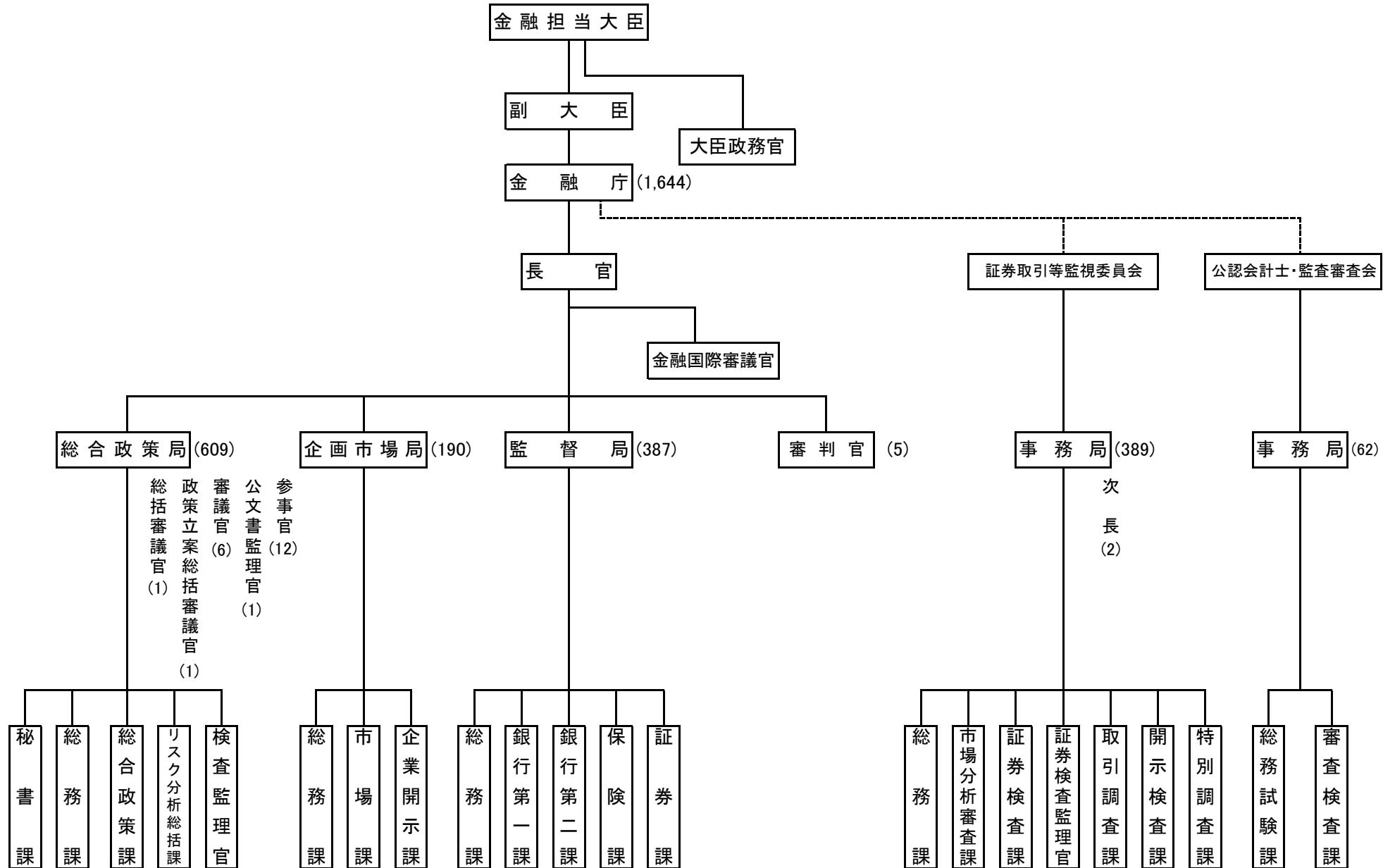
##### III 所掌事務（資料2参照）

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

# 金融庁の組織（令和5年度）

(資料 1)



※ 数字は、令和5年度末の定員。

※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

## 金融庁の各局等の所掌事務(令和5年7月)

(資料2)

部局	課室等	所掌事務
総合政策局		総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等	
人事企画室	人事に関する事務についての企画・立案・調整 等	
開発研修室	金融庁の所掌に係る検査その他の監督の方法に関する調査及び研究に関する事務の総括 等	
職員相談サポート室	職員のメンタルヘルスに関する相談・助言・その他の支援 等	
管理室	機構・定員、予算・会計、福利厚生 等	
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等	
総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務 等	
広報室	広報に関する事務の総括	
公文書管理室	公文書類の管理に関する事務の総括	
情報公開・個人情報保護室	金融庁の保有する情報の公開に関する事務及び金融庁の保有する個人情報の保護に関する事務	
法令審査室	法令案の審査等の事務の総括	
国会連絡室	国会との連絡に関する事務の総括	
審判手続室	金融商品取引法に基づく審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定に関する事務 等	
法務支援室	金融庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務の総括 等	
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等	
国際資金洗浄対策室	FATF(金融活動作業部会)その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論に関する事務の総括	
総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究 等	
金融経済教育推進室	金融経済教育の推進に関する事項の企画・立案・調整に関する事務の総括	
総合政策企画室	金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案並びに政策の評価に関する事務の総括	
研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究に関する事務 等	
資産運用高度化室	資産運用の高度化に関する政策の企画・立案・調整 等	
社会環境金融室	金融機関等の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画・立案及び持続可能な開発目標に関する事務の総括	
リスク分析統括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等	
マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室	金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務	
フィンテックモニタリング室	前払式支払手段発行者、資金移動業を営む者、暗号資産交換業を行う者の監督 等	
健全性基準室	金融機関等の経営の健全性を判断するための基準に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務の総括	
イノベーション推進室	情報通信技術の進展等に対応するための制度その他の施策の企画及び立案並びに環境整備に関し横断的な処理を要する事項に関する事務 等	
暗号資産モニタリング室	電子決済等取扱業者等、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対するモニタリングに関する施策の企画・立案	
資金決済モニタリング室	資金移動業者、特定資金移動業を営む者及び前払式支払手段発行者に対するモニタリングに関する施策の企画・立案	
金融サービス仲介業室	金融サービス仲介業を行う者及び電子決済等代行業を営む者の監督 等	
電子決済等代行業室	電子決済等代行業者等(組織令第3条第1項36号ハに掲げる者をいう。)に対するモニタリングに関する施策の企画・立案	
金融トラブル解決制度推進室	指定紛争解決機関の監督に関する事務の総括	
金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供 等	
貸金業室	貸金業を営む者の監督 等	
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進 等	
経済安全保障室	金融庁の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務	
リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施	
大手銀行モニタリング室	3メガバンクグループ等の健全性に影響を与える得る金融システムに係るリスク及び3メガバンクグループ等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査・分析・検査	
データ分析室	金融システムに係るリスク及び複数の金融機関に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務 等	
情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析	
検査監理官	重要な検査の実施 等	
企画市場局	国内金融に関する制度の企画・立案 等	

総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案 等
調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査 等
保険企画室	保険に関する制度の企画・立案 等
信用制度企画室	信用制度及び保険に関する重要事項についての企画及び立案並びに必要な調整に関する事務の総括
信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案 等
デジタル・分散型金融企画室	デジタル・分散型金融システムに関する制度の企画及び立案並びに必要な調整に関する事務の総括
市 場 課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
市場機能強化室	金融商品市場その他の金融市場の機能強化に関する法令の企画及び立案並びに必要な連絡調整に関する事務の総括
市場企画室	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案並びに必要な連絡調整に関する事務の総括
資産運用改革室	資産運用業等の改革の推進に関する企画及び立案に関する事務
企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分 等
国際会計調整室	企業会計制度、企業会計の監査制度及び企業内容等開示制度に関する諸外国の監督当局等との事務調整等に関する事務
開示業務室	公認会計士制度の企画及び立案、公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等及び日本公認会計士協会の監督、有価証券報告書等の審査及び処分並びに有価証券の募集又は売出しに関する届出制度等の企画及び立案のうち電子情報処理組織による処理等に関する事務
監 督 局	金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査 等
地域金融支援室	地域金融機関の能力向上による金融仲介機能等の発揮を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の総括
信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
RRP室	破綻処理準備に関する施策の企画及び立案その他の監督事務を円滑に実施するための事務の総括
銀行第一課	銀行業を営む者等の監督 等
銀行第二課	銀行業を営む者(一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等)の監督 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進 等
地域金融企画室	地域における金融仲介機能に関する必要な企画、立案、調整、情報収集及び情報分析に関する事務 等
地域銀行モニタリング室	地域銀行の業務又は財産の状況及び動向を行うための検査 等
協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督 等
保 険 課	保険業を行う者等の監督 等
保険モニタリング室	保険会社の統合的リスク管理及びブルーデンス監督全般に関する施策の企画及び立案その他の監督事務
損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者(損害保険会社、少額短期保険業者等)の監督 等
保険商品室	保険業を行う者の事業方法書、普通保険約款並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に関する審査 等
証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
大手証券等モニタリング室	国内大手証券会社及びそのグループ会社等健全性に影響を与える金融システムに係るリスク及びそれらの会社に共通するリスクの状況や動向を把握するためのモニタリング 等
市場仲介モニタリング室	市場仲介を行う事業者の監督及び顧客本位の業務運営の確保に関する事務の総括
資産運用モニタリング室	投資運用業及び投資助言・代理業を行う者の監督に関する事務の総括
審 判 官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
IT戦略室長	監視委員会のデジタライゼーションの推進に関する事務の総括
市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査 等
市場モニタリング室	金融・資本市場の情報の収集及び分析に係る市場分析審査事務に関する事項及び特に指示された事項の処理に関する事務の総括
証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徵取、検査、調査及び報告の求め 等
国際証券検査室	海外の資産運用会社等の報告又は資料の徵取、検査、調査及び報告の求め 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	金融商品取引法に基づく不公正事案の調査 等
国際取引等調査室	外国にある者が行う取引等に係る取引調査等に関する事項及び特に指示された事項に関する事務の総括
開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査 等
特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験課	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等

審査検査課	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
公認会計士監査検査室	監査法人等の監査業務に関する検査 等

## 第2節 令和6年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、26人の増員を行い、16人の定員合理化減等により、10人の純増となった。また、総合政策局参事官（サイバーセキュリティ・経済安全保障担当）、金融経済教育推進室の設置等の体制整備を行うこととした。

- 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ（15人）
  - サイバーセキュリティ及び経済安全保障対策の強化（参事官の設置）
  - 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進等
- 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する（11人）
  - 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進
  - 新たな金融サービスの育成・普及を通じたデジタル社会の実現（フィンテックの推進等）
  - ワークライフバランスの推進等

【定員の推移】

定員の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増 員 (A)	27	24	29	33	26
定員合理化減等 (B)	▲19	▲22	▲17	▲18	▲10
純 増 (A-B)	8	2	12	15	10
年度末定員	1,615	1,617	1,629	1,644	1,654

# 2023事務年度 金融行政方針

2023年8月公表

## I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- 金融機関による、資本性劣後ローンやREVICの活用等の、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を促す。事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施を通じて金融機関の取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話をを行う。
- **事業者支援能力の向上**に向け、事業再生支援に関する知見・ノウハウの地域金融機関への展開、経営人材のマッチングの促進等を行う。
- **事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成**に向け、「経営者保証改革プログラム」の推進や事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む。

## II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

- **資産運用立国の実現**に向け、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化等を推進し、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う。新しいNISA制度に係る周知・広報や活用事例の蓄積、金融経済教育推進機構の設立等を通じた金融経済教育の充実など、**資産所得倍増プランを推進**する。
- **スタートアップの資金調達の円滑化**に向け、株式投資型クラウドファンディングの環境整備や、私設取引システム（PTS）の認可要件の緩和等を検討する。
- **コーポレートガバナンス改革の実質化や企業情報の開示の充実**に向けて、大量保有報告制度の見直しや非財務情報の開示の充実、四半期開示の見直し等を推進する。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業のサステナビリティ開示の充実やGXに向けた産業と金融の対話の促進、インパクト投資の推進等を図る。
- **デジタル社会の実現**に向け、フィンテック事業者の参入促進やデジタルマネー・暗号資産等に関する環境整備に取り組む。

## III. 金融システムの安定・信頼を確保する

- **グローバルな金融経済情勢等の動向を注視**し、金融システムの安定に与える影響を分析する。
- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、ガバナンス、各種リスク管理態勢等、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
- 利用者保護の観点から、金融機関に**法令等の遵守の徹底**を求める。
- **顧客本位の業務運営の確保**に向け、高リスクの金融商品の取扱いを含め、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、経済安全保障、システムリスク管理**について、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

## IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- **金融行政の高度化**のため、データ活用の高度化や財務局との更なる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- **金融行政の組織力向上**のため、職員の能力・資質の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働く環境の整備に取り組む。

## 第2節 組織活性化と人事

### I 組織活性化に向けた取組

金融行政の組織力向上のため、職員の能力・資質の向上や、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働く環境の整備に関し、2023事務年度においては、主に、2023事務年度 金融行政方針 本文IV.－ 2.「金融行政を担う組織としての力の向上」に記載の取組について実施した。

(参考)

(出向の状況)

(単位：人)

	2023年3月1日現在	2024年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	27
民間企業等	17	18
地方自治体	5	5
大学教授	3	5
計	49	55

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2022年度	2023年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	8
海外大学・大学院（法科、MBA等）	18	17
計	27	25

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2023年3月1日現在	2024年3月1日現在
弁護士	39	43
公認会計士	67	70
不動産鑑定士	3	3
アクチュアリー	8	9
研究者	1	1
情報処理技術者	44	45
金融実務経験者	216	197
計	378	368

## II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組を行い、周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守を全職員に周知した(2023年12月)。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った(2023年12月)。
- ③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施した（必修研修（2023年7～8月）及び国家公務員倫理月間における研修（2023年12月））。

(2023事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	2件

## III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置しており、2023事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは1件である。

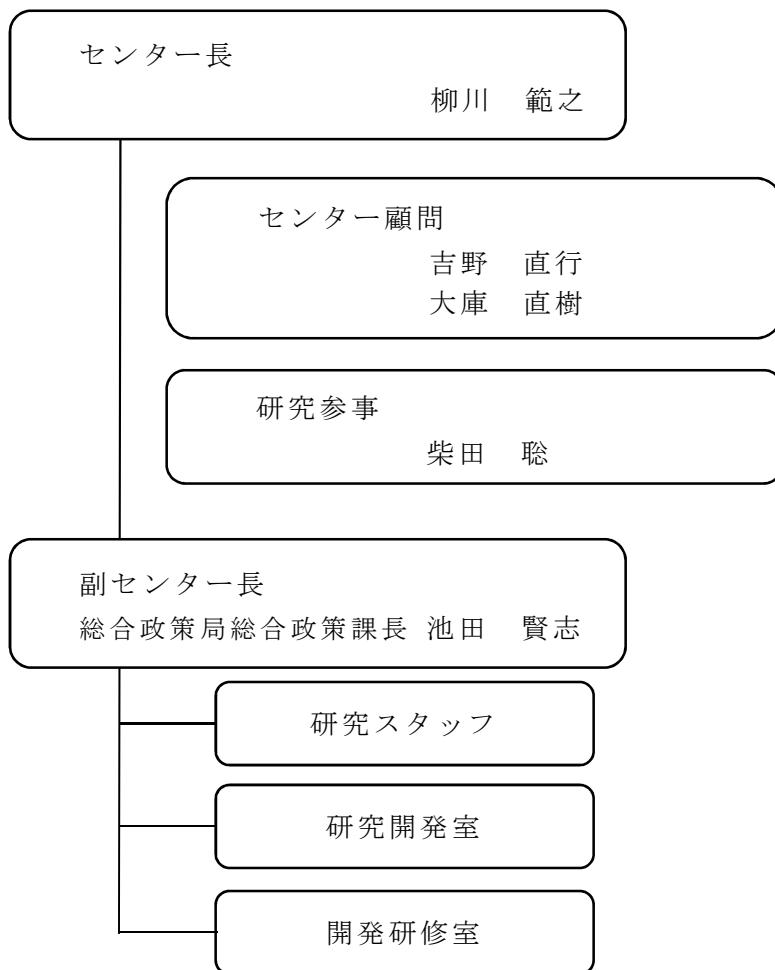
また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置しており、2023事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは14件である。

(資料 1)

## 金融庁における研究部門（金融研究センター）

金融研究センターに属する研究開発室では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へこうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。

### 金融研究センターの組織（令和 6 年 6 月 30 日現在）



(資料2)

2023事務年度に公表したディスカッションペーパー(注)

金融研究センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2023事務年度においては、計6本の研究成果報告書(ディスカッションペーパー、以下「DP」という。)をまとめ、ウェブサイト上で公表した。また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表等を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

公表月	執筆者	タイトル
2023年8月	林 寿和 松山 将之	インパクト創出と企業価値向上は両立するのか—事例調査とパーカスの内容分析に基づく実証分析の両面から—
2023年8月	杉浦 康之 中嶋 幹	地域銀行における取締役会ジェンダー多様性の効果
2023年9月	吉野 直行 湯山 智教	Distortions in asset selection, varied ESG scores, and confusion in the ESG debate
2023年12月	杉本 卓哉 吉野 直行	最適投資比率と仲介業者の役割
2024年1月	永井 秀樹 吉野 直行	47都道府県データを用いた地域経済の分類と高齢化の下でのデジタル化による地域活性化
2024年6月	川橋 仁美	米国及び英国の金融機関における全資産担保にもとづく融資にかかる組織態勢に関する考察

(注)公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

(資料3)

## 研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2024年6月30日現在)

	研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員常勤職員)	国際動向を踏まえた金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の在り方に関する考察	北原 幸彦
専門研究員(国家公務員非常勤職員)	事業全体を対象とする担保制度とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権(仮称)」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化	安永 祐司 富川 謙
	市場時系列データの点過程解析に基づく取引誘起ネットワークの解明	大西 立顕 本間 裕大 伊藤 真利子 羽佐田 純之
	レポデータを用いた本邦レポ市場の構造分析	服部 孝洋
	バーゼルⅢの国際的な実施状況と影響度評価	浅井 太郎
	住宅市場と金融システム・経済の関係を分析するモデルの構築及び当該モデルに基づくマクロ・プルーデンス政策の分析	小畠 崇弘

特別研究員 (非国家公務 員・委嘱)	社会・環境的効果と収益性の両立・好循環に 向けたインパクト指標の在り方に関する研究 分析	小崎 亜依子
		松山 将之
		林 寿和
諸外国におけるデジタル資産の私法上の取扱い		加藤 貴仁
		加毛 明
生成AI・大規模言語モデル（LLM）を含むAIの 金融領域における活用可能性とその課題		金 剛洙
		村田 健
監査業界における生成AI利活用に伴う可能性 及び監査品質上の課題についての考察		野間 幹晴
		山下 徹哉
監督当局及び保険会社による代理店管理の在 り方		中出 哲
		土岐 孝宏
		鄭 燦玉
		小塚 荘一郎
保険仲立人（ブローカー）の活用促進とその 制度の在り方		榊 素寛

		内藤 和美
	保険商品の多様化を促進するための環境整備 の在り方	星野 明雄
		中出 哲

## 2023事務年度（2023年7月～2024年6月）の研修実施状況

区分	研修名	目的	対象者	実施月
必修研修	必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	7月～8月
	転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与（上記必修研修やメンタルヘルス研修も併せて実施）。	転入職員等	随時
階層別研修	ハラスメント研修	セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るために理解の促進。	個室幹部及び管理・監督者	11月
	幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	5月
	シニア職員向け研修	定年延長制度、再任用制度、再就職規制、再就職支援制度及び国家公務員の年金制度など、シニア期の働き方や今後の生活設計を検討するための情報の提供。	主に50歳以上の職員	12月
	新規採用職員研修	当庁職員及び国家公務員として働く上で、必要な基礎知識の付与。	新規採用職員	4月
	証券外務員研修	基本的な金融商品の概要、証券市場の知識、法令・諸規則、財務諸表分析の基礎等について学習し、一種外務員資格試験合格相当の知識の付与。	新規採用職員	4月～6月
	英語研修	英会話及び英文メール作成に関する基礎的な技能の付与	採用2年目の職員	10月～11月
	簿記研修（3級・2級コース）	金融機関等のモニタリング業務等において必要な会計知識、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力の基礎を身につけ、日商簿記検定試験3級又は2級合格相当の知識の付与。	新規採用職員 採用2年目の職員	7月～3月
	IT入門研修	ITリテラシーの向上	採用2年目の職員	7月～随時
	1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
	国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会の付与。	総合職2年目の職員	1月～6月
修習	相談室実地研修	金融サービス利用者である一般国民の意見等を直接傾聴する機会の付与。	総合職2年目及び一般職（大卒区分）6年目の職員	10月～6月
	国会業務・記者対応研修	国会業務及び記者対応業務に関する知識及び技能の付与	総合職採用6年目、一般職大卒区分採用16年目及び一般職高卒区分採用20年目の職員	12月
	マネジメント研修	マネジメントに関する知識の付与	総合職採用6年目、一般職大卒区分採用16年目及び一般職高卒区分採用20年目の職員	1月
一般研修	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上。	全職員（希望者）	8月～9月
	英語力育成研修	オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上。	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員)	8月～6月
	国際リーダーシップ人材養成研修	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げる力の開花（テーマ毎のワークショップ形式）。	国際会議に出席する職員	1月～2月
	国際リーダーシップ人材養成研修の個別コーチング	国際会議や国際機関等でリーダーシップを発揮し、仲間と協力し成し遂げたい事を成し遂げられる力の開花（事例等に基づいた英語での1対1による対話形式）。	国際会議に出席する職員 (国際リーダーシップ人材養成研修受講生の中から希望者)	3月
	中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上。	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1ヶ月期・4月期
	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識の付与。	全職員（希望者） システム担当者及び初めて受講する職員優先	10月～12月
	情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験（国家試験）相当の知識の付与。	全職員（希望者） (セキュリティ・ITに関担当職員及び初めて受講する職員優先)	12月～3月
	VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	全職員（希望者）	10月～12月
	DX研修（幹部職員向け）	当庁実務のデジタル化や金融業界のDX推進に関する実践力の養成。	各局総務課長等の一部幹部職員	12月
	企業会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月～3月
総務	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な府内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	7月～8月
メンタルヘルス	メンタルヘルス研修（専門相談員）	対外的なストレスに晒される機会の多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	10月～12月

区分	研修名	目的	対象者	実施月
業務部門	モニタリング研修（内製動画型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等に対する預取・保険業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	通年
	モニタリング研修（オンライン双方向型）	講師からの解説に加え、質疑応答による双方向の議論を行うことで、預取・保険業務に関するモニタリングに必要な知識・スキル及び対話力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：8月 冬期：1月
	モニタリング研修（オンラインワークショッピング型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：8月 冬期：1月
	モニタリング研修（集合ワークショッピング型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：8月 冬期：1月
	モニタリング研修（資金決済業・暗号資産業・貸金業コース）	資金決済業者（前払式支払手段発行者、資金移動業者及び仮想通貨交換業者）及び貸金業者等に係る金融モニタリングに必要な基礎及び専門的知識、スキルの付与。	モニタリング業務（資金決済業者、暗号資産業者、貸金業者）担当者及び都道府県の貸金業担当者	9月～10月
	企画系統研修	企画部門の職員としての必要な知識の付与。	企画部門職員	7月
	開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識の付与。	新任の開示審査業務担当職員	7月～10月
	開示審査実務研修	企業内容の開示審査業務に関する専門的な知識の付与。	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月～12月
	市場監視基礎研修	市場監視業務に関する基礎的知識の付与。	新任の市場監視担当職員	7月
	市場監視実務研修	市場監視業務に関する専門的知識の付与。	市場監視担当職員	7月
研究修習部門	市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的知識の付与。	市場監視担当職員	1月
	取引審査基礎研修	取引審査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引審査官	7月～8月
	取引審査実務研修	取引審査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引審査官	1月
	モニタリング基礎研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券モニタリング業務担当職員	7月
	モニタリング実務研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する専門的知識の付与。	証券モニタリング業務担当職員	7月
	取引調査基礎研修	取引調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	7月～8月
	取引調査実務研修	取引調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	国際取引等調査実務研修	国際取引等調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	開示検査基礎研修	開示検査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	7月
	開示検査実務研修	開示検査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：7月～8月 冬期：1月
	犯則調査基礎研修	犯則調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引特別調査官	7月
	犯則調査実務研修	犯則調査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引特別調査官	夏期：8月 冬期：1月
	検計公門査士認部等会	公認会計士等検査事務研修	公認会計士・監査審査会職員等	7月
	通信研修	【主な開催講座】 <学習講座> ・金融マーケットの価格変動と要因 ・財務諸表の見方と財務分析 ・金融機関のSDGs・ESG金融実践講座 ・マネロンガイドライン即戦力講座 <資格試験等対策講座> ・証券アナリスト検定 ・FP技能士検定 ・ビジネス会計検定 ・貸金業務取扱主任者 ・中小企業診断士 ・基本/応用情報技術者試験	各講座に設定されている知識等の付与。  全職員（希望者） ※研修生実費負担	9月期
		米国証券アナリスト（CFA）	CFA (Chartered Financial Analyst) 資格の取得。	全職員（希望者） ※研修生実費負担 2月受検・5月受検

## 第5節 デジタル・ガバメントへの取組

金融庁における情報システムの具体的な取組や方針について取りまとめた「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」(2022年9月策定)に基づき、従来の取組に加え、新たに以下の取組を実施した。

主な項目	取組実績
1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化	・行政手続のデジタル化に関し、個人事業主以外の個人も金融庁電子申請・届出システムが利用できるよう、マイナンバーカードによる認証機能をリリースした。
2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	・「情報セキュリティ対策推進計画 <sup>1</sup> 」に基づいた対策として、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が昨今のサイバー攻撃傾向を踏まえて改定されたことに伴い、「金融庁情報セキュリティポリシー」及び実施手順の改定を実施した。 ・個別業務システムのうち、金融モニタリングシステムの更改を実施したほか、市場監視総合システムについてクラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。
3. IT ガバナンスの推進	・金融庁情報システム調達会議 <sup>2</sup> を開催し、重要システムに係る政府調達案件 10 件について審議し、適正な情報システムの調達に取り組んだ。
4. 業務におけるデジタル技術の活用	・RPA (Robotic Process Automation) について 23 業務を維持管理し、利用課室の要望を踏まえて仕様変更対応を実施した。

<sup>1</sup> 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（サイバーセキュリティ戦略本部決定）」を根拠とする「金融庁情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（対策推進計画）を毎年度策定している。

<sup>2</sup> 情報システムの調達の適正性（必要性、妥当性等）を確保するため、総括審議官や各局総務課長等をメンバーとして、主に情報システム関連の政府調達案件等について審議・報告するもの。

## 第6節 報道・広報

### I 報道対応

#### 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後等に実施している大臣記者会見（100回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（32回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：654件）。

### II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組は、後掲「第1部第2章第13節」を参照）

#### 1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、特設サイトの設置や金融庁ウェブサイトのトップページで注意喚起を行うなどの取組を行っている。

2023事務年度は、「資産運用立国」に関する特設サイトを開設し、ウェブサイトの利用者にとって分かりやすいよう情報の集約を行った。また「Japan Weeks」の開催にあたり、特設サイトを開設してイベント情報等について周知するとともに、期間中はX(旧Twitter)からも日々情報発信するなど、国内外の利用者に向けて積極的な広報を実施した。

また、令和6年能登半島地震について、「令和6年能登半島地震関連情報」ページを開設し、X(旧Twitter)による発信も含め、被災された方々に有益と思われる情報をタイムリーに提供した。

#### 2. 政府広報の活用（資料1参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

## 2023事務年度政府広報等実績(2023. 7. 1~2024. 6. 30)

	媒 体 (広報実施時期)	テー マ
テレビ	地上波テレビ番組付随CM 「ミライの歩き方」 (2023年8月2日放送)	「NISA（建設現場）」篇
	地上波テレビ番組付隨CM 「ミライの歩き方」 (2023年8月9日放送)	「NISA（建設現場）」篇
	地上波テレビ番組付隨CM 「ミライの歩き方」 (2023年8月16日放送)	「NISA（建設現場）」篇
	地上波テレビ番組付隨CM 「ミライの歩き方」 (2023年8月23日放送)	「NISA（建設現場）」篇
	地上波テレビ番組付隨CM 「ミライの歩き方」 (2023年8月30日放送)	「NISA（建設現場）」篇
	定時番組 「クリックニッポン」 (2024年5月5日放送)	資産運用立国実現（1回目：資産所得倍増に向けて）
	定時番組 「クリックニッポン」 (2024年5月12日放送)	資産運用立国実現（2回目：自分にあった投資）
ラジオ	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2023年10月1日放送)	多重債務者相談強化キャンペーン2023 ※キャンペーン期間：9月～12月
	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2023年10月8日放送)	多重債務者相談強化キャンペーン2023 ※キャンペーン期間：9月～12月
	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2023年11月26日放送)	成年年齢引下げを踏まえたヤミ金融への注意喚起
	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2024年1月7日放送)	マネロン対策
	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2024年1月14日放送)	マネロン対策
	政府広報ラジオ番組 青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2024年1月14日放送)	振り込め詐欺救済法について
新聞	突出し広告 北國富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、北陸中日新聞 (2024年1月30日) 新潟日報、北日本新聞（2024年2月1日）	令和6年能登半島地震 金融庁相談ダイヤル
	突出し広告 新潟日報、北日本新聞、北國富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、北陸中日新聞（2024年2月9日）	自然災害債務整理ガイドラインの利用、生命保険・損害保険相談窓口
インターネット	インターネットテキスト広告 SmartNews (2023年8月14日～8月20日)	若年層へ向けたヤミ金融への注意喚起
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2023年8月14日～8月20日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (国民の安定的な資産形成のための金融リテラシー※新しい資本主義（資産所得倍増関係）)
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2023年9月25日～10月1日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (国民の安定的な資産形成のための金融リテラシー向上)
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2023年10月2日～10月8日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国実現（「NISA」の活用）)
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2023年11月27日～12月3日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国実現（「NISA」の活用）)
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2024年1月29日～2月4日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国実現（新しいNISA）)
	インターネットテキスト広告 SmartNews (2024年6月17日～6月23日)	SNS型投資詐欺についての注意喚起
	スマートフォン版バナー広告 Yahoo!JAPAN (2023年7月10日～7月16日)	地域金融機関取引事業者支援高度化事業（大企業の人材プラットフォーム（レビキャリ）を通じたマッチング支援等）
	スマートフォン版バナー広告 Yahoo!JAPAN (2023年8月7日～8月13日)	振り込め詐欺被害救済法による被害救済
	スマートフォン版バナー広告 Yahoo!JAPAN (2023年8月7日～8月13日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (金融資産形成における「NISA」の活用)
	スマートフォン版バナー広告 Yahoo!JAPAN (2023年8月14日～8月20日)	地域活性化・地方創生のための企業・人材マッチング促進事業「REVICareer」
	スマートフォン版バナー広告 Yahoo!JAPAN (2023年8月21日～8月27日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (自然災害における債務整理ガイドラインの周知)

	媒 体（広報実施時期）	テー マ	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2023年9月18日～9月24日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国の実現(「NISA」の活用))	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2023年10月30日～11月5日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国の実現(「NISA」の活用))	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2023年11月20日～11月26日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国の実現(「NISA」の活用))	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2023年12月18日～12月24日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (新しいNISA)	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2024年1月22日～1月28日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (自然災害債務整理ガイドラインの周知)	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2024年1月29日～2月11日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (自然災害債務整理ガイドラインの周知)	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2024年1月29日～2月11日)	金融庁相談ダイヤル周知	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2024年2月19日～2月25日)	政府広報オンライン暮らしに役立つ情報 (資産運用立国の実現(新しいNISA))	
スマートフォン版バー広告	Yahoo!JAPAN (2024年6月10日～6月16日)	SNS型投資詐欺についての注意喚起	
政府広報オンラインお役立ち動画	2020年12月から掲載	ヤミ金融「給与ファクタリング」「#個人間融資」に注意	
政府広報オンラインお役立ち動画・暮らしに役立つ情報	2021年11月から掲載(2024年8月24日更新)	家族の生命保険契約を一括照会！どこの会社に加入しているか調べられます	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2011年8月から掲載(2024年9月26日更新)	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2014年4月から掲載(2024年8月9日更新)	「金融リテラシー」って何？最低限身に付けておきたいお金の知識と判断力	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2015年3月から掲載(2018年4月27日更新)	中小企業や小規模事業者の方へ、ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2015年10月から掲載(2016年3月2日更新)	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2016年7月から掲載(2024年6月5日更新)	大規模な自然災害でローンの返済が困難になったかたへ。「自然災害債務整理ガイドライン」をご利用ください。	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2017年5月から掲載(2024年9月11日更新)	暗号資産の「必ずもうかる」に要注意！マッチングアプリやSNSをきっかけとしたトラブルが増加中	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2019年7月から掲載(2024年10月8日更新)	放置したままの口座はありませんか？10年たつと「休眠預金」に。	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2020年3月から掲載	被災したときの生計の維持	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2020年12月から掲載(2021年12月2日更新)	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2021年3月から掲載(2024年9月24日更新)	新たな手口のヤミ金融に注意！「#個人間融資」「後払い（ツケ払い）現金化」「先払い買取現金化」	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2021年9月から掲載	新型コロナの影響でローンの返済ができない・・・。「破産」等によらない債務整理の方法があります。	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2022年3月から掲載(2024年6月17日更新)	マネー・ローンダーリング対策！ 金融機関からの「お客様情報」や「お取引目的」の確認にご協力ください	
政府広報オンライン暮らしに役立つ情報	2024年1月から掲載(2024年9月30日更新)	「NISA」って何？わかりやすく解説	
その他	視覚障害者向け広報資料（音声広報CD、点字・大活字広報誌）	音声広報CD「明日への声」vol.95 (2024年1月22日)	資産づくりの第一歩に、「NISA」があります。
	spotify音声広告	spotify（無料版）音声広告 (2024年2月9日～2月15日)	新しいNISAで資産形成を始めてみませんか？

## 第7節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求の状況

金融庁

(件)

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	142	19	46	65	35	3
2022	98	15	60	75	24	6
2023	26	3	15	18	10	2

証券取引等監視委員会事務局

(件)

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	5	0	2	2	2	1
2022	15	0	13	13	2	0
2023	4	0	4	4	0	0

公認会計士・監査審査会事務局

(件)

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	0	0	0	0	0	0
2022	1	0	0	0	1	0
2023	0	0	0	0	0	0

上記合算

(件)

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	147	19	48	67	37	4
2022	114	15	73	88	27	6
2023	30	3	19	22	10	2

(参考) 不服申立の状況

(件)

年度	受付	前年度 繰越	情報公開・個人情報保護審査会		裁決
			諮詢	答申	
2021	7	9	8	8	7
2022	9	9	8	9	7
2023	2	11	3	9	9

(注1) 4月から翌年3月までの計数を行政機関情報公開法の施行状況調査と同様の定義で計上。

(注2) 2024年度における6月末までの開示請求受付件数は82件。  
(金融庁：82件、監視委：0件、審査会：0件)

(注3) 2023年度における主な請求内容：金融機関等所管法人に関する文書、行政処分等に関する文書、法令の逐条解説に関する文書

## 2. 個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の状況

### 金融庁

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	25	1	8	9	4	0
2022	16	2	8	10	4	0
2023	9	0	6	6	7	0

### 証券取引等監視委員会事務局

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	2	0	3	3	0	0
2022	1	0	1	1	0	0
2023	1	0	1	1	0	0

### 公認会計士・監査審査会事務局

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	2,250	2,324	0	2,324	1	7
2022	2,371	2,358	0	2,358	0	7
2023	94	96	0	96	1	6

### 上記合算

年度	受付	開示決定			不開示 決定	請求 取下げ
		全部開示	部分開示	小計		
2021	2,277	2,325	11	2,336	5	7
2022	2,388	2,360	9	2,369	4	7
2023	104	96	7	103	8	6

### (参考) 不服申立の状況

年度	受付	前年度 繰越	情報公開・個人情報保護審査会		裁決
			諮詢	答申	
2021	3	0	2	0	0
2022	0	3	1	3	3
2023	0	0	0	0	0

- (注1) 4月から翌年3月までの計数を個人情報保護法の施行状況調査と同様の定義で計上。
- (注2) 2024年度における6月末までの開示請求受付件数は27件。  
(金融庁：0件、監視委：1件、審査会：26件)
- (注3) 2023年度における主な請求内容：公認会計士試験における請求者本人の点数・答案、請求者本人が金融サービス利用者相談室へ行った相談の記録等。なお、公認会計士試験については令和5年度から受験者に対し答案内容等の情報提供を開始したため、請求件数が大幅に減少している。

## II 文書管理等の状況

### 1. 内部管理体制

#### (1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修、文書管理者・文書管理担当者を対象とした研修、文書管理補助者を対象とした研修、新規採用職員を対象とした研修を実施。

#### (2) 自己点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2023年10月～11月に自己点検を実施。また、自己点検後、2023年12月～2024年2月において監査を実施。

### 2. 文書管理の状況

#### (1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自己点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2023事務年度において、保有する情報の取扱いが不適切であると認められる事例が9件発生した。(行政文書の紛失、メールの誤送信、業務システム上での誤表示)。

行政文書の紛失(行政文書ファイル所在不明等)については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、2次被害は確認されていない。

また、メールの誤送信・業務システム上での誤表示による個人情報漏えい事案に関しては、誤送信先に対する謝罪を行う等の対応を行った。

#### (2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 案件の室内周知、研修教材による職員の文書管理に係る意識・理解度の向上徹底。
- ② メールの外部送信の手順マニュアル等のルールの周知及び動作チェックの徹底。
- ③ システム手順書に機能改修時等の注意事項を新設し、当該注意事項の周知徹底。

## 第8節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を隨時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2023年7月～2024年6月）

主要行等	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	6回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
1回	4回	2回	2回

## 第9節 金融行政アドバイザリーの委嘱状況

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）	14	13	12	10	9
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等	9	9	9	10	9
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等	2	3	3	3	3
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等	16	15	14	14	14
合計	41	40	38	37	35

※全て6月末時点の数字（名）

※各財務（支）局5名以内

### （金融行政アドバイザリー）

各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザリーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行う。

## 金融行政モニターの受付状況

事務年度	金融行政モニター受付窓口	金融行政ご意見受付窓口
2015 事務年度	19 件	295 件
2016 事務年度	24 件	733 件
2017 事務年度	60 件	1,080 件
2018 事務年度	28 件	978 件
2019 事務年度	42 件	945 件
2020 事務年度	40 件	857 件
2021 事務年度	43 件	3,076 件
2022 事務年度	42 件	6,795 件
2023 事務年度	40 件	4,278 件

(※)金融行政モニター受付窓口及び金融行政ご意見受付窓口は、2016年1月29日に開設。

金融行政ご意見受付窓口については、2024年8月30日に受付終了。

## 第11節 金融サービス利用者相談室<sup>\*1</sup>の相談等の受付状況 (2023年4月1日～2024年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2023年4月1日～6月30日…2023年8月31日公表(第72回)

2023年7月1日～9月30日…2023年11月30日公表(第73回)

2023年10月1日～12月31日…2024年2月29日公表(第74回)

2024年1月1日～3月31日…2024年5月31日公表(第75回)

### 1. 類型別受付件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
質問・相談	8,054	9,219	9,591	9,447	36,311
意見・要望	2,975	3,544	3,325	3,385	13,229
情報提供	367	324	293	250	1,234
その他	178	184	137	136	635
合計	11,574	13,271	13,346	13,218	51,409

### 2. 受付方法別件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
電話	7,892	9,356	9,601	9,357	36,206
ウェブサイト	3,331	3,535	3,424	3,513	13,803
ファックス	48	46	58	48	200
手紙	248	279	233	258	1,018
その他	55	55	30	42	182
合計	11,574	13,271	13,346	13,218	51,409

### 3. 分野別受付件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
預金・融資等	4,326	4,056	4,226	3,858	16,466
保険商品・保険制度等	1,595	2,798	2,040	1,866	8,299
投資商品・証券市場制度等	2,927	3,092	3,633	3,924	13,576
貸金等	573	553	582	602	2,310
資金移動・前払式支払手段等	92	96	112	78	378
暗号資産(仮想通貨)等	901	1,248	1,407	1,521	5,077
金融行政一般・その他	1,160	1,428	1,346	1,369	5,303
合計	11,574	13,271	13,346	13,218	51,409

#### 4. 1日当たりの平均受付件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
1日当たり平均受付件数	187	214	219	228	212

#### 5. 事前相談(予防的なガイド)の受付件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
預金・融資等	1	1	1	3	6
保険商品・保険制度等	8	12	10	8	38
投資商品・証券市場制度等	70	54	57	38	219
貸金等	2	1	0	3	6
資金移動・前払式支払手段等	2	1	0	1	4
暗号資産(仮想通貨)等	32	27	39	10	108
金融行政一般・その他	1	2	2	5	10
合計	116	98	109	68	391

#### 6. 詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数

(単位:件)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
詐欺的な投資勧誘	1,864	1,918	2,377	2,355	8,514
うち被害有	1,379	1,598	2,013	2,052	7,042

#### 7. AIチャットボットのアクセス人数

(単位:人)

区分	2023/4～6	2023/7～9	2023/10～12	2024/1～3	2023年度合計
AIチャットボットアクセス人数	1,112	1,460	2,246	2,738	7,556

## 8. 分野別の相談等受付状況

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	1,261	29.1	544	12.6	2,521	58.3	4,326	100.0
7月～9月	1,263	31.1	537	13.2	2,256	55.6	4,056	100.0
10月～12月	1,218	28.8	551	13.0	2,457	58.1	4,226	100.0
1月～3月	1,203	31.2	501	13.0	2,154	55.8	3,858	100.0
2023年度合計	4,945	30.0	2,133	13.0	9,388	57.0	16,466	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	392	24.6	663	41.6	540	33.9	1,595	100.0
7月～9月	478	17.1	1,182	42.2	1,138	40.7	2,798	100.0
10月～12月	435	21.3	881	43.2	724	35.5	2,040	100.0
1月～3月	433	23.2	832	44.6	601	32.2	1,866	100.0
2023年度合計	1,738	20.9	3,558	42.9	3,003	36.2	8,299	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区分	証券会社 (第一種業)		個別法人・団体		登録詐称・ 無登録業者		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	529	18.1	847	28.9	249	8.5	1,302	44.5	2,927	100.0
7月～9月	541	17.5	1,102	35.6	165	5.3	1,284	41.5	3,092	100.0
10月～12月	583	16.0	1,513	41.6	180	5.0	1,357	37.4	3,633	100.0
1月～3月	727	18.5	1,692	43.1	146	3.7	1,359	34.6	3,924	100.0
2023年度合計	2,380	17.5	5,154	38.0	740	5.5	5,302	39.1	13,576	100.0

### ○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	20	21.7	72	78.3	0	0.0	92	100.0
7月～9月	40	41.7	56	58.3	0	0.0	96	100.0
10月～12月	43	38.4	69	61.6	0	0.0	112	100.0
1月～3月	22	28.2	56	71.8	0	0.0	78	100.0
2023年度合計	125	33.1	253	66.9	0	0.0	378	100.0

\*1 金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

## 政策評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の政策評価(RIA)	租税特別措置等に係る政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30年度	14件 (29年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	11件
元年度	14件 (30年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	3件
2年度	14件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	8件
3年度	14件 (2年度計画に掲げた政策)	—	—	—	19件	2件
4年度	15件 (3年度計画に掲げた政策)	—	—	—	26件	3件
5年度	15件 (4年度計画に掲げた政策)	—	—	—	14件	5件

(備考)

○実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

○事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。  
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)

○総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。  
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)

○規制の政策評価（RIA：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価が実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。

○租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

## 第13節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組

金融庁では、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組を実施している。

### I 英語による行政情報の発信

以下の取組により、英語による行政情報の発信に注力した。その際、金融資本市場に関する施策・行政対応のように、国際的な関心が高い事案については、ウェブサイトでの英語による公表とX（旧Twitter）（英語版アカウント）の投稿を同時に実施するよう努めた。

- ・大臣記者会見等の英訳の公表
- ・「FSA Weekly Review」（公表物の英語による概要版）の公表
- ・X（旧Twitter）（英語版アカウント）の投稿
- ・月刊広報誌「アクセスFSA」の英訳の公表

### II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口（2014年4月設置）では、英語での一元的な対応を実施している。

2023事務年度においては、計418件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が257件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が54件、その他の照会が107件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

### III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2023事務年度においては、英語版を作成した主な法令等（資料1参照）のほか、「2023事務年度金融行政方針」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

加えて、「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート（中間報告）（2024年2月）及び「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」（2023年6月）の英語版を公表した。

### 英語版を作成した主な法令等

- ・電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
- ・金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二章第二節第五款以降）（令和五年内閣府令第八十七号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（令和五年内閣府令第五十号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（令和五年政令第百八十六号による改正まで反映）
- ・企業内容等の開示に関する内閣府令（様式）（令和五年内閣府令第十一号による改正まで反映）
- ・公認会計士法（令和五年法律第五十三号による改正まで反映）

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組

#### 第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について（資料1参照）

金融事業者等による顧客等の最善の利益を勘案した業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）」が2023年11月20日に成立し、同年11月29日に公布された。

上記を受け、関係内閣府令等の規定の整備を行った。主な内容は以下のとおりである。

- ① 金融経済教育推進機構の設立に係る規定の整備（2024年1月31日公布、同年2月1日施行。同機構の業務運営等に係る規定については同年2月9日公布、施行）
- ② 投資法人の計算関係書類に関する規定の整備（2024年1月31日公布、同年2月1日施行）
- ③ 四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備（2024年3月27日公布、同年4月1日施行）

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定
- 顧客属性に応じた説明義務を法定するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「基本方針」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「金融経済教育推進機構」を創設
  - 〔業務〕金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
  - 〔形態〕認可法人
  - 〔役員〕理事長(1人)、理事(3人以内)等
  - 〔ガバナンス〕運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
- (参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組<sup>(注1)</sup>と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止<sup>(注2)</sup>

(注1)府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る

(注2)第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化

- 半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間<sup>(注)</sup>を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長

(注)現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

### その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- ソーシャルレンディング<sup>(注)</sup>等を行う第二種金融商品取引業者について、投資家に適切な情報提供等が行われなかつた事例を踏まえ、運用報告に関する規定を整備

(注)インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み

- 不動産特定共同事業契約<sup>(注)</sup>をトークン(デジタル)化する動きが見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに金融商品取引法のルールを適用

(注)出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み

- 金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報公表を義務付け

- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化

# 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の概要

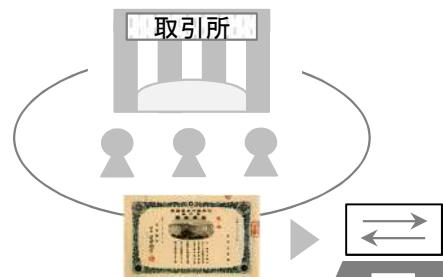
デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化する中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、「デジタル化への対応」、「スタートアップ企業の上場日程の期間短縮」に関する制度を整備

## デジタル化への対応

- 取引所に上場している有価証券の中で唯一デジタル化されていない**日銀出資証券のデジタル化**

### 【改正内容】

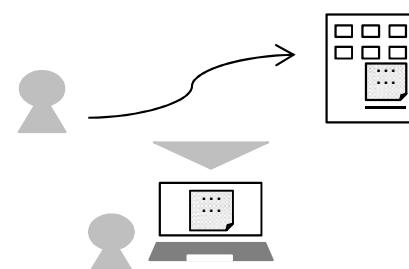
- ・ 日銀出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加



- 投資法人、特定目的会社、有限責任監査法人**登録簿等(項目例:役員や営業所等の情報)のインターネット公表**

### 【改正内容】

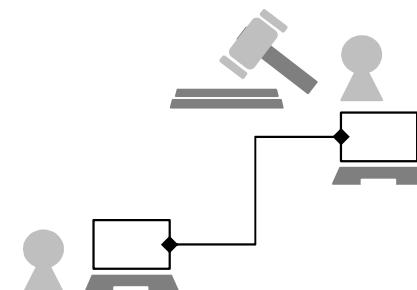
- ・ インターネット公表に際して、個人情報(役員の住所)を除くための規定を整備



- 財務書類の虚偽証明等を行った公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

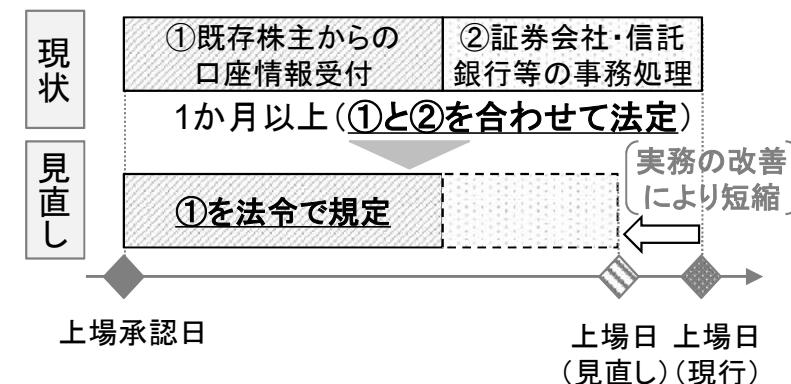
### 【改正内容】

- ・ オンラインによる送達・申立て、オンライン会議による審判手続、事件記録の電子化



- スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する際、公開価格がより適切に決定されるようにするため(注)、振替法により**1か月以上と法定されている上場承認日から上場日までの期間**について、株主保護を図りつつ、実務の改善による**短縮を可能とする見直し**

(注) 上場承認日から上場日までの期間が長いことにより、その間の価格変動リスクから、公開価格がより低く設定されているとの指摘



## スタートアップ企業の上場日程の期間短縮

※その他、2006年、社債、株式等の振替に関する法律第12条第2項を改正する際に、併せて手当てる必要があった同法第48条の規定について、所要の整備を実施

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「**投資運用業**」、「**大量保有報告**」、「**公開買付**」等に関する制度を整備

## 資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

### 投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者から**ミドル・バックオフィス業務**(法令遵守、計理等)を受託する事業者の任意の登録制度を創設。当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件(人的構成)を緩和
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能(企画・立案)に特化し、様々な運用業者へ運用(投資実行)を委託できるよう、**運用(投資実行)権限の全部委託を可能**とする

### 非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
  - プロ投資家(特定投資家)を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
  - **私設取引システム(PTS)**（注）について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする

(注) PTS(Proprietary Trading System)とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

## 企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

### 大量保有報告制度の対象明確化

**大量保有報告制度**: 発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる**「共同保有者」**の範囲を明確化(企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記)

## 資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

### 公開買付制度の対象取引の拡大

**公開買付制度**: 一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

- 市場外取引だけでなく、**市場内取引(立会内)**も適用対象とする
- **公開買付を要する所有割合を議決権の3分の1から30%に引き下げ**

## 第4節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組

- I 開示諸制度の整備（資料1～5参照）
- II 開示諸制度の運用（資料6、7参照）
- III EDINET（電子開示システム）の開発状況等（資料8参照）
- IV 会計基準の品質向上に向けた取組（資料9参照）
- V 会計監査の信頼性確保に向けた取組（資料10参照）

# サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

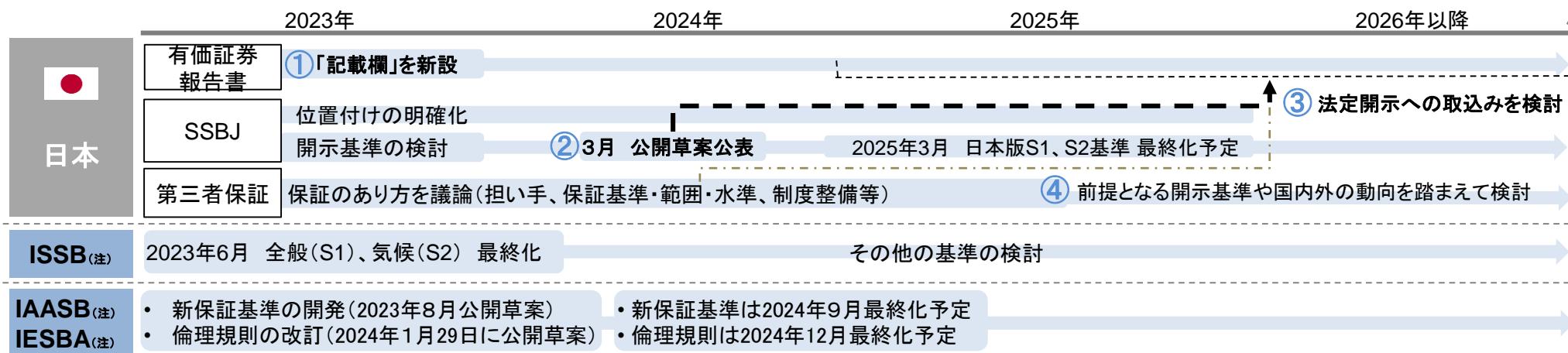
(資料1)

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要 …①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、2023年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、2024年3月に公開草案を公表 …②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる …③

(注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要 …④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置



# サステナビリティ開示に関するISSB基準の最終化

- 2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は全般的な開示要求事項(S1基準)及び気候関連開示(S2基準)基準を最終化

## ISSB基準の概要

全般的な開示要求事項  
(IFRS S1基準)

- ・ 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定（例）重要性の判断、開示場所に関する要件等
- ・ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言における4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）を、気候からサステナビリティ関連のリスクと機会に拡大

気候関連開示  
(IFRS S2基準)

- ・ 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定
- ・ TCFDの4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- ・ TCFDとの主な違いは、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 3<sup>(注1)</sup>の開示の要求（※ただし適用初年度の開示は省略可能）、及び業種別指標の開示の要求（※業種別適用ガイドラインに記載の指標を参照の上で、適用可能性を検討しなければならないとされている）

(参考)SSBJにおける現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画(2023年8月3日改訂)

- IFRS S1及びS2基準の発効時期(2024年1月1日以後開始する年次報告期間から)や、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置なども踏まえ、日本版S1プロジェクト及び日本版S2プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1 公開草案の目標公表時期

2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)

2 確定基準の目標公表時期

2024年度中(遅くとも2025年3月31日まで)

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

(出所) IFRS財団プレスリリース(2023年7月24日公表)、同プロジェクトサマリー(2023年6月26日公表)、SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」(2023年8月3日改訂)

## サステナビリティ開示基準のあり方

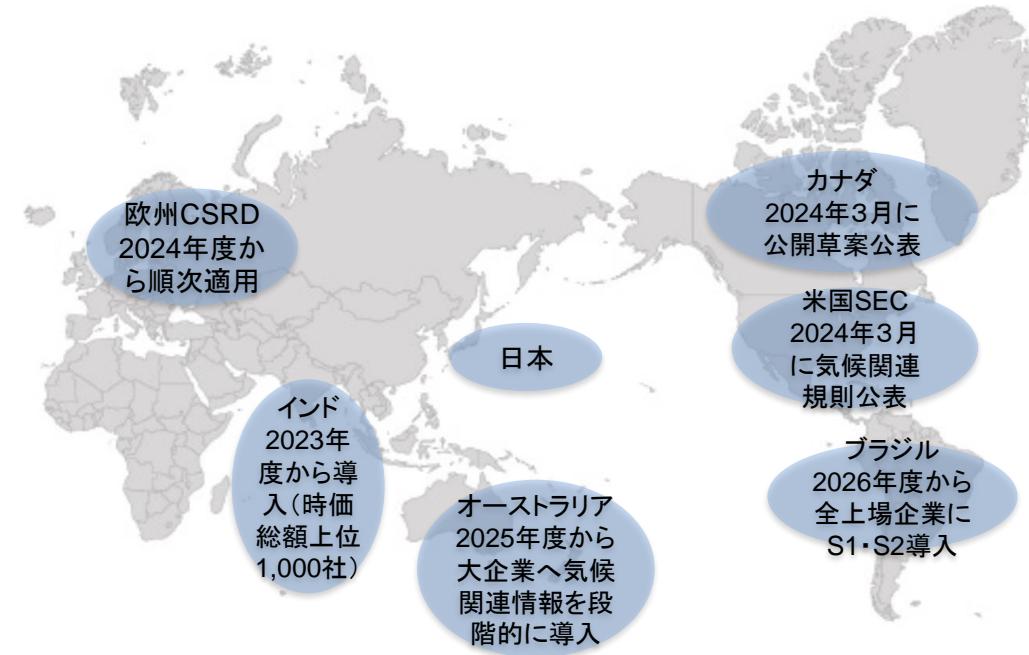
- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準でなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測(単位:十億ドル)】

	国・地域	名目GDP(IMF予測)
1	米国	27,966.5
2	中国	18,560.0
3	ドイツ	4,700.8
4	日本	4,286.1
5	インド	4,105.3
6	英国	3,587.7
7	フランス	3,183.4
8	イタリア	2,284.0
9	ブラジル	2,265.1
10	カナダ	2,238.5
11	ロシア	1,904.3
12	メキシコ	1,994.1
13	韓国	1,784.8
14	オーストラリア	1,685.6
15	スペイン	1,676.5

【株式時価総額(単位:百万ドル)】

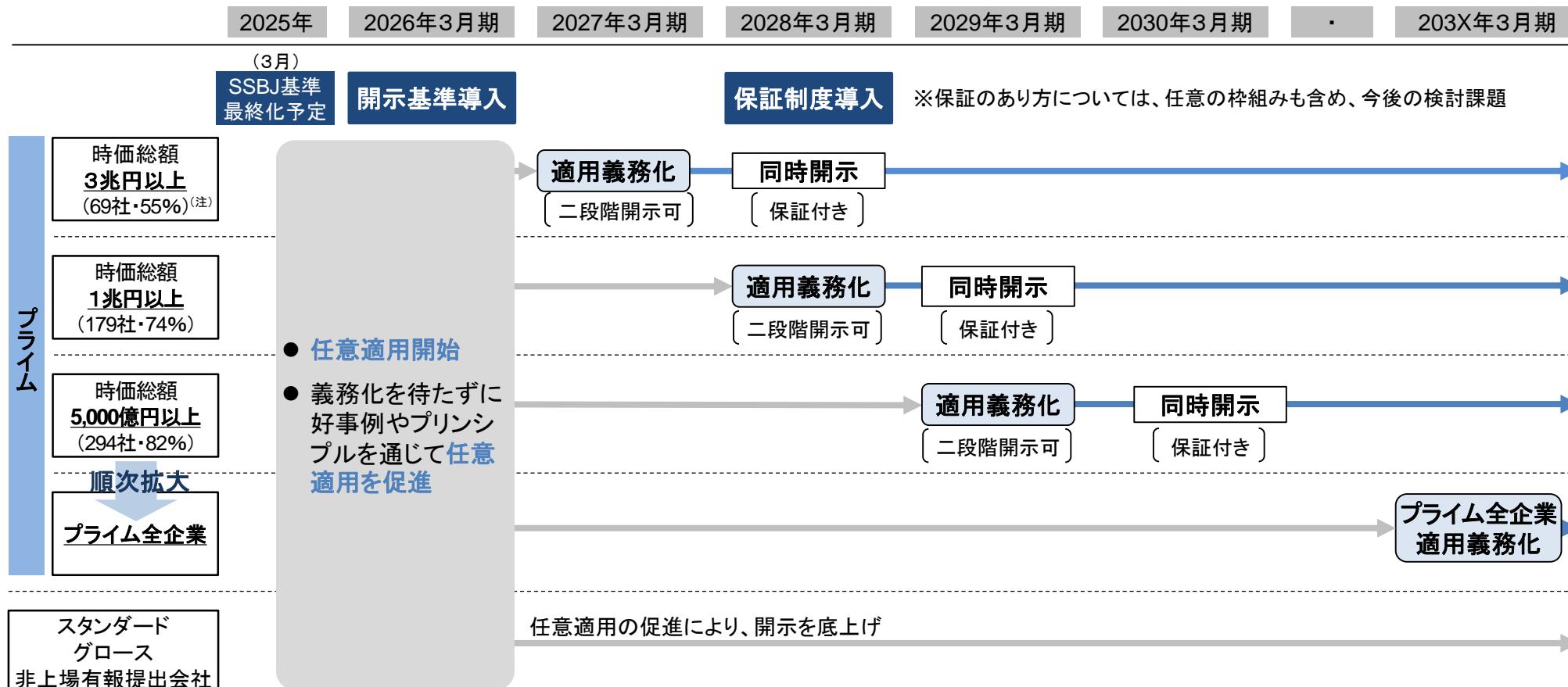
	国・地域	株式時価総額
1	米国	53,360,718.6
2	中国	9,038,244.5
3	日本	6,586,868.9
4	香港	4,747,625.6
5	インド	4,458,738.2
6	フランス	3,374,531.7
7	サウジアラビア	2,994,405.4
8	イギリス	2,980,687.1
9	カナダ	2,862,846.2
10	ドイツ	2,426,504.8
11	台湾	2,134,494.8
12	スイス	2,031,000.2
13	韓国	1,858,375.9
14	オーストラリア	1,598,817.3
15	オランダ	1,057,917.1



# サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性(イメージ)

(資料4)

- プライム市場は、**グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場**。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、**グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要**。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要**
- 企業等の準備期間を考慮し、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線**としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応していく**



※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注)時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

## 論点1

### サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

## 論点2

### サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度(profession-agnostic)にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか(参入規制、義務、責任、業務制限等)
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成(財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む)

## 論点3

### サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

## 論点4

### サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

## 論点5

### 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか

# 「記述情報の開示の好事例集」の概要

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表(更新)。

## 記述情報の開示の好事例集

- 2023年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書(以下、「有報」)等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2023」として公表(2023年12月27日公表)。また、2024年3月8日には「コーポレート・ガバナンスの概要」等の好事例を追加して、公表(更新)。
  - 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。
- ⇒好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図されることを期待。

**記述情報の開示の好事例集 2023**

目次 (1/7)

CONTENTS

- 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示のポイント
- 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例
- 1. 「全般的な要求事項」の開示例
- 2. 「会社の変遷等」の開示例
- 3. 「人的資源、多様性等」の開示例
- 4. 「人権」の開示例
- 5. 「個別テーマ」の開示例

**好事例として採り上げた企業の主な取組み①（古河電気工業株式会社）**

経営や問題意識

2018年11月から、古河電工グループビジョン2030の策定やマテリアリティの特定に開示の議論を開始し、その後も経営会議や取締役会で議論を重ねた。また、このようなサステナビリティに関する議論を集約し実行の質・スピードを高めるための社長と委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、そこで議論した内容を経営会議や取締役会でさらに議論を深める体制で仕組みを整えてきた。

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般的な要求事項

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

・ サステナビリティ開示に関しては、まずはサステナビリティ全般から説明するところとサマリーとしてわかりやすく有用

・ 企業の全体戦略とサステナビリティの関わりについて開示することは有用

・ マテリアリティの特定において2軸での整理をする場合、その会社にとって特に重要な項目は何なのかが明確になるよう、重要度の最も高い見解に項目を集中させ過ぎないことが有用

・ 4つの枠組みのうち、最も重要なものはガバナンスとリスク管理である。ガバナンスにおいては、  
 ①全般的なガバナンス体制が開示されていること、サステナビリティをどのように重視しているかが読み取れるため有用  
 ②取締役会がどのように経営陣を監督しているかに加え、実効性に関する評価について開示することが有用。具体的には、監査を行うスキルやレーディングがあるか、取締役会どのような議論が行われているか、経営者どのように評価しているかを記載すること等

・ リスク管理では、そのプロセスを記載する必要があるため、事業等のリスク等を参照するだけでは情報が不足する可能性がある。また、事業にかかるリスクだけではなく、機会についても記載することが有用

参考になる主な開示例

・ 古河電気工業株式会社(1~5~1)  
 • 株式会社三井住友ファイナンシャルグループ(1~1~1)  
 • 古河電気工業株式会社(1~7)  
 • 株式会社三井住友ファイナンシャルグループ(1~9)  
 • 古河電気工業株式会社(1~6)  
 • ローム株式会社(1~14)

下記

古河電気工業株式会社(1~5)  
 • 株式会社三井住友ファイナンシャルグループ(1~1~1~1)  
 • 古河電気工業株式会社(1~1~1)  
 • 三井住友信託銀行(1~15)  
 • 雪印メグミルク株式会社(1~16)  
 • キリンホールディングス株式会社(1~17)  
 • 株式会社トクマ(1~18)

関連してお読みいただきたい点

・ サステナビリティ開示の議論を行っている組織ごとに、過去からの開催回数と議論の内容を用いて各事例で論議に記載

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務(支)局及び沖縄総合事務局と連携して、主に「法令改正関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

## 法令改正関係審査

- 審査内容:2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(\*1, 2)
  - (\*1) 2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用
  - (\*2) 主にサステナビリティに関する企業の取組みの開示及びコーポレートガバナンスに関する開示についての改正
- 対象企業:2023年3月末～2024年3月(3月末日除く)決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法:調査票による審査

## 重点テーマ審査

- 審査テーマ:サステナビリティに関する企業の取組みの開示(\*3)
  - (\*3) 2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の適用にともない、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する記載内容について自主的な改善に資するよう審査
- 対象企業:2023年3月末～2024年3月(3月末日除く)決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法:質問票による対話型の審査

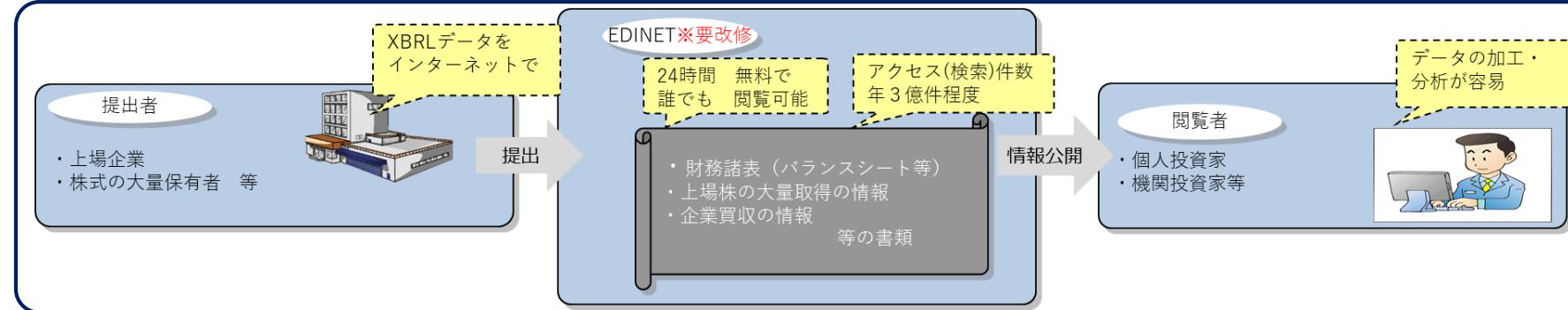
- 令和5年度の有価証券報告書レビューについて、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめて、2024年3月29日に[金融庁ウェブサイト](#)にて公表した。
- 令和5年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和6年度においても、基本的に令和5年度と同じテーマで有価証券報告書レビューを実施する方針である。

# EDINET(電子開示システム)の開発状況等

(資料8)

- EDINETは各種法令改正等に対応するため、2023事務年度においてEDINETの開発を行った。
- 投資家等に対し財務情報等を安定的に提供するため、目標である稼働率99.9%以上(年度ベース)を維持した。

## EDINETの概要

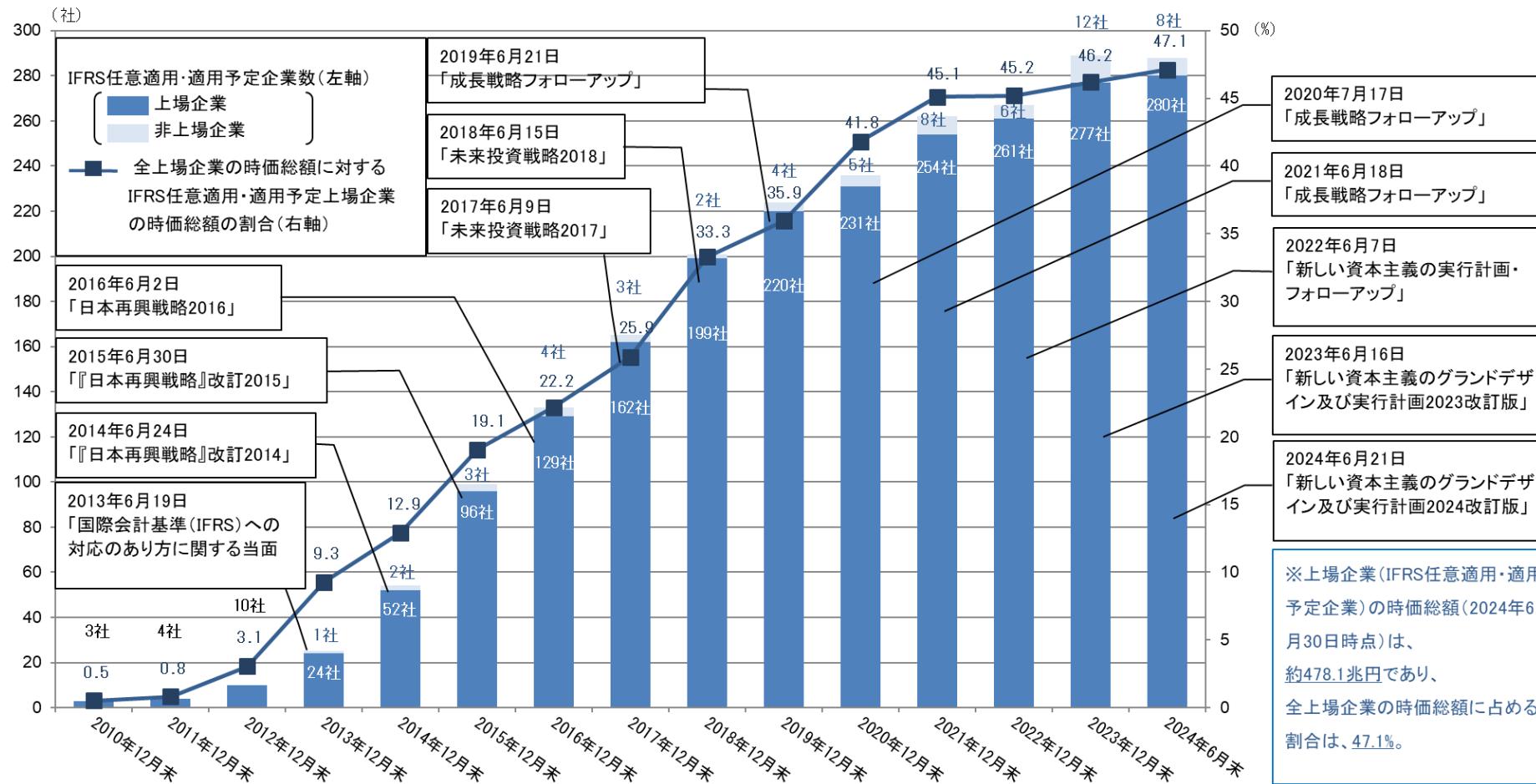


## EDINETの開発内容

- 有価証券報告書等のサステナビリティ情報の記載欄新設等に伴うシステム改修業務
  - ①金融商品取引法等の一部を改正する法律(2023年11月成立)の施行に向け半期報告書や臨時報告書等の公衆縦覧期間の延長等の改修を実施【2024年3月リリース】
  - ②上記法律の施行に伴う四半期報告書制度の廃止及び企業内容等の開示に関する内閣府令改正(2023年1月)に伴う「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設に伴う改修を実施【2023事務年度末時点での要件定義から各種テスト工程まで完了※】  
※2024年7月にリリース
- 四半期報告書制度の廃止に伴うタクソノミ開発業務
  - 2025年版EDINETタクソノミの適用へ向け、四半期報告書制度の廃止を踏まえたEDINETタクソノミ等の開発を実施【2023事務年度末時点で一次開発要件定義まで完了】

# 我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大(2024年6月末時点:288社)

(資料9)



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

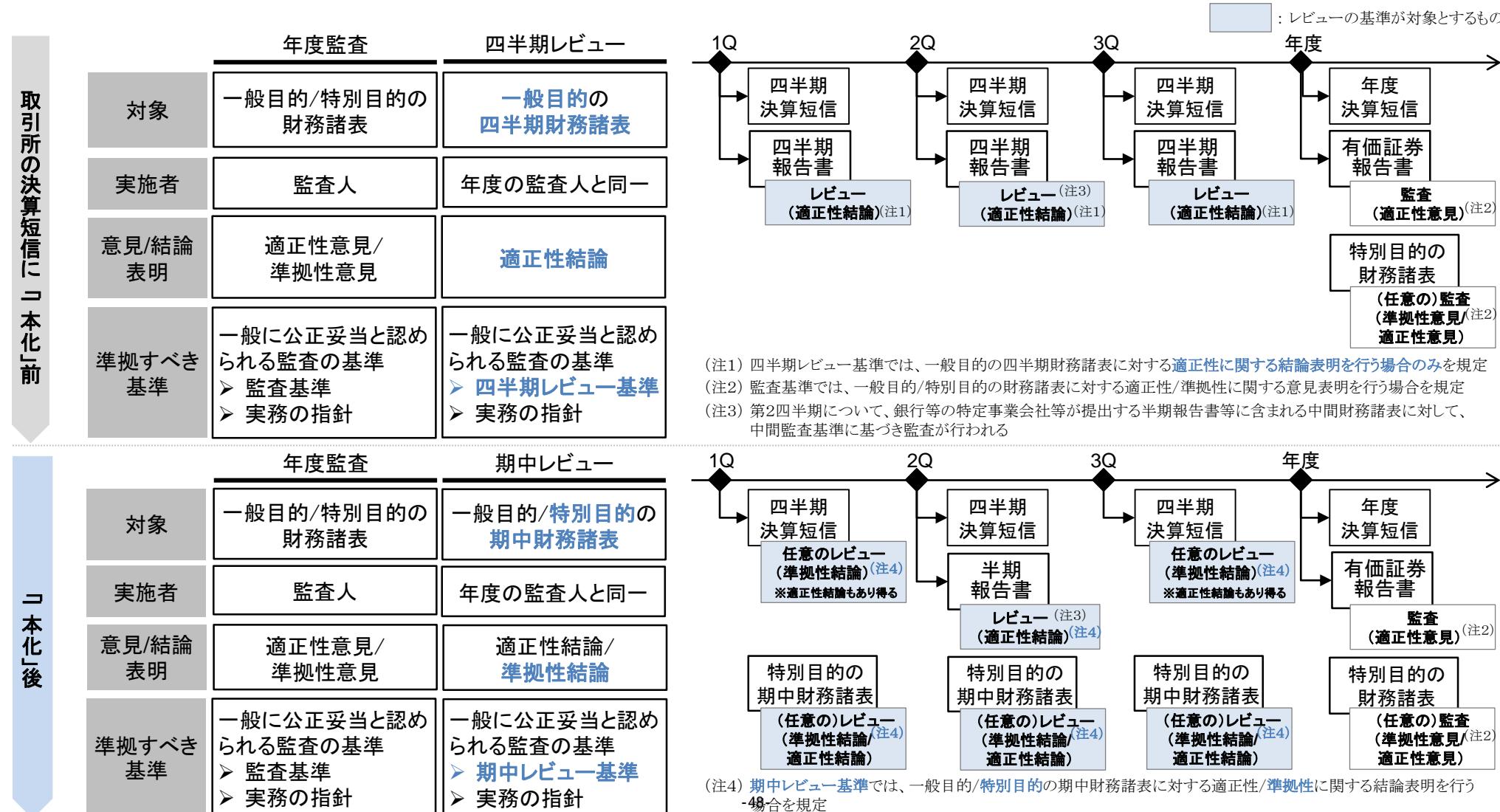
※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

# 監査人によるレビューに関する基準の改訂

(資料10)

- 監査人によるレビューに関する基準について、改訂前の四半期レビュー基準の対象は四半期報告書のみであったところ、改定後の期中レビュー基準は四半期決算短信を含む様々な期中のレビューを対象にする基準とした。【2024年3月の企業会計審議会総会において最終化】

※ レビューには、財務諸表が表示のルールに準拠しているか評価する準拠性結論と、さらに財務諸表が利用者の適切な理解のために全体として適切に表示されているかまで評価する適正性結論がある。四半期レビュー基準の対象は、適正性結論のみであったところ、期中レビュー基準では準拠性結論もカバー。



## 第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

### I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023年12月）を踏まえ、累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げについて、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行った（2024年3月施行）。

インサイダー取引規制に関して実務上問題となる論点に関する法令解釈の指針等を示す「インサイダー取引規制に関するQ&A」を改訂した。改訂内容は以下のとおり。

- ・知る前契約・計画の要件及び株式報酬に係るインサイダー取引規制の適用に関し、Q&Aに「応用編（問6～8）」を追加（令和5年12月8日）
- ・事後交付型株式報酬における現物株式の付与及び株式報酬の源泉徴収税額充当目的の売却に関するインサイダー取引規制の適用に関し、Q&Aに「応用編（問9、10）」を追加（令和6年4月19日）

### II 国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みである。また、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

#### 1. 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

（1）投資運用業等の登録に向けた当局への事前相談のために事業者が作成する文書について、様式の改訂及び金融庁ウェブサイトへの掲載方法を変更し、事業者が記載・閲覧する際の利便性の向上に取り組んだ（2023年12月）。

（2）拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が15件完了した（2023年7月～2024年6月の件数。変更登録含む。なお2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから2024年6月までの累計数は38件、海外投資家等特例業務に関する届

出累計数は1件)。

(3) 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施し、英語での業登録・届出支援が9件完了した(2023年7月～2024年6月の件数)。

## 2. 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

(1) 海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、国際金融センターの実現に向けた日本政府の関連施策や、日本の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023年9月25日から10月6日をJapan Weeksとして、サステナブルファイナンス、貯蓄から投資への促進、資産運用立国等に関する各種イベントを、関係者と協力しつつ開催した(25件のイベントを開催し、延べ1万人超が参加)。

(2) 現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した(2023年9月以降、8回出張(ニューヨーク、香港、シンガポール、ロンドン、韓国、フランス))。

## III 金融・資産運用特区の取組（資料1参照）

## 1. 目的

- ✓ 魅力的なビジネス・生活環境を整備し、**金融・資産運用業を特定地域へ集積**
- ✓ 国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**

## 2. 対象地域

- ①**北海道・札幌市** : GXに関する資金・人材・情報を集積し、GX金融・資産運用特区を実現
- ②**東京都** : 國際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進
- ③**大阪府・大阪市** : 海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進
- ④**福岡県・福岡市** : アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

## 3. 主な取組み

国の取組み	国内外の金融・資産運用業者の集積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産運用業における<b>ミドル・バックオフィス業務の外部委託</b>の促進</li> <li>● <b>行政手続の英語対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資産運用業の登録手続等</li> <li>②開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）</li> </ul> </li> <li>● スタートアップへ投資する<b>外国人投資家向け在留資格</b>の創設</li> <li>● <b>外国人銀行口座の開設支援</b></li> <li>● 銀行による<b>GX関連事業に対する出資規制</b>の緩和</li> <li>○ 銀行グループの投資専門子会社による<b>スタートアップ出資規制</b>の緩和</li> <li>● プロ向けの<b>ベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制</b>の緩和</li> </ul>	
		○全国措置	●地域限定措置
	金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援		
	成長産業(GX・スタートアップ)自体の振興・育成		

# 事業性融資の推進等に関する法律の概要

事業者が、**不動産担保や経営者保証等**によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「**基本理念**」、「**国の責務**」、「**事業性融資推進本部**」、「**企業価値担保権**」、「**認定事業性融資推進支援機関**」等について定める。

## 基本理念・国の責務

### ■ 事業性融資の推進に関する基本理念

事業者と金融機関等の緊密な連携の下、**事業の継続及び発展に必要な資金の調達等**の円滑化を図る。

### ■ 国は、その基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を**策定・実施する責務**を有する。

## 事業性融資推進本部の設置

### ■ 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、**金融庁に事業性融資推進本部**(本部長:金融担当大臣)を設置する。

### ■ 本部の構成員は、**金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣**及び**法務大臣**等とする。

### ■ 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。

## 企業価値担保権の創設

### ■ 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、**無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)**を創設する。

### ■ 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、**経営者保証の利用を制限**する。

### ■ 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の**適切な活用**を確保するため、**新たに創設する信託業の免許**を受けた者を担保権者とする。

### ■ 担保権実行時には、企業価値を損うことがないよう、**事業継続に不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)**について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。

## 認定事業性融資推進支援機関制度の導入

### ■ 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、**事業者や金融機関等**に対して**助言・指導**を行う機関の**認定制度**を導入する。

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会等

#### 1. 総会・金融分科会合同会合

(1) 第52回総会・第40回金融分科会合同会合(2024年2月19日開催)

メンバー：(資料1参照)

議事次第：(資料2参照)

#### 2. ワーキング・グループ等

(1) 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ

開催実績：2023年7月以降、5回にわたり、開催。

メンバー：(資料3参照)

報告書：

- ・「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」  
報告(2023年12月25日公表)(資料4参照)

(2) 市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2023年9月以降、6回にわたり、開催。

メンバー：(資料5参照)

報告書：

- ・「金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」「資産運用に関するタスクフォース」報告書」(2023年12月12日公表)  
(資料6参照)
- ・「金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」(2024年7月2日公表)  
(資料7参照)

(3) 資産運用に関するタスクフォース

開催実績：2023年10月以降、4回にわたり、開催。

メンバー：(資料8参照)

報告書：(2) 参照

(4) 顧客本位タスクフォース

開催実績：2024年1月26日開催。

メンバー：(資料9参照)

報告書：(2) 参照

(5) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

開催実績：2024年3月以降、3回にわたり、開催。  
メンバー：（資料10参照）

### 3. その他研究会等

#### （1）ベンチャーキャピタルに関する有識者会議

開催実績：2024年4月以降、3回にわたり、開催。  
メンバー：（資料11参照）

報告書：

- ・ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（2024年10月17日公表）（資料12参照）

#### （2）デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

開催実績：2023年11月3日開催。  
メンバー：（別紙13参照）

## 金融審議会委員名簿

令和6年2月19日現在

会長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	河村 芳彦	株式会社日立製作所 代表執行役執行役副社長
	北尾 早霧	東京大学大学院経済学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いづみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古 和恵	早稲田大学理工学術院教授
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	星 岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 真弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	吉戒 孝	福岡銀行 顧問
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

## 第 52 回金融審議会総会・第 40 回金融分科会 議事次第

日時：令和 6 年 2 月 19 日（月）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室  
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. 濟問事項にかかる報告
4. 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（案）について
5. 討議
6. 閉会

## 「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」メンバー等名簿

令和5年6月5日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
委員	飯田 秀総 石綿 学 太田 賴子 神作 裕之 黒沼 悅郎 桑原 聰子 児玉 康平 齊藤 真紀 三瓶 裕喜 高山 与志子 武井 一浩 田中 亘 玉井 裕子 角田 慎介 藤田 友敬 堀井 浩之 萬澤 陽子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士 伊藤忠商事(株) 法務部 安全保障貿易管理室長 (兼)企画統括室長 学習院大学大学院法務研究科 教授 早稲田大学大学院法務研究科 教授 外苑法律事務所 弁護士 (株)日立製作所 執行役常務 CLO 兼ゼネラルカウンセル兼 Deputy CRMO 兼オーディット担当 京都大学大学院法学研究科 教授 アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 副会長 西村あさひ法律事務所 弁護士 東京大学社会科学研究所 教授 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 野村證券(株) 経営役 インベストメント・バンキング・プロダクト担当 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 三井住友トラスト・アセットマネジメント(株) 専務執行役員 チーフ・サステナビリティ＆ストラテジー・オフィサー 筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授
オブザーバー	東京証券取引所 日本経済団体連合会 関西経済連合会 日本投資顧問業協会 日本証券業協会 国際銀行協会 法務省 経済産業省	

(敬称略・五十音順)

## ①公開買付制度

- **公開買付制度**について、**市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化**といった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。

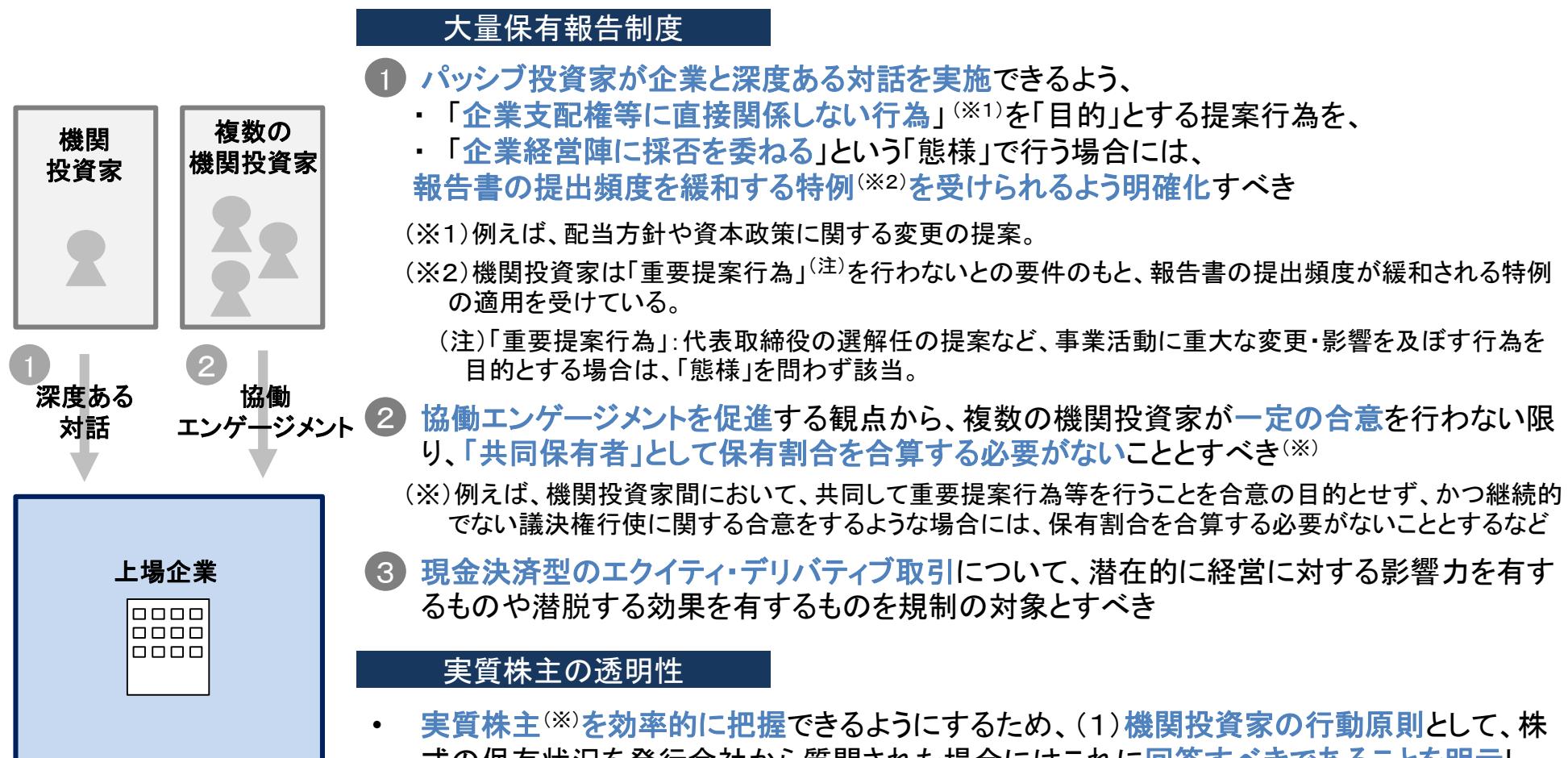
### 現行の公開買付制度の概要

	5%超	2 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引	5%ルール (TOBが必要。ただし、上限を設定するTOBも可。)	3 3分の1ルール (TOBが必要。ただし、上限を設定するTOBも可。)		全部買付義務 (上限の設定は不可。)
市場内取引 (立会内)		1 原則として規制対象外		

- ① 資本市場の透明性・公正性を確保するため、**市場内取引**を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、**公開買付けの実施を義務付けるべき**
- ② 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げるべき
- ③ 買付予定数に上限を設定した公開買付けを実施する場合、**公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応等について説明責任を果たさせるべき**  
(※)加えて、上限を付さない公開買付けを含め、公開買付者が任意に、公開買付けの成立後に追加応募期間を設けることができるよう にすべき
- ④ 実態に即しない画一的な運用を避けるため、**個別事案ごとに例外的な取扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すべき**

## ②大量保有報告制度・③実質株主の透明性

- 大量保有報告制度や実質株主の透明性について、パッシブ投資の増加、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり、協働エンゲージメント<sup>(※)</sup>の広がりといった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。(※)複数の投資家が協調して、個別の投資先企業に対して特定のテーマについて対話をを行うなどの行動を起こすこと。



(※)議決権指図権限や投資権限を有する者。

## 「市場制度ワーキング・グループ」 メンバー名簿

2024年7月2日現在

座長	神田 秀樹	東京大学名誉教授
委員	有吉 尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
	亀坂安紀子	青山学院大学経営学部経営学科教授
	神作 裕之	学習院大学法学部教授
※	小池 広靖	野村アセットマネジメント（株）CEO 兼 代表取締役社長
	小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院政治経済学部教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所 執行役員（兼）研究理事 シンクタンク部門長
※	西岡 明彦	マン・グループ・ジャパン・リミテッド東京支店会長
※	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	野村亜紀子	野村資本市場研究所主席研究員
※	藤田 薫	ブラックストーン・グループ・ジャパン（株）マネジング・ディレクター/パートナーウエルス・リューションズ 日本責任者
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ（株）執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会)
	森下 哲朗	上智大学法学部教授

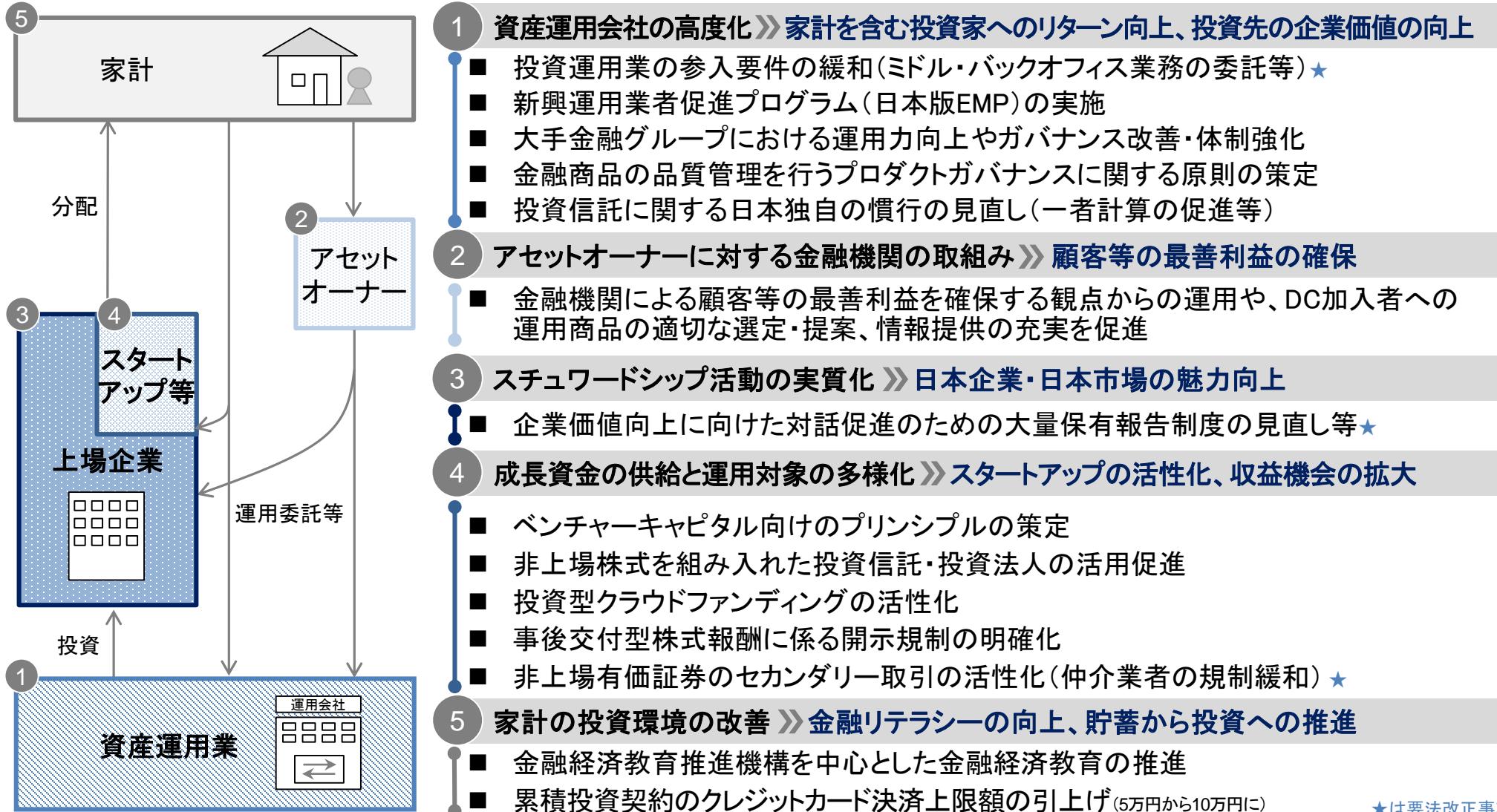
(敬称略・五十音順)

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	投資信託協会	日本投資顧問業協会	第二種金融商品取引業協会
	日本STO協会	証券・金融商品あっせん相談センター	信託協会
	生命保険協会	日本プライベート・エクイティ協会	
	日本ベンチャーキャピタル協会	日本取引所グループ	
	財務省 経済産業省 国土交通省	日本銀行	

※ プロダクトガバナンスに関する報告書の取りまとめが行われるまでの期間にご出席していただく委員。

# 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



# 資産運用会社の高度化(⇒家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上)

a 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善・体制強化

- **大手金融機関グループ**において傘下資産運用会社等の人材育成を含む運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための**プランの策定・公表**

b プロダクトガバナンスの確保

- 資産運用会社による適切な金融商品の組成、管理、透明性を確保するための**プロダクトガバナンスに関する原則を策定**※

※「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂

c 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

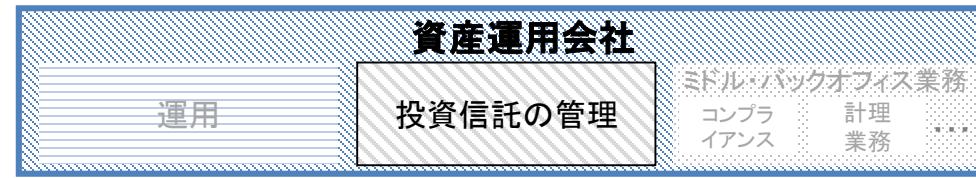
- 基準価額の計算について資産運用会社と信託銀行の双方で行う**二重計算の慣行を見直し**(業界における一者計算に向けた計理処理の標準化等の取組みを後押し)
- 基準価額の計算過誤の訂正に関するマテリアリティポリシー(重大性基準)について、各社の定める水準の適切性や投資家への周知の重要性を監督指針等に記載

⇒ 投資運用業の参入障壁を緩和

d

投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)

- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託**等による規制緩和



「運用」を委託



運用権限の全部委託

- **投資運用業における運用権限の全部委託を禁止する規制の撤廃**
- 運用委託先の管理について、必要な規定の整備

⇒ 特色ある運用会社への委託を促進

「ミドル・バックオフィス業務」を委託



投資運用業者の登録要件緩和

- **ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者に任意の登録制度を創設**(行為規制(善管注意義務等)等を適用)
- 登録業者に業務委託する場合には、**投資運用業の登録要件(体制整備等)を緩和**※

※業務を外部委託した場合、委託先の管理等が必要

e

新興運用業者促進プログラム(日本版EMP(Emerging Managers Program))

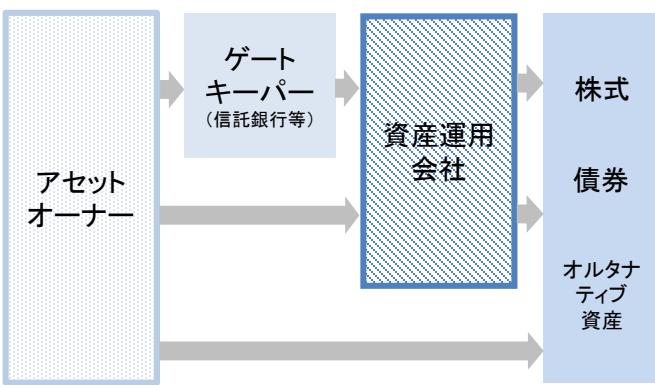
- **金融機関・アセットオーナーによる優れた新興運用業者の発掘・運用委託を後押し**。また、各主体による具体的な取組状況を公表
- 新興運用業者を一覧化したリスト(エントリーリスト)の提供
- 金融創業支援ネットワーク<sup>(注1)</sup>や拠点開設サポートオフィス<sup>(注2)</sup>等を拡充
- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託**等による規制緩和(再掲)

(注1)日本で拠点開設をする海外金融事業者(投資運用業、投資助言・代理業等)に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援

(注2)新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で実施

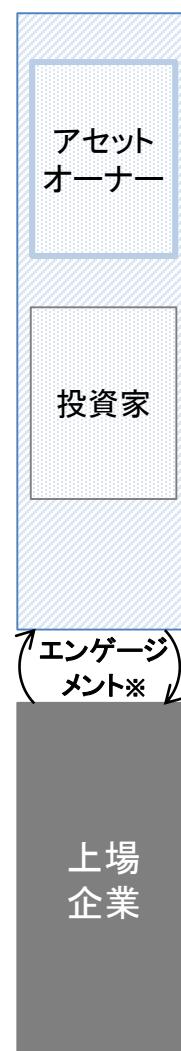
# アセットオーナー、上場企業、家計に関する取組み

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関**を適切にモニタリングし、**必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

## 3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況**(規模・運用方針等)に応じた対応の**促進**や、**協働エンゲージメント**の取組みの積極的な活用
- 実効的な**エンゲージメント**の促進のための**制度の見直し**(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)
- **資本コストや株価を意識した経営の実現**に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点から**フォローアップ**

## 5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

### 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

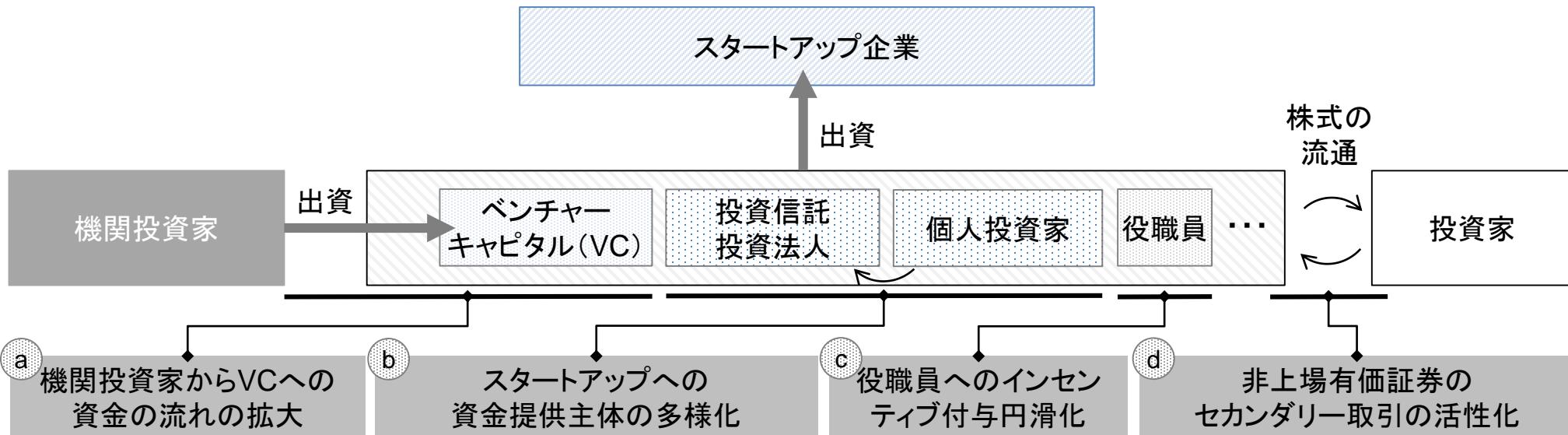
- 家計が**資産運用会社**や**金融商品**を適切に選択するためには**金融リテラシー**の向上が不可欠
- **金融経済教育推進機構**を中心に**官民一体**となって、**金融経済教育**に取組むことが**重要**

### 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- 新しい**NISA制度**において、**つみたて投資枠**は年間120万円(**月10万円**)になる
- 累積投資契約の**クレジットカード決済上限額**について、**つみたて投資枠**を**カバー**できるよう規定を見直し(5万円から10万円に)

\* 企業と投資家との建設的な対話

# 成長資金の供給と運用対象の多様化(⇒スタートアップの活性化、収益機会の拡大)



- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力を高めるため、「**ベンチャーキャピタル・プリンシプル**」を策定
- VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、**公正価値評価**を推進
- **投資信託への非上場株式の組入れ**を行うための枠組み（自主規制規則）の整備、**上場ベンチャーファンドの促進**（開示頻度の緩和等）
- **投資型クラウドファンディング**の活性化
  - ・**企業の発行総額上限**  
1億円→**5億円**（1~5億円は簡素化された開示様式を利用可）
  - ・**投資家の投資上限**  
50万円→**年収や純資産に応じた設定**
- 企業が役職員に付与する譲渡制限付株式ユニット（RSU）等の**事後交付型株式報酬**について、有価証券届出書に代えて、**臨時報告書の提出を認める特例**を設ける
- **非上場有価証券の取引の仲介業務**への参入を促すため、
  - ・プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
  - ・**私設取引システム(PTS)**について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、**第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする**

(参考)上記の他、外貨建国内債(いわゆるオリガミ債)の発行を円滑化(外貨によるDVP(Delivery Versus Payment)決済を可能とするための制度整備)

# 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ①プロダクトガバナンスに関する原則の策定

- 家計の安定的な資産形成を図り、「成長と分配の好循環」を実現すべく、製販全体として顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するため、**組成会社向けの「補充原則」**を**「顧客本位の業務運営に関する原則」**に追加

## 基本的な考え方

- 組成会社・販売会社間での建設的なコミュニケーション等により、製販全体・金融商品のライフサイクル全体として**顧客の最善の利益を実現**
- 投資信託を含む**幅広い金融商品**について、組成会社による補充原則の受け入れを期待
- 組成会社・販売会社の負担にも配慮し、金融商品の特性(リスク・複雑さ)に応じて対応(**プロポーショナリティ**)
- 組成会社・販売会社間の情報連携に係る**実効性を確保**(フォーマット等の実務面の検討)
- 金融庁において、金融事業者における**取組状況をフォローアップ**し、好事例や課題等を把握・分析



## 組成会社に求められる対応 (プロダクトガバナンスに関する補充原則)

## 販売会社に求められる対応 (原則6に注を追記)

### 補充原則1 基本理念

**経営者のリーダーシップ**の下、金融商品提供に関する**理念の明確化**

### 補充原則2 体制整備

プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備、金融商品の**組成・提供・管理**の各プロセスにおける**品質管理体制の整備**

### 補充原則3 金融商品の組成時の対応

金融商品の**組成時**における**商品性の検証**や**想定顧客属性の特定**、組成会社・販売会社間の**情報連携**の促進

### 補充原則4 金融商品の組成後の対応

金融商品の**組成後**における**商品性の検証**、組成会社・販売会社間の**情報連携**による**運用・商品提供等の改善**

### 補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供

**運用体制やガバナンス**等に関する顧客への分かりやすい情報提供

### 原則6

顧客にふさわしいサービスの提供

- 実際に購入した**顧客層**や**反応**等について組成会社との**情報連携**
- 組成会社による想定顧客属性を踏まえつつ、**自らの責任**で**顧客の適合性**を判断

## [参考]顧客本位の業務運営に関する原則

- 国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者は「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、その取組みを「見える化」することにより、顧客がより良い金融商品・サービスを選択するメカニズムの実現を図るもの(プリンシップルベース・アプローチ)

### 顧客本位の業務運営に関する原則

2017年3月30日 策定  
2021年1月15日 改訂

原則1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	顧客本位の業務運営を実現するための取組方針等の策定・公表、取組方針の定期的な見直し
原則2 顧客の最善の利益の追求	顧客に対する誠実・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を追求、顧客本位の業務運営に関する企業文化の定着
原則3 利益相反の適切な管理	利益相反の可能性の正確な把握・管理とそのための対応方針の策定
原則4 手数料等の明確化	手数料等の詳細をどのようなサービスの対価かも含め、顧客に情報提供
原則5 重要な情報の分かりやすい情報提供	顧客のリテラシー等を考慮し、手数料や利益相反の可能性を含む、金融商品・サービスに関する重要な情報の分かりやすい提供
原則6 顧客にふさわしいサービスの提供	顧客の適合性を把握し、ふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨
原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	顧客本位の業務運営を促進するための報酬・業績評価体系や従業員研修、適切なガバナンス体制等の整備

# 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ②金融・資本市場を巡るその他の論点

## 株式決済期間の短縮

- 日本では、株式の取引が行われた約定日(T日)の2営業日後(T+2日)に決済が行われている一方、**国際的に株式決済期間の短縮(T+1化)**の実施・検討が進められている
- ⇒ 日本の証券決済制度が国際標準から取り残されないよう、**市場関係者において、T+1化に関するメリットと課題等について、実務的な検討を始めるべき**

### メリット

- 決済リスクの削減
- 資金効率の向上・担保負担の軽減
- 決済事務の一層の合理化・効率化 等

### 課題

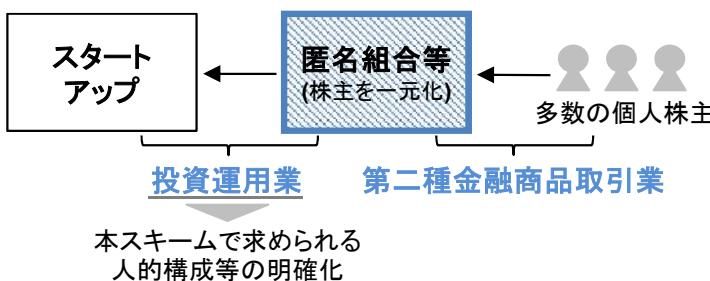
- △ フェイルリスクの増加
- △ オペレーションリスクの増加
- △ 非居住者による日本株取引への影響 等

## 投資型クラウドファンディング

### 株主一元化スキームの活用

- 株式投資型クラウドファンディング(CF)において、**株主一元化スキーム**の組成ニーズが高まっているが、ファンド運営に係る**投資運用業の登録要件を満たすための体制整備の負担が課題**
- ⇒ 投資運用業の登録審査において、**実態に即した人的構成・業務運営体制での登録が可能であることを明確化**
- 株式投資型CFと株主一元化スキームとで自主規制規則における**規制体系に差異**(少額要件の適用の有無等)  
⇒ **株主一元化スキームと株式投資型CFとの規制の平仄を合わせる**

### <株主一元化スキーム>



### 勧誘方法

- **投資型CFの勧誘方法**は、自主規制規則において、一部を除き、**電磁的方法**に限定され、**電話・訪問勧誘等は禁止**
- **特定投資家への勧誘**は電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法を認めてほしいとの要望
- ⇒ 電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法による勧誘について、**法人の特定投資家**に対しては**可能**とする

一方、**個人**(特定投資家を含む)に  
対しては**引き続き慎重**に対応

		電話・訪問等による勧誘	
	個人	法人	
第一種 金商業者	株式投資型 CF	X (不可)	O (特定投資家は可)
	上記以外の 投資型CF	X (不可)	O (特定投資家は可)
第二種金商業者		X (不可)	O (特定投資家は可)

(注)銀証ファイアーウォール規制については、金融機関における弊害防止措置に関する態勢整備の状況についてモニタリングが行われているところであり、当該規制に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要がある

## 「資産運用に関するタスクフォース」 メンバーネーム簿

2023年12月12日現在

座長	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有田 浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役社長 CEO
	有吉 尚哉	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院教授
	片山 銘人	日本労働組合総連合会総合政策推進局経済・社会政策局長
	幸田 博人	京都大学経営管理大学院特別教授
	白須 洋子	青山学院大学経済学部教授
	滝澤 美帆	学習院大学経済学部教授
	玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表
	長谷川知子	日本経済団体連合会常務理事
	山下 徹哉	京都大学大学院法学研究科教授

(敬称略・五十音順)

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	投資信託協会	日本投資顧問業協会	第二種金融商品取引業協会
	信託協会	生命保険協会	日本プライベート・エクイティ協会
	日本ベンチャーキャピタル協会		日本取引所グループ
財務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省
			日本銀行

## 「顧客本位タスクフォース」 メンバーリスト

2024年1月26日現在

座長	神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	有吉 尚哉 岩城みづほ 神田 秀樹 坂 勇一郎 佐々木百合 島田 知保 竹川美奈子 佃 秀昭 永沢裕美子 沼田 優子 野尻 哲史 松尾 健一 松元 暉子 渡辺 安虎	弁護士（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） NPO 法人みんなのお金のアドバイザー協会副理事長 学習院大学大学院法務研究科教授 弁護士（東京合同法律事務所） 明治学院大学経済学部教授 「投資信託事情」編集長 LIFE MAP 合同会社 代表 （株）ボードアドバイザーズ代表取締役社長 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科専任教授 合同会社フィンウェル研究所代表 大阪大学大学院高等司法研究科教授 慶應義塾大学法学部教授 東京大学大学院経済学研究科教授

(敬称略・五十音順)

オブザーバー	全国銀行協会 投資信託協会 日本 STO 協会 生命保険協会 日本 FP 協会 日本経済団体連合会 厚生労働省	国際銀行協会 日本投資顧問業協会 証券・金融商品あっせん相談センター 電子決済等代行事業者協会 日本金融商品仲介業協会 日本取引所グループ 消費者庁 財務省 文部科学省 経済産業省 日本銀行（金融広報中央委員会）	日本証券業協会 第二種金融商品取引業協会 信託協会 日本金融サービス仲介業協会
--------	---	--	--

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する  
ワーキング・グループ」メンバーネーム簿

令和6年3月26日現在

座長	神作 裕之	学習院大学大学院法務研究科 教授
委員	浅川 健一	一般財団法人日本品質保証機構 地球環境事業部次長兼環境審査課長
	井口 謙二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
	近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者 エグゼクティブディレクター
	柿原 アツ子	川崎重工業株式会社 執行役員マーケティング・渉外本部長
	清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
	小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
	阪 智香	関西学院大学商学部 教授
	三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザーコンサルティング 合同会社 代表
	関口 智和	有限責任 あづさ監査法人 常務執行理事 パートナー
	芹口 尚子	野村證券株式会社 IBビジネス開発部 財務戦略グループリーダー 兼 サステナブル・ファイナンス部 エグゼクティブ・ディレクター
		公益社団法人日本証券アナリスト協会 サステナビリティ報告研究会 委員
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
	永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
	藤本 貴子	公認会計士
	堀江 正之	日本大学商学部 教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	森内 謙	公益財団法人日本適合性認定協会 代表理事 専務理事
	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科 教授
	吉元 洋志	ソニーグループ株式会社 法務部コーポレート法務グループ ゼネラルマネジャー

オブザーバー

サステナビリティ基準委員会 東京証券取引所 日本監査役協会 日本経済団体連合会 関西経済連合会 日本公認会計士協会 日本労働組合総連合会 日本銀行 法務省 財務省 経済産業省 環境省

(敬称略・五十音順)

## 「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」メンバーリスト

2024年10月17日現在

座長 幸田 博人 京都大学経営管理大学院特別教授

メンバー	片岡 正史	第一生命保険株式会社 オルタナティブ投資部長
	片田江 舞子	CORE Partners 合同会社 CEO
	佐村 礼二郎	エー・アイ・キャピタル株式会社 代表取締役
	田中 光江	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	玉木 謙	株式会社 SmartHR 取締役常勤監査等委員
	藤本 貴子	有限責任監査法人トーマツ パートナー（日本公認会計士協会 副会長）
	増田 徹	三井住友信託銀行株式会社 執行役員
	村田 祐介	インキュベイトファンド 代表パートナー
	山口 好生	株式会社日本政策投資銀行 担当部長
	渡辺 大	株式会社デライト・ベンチャーズ マネージングパートナー

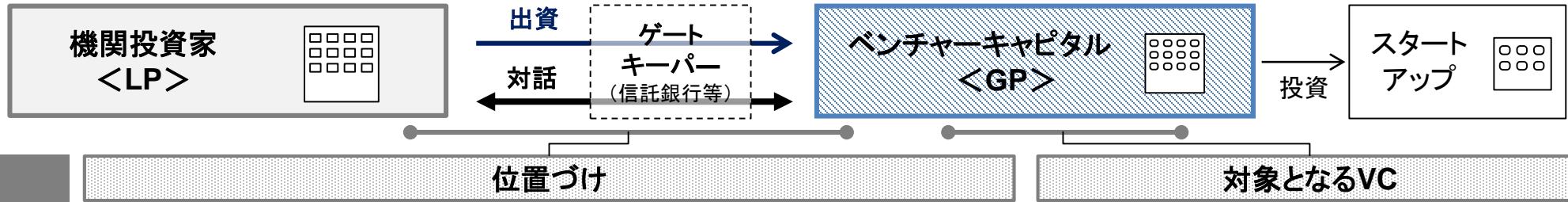
(敬称略・五十音順)

オブザーバー 信託協会 スタートアップエコシステム協会 生命保険協会  
 全国銀行協会 日本取締役協会 日本取引所グループ  
 日本ベンチャーキャピタル協会 Fintech 協会

※ ベンチャーキャピタルに関する有識者会議は、金融庁及び経済産業省の共催として、事務局は金融庁が担当

# 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(概要)

- 国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル(VC)に円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCについて、ファンドへの投資者(LP)及びファンド運営管理者(GP)の「推奨・期待される事項」を策定



## 概要

- VCのガバナンス等が向上することで、内外機関投資家によるVCへの円滑な資金供給、スタートアップへの全般的な出資機能の強化、スタートアップエコシステムの進化を目的とする
- 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCにおいて、VCの実態に応じ、LP及びGPにより活用されるものとして作成
- VCの規模や特性等に照らし満たすことが望ましくない事項については実施しないこともあり得る。その場合は、理由や将来展望等をLP及びGPの間で意思疎通されることが期待される
- 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCとして備えることが「推奨される事項」と、スタートアップエコシステムの発展に寄与し、LPの中長期的なリターンを向上させるものとしてVCに一般的に「期待される事項」の二段構成

## 推奨・期待される事項の内容

推奨される事項		期待される事項(※)	
受託者責任・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託者責任の認識・LPへの説明</li> <li>● 持続可能な経営体制(キーパーソン等)の構築</li> <li>● コンプライアンス管理体制の確保</li> <li>● LPの権利の透明性確保</li> </ul>	投資先の企業価値向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スタートアップの成長に資する投資契約</li> <li>● 投資先の経営支援(人材紹介、ノウハウ提供等)</li> <li>● 投資後の継続的な資本政策支援等 (フォローオン投資、ファンド期間の延長、M&amp;A含む最適なエグジット手法・時期の検討)</li> </ul>
利益相反管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利益相反管理体制の整備(LPへの諮詢等)</li> <li>● GPによる出資コミットメント等</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資先の上場後の対応(クロスオーバー投資)</li> <li>● ESG・ダイバーシティ</li> </ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有資産の公正価値評価</li> <li>● 四半期ごとのファンド財務情報等の提供</li> </ul>	※ 目指すべき全体的な方向性を示すものであり、個別のVCの戦略は多様であることに留意	

## 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

### メンバー等名簿

2021年7月19日

座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

メンバー  
井上 聰 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）  
岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授  
翁 百合 株日本総合研究所理事長  
加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
栗田 太郎 ソニー(株)FeLiCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア  
坂 勇一郎 弁護士（東京合同法律事務所）  
佐古 和恵 早稲田大学基幹理工学部教授  
野田 俊也 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授  
松尾真一郎 ジョージタウン大学研究教授  
兼 NTT Research ブロックチェーン研究グループリーダー<sup>1</sup>  
松本 勇気 (株)LayerX 代表取締役 CTO  
森下 哲朗 上智大学法学部教授  
横関 智弘 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー 財務省 日本銀行 預金保険機構

(敬称略・五十音順)

## 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和6年6月4日時点)

会長 藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

委員 荒川 裕司 一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長

大野 澄子 弁護士

加藤 憲治 一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長

金子 晃浩 全日本自動車産業労働組合総連合会会長

京井 和子 NPO法人いのちのミュージアム事務局

慶島 謙治 全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長

武田 涼子 弁護士

寺田 一薰 福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科教授

長島 佳史 全国共済農業協同組合連合会代表理事専務

波多江 久美子 明治学院大学法学部教授  
弁護士

細川 昭子 弁護士

唯根 妙子 特定非営利活動法人消費者機構日本理事

特別委員 川口 伸吾 損害保険料率算出機構専務理事

桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会代表

坂口 正芳 一般社団法人日本自動車連盟会長

細川 秀一 公益社団法人日本医師会常任理事

宮木 由貴子 第一生命経済研究所常務取締役 ライフデザイン研究部長兼  
首席研究員

麦倉 泰子 関東学院大学社会学部教授

(敬称略・五十音順)

[Tweet](#)

## 第147回・第148回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和6年1月15日10時00分から第147回自動車損害賠償責任保険審議会、令和6年1月19日10時00分から第148回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第147回自動車損害賠償責任保険審議会では、令和5年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

契約年度	令和5年度	令和6年度
前回（令和5年4月）改定時予定損害率		133.5%
令和5年度検証結果による損害率	133.5%	131.3%

（※1）損害率 = (支払保険金／収入純保険料) ×100

3. 令和5年4月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は令和5年度で0%、令和6年度で▲1.6%に留まっており、検証結果を受けた基準料率の改定は必要ないものとされました。
4. 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等により、新たに「特定小型原動機付自転車」が定義されたことを受け、自賠責保険としても「特定小型原動機付自転車」のリスク特性に応じた基準料率を算出し、令和6年度より、「特定小型原動機付自転車」の区分を新設することとなりました。
5. 第148回自動車損害賠償責任保険審議会においては、第147回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった「特定小型原動機付自転車」の基準料率に関して諮問が行われました。  
審議の結果、「特定小型原動機付自転車」の基準料率を令和6年4月1日より適用することなどについて了承されました。
6. 「特定小型原動機付自転車」の基準料率（※2）は、次のとおりです。

保険期間	基準料率
12か月契約	6,650円
24か月契約	8,040円
36か月契約	9,400円
48か月契約	10,730円
60か月契約	12,040円

（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く。）

7. また、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納を可能とするために、共済規程等を一部変更することについて、行政庁が行う認可に対して同意することに関して諮問が行われました。  
審議の結果、特段異議はないものとして了承されました。

（参考）諮問に対しての答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

### 相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

### 新着情報配信サービス

- ▶ 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

### 関連リンク

-  証券取引等監視委員会

-  公認会計士・監査審査会

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)

監督局保険課（内線3859、3496）

[Tweet](#)[English Summary](#)

## 相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

## 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

SESC 証券取引等監視委員会

CPAOB 公認会計士・監査審査会

## 第149回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和6年6月4日12時00分から第149回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
2. 第149回自動車損害賠償責任保険審議会では、自賠責保険における経費の計算方法等について、事務局及び日本損害保険協会から次の内容が報告されました。

## &lt;事務局&gt;

社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値（以下、「経費計算基準等」という。）は、2012年の自賠責審議会で報告の上で改定されたが、その後、デジタル化の進展など、自賠責保険の経費に影響を与える環境は変化している。

こうした環境変化を踏まえ、日本損害保険協会に対し、

- ・ 経費計算基準等が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと
- ・ 経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入

について、検討を依頼し、検討結果について、2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会について報告するよう要請したい。

## &lt;日本損害保険協会&gt;

前回見直し時から、デジタル化の進展や法改正対応などの、経費計算基準等に影響しうると考えられる環境変化が発生している。

については、日本損害保険協会において、透明性・客觀性を確保した第三者委員会を設置し、事務局から提示された点について検討することとしたい。

## 3. 議論の結果、

- 日本損害保険協会において客觀性・透明性を十分に確保した第三者委員会※を設置の上、
  - ・ 経費計算基準等について、経費計算基準の計算式が実態に即しているかという観点も含め、業務実態に合っているか検証した上で、必要に応じて、見直しを行うこと
  - ・ 将来的に経費計算基準等を見直す場合の手続きを導入すること
- について、検討を行うこと
- 2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会において、第三者委員会での検討結果を日本損害保険協会から報告を行うこと

について、了承されました。

※詳細は日本損害保険協会の[ホームページ](#)をご確認ください。

## お問い合わせ先

**金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)**

監督局保険課（内線3859、3496）

### 第3節 企業会計審議会

企業会計審議会は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料1参照）

#### 1. 総会

開催実績： 2024年3月12日開催

メンバー：（資料2参照）

議事次第：（資料3参照）

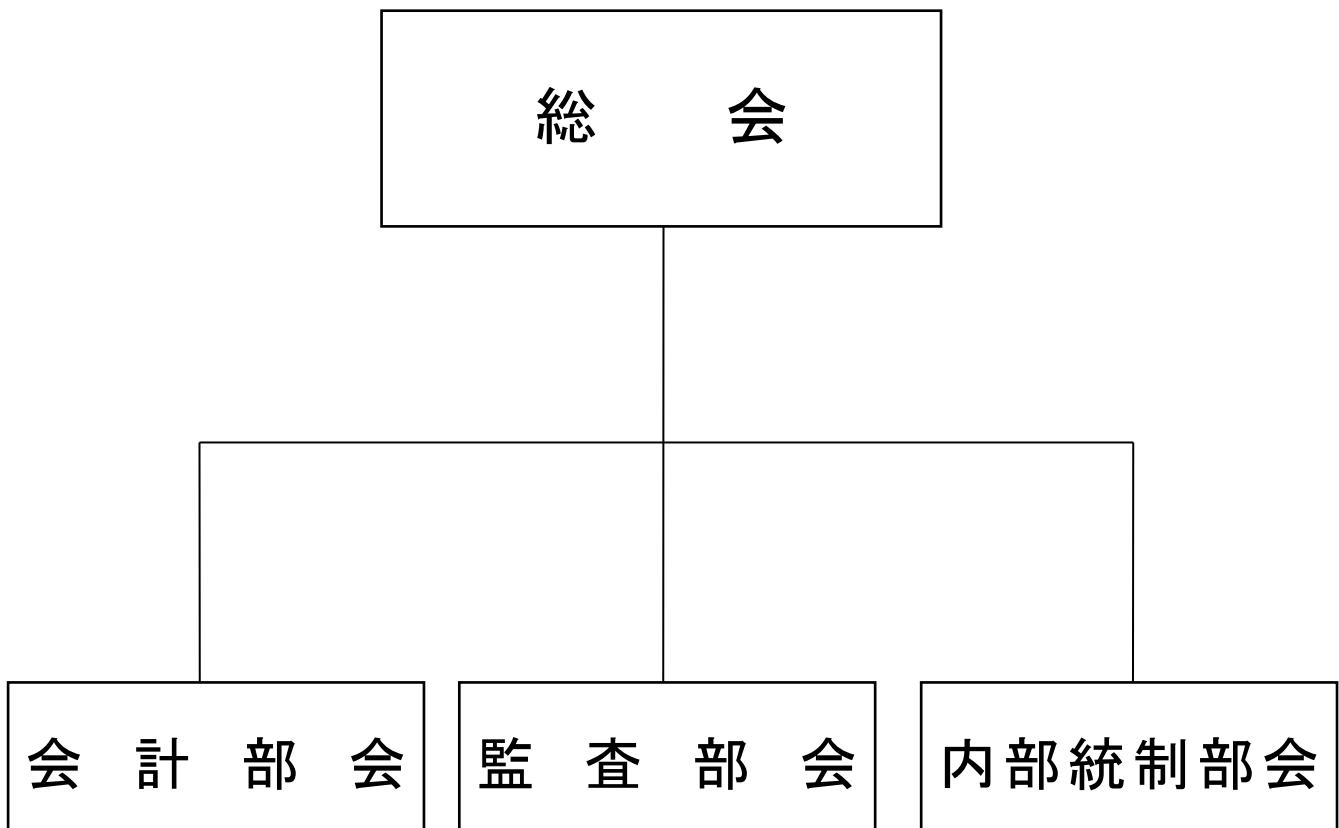
#### 2. 監査部会

開催実績： 2023年7月以降、2回にわたり、開催。

メンバー：（資料4参照）

議事次第：（資料5、6参照）

## 企 業 会 計 審 議 会 の 組 織



## 企 業 会 計 審 議 会 委 員 名 簿

(令和6年3月12日現在)

	氏名	現職
会長	徳賀 芳弘	京都先端科学大学副学長 京都大学名誉教授
委員	井口 謙二	ニッセイアセットマネジメント(株)執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	引頭 麻実	東京ガス(株)社外取締役、味の素(株)社外取締役
	小倉 加奈子	三井不動産(株)社外取締役
	金子 裕子	公認会計士
	阪 智香	公認会計士
	阪 智香	関西学院大学商学部教授
	佐々木 啓吾	住友化学(株)常務執行役員
	佐藤 雅之	日揮ホールディングス(株)代表取締役会長 CEO
	田代 桂子	(株)大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
	林 隆敏	関西学院大学商学部教授
	堀江 正之	日本大学商学部教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員
	弥永 真生	明治大学大学院会計専門職研究科教授
	米山 正樹	東京大学大学院経済学研究科教授

〔50音順、敬称略〕

## 企業会計審議会総会 議事次第

日時：2024年3月12日（火）10：30～12：00

場所：オンライン開催 ※一部、中央合同庁舎第7号館  
13階 共用第1特別会議室

1. 開会
2. 四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂等
3. 開示・会計・監査を巡る最近の動向
4. 閉会

## 企業会計審議会 監査部会委員等名簿

(令和6年3月12日現在)

	氏 名	現 職
部 会 長	堀江 正之	日本大学商学部教授
委 員	井口 譲二 引頭 麻実 小倉 加奈子 金子 裕子 林 隆敏 弥永 真生	ニッセイアセットマネジメント(株)執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー 東京ガス(株)社外取締役、味の素(株)社外取締役 三井不動産(株)社外取締役 公認会計士 公認会計士 関西学院大学商学部教授 明治大学大学院会計専門職研究科教授
臨時委員	青山 朝子 今給黎 真一 上田 亮子 小畠 良晴 紙谷 孝雄 後藤 敏文 白川 もえぎ 高田 知実 林田 晃雄 藤本 貴子 町田 祥弘 松元 暢子 松本 祥尚	NEC Corporate SVP, Deputy CFO 兼 経理財務部門長 (株)日立製作所 財務統括本部担当本部長 京都大学経営管理大学院 客員教授 (一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部長 公認会計士 (公社)日本監査役協会 専務理事 弁護士 神戸大学大学院経営学研究科教授 読売新聞東京本社 調査研究本部研究員 日本公認会計士協会副会長 青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科教授 慶應義塾大学法学部教授 関西大学会計専門職大学院教授
幹事	渡辺 諭	法務省民事局参事官

[50音順、敬称略]

## 企業会計審議会第54回監査部会 議事次第

日時：2023年9月5日（火）15：00～17：00

場所：オンライン開催 ※一部、中央合同庁舎第7号館  
12階 共用第2特別会議室

1. 開会
2. 事務局説明
3. 東京証券取引所説明
4. 日本公認会計士協会説明
5. 討議
6. 閉会

## 企業会計審議会第55回監査部会 議事次第

日時：2023年12月14日（木）15:00～17:00

場所：オンライン開催 ※一部、中央合同庁舎第7号館  
13階 共用第1特別会議室

議事：四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び  
品質管理基準の改訂（公開草案）について

1. 開会

2. 事務局説明

3. 討議

4. 閉会

## 第4節 金融トラブル連絡調整協議会

金融トラブル連絡調整協議会<sup>1</sup>は、2000年9月7日の第1回会合以降、これまで66回の協議会を開催してきた。

### 第65回金融トラブル連絡調整協議会

2024年2月2日、第65回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和5年度上半期）及び「指定紛争解決機関における相談者対応について」等について報告・意見交換等を行った。

### 第66回金融トラブル連絡調整協議会

2024年6月27日、第66回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和5年度）及び「金融ADR制度の認知度向上に資する取組について」等について報告・意見交換等を行った。（資料2、3参照）

---

<sup>1</sup> 座長は、神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授。金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催している。（資料1参照）

## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和6年6月27日現在

## (消費者行政機関等)

消費者庁地方協力課長  
 国民生活センター 紛争解決委員会事務局長  
 東京都消費生活総合センター所長  
 日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長

加藤 卓生  
 吉田 有美子  
 小菅 秀記  
 山口 昭典

## (消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ  
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 元理事  
 全国消費生活相談員協会参与

大出 友記子  
 唯根 妙子  
 渡邊 千穂

## (指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長  
 信託協会信託相談所長  
 生命保険協会生命保険相談所事務局長  
 日本損害保険協会理事 損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長  
 保険オンブズマン専務理事  
 日本少額短期保険協会専務理事  
 証券・金融商品あっせん相談センター事務局長  
 日本資金業協会資金業相談・紛争解決センター長

寺内 美穂子  
 西川 紀一  
 小峰 雄正  
 森脇 隆尚  
 種村 尚志  
 大槻 正人  
 丸野 雅健  
 菅原 健

## (業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長  
 全国信用組合中央協会しんくみ相談所 所長  
 全国労働金庫協会 法務部長  
 日本商品先物取引協会相談センター長  
 農林中央金庫コーポレートデザイン部部長（農漁協系統金融機関代表）  
 不動産証券化協会市場基盤ディビジョン（資格制度担当）兼苦情相談室長  
 日本資金決済業協会事務局長  
 日本暗号資産取引業協会管理部参与  
 日本金融サービス仲介業協会事務局長

関谷 祐樹  
 宮坂 輝幸  
 大島 ひろみ  
 小河 哲久  
 間崎 久明  
 深津 明徹  
 鈴木 徹  
 古井丸 裕隆  
 小柳 雅彦

## (弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
 東京合同法律事務所

斎藤 輝夫  
 坂勇一郎

## (学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
 学習院大学法学部教授  
 一般社団法人メディエーターズ代表理事  
 上智大学法學部教授  
 京都大学大学院法学研究科教授

沖野 真巳  
 神作 裕之子  
 田中 圭朗  
 森下 哲文  
 山田 文

## (金融当局)

金融庁総合政策局リスク分析総括課長  
 金融庁企画市場局参事官兼総務課長  
 金融庁監督局総務課長  
 金融庁総合政策局コンダクト監理官  
 金融庁金融サービス利用者相談室長  
 経済産業省経済産業政策局産業資金課 課長補佐  
 厚生労働省雇用環境・均等局労働者生活課労働金庫業務室室長補佐  
 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室課長補佐  
 総務省情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室長  
 農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官

大城 健司  
 若原 幸雄  
 森 抠光  
 伊藤 公祐  
 青木 利和  
 松村 光泰  
 細田 豊宜  
 大西 良宜  
 芥唯 一郎  
 安田 知己

〔計41名〕

中尾 誠

〔合計42名〕

(敬称略、順不同)

(事務局)  
 金融庁金融トラブル解決制度推進室長

## 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

### 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上	計	
全国銀行協会	110	998	▲1%	1,108	997	111	0	753	81	0	44	0	119	997	651	168	137	41	997	
信託協会	3	6	▲45%	9	7	2	0	5	0	0	0	0	2	7	3	0	4	0	7	
生命保険協会	366	1,188	▲25%	1,554	1,208	346	0	725	371	0	15	0	97	1,208	313	343	381	171	1,208	
日本損害保険協会	1,213	4,550	30%	5,763	4,221	1,542	0	3,667	296	0	223	0	35	4,221	1,088	1,711	725	697	4,221	
保険オンブズマン	16	140	4%	156	132	24	3	67	24	0	37	0	1	132	68	38	21	5	132	
日本少額短期保険協会	10	35	6%	45	38	7	0	13	17	0	4	0	4	38	10	17	7	4	38	
証券・金融商品 あっせん相談センター	114	897	▲12%	1,011	875	136	0	662	212	0	0	0	1	875	400	270	136	69	875	
日本貸金業協会	0	33	371%	33	32	1	0	29	3	0	0	0	0	32	31	1	0	0	32	
合計	1,832	7,847	8%	9,679	7,510	2,169	3	5,921	1,004	0	323	0	259	7,510	2,564	2,548	1,411	987	7,510	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかつたもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかつたもの（移行を除く）。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

## 指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

### 2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成立以外							計	1月末満	1月以上3月末満	3月以上6月末満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	50	91	3%	141	91	50	47	0	41	0	3	0	0	0	91	1	18	15	57	91	
信託協会	0	0	▲100%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生命保険協会	210	380	10%	590	359	231	25	76	248	0	10	0	0	0	359	13	30	154	162	359	
日本損害保険協会	209	542	8%	751	510	241	195	0	285	0	26	0	0	4	510	1	84	291	134	510	
保険オンブズマン	4	24	33%	28	23	5	12	1	7	0	3	0	0	0	23	2	10	11	0	23	
日本少額短期保険協会	1	17	55%	18	14	4	1	4	9	0	0	0	0	0	14	4	5	5	0	14	
証券・金融商品あっせん相談センター	82	222	28%	304	222	82	173	0	41	0	7	0	0	1	222	0	31	158	33	222	
日本貸金業協会	3	5	増減なし	8	7	1	4	0	1	0	2	0	0	0	7	0	2	3	2	7	
合計	559	1,281	12%	1,840	1,226	614	457	81	632	0	51	0	0	5	1,226	21	180	637	388	1,226	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

## 【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したものです。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組

### 第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組

I 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2024年6月21日閣議決定) (資料1参照)

II 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024年6月21日閣議決定) (資料2参照)

III 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(2023年12月26日閣議決定) (資料3参照)

IV 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2024年6月21日閣議決定) (資料4参照)

V 「規制改革実施計画」(2024年6月21日閣議決定) (資料5参照)

VI 「資産運用立国実現プラン」(2023年12月13日) (資料6参照)

新しい資本主義実現会議の下に資産運用立国分科会が2023年10月に設置され、資産運用業とアセットオーナーシップの改革等を内容とする資産運用立国に関する政策プランについて検討が行われた。

2023年10月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用に関する制度的な枠組み等について専門的な検討を実施した。

本タスクフォースにおける議論を踏まえた「市場制度ワーキング・グループ」「資産運用に関するタスクフォース」報告書が取りまとめられ、あわせて、政府においても報告書で示された施策等が盛り込まれた「資産運用立国実現プラン」が策定された。

## II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

### 1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

- (3) 大企業と中小・小規模企業・スタートアップの間の協力関係の確立  
✓ 地域企業経営人材マッチング促進事業の推進

## IV.企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

### 1. スタートアップ育成5か年計画の実行

- ✓ 非上場株式のセカンダリー取引の活性化  
✓ 東証の上場維持基準等の中長期的な在り方の検討

### 2. 経営者の意向に沿った参入退出

- ✓ 事業再構築やM & A支援に際し経営者保証を見直す枠組みの検討  
✓ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立、企業価値担保権の周知  
✓ 地域金融機関によるM & A仲介・支援の促進

## V.投資の推進

### 2. DX

- ✓ web3に関するトーケンの利活用や決済の円滑化等

## VI. GX・エネルギー・食糧安全保障

### 1. GX・エネルギー

- ✓ 中小・小規模企業におけるGX推進  
✓ トランジション・ファイナンスの推進

## VII. 資産運用立国の推進

### 1. 資産運用立国実現プランの実行

#### (1) 家計の安定的な資産形成の支援

- ✓ NISAの活用 ✓ 投資詐欺等への対処  
✓ 金融経済教育の充実 ✓ 多様な投資商品の提供

#### (2) 金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保

#### (3) コーポレートガバナンス改革、金融・資本市場の機能向上

#### (4) 資産運用業の改革

- ✓ 資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化  
✓ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正  
✓ 金融・資産運用特区の推進  
✓ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施

#### (5) 企業年金・個人年金の改革

#### (6) 成長資金の供給と運用対象の多様化

#### (7) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

### 2. アセットオーナーシップの改革

## VIII.社会的課題を解決する経済社会システムの構築

### 1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

- ✓ コンソーシアムを通じたネットワーク形成  
✓ インパクト投資の案件創出

# 経済財政運営と改革の基本方針 2024

## ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

〔令和 6 年 6 月 21 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

### 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

#### 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

##### (1) 人手不足への対応

(略)

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープソノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業の DX 人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

##### (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力

(前略)

金融支援については、令和 6 年能登半島地震による被災地については配慮した上で、2024 年 7 月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。その上で、「資本性劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本性資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

M&A 成立後の成長に向け、実施企業による PMI や設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMI を含め、M&A の支援を強化することを促す。

経営者保証が事業承継や M&A の支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継や M&A に関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。

(中略)

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

#### 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

##### (1) DX

(前略)

分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、web3（ブロックチェーン技術を基盤とする NFT を含む）に係るトークンの利活用や決済の円滑化、コンテンツ産業の活性化に係る環境整備、ユースケース創出支援等を行う。

## (2) GX・エネルギー安全保障

(前略)

「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現に向け、GX経済移行債を裏付けとした予算・税制措置の活用、カーボンプライシングの制度設計や環境整備、GX推進機構を通じた民間資金の呼び込み、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、グリーン・ファイナンスの促進に取り組む。サステナブルファイナンスを促進するための環境整備（※）に取り組む。

脚注：（※）サステナビリティ情報の開示や保証のあり方の検討を進め、気候対応に関する専門人材を含む人的資本に関する開示基準の開発に向けた国際的な議論に貢献等。

(中略)

アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現に向けて、二国間・多国間の協力に加え、ERIAに設置するアジア・ゼロエミッションセンターの活動、アジア金融当局や民間金融機関と連携したトランジション・ファイナンスの促進（※）を通じて、日本の技術や制度を活用し、世界の脱炭素化に貢献する。

脚注：（※）アジアや欧米の民間金融機関により2021年9月に立ち上げられたアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ、アジアの金融当局や金融機関の参画を得て2024年3月に立ち上げたアジアGXコンソーシアムにおける取組を含む。

## (5) 資産運用立国

(前略)

家計の現預金が投資に向かい、企業価値向上の成果が家計に還元され、更なる投資や消費につながるインベストメント・チェーンを実現する。このため、「資産運用立国実現プラン」に基づき、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じたスタートアップ等の成長分野への資金供給を強化する観点から、国家戦略特区制度も活用しつつ金融・資産運用特区を推進するなど、資産運用業の改革を進める。運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通原則を定めるアセットオーナー・プリンシップルの策定、加入者のための企業年金の運用の見える化等により、アセットオーナーシップの改革を推進する。

新NISAの手続の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する。iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年内に結論を得るとともに、手続きの簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む。銀証ファイアウォール規制（※）の在り方について、検討を行う。

脚注：（※）金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を顧客の同意を得ることなく共有することを禁止する規制等。

## 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

### (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成

(前略)

省エネエネルギーについては、省エネ設備投資の支援やZEH・ZEB1の普及、中小企業の省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制の構築を進める。企業の省エネ取組情報の開示や家庭の省エネ・非化石転換・DR2対応を促す制度を検討する。

(略) 地方でのスタートアップの活性化のため、地方企業と大都市圏の人材のマッチング、拠点都市におけるスタートアップのエコシステム形成の取組を強化する。

(略)

非上場株式の流通活性化、官民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。

出口戦略の多様化に向け、IPOに加え、M&Aの活性化を図る。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを推進する。スタートアップのM&Aを促進する観点から、のれんの非償却を含めた財務報告のあり方を検討する。

(略)

「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を基に、インパクトコンソーシアム等で議論を行い、投資の促進につながるデータ整備や評価手法の確立など、社会的起業家（インパクトスタートアップ）等への支援を強化する。インパクト市場拡大のため、公的機関と民間機関が連携し、エクイティ投資の取組を推進していく。

### (2) 海外活力の取り組み

(国際連携と対内・対外直接投資等の推進)

(略) 2025年に、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点「U28HCナレッジハブ」の日本への設置、医療インバウンドを含むアジア等における医療・介護の国際展開など、国際保健に戦略的に取り組む。

金融システムの強化に向け、金融安定理事会（FSB）（※）等における規制・監督の在り方や新たなリスク対応に係る国際的な議論に貢献する。

脚注：（※）主要な国・地域の中央銀行・金融監督当局等の代表が参加し、銀行・証券・保険各分野の基準設定主体における作業の調整を含め、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論している。

## 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

### (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現

(安心・安全)

良好な治安を確保するため、テロの未然防止、有事に備えた国民保護施策、多国間の枠26組みを通じた取組を含むマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等を推進する。

(以上)

# デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）

〔令和5年12月26日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

### 1. 取組方針

#### (3) デジタル人材の育成・確保

##### ④デジタル人材の地域への還流促進

###### (現状と課題)

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、各地域において、デジタル人材の育成・確保を行うとともに、特に高度なデジタル技術が駆使できるような、いまだ希少なデジタル人材を地域の課題解決に参画させるため、地方へのデジタル人材の還流を促進していくことが重要である。

###### (施策の方向)

地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進めるために、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者等とも連携しながら取組を推進する。

くわえて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

## 【参考】第4章（金融庁関連部分抜粋）

※ 今般の改訂で第4章は削除されたところ、改定後の総合戦略において「今般の総合戦略の改訂後においても、2022年12月に策定した総合戦略第4章に基づき、引き続き各分野の施策の推進を図る」としているため、参考情報として第4章（金融庁関連部分抜粋）を掲載する。

## 第4章 各分野の施策の推進

### 2. 分野別の施策の推進

#### (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

##### ①地方に仕事をつくる

###### ア 地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

###### ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

###### 【具体的取組】

###### (e)事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年12月20日中小企業庁公表）の活用等を通じ、経営者保証に依存しない融資慣行を確立していくとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

###### (j)地域企業を支援する体制の構築

- ・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

- ・一部の金融機関を対象に、法人企業貸出に係る高粒度データを試行的に収集し、企業個社の外部データと紐付け、感染症や資源高・原材料高が企業セクターに与える影響等について詳細な分析を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話をすること等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

- ・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関がAIなどのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

(k)参入海外金融事業者向け情報発信事業

- ・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

(金融庁総合政策局総合政策課)

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組 内容	・経営者保証に依存しない融資慣行の確立及び円滑な事業承継の促進		
	・関係機関のネットワークを活用した連携の推進による、地方創生を担う企業等の取組の支援		
	・高粒度データの収集・分析、分析結果も活用した金融機関との対話、対象金融機関の拡大		
	・事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究の実施	調査・研究を踏まえた事業者支援の促進	
	(k)海外金融事業者への情報発信の強化		

②人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

- i 地方移住の推進

【具体的取組】

(b)地方の仕事に従事する機会の拡大

- ・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

### ■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進		

### (3) デジタル人材の育成・確保

#### ④デジタル人材の地域への還流促進

##### ア 「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

###### 【具体的取組】

###### (c)地域企業のデジタル人材のマッチング支援

- ・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

### ■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	・地域企業への経営人材マッチングの促進 ・地域企業のデジタル人材のマッチング支援		

## 4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

### (1) デジタル基盤の整備

#### 【具体的取組】

##### (b) デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）

- ・ デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定に当たっては、例えば、地域においてデジタル社会実装基盤を活用してサービスを提供しようとする事業者等が存在するか、当該サービスが持続的に提供され得るか、地域経済への波及効果が見込まれるか、といった点も踏まえ、官民が適切な役割分担の下でデジタル社会実装基盤の整備を進めていくことが想定される。最終的に目指すべきゴールは、首都圏や一部都市圏だけではなく、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備することで、各地域がデジタル化の恩恵を享受でき、地域社会・経済の発展につながっていくことにある。例えば、人口減少・高齢化の進行する地域における人流・物流に係るサービスの維持・発展を実現するためには、ドローンを使った生活必需品の配送、自動運転によるデマンド交通サービス等の継続的提供が欠かせない。これらのサービスの継続的提供を支えるためには、情報処理・情報通信等のハードインフラにとどまらず、ドローン等の運航に必要となる地物・気象等の情報を統合した3次元空間情報基盤等のソフトインフラや、地域を越えて安全・安心なサービスの提供を担保するための認定・認証制度等のルール整備が必要となるが、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の目指すべきゴールは、これらの地域横断的な課題解決が必要となる分野において、複雑なシステムやルールの全体像を俯瞰した上で最適な社会システムの見取り図を作成し、時間軸・空間軸を意識しつつ、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備していくことがある。なお、3次元空間情報基盤の整備は、これまで2次元で行ってきた国土管理やインフラ（電力・ガス・情報通信・水道等）の管理を3次元での管理にアップデートするものであり、新たな基盤インフラとしても防災等の多様な分野においても利活用が期待されるため、各セクターにおいて、取組の現状を踏まえつつ、必要に応じて今後検討を深めていく。
- ・ デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるルール面での取組として人流・物流等のDXを実現すべく、安全性と両立する形でイノベーションを促進するアジャイルガバナンス（様々な社会システムにおける設計及び運用のサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル）の社会実装も進めていく。具体的には、マルチステークホルダーで機動的にガバナンスを行う仕組みとして、運用パフォーマンスベースで

各ステークホルダーが安全をマネジメントする仕組みやそれを促すインセンティブを要する保険の開発・普及等を行う。なお、これらの検討に際しては、既存ルールの趣旨・効用等を考慮した上でデジタル社会に最適なルールを設計し、地域の自主性も尊重しながら、必要な措置を講じていくことが重要である。また、デジタル臨時行政調査会において、活用可能なデジタル技術及びサービスを整理したテクノロジーマップ及び技術カタログを整備・更新するとともに、デジタル化の制約となる規制の見直しを進めていく。

- ・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるデジタル社会実装基盤とは、情報処理、情報通信、エネルギー、交通・物流に関するインフラ等のハードインフラに加え、アプリケーション、データ連携、データ、クラウド等のソフトインフラや、技術仕様・制度等に関するルールも含めたものを指す。デジタル社会実装基盤は、地域におけるビジョン、ユースケースからバックキャストし、どれだけのスペックのものが必要とされているかを特定した上で、地域ごとにレジリエンスの観点や再生可能エネルギーの拡張性のある環境等も踏まえつつ全国での最適整備を進めていくことが必要となる。また、デジタル社会実装基盤については、規格等がバラバラになると投資が進まないおそれがあるため、標準化や公有資産の民間活用等も検討する。その際、デジタル社会実装基盤やサービスの稼働率を上げることが極めて重要であるところ、インフラシェアリング（インフラを複数の事業者で共同利用すること）や、モビリティ領域におけるマルチパープス（一度の運行で複数の目的を達成すること）等の取組を推進する必要がある。また、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の既存計画や施策との整合性を確保しながら検討を進めていく。さらに、計画の策定で終わらないように、関係省庁等が参加するデジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の実行状況・実行方針を確認するためのフォローアップを行う会議体も併せて整備し、官民が適切な役割分担の下で各構成要素の整備に取り組むことで、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤整備を完遂する。

表 デジタル社会実装基盤（例）

	項目	具体例
ソフト	アプリケーション	オープンソースソフトウェア、共通 API 等
	データ連携（データベース含む）	三次元空間情報基盤、次世代取引基盤、モビリティデータ基盤、資源循環情報流通プラットフォーム等

	データ	3D都市モデル、気象データ、衛星データ、ダイナミックマップ、ドローン・空飛ぶクルマ航路等
	クラウド	ハイブリッドクラウド、超分散クラウド等
ハード	情報処理に関するインフラ	次世代コンピュータ、データセンター、MEC等
	情報通信に関するインフラ	通信網（5G基地局、信号5G、海底ケーブル等）等
	エネルギーに関するインフラ	スマートメーター、蓄電池、送配電網、充電器等
	交通・物流に関するインフラ	スマートポール、モビリティハブ、物流センター等
ルール	技術仕様に関するルール	識別子、データ項目、トラスト等
	制度に関するルール	デジタルを制約する規制の改革、データガバナンスルール、認定・認証制度等

※上記の表における具体例については、データセンター等、複数の項目に跨るものがあるものの、便宜的に一つの項目に記載している。

- ・現在、（独）情報処理推進機構に設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）において、産学官からリーダーシップや高度な専門性を有する参加者を募り、前記の各領域について社会システムの見取り図を作成し、社会実装に向けた取組を進めている。例えば、人流・物流に関して、自動運転車、ドローン、空飛ぶクルマ、サービスロボットといった自律移動ロボットに関わるモビリティ領域、屋内でもシームレスにヒトやモノの流れを円滑にするスマートビル領域及びこれらの領域を横断して必要となる空間情報領域について、関係機関等とも連携しつつ、社会実装に向けた実証等に取り組んでいる。また、地域企業の事業生産性を向上させるとともに、脱炭素社会や循環経済、人権の尊重といったサステイナビリティに関する価値観の実現に向けた各種社会要請への対応が求められる商流・金流に関して、企業間取引に関する領域（契約・決済、サプライチェーン）についても、同様の取組を進めている。これらの取組を更に加速するとともに、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）策定に当たっても、これまでDADCに蓄積してきた知見・人財を最大限活用し、DADC中心に産学官が共創して、検討を具体化していく必要がある。同時に、（独）情報処理推進機構に蓄積されたDX推進施策やデジタル人材育成の知見を、更なるDX促進のために活用していく。
- （警察庁長官官房技術企画課、交通局交通規制課、金融庁監督局銀行第一課、デジタル庁国民向けサービスグループモビリティ班、企業間取引班、デジタル臨時行政調査会事務

局、総務省情報流通行政局情報通信政策課、総合通信基盤局総務課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、製造産業局自動車課、ロボット政策室、次世代空モビリティ政策室、商務情報政策局情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、商務・サービスグループ物流企画室、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、電力・ガス事業部電力産業・市場室、電力基盤整備課、国土交通省都市局都市政策課、国土地理院地理空間情報部)

### ■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組内容	(b)デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定	地方ごとの計画の策定	会議体におけるフォローアップの実施

## 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

[令和6年6月21日閣議決定、金融庁関連部分抜粋]

### 本文

#### 第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

##### 5. 重点課題に対応するための重点的な取組

###### (1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

###### n 公金受取口座の活用推進

金融機関経由での登録受付については、マイナンバー検証機能の導入に伴うシステム開発完了後に開始する。行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、順次開始する。

###### (8) 最先端技術における取組

Web3.0に関しては、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するためには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援やWeb3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。同時に、NFTや分散型自律組織(DAO)などの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとともに、Web3.0の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。そのため、相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。

### 第3 重点政策一覧

#### ○[No. 1-10] 預貯金口座付番の円滑化

・2024年4月1日の口座管理法施行により、同法に基づく自金融機関での預貯金口座付番を開始した。他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。

※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。

具体的な目標：他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会の開始（2024年度末頃）

### ○[No. 1-33] 公金受取口座の登録、利用推進

- ・公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。
- ・金融機関経由での登録受付については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。
- ・※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。
- ・行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、順次開始する。

具体的な目標：公金受取口座情報を利用可能な公的給付の支給等の種類の数/制度上定められた公的給付の支給等の種類の数  
2025年度：100%

### ○[No. 1-36] 犯収法等における非対面本人確認方法の JPKI 一本化

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要な IC チップ読み取りアプライ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における本人確認方法の見直し

### ○[No. 1-47] ガバメントソリューションサービス（GSS）

- ・行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）を提供するサービスである GSS を提供する。
- ・各府省庁は、引き続き、ネットワーク更改等を契機に、原則、この環境への移行を進める。
- ・さらに、GSS は、府省間ネットワーク、ガバメントクラウドへの接続、府省 LAN 等政府のネットワーク基盤として、サービスを安定的に提供することが不可欠となっている。今後の利用省庁やユーザー数等の増加に対応するため、ネットワークの強化や、各府省庁の人的協力を得て保守・運用体制の充実化を進めるとともに、GSS 情報ポータル等利⽤者向けのサービスの利便性向上に取り組む。

具体的な目標：2024年度末までに、内閣法制局、金融庁、総務省の GSS 移行完了

### ○[No. 1-62] アナログ規制の横断的な見直し

- ・アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。

具体的な目標：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2024 年度末 6,285 条項

### ○[No. 1-64] デジタル法制審査

- ・新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）について、各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、指針に基づき、テクノロジーマップ・技術力タログを適切に活用しつつ、アナログ規制について点検するとともに、法令等の立案段階からデジタル原則に適合した運用を見据えた業務・システムの設計等が行われるように情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出する。
- ・デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方自治体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進、アナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに点検結果を公表する。

具体的な目標：アナログ規制を課す条項の新設防止

### ○[No. 1-65] 行政手続のデジタル完結

- ・年間件数 1 万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、2023 年 12 月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。

具体的な目標：申請から処分通知までのデジタル完結を実現した手続の件数：2024 年度末 786 件、2025 年度末 1,160 件

### ○[No. 1-143] Web3.0 の推進/Web3.0 の環境整備

- ・Web3.0 と呼ばれる新技術を活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界觀では、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するためには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援や Web3.0 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。
- ・同時に、NFT や DAO などの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとともに、Web3.0 の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。

- ・相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。

具体的な目標：Web3.0 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大・・・Web3.0・ブロックチェーン技術が社会実装された件数の増大  
相談窓口・・・相談対象者の拡大

#### ○[No. 2-71] デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進

- ・請求分野については、国内外の多くのサービスプロバイダーがPeppol (JP PINT) に対応したサービス・プロダクトを展開している。国内取引のみならず、クロスボーダー取引においてもPeppol e-invoiceがデファクトスタンダードとなるよう、引き続き、必要な取組を行う。
- ・手形・小切手の電子化などを通じ、企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野とのデータ連携やDI-ZEDIを含む全銀EDI・金融GIFの利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を引き続き後押しする。

具体的な目標：Peppol e-invoice (JP PINT) の標準仕様の管理・運用

企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組の継続的な後押し  
手形・小切手の全面電子化に向けたフォローアップ（2021年7月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）が策定した自主行動計画（2024年3月改定）を踏まえ、2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目指す。）

#### ○[No. 6-6] 簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証

- ・任意の共通IDと認証の仕組みを適用することで簡易な送金・決済サービスを実現するインフラの構築に向け、必要な実証や検討を進めるとともに、その国際的な相互運用性等の確保について、国境を越えた実証事業も含め、その具体化を進める。

具体的な目標：来年度以降本格的な事業化の開始を目指す

# 工程表

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表

施策名	取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁	
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
		1Q	2Q	3Q	4Q																		
マイナンバー制度の推進	2023年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																						デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正に向けた各都道府県への懇意的な調査																						デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正に向けた法改正準備・国会審議																						デジタル庁
	2025年マイナンバー法改正法施行に向けた法令・関連システム等整備																						デジタル庁
データの品質の確保	マイナンバー情報統点検																						デジタル庁
	2024年マイナンバー法改正																						デジタル庁
	横断的なガイドラインの改訂及び各種支援の実施																						デジタル庁
マイナポータルの継続的改善	マイナポータル実証アルファ版の提供																						デジタル庁
	マイナポータル実証ベータ版の提供																						デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版の提供と継続的な改善																						デジタル庁
	マイナポータルのパックエンド機能の刷新																						デジタル庁
	UI/UXを刷新したマイナポータルアプリの提供																						デジタル庁
	マイナポータルアプリの一部機能の内製化対応																						デジタル庁
	内製化した機能の実装したマイナポータルアプリ																						デジタル庁
マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「年末調整・確定申告の利便性向上」	年末調整準備ページの提供																						デジタル庁、国税庁
	給与所得の源泉徴収票の連携機能の提供																						デジタル庁、国税庁
	新しいデザインの確定申告準備ページの提供																						デジタル庁、国税庁、厚生労働省
	マイナポータル連携によるUI/UXの改善																						デジタル庁、国税庁、厚生労働省
	継続的改善																						デジタル庁、国税庁、厚生労働省

1

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表

施策名	取組内容の見出し	工程表																					担当府省庁
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					
		1Q	2Q	3Q	4Q																		
社会保険・税手続のオンライン・デジタル化	処理件数の多い手続を中心に、総合的にオンライン・デジタル化																						デジタル庁
	関係省庁との調整（対象手続の拡大に応じて、戦略、予算、訓練などの対応）																						デジタル庁
預貯金口座振替の円滑化	操作手順（改省令、システム対応等）																						デジタル庁
	新たな制度による円滑な付帯																						デジタル庁
	災害時・相続時口座照会等の機能																						デジタル庁
個人向け認証アプリケーション（デジタル認証アプリ）	デジタル認証アプリの開発																						デジタル庁
	デジタル認証アプリの運用・改善																						デジタル庁
マイナバーカードの普及及び利用の推進	マイナバーカードの普及利活用の推進																						デジタル庁
	マイナバーカードの本人確認機能の利用の普及への取組																						デジタル庁
マイナバーカード取得支援策等	様式、手続の検討																						総務省、デジタル庁
	手続整理要領、関係法令等の整備																						総務省、デジタル庁
	自治体への周知																						総務省、デジタル庁
	運用開始																						総務省、デジタル庁
健康保険証との一体化	用途拡大（訪問診療・施術所等）																						厚生労働省
	マイナ保険証利用促進																						厚生労働省
	集中的取組月間																						厚生労働省
医療費助成の受給者証や診察券とマイナバーカードの一括化	情報連携基盤の整備、先行実施事業の開始																						デジタル庁
	情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大																						デジタル庁
	2026年度以降、全国的な運用の着手開始																						デジタル庁

3

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表

施策名	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
「市民カード化」の推進	市民カード化の推進に向けた取組																				デジタル庁	
デジタル交付金による優良ケースの開発及び模擬開発	交付金の制度設計																				デジタル庁	
教育分野でのマイナンバーカード適用	交付金の事前相談																				デジタル庁	
	審査・交付決定																				デジタル庁	
	先進事例の大学への周知																				文部科学省	
	国立大学法人の中長期目標・中期計画への記載																				文部科学省	
	業務実績の国立大学法人評価																				文部科学省	
公金受取口座の登録・利用推進	施行事例（改修令、システム対応等）																				デジタル庁	
	各種事務での登録口座情報の利用																				デジタル庁	
	金融機関からの登録																				デジタル庁	
スマートフォン用電子証明書搭載サービス	iPhone端末へのスマート搭載の実現に向けた検討等																				デジタル庁	
民間ビジネスにおける利便性の確保・電子証明書を活用する手数料の削減	基本4情報等のスマート搭載の実現に向けた検討等																				デジタル庁	
	民間ビジネス利用促進に向けた取組																				デジタル庁	
印収法等における非対面本人確認方法のJPKI-化	eKYC検討等について、事業者と溝溝・調整の上、改正内容の検討																				デジタル庁、警察庁、総務省	
	パブリックコメントのうえ、改正内容決定																				デジタル庁、警察庁、総務省	
	十分な準備期間を確保したうえで施行																				デジタル庁、警察庁、総務省	
	対面の本人確認についてICチップ読み取りの義務化の検討																				デジタル庁、警察庁、総務省	
e-Govでのマイナンバーカード活用	マイナンバーカード認証機能の設計・開発																				デジタル庁	
マイナンバーの在留手続きへの活用	主務省令の改正作業（例年実施）																				出入国在留管理庁	
	システムに係る企画																				出入国在留管理庁	
	システム設計																				出入国在留管理庁	
	システム開発																				出入国在留管理庁	

7

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表

施策名	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				
		1Q	2Q	3Q	4Q																	
多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発	多言語同時通訳技術の研究開発																				総務省	
	同時通訳技術を活用したサービスの普及促進																				総務省	
	大阪・関西万博への多言語翻訳技術の実装・活用																				総務省	
	多言語翻訳技術の更なる高度化を推進																				総務省	
Web3.0の推進/Web3.0の環境整備	Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの幅広い拡大																				経済産業省	
	相談窓口の拡大																				デジタル庁	
量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化	研究計画の検討																				総務省	
	研究開発の実施																				総務省	
	研究成果の評価																				総務省	
量子インターネットの要素技術開発	研究計画の検討																				総務省	
	研究開発の実施																				総務省	
	研究成果の評価																				総務省	
耐量子計算機暗号（PQC）等に関する研究開発	PQCの機能付加技術の改良・特定ユースケースでの評価																				総務省	
	共通鍵暗号アルゴリズムの安全性評価・実装評価																				総務省	
	無線通信環境での実装評価																				総務省	
量子コンピュータの差別化の推進	PQC性能向上・クリプトアシリティ技術等の研究開発																				総務省	
	産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開拓グローバル研究センター（G-QUAT）における量子・古典計算利用環境の整備																				経済産業省	
	G-QUATに参画した量子・古典計算利用環境の企業等による活用推進及びユースケース創出の加速																				経済産業省	
	次世代の大規模量子コンピュータ創出に向けた部素材等の開発・評価の推進																				経済産業省	
	国際標準化活動やサプライチェーンの構築、グローバル量子産業人材の育成																				経済産業省	

36

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表																		
施策名	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				
		1Q	2Q	3Q	4Q													
デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進	企業間取引の取組後押し																	デジタル庁
	手形・小切手フォローアップ																	デジタル庁
	デジタルインボイスの定着																	デジタル庁
	産業用データ連携基盤構築（コネクタ等の標準ツール策定・展開）																	デジタル庁
データベースの構築	データベースに関する調査																	デジタル庁
	データベースに関する実証																	デジタル庁
	データベースに関する標準化等の取組																	デジタル庁
デジタル田園都市国家構想の実現	サービスカタログの公表・改定																	デジタル庁
	サービス提供事業者との調整																	デジタル庁
デジタル実装を支える便民事例のカタログの改定及び模擬開の抽選化等	サービスカタログの公表・改定																	デジタル庁
	モデル仕様書の公表・改定																	デジタル庁
	地域への支援策の検討																	デジタル庁
データ連携基盤の共同利用の促進	自治体との意見交換等																	デジタル庁
	共同利用ビジョン調査研究																	デジタル庁
	共同利用ビジョンの策定・改定																	デジタル庁

58

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」工程表																		
施策名	取組内容の見出し	工程表																担当府省庁
		2023年度				2024年度				2025年度				2026年度				
		1Q	2Q	3Q	4Q													
DFPT具体化のための国際枠組み(IAP : Institutional Arrangement for Partnership)の設立	DFPT具体化のための国際枠組み(IAP : Institutional Arrangement for Partnership)の設立																	デジタル庁
DFPTの具体化推進に向けた国際連携/IAPの設立・プロジェクトの実施	専門家コミュニティを通じたプロジェクト実施																	デジタル庁
	透明性の向上やPETs等に関するプロジェクトの実施																	デジタル庁
	OECDの下でIAPに関連する組織構造の強化																	デジタル庁
DFPTの具体化推進に向けた少數国間連携	各国間とのDFPT具体化に向けた取組の精査																	デジタル庁
	英国との共同調査																	デジタル庁
	アジア地域との透明性向上に係る取組の推進																	デジタル庁
eシール事業者の状況把握	eシール事業者の状況把握																	総務省
eシール認定制度創設による検討	eシール認定制度創設による検討																	総務省
eシール基準案等の検討	eシール基準案等の検討																	総務省
	タイムスタンプ認定制度の運用																	総務省
政府システムの整備に関する国際動向等の調査	調査内容の検討																	デジタル庁
	調査内容及び工程の詳細化																	デジタル庁
	調査内容及び工程の精査																	デジタル庁
	調査実施に向けた準備																	デジタル庁
	政府システムの整備に関する国際動向の調査(机上調査)																	デジタル庁
	政府システムの整備に関する国際動向の調査(ヒアリング調査)																	デジタル庁
	海外展開可能性の検討																	デジタル庁
	調査結果を踏まえた取組事項の具体化																	デジタル庁
	調査結果を踏まえた取組の推進																	デジタル庁
	海外送金の実態調査・ニーズ検討																	デジタル庁
簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証	プロトタイプを用いた送金実証																	デジタル庁
	実証事業																	デジタル庁

77

## オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### II オンライン化を実施する行政手続等

#### 1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

##### 1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

###### (1) オンライン化対象手続

(略)

###### (2) 取組内容

(1) に記載した 67 手續を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019 年 11 月に金融機関 × 行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関 × 行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

## 「規制改革実施計画」

〔令和6年6月21日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

### II 実施事項

#### 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

##### (9) 金融・資産運用特区における取組

###### 2 銀行によるGX関連事業の推進に係る「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用【令和6年目途措置】

銀行が、行政や企業等と連携して域内のグリーントランസフォーメーション(GX)関連事業をより円滑に推進できるようにするため、銀行法（昭和56年法律第59号）における「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、令和6年中を目途に所要の措置を講ずる。

#### 2. スタートアップの更なる成長

##### (2) 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し

###### 2 マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の把握【c：令和6年度に着手し、速やかに措置 d：令和7年度末までに着手し、速やかに措置】

c 警察庁及び金融庁は、特定事業者が保持する実質的支配者情報に対する当局による迅速なアクセスを確保する観点から、特定事業者への情報照会システムを利用して、特定事業者が取引時確認等で得た実質的支配者情報やその他の顧客情報についても、当局が把握するために必要なシステム整備等の方策を検討し、所要の措置を講ずる。

d 警察庁、金融庁、法務省、財務省及び経済産業省は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）及び「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（令和6年4月17日同会議決定）や上記a～cの取組による実効性を踏まえ、株式会社以外を含めマネロンに利用される可能性が相当程度存在する全ての法人形態について、事業者負担にも配慮しつつ、そのリスクに応じ、法人の実質的支配者情報の一元的、継続的、かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備を新法の制定や法改正を含めて検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

### (3) 海外活力の取り込み・内外人材活用

- (i) 株式報酬の発行環境を改善する会社法制・金融商品取引法制の見直し
- 2 株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し【a : (①～③) 引き続き検討し、令和6年度上期中に結論を得て速やかに措置、(④) 措置済み b : 措置済み】
  - a 金融庁は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上、企業が1億円以上の有価証券を発行する際にも有価証券届出書の提出を不要とする特例制度（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12。以下「特例」という。）に関し、コーポレートガバナンス強化及び人材確保に資するよう、その活用範囲拡大、利便性向上によって株式報酬の発行を円滑化するため、以下を内容とする同施行令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。
    - ①特例の活用が可能となる株式報酬について、現行の譲渡制限付株式（RS）、ストックオプションに加え、これらと同等の経済的意義がある譲渡制限付株式ユニット（RSU）、パフォーマンスシェアユニット（PSU）、信託型株式報酬、従業員株式所有制度といった株式報酬類型を新設する。
    - ②特例の活用が可能となる付与対象者の範囲について、現行、発行企業と発行企業の完全子会社の役職員に限定されているところ、戦略的な企業経営の実態も考慮し、完全子会社ではない子会社の役職員にも拡張する。
    - ③RSに関し、特例の活用が可能となる、交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月（外国会社にあっては6月）を超える期間（以下「所定期間」という。）譲渡が禁止される旨の制限という要件について、所定期間の合理性の有無を検証し見直しを行う。
    - ④RSに関し、交付対象者の死亡等によって譲渡制限が解除されるものであっても、特例の要件を充足することの明確化を検討し、結論を得次第、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正を行う。
  - b 金融庁は、企業が、在任者・在職者に対して、報酬目的の株式を第三者割当の方法で発行する場合、有価証券届出書等の開示書類の「第三者割当の場合の特記事項」に、氏名、住所、現在の職業及び個人氏名に紐付けた株式保有数等のプライバシー情報の記載は不要である一方、退任者・退職者の場合、記載が必要（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲ）とされていることについて、退任者・退職者も、在任者・在職者の場合と同様、プライバシー情報の開示を不要とするため、同内閣府令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。

(ii) 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

4 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し【d：継続して措置】

d 金融庁は、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和5年2月に金融機関に要請した。金融庁は、その実効性を確保するため、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業が活用、認定されている全ての地域に所在する金融機関や地方公共団体等にフォローアップを行うとともに、a の措置による一本化後の事業についても、前記金融庁の要請の下で等しく扱われるよう措置を講ずる。

<参考>

a 優れたアイデアや技術を持つ海外の起業家の我が国への誘致を強化する観点から、内閣府（地方創生推進事務局）、法務省及び経済産業省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開することとし、次の①～③を含む法令改正等の所要の措置を講ずる。

①法務省は、外国人起業家が本邦に在留して起業活動を行うための在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」及び「事業の規模」要件について、現状では、外国人起業活動促進事業（1年間）に引き続き、国家戦略特別区域における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（6か月）を活用することで二つの要件が1年6か月間猶予され、当該事業活用後に国家戦略特別区域における「コワーキングスペース等の特例」を活用することで、「事業所の確保」要件については更に6か月間猶予されているところ、上記一本化により、複数の制度の併用手続を行うことなく、かつ国家戦略特別区域に限らず全国で要件の猶予を可能とともに、「事業所の確保」及び「事業の規模」の二つの要件を猶予する期間を最長1年6か月から最長2年間に延長する。

②法務省は、外国人起業家が全国でコワーキングスペース等に加え大学施設・企業施設等、場所にとらわれない自由な起業を可能とするため、上記の一本化により「事業所の確保」の要件を最大2年間猶予するよう措置する。

③法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合に適用可能な「事業の規模」に関する特例は上記一本化後の事業の活用が条件とならないことを、地方公共団体や外国人起業家等に周知する。

#### (4) スタートアップの資金調達

##### (i) 非上場株式の発行・流通の活性化

###### 1 発行市場（公募）の活性化【a：令和6年検討開始、令和7年度措置、b～d：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置】

- a 金融庁は、事業者が株式による資金調達を行う際に過大な手続コストが掛かるという指摘があることを踏まえ、b, c における募集の在り方について検討を行うに当たっては、事業者負担に関する実態調査を行い、コストを分析し、公表する。
- b 金融庁は、現行の有価証券届出書の届出免除基準について、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、基準の引上げを含め制度の在り方について検討し、結論を得る。
- c 金融庁は現行の金融商品取引法第5条第2項に基づく少額募集について、金融庁が現在検討している開示の簡素化を早期に実施するとともに、例えば、少額募集の上限を20億円程度まで引き上げ、1億円から5億円未満、5億円から10億円未満、10億円から20億円未満の金額帯で開示を簡素化する案等、投資家保護の要請に応えつつ、段階的かつ合理的な開示制度となるよう見直しを検討し、結論を得る。
- d 金融庁は、株式投資型クラウドファンディング（以下「ECF」という。）について、発行者と投資家との間にファンドを介在させることで株主の一元化を図る、いわゆるシンジケート型の仕組みを探りやすくすることを可能とし、もって、スタートアップ等における資金調達を円滑にする観点から、ECF事業者が顧客やマーケットのニーズに合わせて想定しているビジネスモデルを鑑み、単一株式での運用や投資運用に関する判断が限定的である等の特徴があることを勘案して、この場合に必要な人的構成等に係る登録審査の在り方がどういうものかや、投資運用業の例外的な取扱いをすることがあり得るかを含め、投資家保護の視点に配慮しつつ、ECF事業者が利用しやすい制度となるよう検討し、結論を得る。あわせて、クラウドファンディングに係る自主規制が全体として整合性が確保されるよう検討する。

###### 2 発行市場（私募）の活性化【令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置】

- a 金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式市場を活性化させる観点から、日本証券業協会が定める非上場株式の取扱いに係る自主規制について、発行企業の資金調達の効率化と情報開示を通じた投資家保護の強化に留意しつつ、証券会社による非上場株式の勧誘の在り方を検討し、結論を得る。

その際、金融庁は、日本証券業協会と連携し、事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。

- b 金融庁は、スタートアップ等が株式による資金調達をしやすくする観点から、投資家保護のための規制が事業者の情報発信や勧誘活動を過大に制約していないか等を検証し、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、例えば、特定投資家私募時に広範囲に情報提供を認める案や、少人数私募における人数要件（49名以下）の緩和や人数計算を勧説者基準から取得者基準に変更する案等、広く私募の在り方について検討し、結論を得る。
- c 金融庁は、インターネット利用、ピッチャイメント等具体的な場面における少人数私募制度に関する考え方を明確化し、少人数私募制度の活用の仕方について改めて整理する。
- d 金融庁は、スタートアップ・エコシステムを進化させる観点から、IPOやM&Aでエグジットした起業家等について、スタートアップに関する実体験に基づく知見を有するとともに一定の資産を保有しているかどうか等を勘案した上で、投資家保護に留意しつつ、特定投資家の要件のうちの「特定の知識経験を有する者」を活用できることを周知することや、その対象範囲の拡大を含めて検討することを通じて、特定投資家の裾野拡大に向けた取組を行う。

### 3 流通市場の活性化等【令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置】

金融庁は、非上場株式の流通を円滑化するとともに、フィンテック事業者等の新規参入を促す観点から、私設取引システム（Proprietary Trading System、以下「PTS」という。）の要件について、例えば、第一種金融商品取引業の取得のみを要件とするなど、事業者に求めるPTS固有の規制要件を取引規模等に応じて減らす方向で緩和する。また、今後の制度整備と併せてPTSの業務範囲を明確化し、監督指針等で事業者へ周知する。

加えて、金融庁は、日本証券業協会と連携し、PTSの活用を促進する観点から、PTS取引実務における課題について事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。

### 4 PDCAサイクル【令和6年検討開始、令和7年度措置】

金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式の発行・流通活性化のための制度整備等のスケジュールやビジョン・目標を共有し、その下で制度の運用状況を包括的にフォローアップする。その際、制度の整合性を取る結果、対応のためのコストが、もともとの制度が予定していた「より大規模なビジネス」の場合と同様に掛かり、それが少額多品種多頻度のものを処理しなければいけないフィンテックやスタートアップといった企業にとって致命的となることを避けるため、制度をどのように策定したかではなく、課題をどのように解決できるようになったかという観点を重視するとともに、制度の継続的な改善を図るため、入手可能な

データに基づき、国内の金融商品取引業者が関わる非上場株式の売買金額や非上場株式に係る各種制度の活用件数、特定投資家の人数等、P D C A サイクルを回す上で適切な K G I ・ K P I を、業界関係者や必要に応じて経済産業省と連携し、設定する。

(ii) 無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）

5 無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の創設・整備【措置済み】

金融庁及び法務省は、融資手段の新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）について検討を進め、同制度を含む事業性融資の推進等に関する法律案を国会に提出する。

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- これまで、①**資産所得倍増プラン**や②**コーポレートガバナンス改革等**を通じ、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーン**を構成する各主体に対する働きかけを行ってきた。**引き続き、こうした取組を推進。**
- これらの取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピースとして、③家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革**を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

### ③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

**販売会社**（銀行・証券）、アドバイザーによる  
顧客本位の業務運営の確保

**資産運用業**の高度化や  
アセットオーナーの機能強化

### ① 資産所得倍増プラン (2022年11月)

### ② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム (2023年4月)

**家計**の安定的な資産形成  
(NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上)

**企業**の持続的な成長  
金融・資本市場の機能の向上

## 1. 資産運用業の改革（資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化、国内外からの新規参入と競争の促進）

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社の**プロダクトガバナンス※に関する原則**の策定
  - ※ 金融商品の組成に際しての想定顧客の明確化、期待リターンがコスト・リスクと見合っているかの検証等の商品の品質管理
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正
  - ※ 投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備など
- **金融・資産運用特区**の創設
  - ※ 金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進。当該地域が金融・資産運用の対象として一体的に推進する重点分野を支援。2024年夏目途に特区のパッケージを策定・公表。
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program
  - ・ **金融機関**に、新興運用業者の**積極的な活用**や、**単に業歴が短いことのみによって排除しない**ことを要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
  - ・ アセットオーナー・プリンシブル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
  - ・ 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供
  - ・ 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施

## 2. アセットオーナーシップの改革

### ● アセットオーナー・プリンシブルの策定（2024年夏目途）

※ アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど**幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

### ● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- ・ 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展**等に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- ・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、**運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化**を行う

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**（ベンチャーキャピタル向けのプリンシブルの策定、投資型クラウドファンディングに係る規制緩和、非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和）
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**（投資信託への非上場株式の組入れを可能とする、資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を2023年内に開催）

## 4. スチュワードシップ活動の実質化

- 東証による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえた**企業による計画策定・開示・実行の取組について、東証と連携しフォローアップ。**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進。

## 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話をを行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げ**。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。
- 自治体や関係事業者、投資家等との対話の機会を通じ、資産運用立国に関する施策について**意見交換**を行い、必要に応じて、**施策の深掘りや更なる施策の実施**について検討。

**以下、個別の施策についての関連資料  
(他の項目で掲載されている資料については、割愛)**

# 大手金融グループ等の運用力向上プラン

- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、16の金融グループ等※が公表。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、東京海上、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン、ステート・ストリート

## ① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

## ② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

## ③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

# 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。



- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しない**ことを要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシブル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

# 新興運用業者促進プログラムの全体像（EMP）

- 我が国金融業界及びアセットオーナーが、新興運用業者による運用成果を通じて、より顧客（加入者）の最善の利益を実現できる環境を整備するため、官民挙げて以下のような取組みを総合的に実施する

## 金融機関の取組み

- 最も能力のある運用委託先の発掘
- 将来的な顧客向け商品の委託先の発掘・育成
- 運用ノウハウの取込み
- 本業とのシナジー

## アセットオーナーの取組み

- 受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点からの運用委託先の選定

## 様々なアセットクラス

- 上場株エンゲージメント
- ・インフラ/不動産
- ・プライベートエクイティ
- ・ベンチャーキャピタル

## 運用力の高い 投資運用業者の発掘

### （運用資金供給）

新興運用業者についての特化ファンド  
新興運用業者への委託を排除しない運用方針

## 投資

## 資産運用業者 の立ち上げ

### （人材供給）

## 多様な運用を行う 多数の新興運用業者 の登場

✓ 国内資産運用業者等  
からのスピンアウト

✓ 海外で活動している  
日本人ファンドマネージャー

✓ 海外資産運用業者の  
日本進出

など

## アセットオーナー・金融機関への 働きかけ

- アセットオーナー・プリンシップルに新興運用業者の取扱いについて盛り込み
- 金融機関に対し新興運用業者の積極的な活用や業歴が短いことのみにより運用先から排除しないよう要請
- 金融機関グループ等における取組事例を把握・公表

## 新興運用業者が発掘されやすくなる環境整備

- エントリーリストを官民連携の下で提供
- 資産運用フォーラムを開催し、日本市場の魅力や可能性について発信

## 政府の取組み

## 資産運用業者を 立ち上げやすい環境整備

- ミドル・バックオフィス業務の外部委託や運用権限の全部委託が可能となるよう規制緩和
- 金融創業支援ネットワークや拠点開設サポートオフィスの拡充

# アセットオーナー・プリンシップルの概要

アセットオーナーに求められる、**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を実現する上で必要となる共通の原則。**

アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経緯：2024年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシップルに関する作業部会」において議論を行い、2024年6月よりパブリックコメントを実施し、**8月28日に公表**。

枠組み：プリンシップルの受入れは任意。「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を取る。プリンシップル受入れ時は、所管省庁に表明し、**内閣官房において受入状況を一覧化して公表**。

**＜原則1＞** アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続に基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定めるべき**。  
また、これらは**状況変化に応じて適切に見直すべき**。

**＜原則2＞** 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて**専門的知見に基づいて行動**することが求められる。  
そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させる**とともに、**知見の補充・充実のために必要な場合**には、**外部知見の活用や外部委託を検討すべき**。

**＜原則3＞** アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、**自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行うべき**。  
特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理**しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき。

**＜原則4＞** アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため**、**運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い**、**ステークホルダーとの対話に役立てるべき**。

**＜原則5＞** アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり**、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施するなど**、**投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき**。

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）

（金融庁関連箇所抜粋）

2024年6月21日

## II 施策

### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

#### （2）具体的施策

##### オ ライフステージに共通する取組

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 113》

- 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む16言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダーリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダーリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号 119》

- 資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図る。

〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号 121》

（以上）

# 令和6(2024)年度税制改正について

## —税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

2023年12月  
金融庁



# 1. 「資産所得倍増プラン」及び 「資産運用立国」の実現

## ◆ NISAの利便性向上等〔金融庁〕

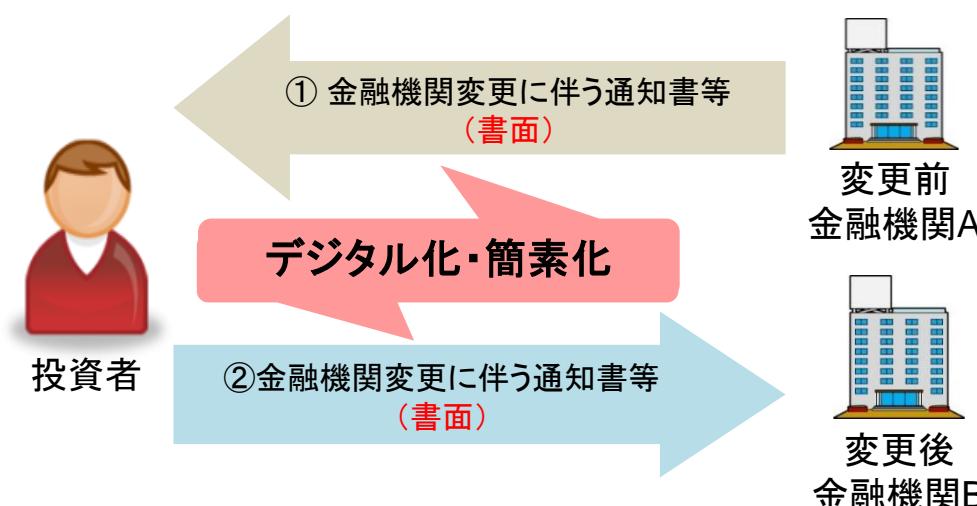
### 【現状及び問題点】

- 「資産所得倍増プラン」を受け、昨年の税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月から新しいNISAが開始されるところ。
- 5年間でNISA総口座数・買付額を倍増させる目標達成に向け、**新しいNISAの利便性向上等**のため、**デジタル化が十分に進んでいない手続き等について、更なる改善を図る必要**。

### 【大綱の概要】

- 金融機関変更に伴う通知書について、書面の交付・添付に代えて、**電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項の提供等ができる**こととする。
- その他、NISAの利便性向上等のため、所要の措置を講ずる。

#### ◎ 金融機関変更時の手続きにおけるデジタル化の促進



## ◆ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

- 上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。
- また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価<sup>(※)</sup>で評価され、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。  
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- このように、上場株式等の相続税に係る課題が、**国民の資産選択に歪み**を与えていたといつた指摘がなされているところ。

### 【大綱の概要】

いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、**物納許可限度額の計算方法**について早急に検討し結論を得る。

## ◆ 金融所得課税の一体化【金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望】

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

### 【大綱の概要】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

### 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引		申告分離
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

## 2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現

## ◆ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し [金融庁]

### 【現状及び問題点】

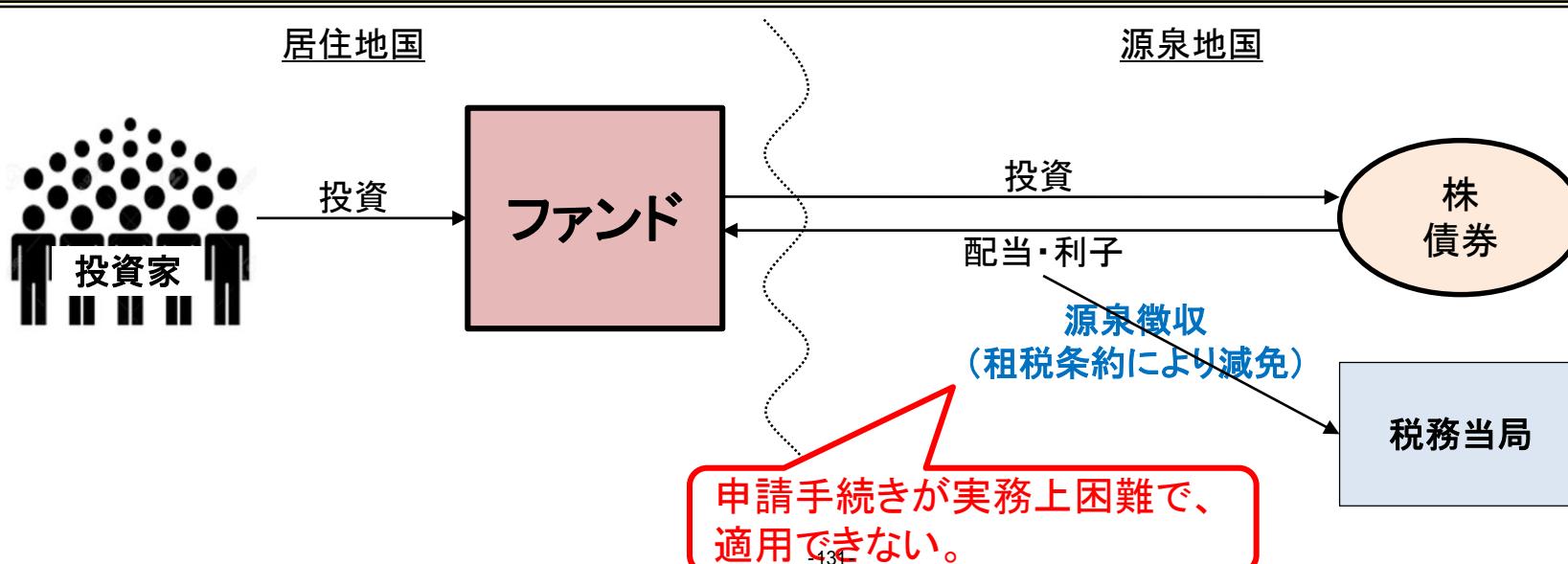
- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。
- しかしながら、**ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。

### 【要望事項】

ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約を適用することができるよう所要の措置を講ずること。

### 【要望結果】

当該要望については、△(長期検討)。



## ◆店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長〔金融庁〕

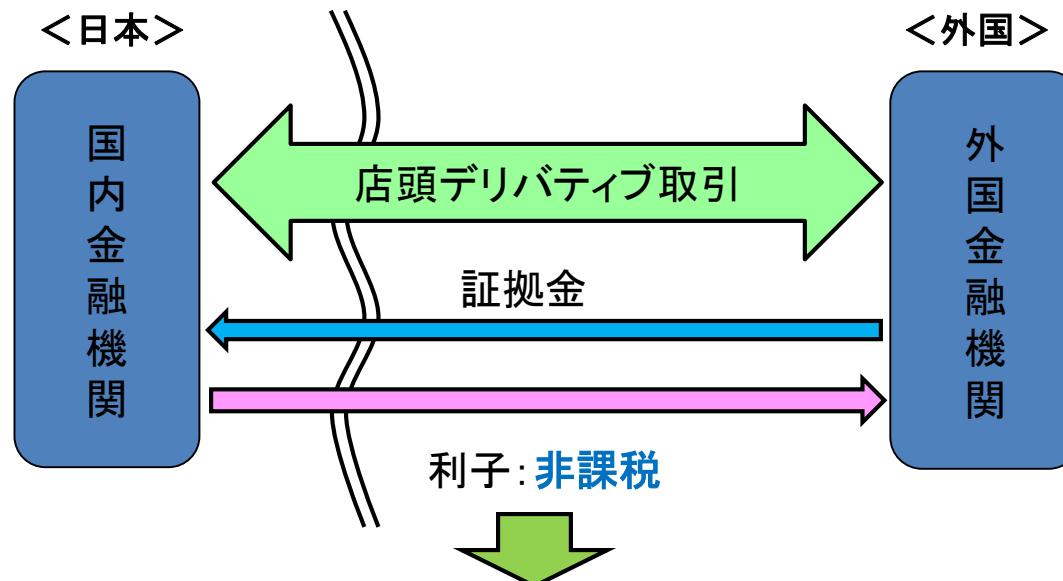
### 【現状及び問題点】

- 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付すのが通例。
- 諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収が不要とされており、わが国においてもイコールフッティングを図る観点から、平成27(2015)年度税制改正において、当該証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられているところであるが、**2024年3月31日までの期限措置**とされている。

### 【大綱の概要】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の**非課税措置の適用期限を3年延長**する。

### 【現行】



2027年3月31日まで3年延長

### 3. 保険

## ◆ 生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

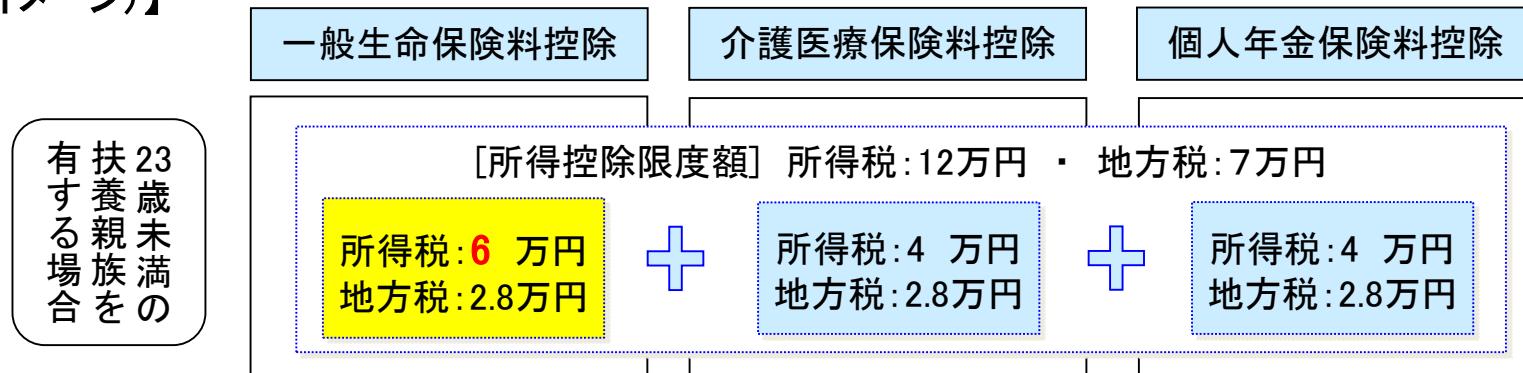
- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- 遺族保障は、**将来の遺族の生活費や子どもの教育費用への備えとして重要**であり、また、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要である。
- こうした状況下において、**生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなもの**となっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

### 【大綱の概要】

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方（抄）

「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、**令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。**

### 【検討の方向性（イメージ）】



※また、一時払生命保険については、控除の適用対象から除外

# 4. 暗号資産

# ◆ 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し [金融庁主担、経済産業省が共同要望]

## 【現状及び問題点】

- 内国法人が有する**暗号資産**(活発な市場が存在するもの)<sup>(注1)</sup>については、税制上、**期末に時価評価**し、**評価損益**(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。  
(注1)一定の自己発行の暗号資産を除く(令和5年度税制改正により措置)。
- こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、**暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して課税**がなされるものとなっている。

## 【大綱の概要】

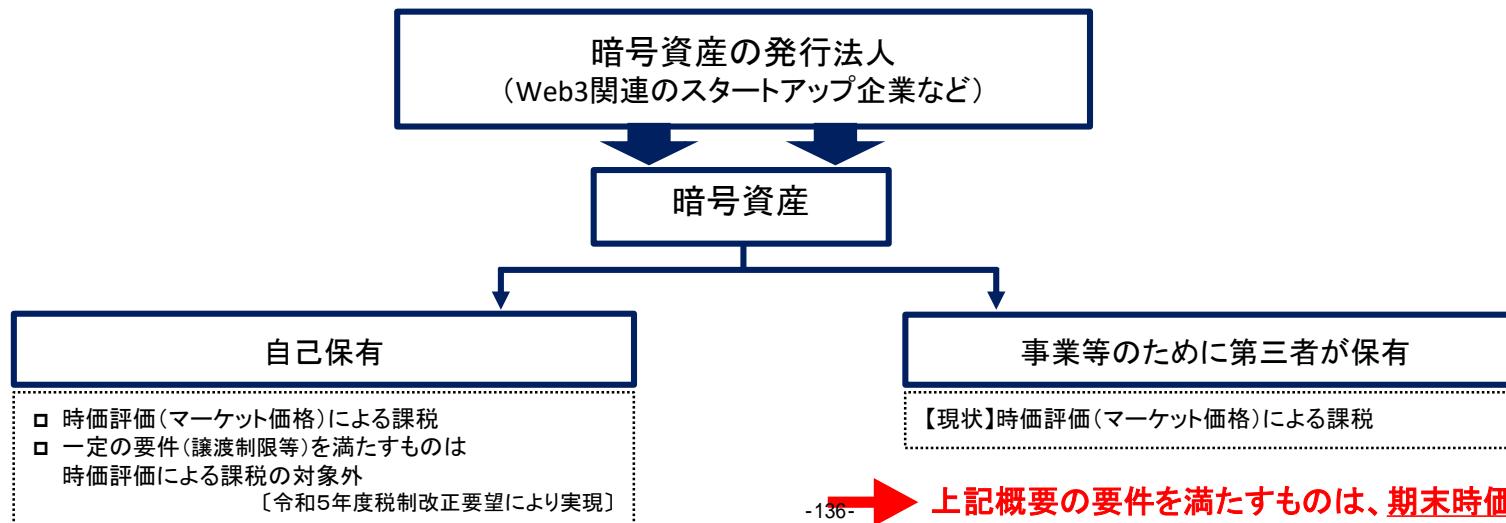
法人が事業年度末に有する暗号資産のうち、

**①譲渡についての一定の制限が付され、②その旨を暗号資産交換業者に対し通知等しているもの**<sup>(注2)</sup>  
**については、期末時価評価課税の対象外**<sup>(注3)</sup>**とする。**

(注2)①他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。

②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会に公表させるため、その保有者等が上記①の制限が付されている旨を暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(注3)期末における評価額は、原価法と時価法のいずれかの評価方法を選択できる。



-136- → 上記概要の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**

## 5. その他の要望項目

## ◆ トーケン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置 [金融庁]

### 【現状及び問題点】

- トーケン化有価証券(セキュリティトークン)は、金融商品取引法上の有価証券を、ブロックチェーン技術をはじめとする分散型台帳技術を用いて電子的に表象したものであり、このうち、トーケン化社債については、主にESG債券投資の分野で注目を集めている。
- しかし、金融機関等に対する源泉徴収の不適用制度及び公共法人等に対する所得税の非課税制度について、当該制度創設時にはなかったトーケン化社債等は対象外となっている。
- 機関投資家向けのトーケン化社債等は、金融機関等や公共法人等にとって、上記の制度の適用がない点で振替債や貸付金よりも資産運用上不利なため、購入に消極的で普及が進まない、といった指摘がある。

	振替有価証券	トーケン化社債等を含む左記以外
金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用制度	○	×
公共法人等に係る所得税の非課税制度	○	×

令和4(2022)年6月7日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(抜粋)」

V 経済社会の多極集中化 2. 一極集中管理の仮想空間から多様化された仮想空間へ (4) Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン(トーケンという形でデジタル化された証券:デジタル証券)での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。

### 【大綱の概要】

- 公共法人等及び公益信託等に係る非課税及び金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)に該当する社債等であって、金融商品取引業者等によって一定の要件を満たす方法により管理されるものの利子等を加える。

## 第4節 金融経済教育の取組

### I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタライゼーションの進展といった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を大幅に拡充するなど、取組の強化を図ってきた。

これらの金融経済教育に係る取組を更に推進すべく、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、「金融経済教育推進機構」の創設や「資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」の策定など、国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）」が、2023年11月、第212回臨時国会にて成立、公布された。また、改正後の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第101号。以下、「改正金融サービス提供法」という。）に基づき、新たな認可法人として「金融経済教育推進機構」を2024年4月に設立した。

さらに2024年1月に新しいNISA制度が導入されたことから、当該制度の更なる活用を促すべく、金融庁ウェブサイトやイベント実施によって広報を行った。

### II 具体的な取組状況

#### 1. 金融経済教育推進機構について

前述の各政府文書に沿って、金融経済教育を推進すべく、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」において、金融リテラシーの向上に向けた施策が検討され、2022年12月に中間報告が取りまとめられた。この内容を踏まえ、金融経済教育推進機構の創設等の国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が2023年11月、第212回国会にて成立した。そして改正金融サービス提供法に基づき、新たな認可法人として「金融経済教育推進機構」を2024年4月に設立した。

#### 2. 資産形成の支援に関する基本方針

改正金融サービス提供法第82条第1項の規定に基づき、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を2024年3月15日に閣議決定した。

#### 3. 金融経済教育推進会議による取組

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局とし

て、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2023年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

さらに、e ラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」を2021年11月25日に開講した。

#### 4. 学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施。（資料1参照）

また、金融庁職員・財務局職員による出張授業を、大学及び高校等を中心に、延べ257校に対して延べ525回の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

2023年度は、2022年度に引き続き、積極的にオンライン授業を実施した他、対面授業も実施。オンライン授業の際はリアルタイムでの投票やチャット欄を駆使した質疑応答を活用。そのほか、講義中に少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、双方向の授業形態を構築した。

#### 5. 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

さらに、2022年4月から新学習指導要領が施行されたことに伴い、実際の授業で先生方が対応できるよう、2022年3月に作成した高等学校向けの金融経済教育指導教材について、同年6月以降、各県の教育委員会を通じて周知・広報を行った。また、各地の教員向け研修会や高校での研究授業などに金融庁・財務局職員を講師として派遣し、実際に授業を行う教員を中心に金融経済教育の概要や重要性、当庁職員が出張授業で行っている授業内容の紹介といった講演を行った。

#### 6. ガイドブック等の作成・配布

電子マネーやSNS等を通じた消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの作成・配布

等を行った。

「金融リテラシー・マップ」の内容や資産形成の基本、電子マネーやSNS等を通じた消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を2023年12月26日に改訂し公開している。

また、2024年より新しいNISA制度が導入されたことから、内閣府政府広報室と連携の上、内閣総理大臣出演のネット広告を実施した。また、「はじめてみよう！NISA早わかりガイドブック」の作成・公表、NISA特設サイトのリニューアルを実施した。

上記の通り、引き続き、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組むとともに、NISAの適切な活用を促進した。（資料2参照）

## 7. 「グローバルマネーウィーク」への取組

2012年から始まった子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマネーウィーク」において、金融庁の取組として親子向けの金融経済教育に関するイベントを主催した。

また、イベントの様子については当日参加できなかった希望者も視聴できるように、オンライン形式で配信を行った。

## 8. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2023年度 15件）。（資料3参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力している。

## 9. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（2023事務年度 後援27件）。（資料4参照）

## 10. その他の連携

引き続き2021年に作成した「うんこドリル」各種の活用を進め、小学校の授業における活動にも取り組んだ。また、2023年11月及び2024年1月に、安定的な資産形成や、新しいNISAの概要・活用事例等について解説する『NISA・資産形成セミナー』について、個々人の資産形成やNISAに関する知識・経験に合わせて受講できるよう、4種類の講演をオンラインにて開催、延べ2万人以上を動員した他、2024年4月には、内閣総理大臣と資産形成に关心を持つ若者世代とのNISA・金融経済教育に関する車座対話を開催した。

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014年度：2大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015年度：5大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

2016年度：8大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

2017年度：10大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪）

2018年度：11大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学）

2019年度：12大学

(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、梶山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度 : 6 大学

(東京家政学院大学、慶應義塾大学、専修大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、学習院大学)

2021 年度 : 13 大学

(東京家政学院大学、東京理科大学、明治大学、明治学院大学、日本大学、明星大学、慶應義塾大学、梶山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、専修大学、学習院大学、県立広島大学)

2022 年度 : 14 大学

	大 学 名	科 目 名
前期	東京理科大学	キャリアデザイン 2
	埼玉大学	金融リテラシー概論
	明治学院大学	現代経済特講 1 (金融の基礎知識とデリバティブ)
	明治大学	基礎専門特別講義 B (金融リテラシーとライフデザイン)
	日本大学	経済特殊講義 I (金融リテラシー～人生とお金の知恵)
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京家政学院大学	生活設計論
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	専修大学	特殊講義（金融リテラシー特論）
	梶山女学院大学	金融リテラシー
	中央大学	総合講座「金融リテラシーを学ぶ」
	コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める — 生活設計と金融の基礎知識

	名古屋短期大学	キャリアデザインⅡ
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論

## 2023 年度 : 15 大学

	大学名	科目名
前期	神戸親和大学	現代と金融
	明治大学	基礎専門特別講義 B (金融リテラシーとライフデザイン)
	日本大学	経済特殊講義 I (金融リテラシー～人生とお金の知恵～)
	明治学院大学	「現代経済特講 1 (金融の基礎知識とデリバティブ)」
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京理科大学	特殊講義 2、キャリアデザイン 2 <ビジネスエコノミクス学科> 特殊講義 1、5 (金融リテラシー) <経営学科>
	埼玉大学	特殊講義「金融リテラシー概論」
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高めるー生活設計と金融の基礎知識
	中央大学	総合講座「金融リテラシーを学ぶ」
	専修大学	特殊講義 (金融リテラシー特論)
	名古屋短期大学	キャリアデザインⅡ
	広島大学	特別講義 (金融リテラシー概論)
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	栃山女学園大学	金融リテラシー (「実務研究 A」(地域・公共))

(資料2)

金融経済教育を推進するため、一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou4.pdf>

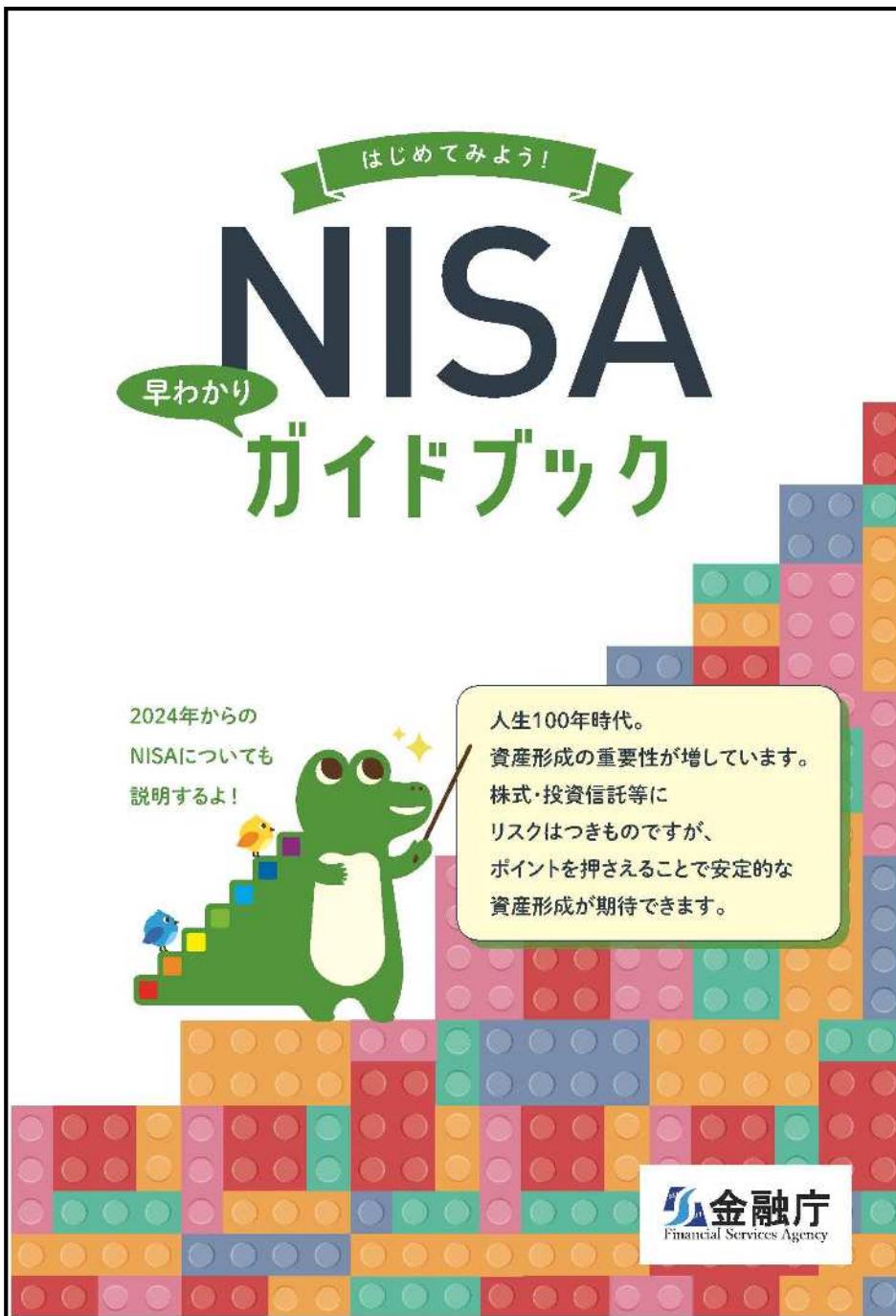


家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「はじめてみよう！早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

[https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/guidebook\\_202307.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/guidebook_202307.pdf)



新しいNISA制度開始に合わせてリニューアルを実施したウェブサイト  
「NISA特設ウェブサイト」  
ウェブサイトアドレス  
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/>



## 2023年度金融知識普及功績者一覧

(資料3)

### [個人の部]

(敬称略)

1. 竹内 京子  
(長野県)

2. 折戸 知美  
(岐阜県)

3. 川根 順子  
(三重県)

4. 田村 富美  
(和歌山県)

5. 遠藤 紀子  
(島根県)

6. 野々村千映子  
(島根県)

- 金融広報アドバイザーとして、ライフプランやマネープランなどを中心とした講座で講師を務めている。自作資料や対象者に合わせた資料を活用して工夫を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、「老後の資産形成」「定年後に必要となるお金の知識」「お金の仕組み」などの内容で講演を行っている。時代の流れによって変わりつつあるテーマにおいて、積極的に新しい資料を活用するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、「18歳成年」への啓発、注意喚起と共に「契約」についても基礎から解説し、金融トラブルや消費者トラブルに遭わないための知識の向上を図るなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、小学生から高齢者まで幅広い年齢層を対象として講演を行っている。寸劇や紙芝居のほか、ロールプレイやクイズ、独自考案のゲームを取り入れるなど、創意工夫しながら金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、成年年齢引き下げを踏まえた契約にまつわる金融トラブル、SNS関連のトラブルなど、主に高校・大学生を対象に身近なトラブルを教え、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、主に小学生、教職員、一般社会人を対象に出前講座を行っている。小学校においては、お金の役割や賢い使い方について考えさせる授業を、教職員向けには、小学生向けの講座内容を紹介するほか、金融教育の重要性を伝えるなど、金融知識の普及・向上に貢献。

7. 岡本 浩司  
(山口県)

8. 野口 宏子  
(長崎県)

9. 小原 隆子  
(長崎県)

10. 若松亜希子  
(大分県)

11. 二宮 清子  
(宮崎県)

12. 大城 人志  
(沖縄県)

- 金融広報アドバイザーとして、学生向けでは「若者に多い消費者被害と対策」、高齢者向けでは「キャッシュレスの基礎知識」「終活と相続の基礎講座」等、消費者に身近で近時関心が高まっているテーマについて幅広く講演するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、県内各地における金融関係講座の講師としての活動を通じて、小学生から高齢者まで幅広い世代に対する金融経済教育を実践するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、長期分散投資の知識の普及・啓発や、年金制度に関する法改正や最新情報の解説などをテーマに講演を行っている。また、講座では外国の金融事情や金融経済教育についても分かりやすく紹介するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、特別支援学校を含む中高校、大学、社会人、高齢者など、あらゆる年代に対して講演を行うほか、矯正施設における金融経済教育の活動、機関誌を通じた情報発信など、幅広く教育活動を行い、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、学生向けおよび、若手社会人、子育て世代、シニア世代の一般社会人向けなど幅広い層に対し、金融リテラシー講座等を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、中学校・高等学校教員としての勤務経験を活かし、小中高生を主な対象として講座を実施。受講者のそれぞれの特性や能力を踏まえた丁寧な金融経済教育を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

## 〔団体の部〕

1. 筑西市立

新治小学校

(茨城県)

2. 岡山県立

西大寺高等学校

(岡山県)

3. 内子町立

天神小学校

(愛媛県)

- 令和 2 年度に茨城県金融広報委員会より「金銭教育研究校」の指定を受け、研究授業実施のほか、市教育委員会による授業見学、授業内容の協議を実施。
- 委嘱期間終了後も金融経済教育を推進しており、4 つの研究部に分かれ、組織的な研究を進めるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 平成 29 年度から継続して地元小学校への租税教室等を開催する中、令和 2・3 年度の 2 年間「金融教育研究校」として、公開授業や実践事例発表を行ったほか、金融教育の推進を図るための実践・研究を実施している。「金融教育研究校」指定終了後も、学校内外における様々な教育活動を通じて、継続的に金融教育について取り組んでいる。
- 生徒の金融・経済等に関する知識向上のため、地域と連携しながら具体的かつ効果的な金融教育を実践するとともに、金融知識の普及・向上に貢献。
- 平成 30 年度に愛媛県金融広報委員会より「金銭教育研究校」の指定を受け、金銭教育に関する年間指導計画の見直し、金銭教育参観日や研究発表会を実施などのさまざまな取り組みを実施。「金銭教育研究校」の指定が終了した令和 2 年度はコロナ禍において活動が大幅に制限されたものの、令和 3 年度から活動を再開し、地元企業の見学を通じてお金について学ぶ機会を設けた。
- 地道な取組を中心に日々の学校生活の中で金銭教育の推進が図られ、金融知識の普及・向上に貢献。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
NPO 法人キッズフリー	2024 年度通年	キッズフリーマーケット
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2024 年度通年	くらしとお金の FP 相談室
金融知力普及協会	2023/8/15～ 2024/2/25	エコノミクス甲子園
金融知力普及委員会	2023/7/24～ 2023/8/2	国際経済オリンピック日本代表団派遣事業
日本証券業協会	2023/8/25	「職域（経営者・人事担当者等）」向けセミナー
日本教育新聞社	2023/12/1～ 2024/1/31	18 歳成人人オンラインフェア vol. 2
一般社団法人投資信託協会	2023/10/7～ 2024/1/20	新NISA全国セミナー
日本証券業協会	2023/10/4	「10月4日「証券投資の日」トークイベント」向けセミナー
家計簿普及促進委員会	2023/11/15	第6回「家計簿の夕べ」
一般社団法人投資信託協会	2023/11/16～ 2024/2/17	金融経済教育に携わる高校教員向けオンラインセミナー
日本証券業協会	2024/2/13	NISA の日イベント
公益社団法人日本青年会議所 経済グループ 稼ぐ人材育成委員会	2024/2/10～ 2024/6/15	親子参加による金融教育セミナー
特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2024/3/20	パーソナルファイナンスセミナー
公益財団法人消費者教育支援センター	2024/6/28	消費者教育シンポジウム

主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
日本経済新聞社	2024/6 月下旬～ 2025/2/13	マネーのまなび「NIKKEI 100 年の資産形成 2024」
一般社団法人 日本金融 教育推進協会	2024/3/18	日本銀行・貨幣博物館見学ツアー
公益財団法人 生命保険 文化センター	2024/5/9～ 2024/11/15	第 62 回中学生作文コンクール
特定非営利活動法人 日本ファイナンシャ ル・プランナーズ協会	2024/5/1～ 2025/3 月	第 18 回「小学生『夢をかなえる作文 コンクール』」
一般社団法人投資信託 協会	2024/5/18～ 2025/7/6	NISA全国セミナー
日本経済新聞社	2024/5/20～ 2025/3 月中旬	第 25 回日経 STOCKリーグ
一般社団法人 投資信託協会	2024/5/31～ 2024/7/2	中小企業を応援するマネーセミナー 2024
一般社団法人 日本金融教育支援機構	2024/6/15～ 2024/11/23	第 2 回 FESコンテスト、 第 2 回 FESコンテスト地区
日本弁護士連合会	2024/8/2	シンポジウム「「お金」と向き合うた めの消費者教育とは?～金融経済教 育の転換期に考える～」
特定非営利活動法人 金融知力普及委員会	2024/7/22～ 2024/7/31	国際経済オリンピック 2024 日本代 表団派遣事業
全国公民科・社会科教育 研究会	2024/7/23	証券・経済セミナー
特定非営利活動法人 金融知力普及委員会	2025/2/22～ 2025/2/23	第 19 回全国高校生金融経済クイズ 選手権エコノミクス甲子園
特定非営利活動法人 日本ファイナンシャ ル・プランナーズ協会	2024/10/1～ 2025/11/30	2024 年度「FP の日（全国一斉 FP フォーラム）」

## 第5節 新しいNISAの普及・活用促進について

### 1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。2023年12月末のNISA利用者は成人人口の約2割<sup>1</sup>にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であったりして、実際に投資をはじめるための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 新しいNISA制度

令和5年度税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が行われ、新しいNISAが2024年1月から開始した。

#### (2) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、地方公共団体、商工団体等に対し、職域資産形成セミナー実施等の働きかけを行った。

#### (3) 政府広報オンライン等を通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、様々な媒体を通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、NISAについて、その背景、必要性、内容などを広く国民に知っていただくべく、テレビやラジオを用いた政府広報を行った。

#### (4) イベントを通じた広報

新しいNISAの概要等の幅広い視点から解説する『NISA・資産形成セミナー』(オンライン)を2023年11月から2024年1月にかけて4回開催し、延べ公務員を中心に2万人以上を動員した。

また、新しいNISA制度を広報するための『新しいNISA×未来プロデュース』(対面・オンラインのハイブリッド)を、2023年12月から2024年2月にかけて3回開催した。

<sup>1</sup> 2023年成人人口に対するNISA利用者数の割合。

### 3. 制度の利用状況等

NISA の利用状況は、口座開設数が約 2,428 万口座、買付額が約 45.4 兆円（2024 年 6 月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2024 年 6 月末時点で、NISA 口座開設者数の約 5 割が 50 代以上のシニア層であった。一方、2018 年 1 月の制度開始以降、特に 20 代、30 代を中心に口座数が増加しており、2024 年 6 月末には約 3 割まで増加した。

また、投資信託協会の「2023 年（令和 5 年）投資信託に関するアンケート調査（NISA、iDeCo 等制度に関する調査）報告書」によると、一般 NISA の認知率は 75.3%（前年より 6.2 ポイント減少）、制度内容認知率は 29.7%（前年より 2.3 ポイント減少）、つみたて NISA の認知率は 76.0%（前年より 0.8 ポイント増加）、制度内容の認知率は 29.0%（前年より 0.4 ポイント増加）、新しい NISA の認知率は 52.3%、制度内容認知率は 18.0% となった。

## 第6節 規制・制度改革等に関する取組

### I 規制・制度改革に関する取組

#### 1. 概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたWG等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられている。

#### 2. 実績

（1）2023年「規制改革実施計画」（2023年6月16日閣議決定）に盛り込まれた事項について、一部規制の見直しを行った。

※詳細については「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」を参照  
[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p\\_plan\\_followup.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan_followup.html)

（2）「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に寄せられた金融庁関連の提案について、2023事務年度においては、172件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページ（「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」で受け付けた提案及び所管省庁からの回答について）を参照  
[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html)

### II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

#### 1. 概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーディング解消制度」及び「新事業特例制度」が

創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常、照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

また、生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月16日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法（2021年6月16日改正）に移管され、恒久化された。

## 2. 実績

2023事務年度において、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書を5件受け付け回答した。新事業特例制度に基づく要望については提出を受けなかった。規制のサンドボックス制度についても、金融庁として新たに認定した実証計画はなかった。

# コーポレートガバナンス改革推進の経緯

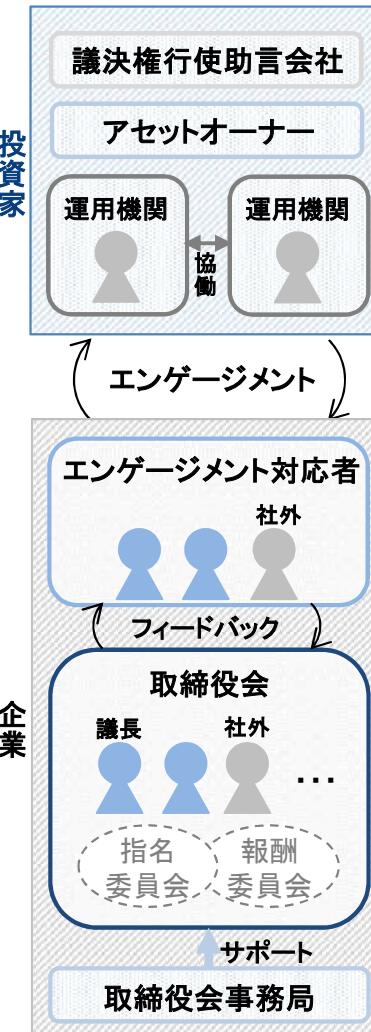
2013年 6月	<b>日本再興戦略</b> 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
2014年 2月	<b>スチュワードシップ・コード策定</b>
6月	<b>日本再興戦略 改訂2014</b> 上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
2015年 6月	<b>コーポレートガバナンス・コード適用開始</b> <b>日本再興戦略 改訂2015</b> 両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
8月	<b>スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置</b>
2016年 6月	<b>日本再興戦略 2016</b> コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
2017年 5月	<b>改訂版スチュワードシップ・コード公表</b>
6月	<b>未来投資戦略 2017</b> コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
12月	<b>新しい経済政策パッケージ</b> 投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
2018年 6月	<b>改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>未来投資戦略 2018</b> 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
2019年 6月	<b>成長戦略(2019年)</b> 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目指し、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
2020年 3月	<b>再改訂版スチュワードシップ・コード公表</b>
7月	<b>成長戦略フォローアップ(2020年)</b> 「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(...(中略)...事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年内に改訂を行う。
2021年 6月	<b>再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表</b> <b>成長戦略実行計画(2021年)</b> 中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。 取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。
2023年 4月	<b>「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」公表</b>
6月	<b>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年)</b> コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。
2024年 6月	<b>「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」公表</b> <b>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(2024年)</b> 昨年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を本年6月にアップデートしたところであり、企業と投資家に対し、その着実な実践を促す。その一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進に向け、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討を進める。また、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向け、スチュワードシップ・コードの見直しを検討する

# コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024

- 2023年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、これまでに様々な取組みを実施。こうした取組みをフォローアップし、継続的に今後の方向性を検討する必要。

- **企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上**という目的に立ち返り、具体的な取組みの検証や共有を通じて、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の「実践」に向けた施策を推し進めるべき。

課題	これまでの取組み	今後の方向性
スチュワードシップ活動の実質化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資家による協働エンゲージメントを促進するため、「共同保有者」の定義を明確化(金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立(2024年5月))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建設的な目的を持った対話を促進するため、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向けたスチュワードシップ・コードの見直しを検討。</li> <li>✓ 投資家(運用機関・アセットオーナー・議決権行使助言会社等)におけるスチュワードシップ・コードの遵守状況を検証。</li> </ul>
取締役会等の実効性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社外取締役の質の担保・向上に向けた取組みとして「社外取締役のことはじめ」を作成(2024年1月)</li> <li>✓ 民間主体において取締役等に対する研修等が進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 取締役会の実効性向上に向けた取組みの実践を促進するため、社外取締役と投資家の対話や、実質的な議論を促すための取締役会事務局による取組み等、具体的な好事例を共有。</li> </ul>
収益性と成長性を意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 東証の要請を踏まえ、PBRをはじめ資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて対応を進めている企業を「見える化」(2024年1月~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 継続して各企業の取組み状況をフォローアップし、収益性と成長性を意識した経営に向けた実質的な対応を促進。その際、取締役会における対応や投資家との対話の状況や、中長期的な企業価値向上の観点から成果を意識した分析・評価が行われているか等について着目。</li> </ul>



# コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024

課題	これまでの取組み	今後の方向性																																										
情報開示の充実・グローバル投資家との対話促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資家との対話の実施状況の開示を要請し、エクスプレインの好事例や不十分な事例を公表(2023年3月)</li> <li>✓ 2025年4月からの英文開示の義務化に向け東証の上場規則を改正(2024年5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイムリーな情報開示の更なる充実とともに、有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングとなるよう、実態把握を進め、事業報告等との重複開示の効率化を含む抜本的な環境整備に向け検討。</li> <li>✓ グローバル投資家の期待に応える企業群をリスト化。</li> </ul> <p>(リスト化のイメージ) JPXプライム150指数構成銘柄の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th rowspan="2">各種指標の状況</th> <th colspan="2">コーポレート・ガバナンスの状況</th> </tr> <tr> <th>独立社外取締役の割合(%)</th> <th>女性役員比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>PBR(倍)</td> <td>37.5</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.1</td> <td>41.7</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.2</td> <td>44.4</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1.2</td> <td>44.4</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>5.3</td> <td>33.3</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>5.8</td> <td>66.7</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>1.8</td> <td>60.0</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>6.7</td> <td>40.0</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>15.8</td> <td>37.5</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table>	会社名	各種指標の状況	コーポレート・ガバナンスの状況		独立社外取締役の割合(%)	女性役員比率(%)	A	PBR(倍)	37.5	18.2	B	1.1	41.7	8.3	C	1.2	44.4	23.1	D	1.2	44.4	22.2	E	5.3	33.3	13.3	F	5.8	66.7	22.2	G	1.8	60.0	20.0	H	6.7	40.0	13.3	I	15.8	37.5	16.7
会社名	各種指標の状況	コーポレート・ガバナンスの状況																																										
		独立社外取締役の割合(%)	女性役員比率(%)																																									
A	PBR(倍)	37.5	18.2																																									
B	1.1	41.7	8.3																																									
C	1.2	44.4	23.1																																									
D	1.2	44.4	22.2																																									
E	5.3	33.3	13.3																																									
F	5.8	66.7	22.2																																									
G	1.8	60.0	20.0																																									
H	6.7	40.0	13.3																																									
I	15.8	37.5	16.7																																									
市場環境上の課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上場子会社に関する情報開示の充実に向けた要請を実施(2023年12月)</li> <li>✓ 政策保有株式の開示に関する課題や開示例等を公表(2024年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策保有株式について、形式的な対応とならないよう、有価証券報告書において実態を踏まえ開示されているか等、企業に対し、コーポレートガバナンス・コードに照らして保有の合理性についての検証を尽くすよう促す。</li> </ul> <p>第一部 企業情報 ... 第4 提出会社の状況 <b>有価証券報告書</b> 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない 等</p>																																										
サステナビリティを意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 有価証券報告書において、女性管理職比率や男女間賃金格差等の多様性に関する指標等を追加(2023年3月期~)</li> <li>✓ 人的資本関係等の開示の好事例集を公表(2023年12月)</li> <li>✓ 女性役員比率の目標(2030年までに30%以上)を東証の上場規則において規定(2023年10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 國際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度のあり方を検討。</li> <li>✓ 企業価値向上というアウトカムの意識や、コーポレート・カルチャーを意識した経営や対話等、具体的な好事例を共有。</li> </ul> <p>企業 サステナビリティ報告 ←保証 サステナビリティ保証業務実施者</p>																																										

# コーポレートガバナンス・コードの概要

2015年6月1日適用開始  
2018年6月1日改訂  
2021年6月11日再改訂

上場企業が、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図るための行動原則

## 枠組み

- 東京証券取引所が定める有価証券上場規程の一部であり、コードの規定にコンプライするか、しない場合のエクスプレインを上場会社に義務付けている。
- プリンシブルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用。

## 概要

- 上場会社は、**株主の権利・平等性**を確保すべき。
  - 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化 等
- 上場会社は、従業員、顧客、取引先、地域社会などの**ステークホルダーとの適切な協働**に努めるべき。
- 上場会社は、利用者にとって**有用性の高い情報の提供**に取り組むべき。
- 取締役会は、会社の持続的成長を促すため、**企業戦略等の大きな方向性**を示すことや、**実効性の高い監督**を行うことなどの役割・責務を果たすべき。
  - 持続的成長に資するような**独立社外取締役の活用** 等  
(建設的な議論に貢献できる人物をプライム市場上場会社は3分の1以上(必要に応じて過半数)の独立社外取締役を設置すべき(その他の市場の上場会社は2名)
- 上場会社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主と**建設的な対話**を行うべき。

- 機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく「建設的な対話」を通じて、企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則

## 枠組み

- ・機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。ただし、金融庁がコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
- ・プリンシブルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用。

## 概要

機関投資家は、

1. スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
2. 顧客・受益者の利益を第一として行動するため、「利益相反」を適切に管理すべき。
3. 投資先企業のガバナンス、企業戦略等の状況を的確に把握すべき。
4. 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
5. 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき。
6. 顧客・受益者に対して、自らの活動について定期的に報告を行うべき。
7. 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うための実力を備えるべき。

機関投資家向けサービス提供者は、

8. 機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすにあたり、適切にサービスを提供するように努めるべき。

## 第8節 自然災害等の被災者への対応

I　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（資料1～3参照）

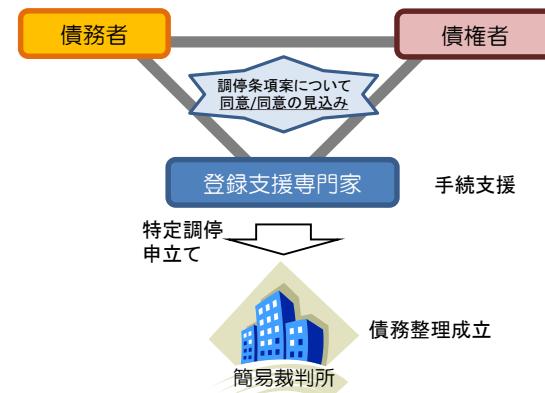
II　2023事務年度に発生した自然災害への対応（資料4、5参照）

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(資料1)

## ■ ガイドラインの概要

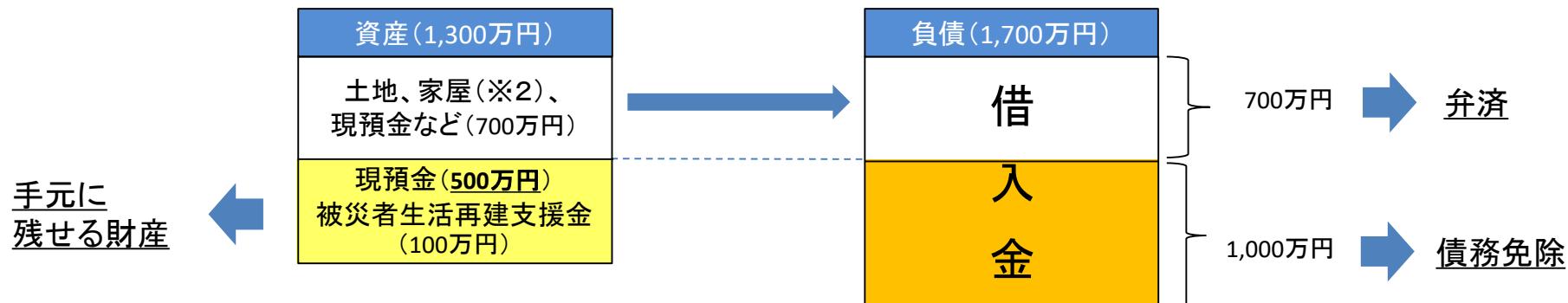
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



## ■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## ■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、譲り受けずに手元に残すことが可能。

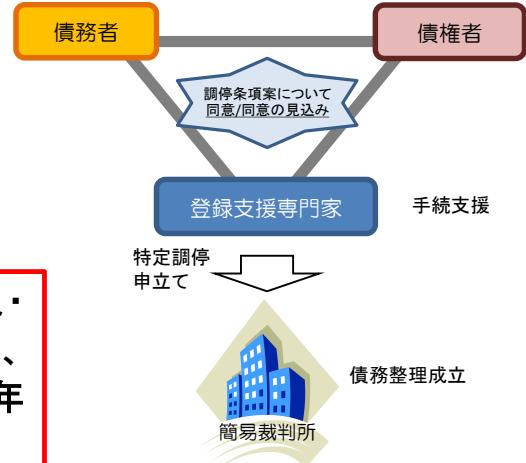
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

## ■ 自然灾害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然灾害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



## ■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

## ■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。  
※住宅資金特別条項による支援スキーム：住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン等の運用状況（2024年6月30日時点）

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
登録支援専門家に手続き支援を委嘱した件数	1,354	2,473	3,827
うち、手続き中の件数	138	332	470
債務整理成立件数	596	446	1,042

## 災害救助法適用に伴う災害等に対する金融上の措置要請の状況

(2023年7月1日～2024年6月30日)

## ○令和5年6月29日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山口県	6月30日（7月1日）	中国財務局	7月3日

## ○令和5年7月7日からの大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
島根県	7月8日（7月8日）	中国財務局	7月10日
佐賀県	7月8日（7月10日）	福岡財務支局	7月10日
大分県	7月8日（7月10日）	九州財務局	7月10日
福岡県	7月8日（7月10日）	福岡財務支局	7月11日
富山県	7月12日（7月13日）	北陸財務局	7月14日
秋田県	7月14日（7月15日）	東北財務局	7月18日
青森県	7月14日（7月15日）	東北財務局	7月18日
石川県	7月12日（8月8日）	北陸財務局	8月9日

## ○令和5年台風第6号の影響による停電

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
沖縄県	8月1日（8月4日）	沖縄総合事務局	8月4日

## ○令和5年台風第7号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
京都府	8月14日（8月15日）	近畿財務局	8月15日
兵庫県	8月15日（8月15日）	近畿財務局	8月16日
鳥取県	8月15日（8月15日）	中国財務局	8月16日

## ○令和5年台風第13号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
千葉県	9月8日（9月8日）	関東財務局	9月11日
茨城県	9月8日（9月8日）	関東財務局	9月11日
福島県	9月8日（9月8日）	東北財務局	9月11日

○令和6年能登半島地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日（1月1日）	関東財務局	1月2日

○令和6年1月23日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
岐阜県	1月24日（1月24日）	東海財務局	1月25日

## 令和6年能登半島地震に係る金融庁関連の対応

令和6年能登半島地震を受けて、金融庁・財務局において以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置要請	石川県、富山県、福井県、新潟県内の関係金融機関等に対し、財務局長及び日銀支店長の連名により要請文を発出	1月2日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制の構築	1月2日
3	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置	1月2日
4	被災者からの相談等に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	1月4日
5	対外情報発信	被災者の方々の金融分野の生活支援等に資する情報を掲載する特設ウェブサイト(日英)を設置	1月4日
6	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズ等を把握するための情報収集を隨時実施	1月4日
7	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起文を公表	1月5日
8	金融機関に対して資金繰り支援の徹底等を要請	官民金融機関に対し、関係省庁と連名で、事業者等の資金繰り支援の徹底等を要請	1月5日
9	金融機関の休日相談窓口一覧を公表	各金融機関にて設置された休日でも対応可能な相談窓口の一覧を公表	1月5日
10	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置を周知	1月5日
11	寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化	金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出	1月11日
12	有価証券報告書等の提出期限に関する特別措置	有価証券報告書等の提出期限に関し、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による特別措置を周知	1月12日

	対応	内容	
13	被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化	日本貸金業協会に対し、貸金業法施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出	1月17日
14	金融機関等の報告の提出期限等に係る措置	金融機関等の報告の提出期限等に関する特例措置を周知	1月23日
15	貸出条件緩和債権の判定に当たっての取扱い	金融機関に対し、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間の延長など、貸出条件緩和債権の判定に当たっての柔軟な取扱いについて周知	2月16日
16	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金等の差押禁止(周知)	石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金が支給されることとなり、これらの給付金の差押を禁止する法令が4月5日に成立したことから、金融機関に対して周知文を発出	4月5日

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	263,371	244,864	7,472	5,750	5,285	97.0%
地域銀行(100)	1,394,834	1,337,380	10,937	21,364	25,153	99.2%
その他の銀行(75)	1,672	1,446	106	36	84	93.2%
合計(184)	1,659,877	1,583,690	18,515	27,150	30,522	<b>98.8%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	30,607	26,785	1,124	296	2,402	96.0%
地域銀行(100)	64,248	55,506	1,965	739	6,038	96.6%
その他の銀行(75)	2,364	1,803	116	22	423	94.0%
合計(184)	97,219	84,094	3,205	1,057	8,863	<b>96.3%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	1,134,665	1,090,711	6,282	17,499	20,173	99.4%
信用組合(144)	193,170	187,975	528	1,643	3,024	99.7%
労働金庫(14)	18	17	0	1	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	5,714	5,555	38	52	69	99.3%
農協・漁協(583)	11,586	11,216	40	93	237	99.6%
合計(1039)	1,345,153	1,295,474	6,888	19,288	23,503	99.5%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。
- 債務者が住宅資金借入者である場合の実績は、令和5年9月末以降、半期毎(3月、9月)の公表に変更。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年3月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	38,553	35,965	389	589	1,610	98.9%
信用組合(144)	7,319	7,038	49	55	177	99.3%
労働金庫(14)	7,902	6,994	336	61	511	95.4%
信農連・信漁連(43)	96	89	1	0	6	98.9%
農協・漁協(604)	6,446	6,127	19	54	246	99.7%
合計(1060)	60,316	56,213	794	759	2,550	<b>98.6%</b>

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年3月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年3月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

# 再生支援の総合的対策

1. 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化する。
2. なお、本年7月以降は、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

## コロナ資金繰り支援

### 主な施策

1. ①コロナセーフティネット保証4号(100%保証、借換目的のみ)、②コロナ借換保証(100%保証の融資は100%保証で借換)を本年6月末まで延長。
2. 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。
3. 日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。

## 1. 信用保証協会による支援の強化

### 主な施策

1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】
  - ① 金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
  - ② 経営改善支援の効果検証指標を設定(売上高営業利益率、EBITDA等)し、目標・実績を協会別に公表。
  - ③ 中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
  - ④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
  - ⑤ 「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。
2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】
  - 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スponサー探しの事前相談の円滑化を図る。
3. 求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】

## 2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

### 主な施策

#### 1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ 【24年4月】

- **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。

#### 2. 「協議会補佐人制度」の創設 【24年4月】

- ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
- ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。

#### 3. 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進 【24年3月】

- 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化や評価比重を拡大**する。

## 3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

### 主な施策

#### 1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設 【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等

#### 2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

## 4. 民間金融機関による支援の強化

### 主な施策

#### 1. 一步先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一步先を見据えた対応を求める。**【24年4月適用開始】
  - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有(プッシュ型での情報提供)
  - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」等の策定を**促進。**【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

#### 2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家(弁護士、税理士、会計士等)を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催。**【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

#### 3. 事業者のガバナンス向上支援(経営者保証を不要とするための課題解決促進)

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等をとりまとめ、横展開を実施。**【24年6月末】

## 5. 政府系金融機関による支援の強化

### 主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン(限度額15億円)」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援
  - コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。
3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】
  - **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画**(民間金融機関による協調支援なしの場合)**として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
  - 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

## 6. 関係省庁の連携による支援の強化

### 主な施策

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】
  - ① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口(仮)」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。
  - ② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等をとりまとめ、横展開を実施。 等
2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】
  - 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。

# 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正の概要

## 背景

- 2023年7月以降、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していることも踏まえ、問題を先送りせず、**金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進**を図る必要

### ①経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズへの転換**

### ②一步先を見据えた早め早めの対応の促進

- 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し、一步先を見据えた対応**を求める
- 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**フッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
- 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

### ③顧客に対するコンサルティング機能の強化

- 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
- 早期の経営改善に関する計画策定等のソリューション**を、公的制度も活用しながら提案し、その**実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
- 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

令和6年6月7日

各業界団体等代表者 殿

内	閣	府
金	融	庁
財	務	省
厚	生	労 働 省
農	林	水 産 省
水		产 厅
中	小	企 業 厅

### コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、本年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く資金繰り支援については、現在大きな転換点を迎えています。本年3月8日に公表した「再生支援の総合的対策」において既に方向性を示した通り、7月以降は、能登半島地震の被災地に配慮しつつ、各種資金繰り支援策についてはコロナ前の水準に戻し、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援とします。具体的には、コロナセーフティネット保証4号やコロナ借換保証は6月末の期限を以て原則終了し、同様に、日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の金利引き下げについても終了する予定です。ただし、今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者への再生支援を強化するとともに、また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等で苦しむ事業者向けの制度は継続します。

つきましては、以下の事項を要請いたしますので、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

#### 記

##### 1. コロナ資金繰り支援策の転換

事業者への資金繰り支援について、足下の資材費等の価格上昇や人手不足の影響、日本銀行の金融政策の枠組みの見直しに伴う今後の影響等も踏まえ、引き続き事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、今後の経営改善や事業再生に繋がるよう、丁寧かつ親身に対応すること。返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

民間金融機関においては、コロナ融資の返済が厳しい事業者については、コロナ借換保証制度は原則終了するものの、例えば、100%保証を100%保証で借換可能とする小口零細企業保証や、認定経

営革新等支援機関（金融機関等）の支援を条件に保証料を低減する経営力強化保証（80%保証）等を活用し、コロナ融資の借換等を通じて、資金繰り支援を行うこと。

日本政策金融公庫等においては、一般的な災害貸付金利を適用のうえ、本年12月末まで延長する新型コロナウイルス感染症特別貸付等において、引き続き、資金繰りに課題を抱える事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を今後適用する際には、社会経済活動の正常化が進む中、改めて、コロナの影響や、中長期的な事業者の業況の回復や発展の見込みを確認し、適切に判断すること。なお、事業者の利用実績等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、新規の設備資金融資を今般対象外とすることから、今後、設備資金融資のニーズに対しては、引き続き措置されている他の貸付制度を活用し対応すること。また、円安等に伴う資材費等の価格高騰等の経済環境を踏まえ、金利引下げ措置が本年12月末まで延長されたセーフティネット貸付（原材料価格高騰対策）等の活用を促進すること。

コロナ禍で債務が積み上がり、事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、経営改善・再生支援に資する資金繰り支援策の活用を検討すること。具体的には、本年12月末まで期限を延長したコロナ経営改善サポート保証や日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用を検討すること。

コロナ経営改善サポート保証の利用要件となっている、経営サポート会議や経営改善計画策定支援事業等による事業再生計画の策定に際しては、金融機関と信用保証協会、中小企業活性化協議会等の支援機関が必要に応じて緊密に連携すること。

日本政策金融公庫等においては、小規模事業者も含め、引き続きコロナ資本性劣後ローンの利用促進に取り組むこと。また、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善を促す観点からコロナ資本性劣後ローンが重要であることに鑑み、借換え等の相談に柔軟に応じるとともに、その中で支援を必要とする先について、時機を逸する事がないよう関係機関とも連携しながら経営改善支援に取り組むこと。

民間金融機関においてもコロナ資本性劣後ローンを活用した支援について前向きに検討すること。その際、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換促進も念頭に、日本政策金融公庫等とも連携し、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

民間金融機関においては、本年2月より時限的に対象に追加された「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けたコンサルティング機能を発揮し、経営改善・再生支援に努めること。

また、官民金融機関においては、取引先の事業者が事業不振の際には、自らが経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に努めることに加えて、M&A・事業再構築・廃業等といった取り得る選択肢の幅を広げる観点から、必要に応じて事業承継・引き継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等の中小企業支援機関に早期に相談するよう促すこと。

## 2. 信用保証協会による支援の強化

信用保証協会においては、本年6月に改正された監督指針を踏まえ、民間金融機関をはじめとした関係機関と連携して、例えば信用保証付融資のシェアが高い事業者など、支援先のターゲティングを行い、主体的に経営支援の必要性を検討し、支援を行っていくこと。その際、効果的な経営支援を行うため、協会毎に経営支援の効果検証指標を設定し、支援のPDCAを徹底すること。また、早期の再生支援を進めていくべく、事業者情報の守秘義務が解除される対象として中小企業活性化協議会などを信用保証委託契約書等に可能な範囲で早期に明記し、再生支援・スポンサー探しなどの事前相談の円

滑化を図ること。信用保証付融資のシェアが高い事業者（求償債権事業者含む）については、民間金融機関をはじめとした関係機関と目線あわせを行うなど連携の上、信用保証協会が主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、必要に応じて、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への相談持込みを実施すること。

全国信用保証協会連合会においては、例えば、一部の協会において用意されている、一定程度のプロパー融資を条件に保証を行う商品など、民間金融機関の経営支援を促進する信用保証の仕組みを中小企業庁とともに検討すること。

### 3. 再生ファンド等の活用

信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業成長支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があつた先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても必要に応じて紹介するとともに、民間金融機関においては、資本性劣後ローンのほか、中小企業経営力強化支援ファンド等の活用についても積極的に検討すること。

### 4. 信用保証付融資における経営者保証

信用保証協会及び民間金融機関においては、本年3月より申込受付を開始した、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を含む信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについて事業者に周知し、積極的な活用を促すこと。その際、信用保証協会においては、経営者保証を提供する保証申込について、信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度に関して事業者が説明を受けたことを申込金融機関を介するなどして確認すること。

### 5. 事業再生情報ネットワークを活用した支援（公租公課の確実な納付と事業再生の両立）

官民金融機関、中小企業活性化協議会、信用保証協会等においては、外部機関や士業等の専門家と連携しつつ、事業者の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組むこと。

その際、新規融資時は勿論のこと、条件変更や経営改善・再生支援等を検討する適切なタイミングで、事業者の公租公課（社会保険料や税金等）の納付状況を積極的に把握し、公租公課の適切な納付を含む資金繰り計画の策定支援に努めること。また、公租公課を滞納している事業者に対しては、原則、金融債権等よりも優先的に支払うべき債権であることや公租公課の分割納付計画を遵守しない場合のリスク（差押え等）を認識するよう適切な助言等をすること。必要に応じて、既往債務の条件変更等の資金繰り支援や法令に基づく分割納付計画の策定支援を行うなど、事業者の状況を踏まえた対応を徹底し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を図ること。

経営改善・事業再生に向けた事業者の取組状況（官民金融機関・中小企業活性化協議会等による支援状況を含む）が公租公課の徴収現場等に適切に提供されていないと懸念される場合などがあることから、当該取組状況について関係省庁（金融庁・国税庁・厚生労働省・中小企業庁）を通じて、公租公課の徴収現場（年金事務所、税務署等）等に共有する仕組みとして「事業再生情報ネットワーク」が今般創設される。そのため、事業者に対し、本ネットワークでの相談先となる中小企業活性化協議

会や金融庁に新たに設置する「経営改善・事業再生支援の取組に関する金融庁相談窓口」も有効活用するよう、必要に応じて周知すること。なお、金融庁における窓口を通じて、関係省庁間で情報共有する場合は、事業者が民間金融機関等による支援を受けていることが前提であるため、民間金融機関等においては、事業者から本窓口の活用を相談された場合には、事業者の状況を踏まえた柔軟な対応に努めること<sup>1</sup>。

## 6. 令和6年能登半島地震に関する事業者支援等

令和6年1月5日付で発出した要請文の内容を踏まえつつ、

- ① 一般保証とは別枠でのセーフティネット保証4号
- ② 一般保証及びセーフティネット保証とは別枠での災害関係保証
- ③ 令和6年能登半島地震の被災地（対象地域は今後公表）に限り延長するコロナ借換保証
- ④ 日本政策金融公庫等による令和6年能登半島地震特別貸付等

も活用し、引き続き、被災した事業者や、当該事業者と取引関係のある事業者など、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、事業者の実情を踏まえながら、きめ細かく、迅速かつ柔軟な対応に努めること。また、例えば、旅館業や飲食業における大型厨房設備のように、被災した事業者の中には、事業再開できない中でも、発生する設備のリース料金が負担となっているとの声もあり、こうした固定費の支払いも考慮した上で事業者に寄り添った対応を行うこと。

また、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。特に、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、震災による影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

加えて、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題への対応に関して、石川県の七尾市以北の3市3町（輪島市・珠洲市・七尾市・能登町・穴水町・志賀町）の事業者を対象に既往債務に係る債権買取や出資を行う能登半島地震復興支援ファンドが設立されるとともに、ファンドでの債権買取支援等につなげるための相談窓口である「能登産業復興相談センター（七尾商工会議所内）」、「サテライトオフィス（のと里山空港内）」がそれぞれ開設されたことを踏まえ、対象地域の事業者への周知を図るとともに、3市3町以外の石川県の被災事業者については既存の「いしかわ中小企業第3号再生ファンド」が債権買取等の復興支援を行うこととしていることも念頭に、事業者の実情を踏まえながらファンドの利活用を検討しつつ、復旧・復興に向けた新規融資の供給についても柔軟に対応すること。

また、日本政策金融公庫等においては、コロナ資本性劣後ローンについて、被災地の事業者の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応として、災害救助法適用市町村に所在する事業者が、コロナ資本性劣後ローンの融資を希望する場合には、民間金融機関等とも連携しつつ、融資希望者の事業戦略や実施体制など定性的な事項や震災前の事業の状況等により事業の持続可能性の評価を行うことも可能とする等の措置を講じていることも踏まえ、震災復興や地域の再生に直接関係する事業に対し、迅速な融資実行が妨げられることがないよう留意すること。

以上

<sup>1</sup> 徴収現場等においては、現行法令の範囲内での対応となるため、本ネットワークを通じて公租公課の徴収現場等に情報共有したとしても、必ずしも対応方針が変更となることを確約するものではないことに留意すること。

# サステナブルファイナンス推進の取組み（概要）

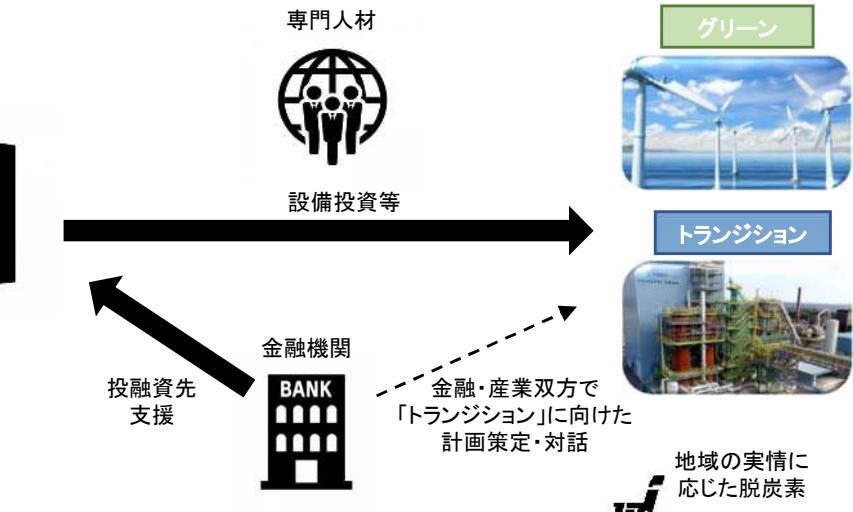
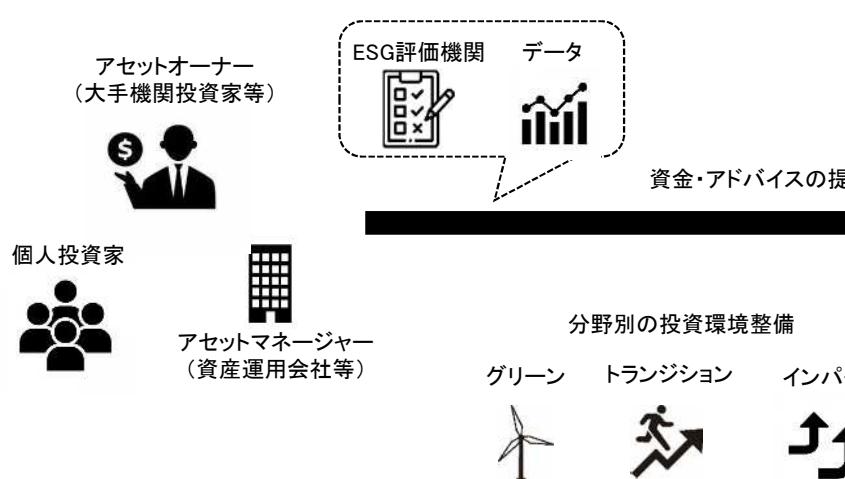
- 経済・社会の成長・持続可能性を高める金融（サステナブルファイナンス）の機能発揮を図るため、金融庁では、「サステナブルファイナンス有識者会議」を開催し、以下を含む幅広い論点について議論を行なうなど、様々な取組みを進めている。

## 市場制度の整備

- 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論
- 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範（22年12月策定）への賛同状況を取りまとめ（24年6月末時点）、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討

## 幅広いステークホルダーへの浸透

- 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラッグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた「スキルマップ」も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論



## 分野別の投資環境整備

- グリーンボンド等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論
- 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

## 脱炭素に係る取組み

- 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。この発展も視野に、移行戦略の枠組みについて更に検討
- 地域金融機関や事業者団体等とも連携し、各地域の実情に応じた支援の充実や発信等
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で実務的・専門的観点から議論

# (参考) サステナブルファイナンスの取組みの全体像

	これまでに見られた進捗	今後検討・実施することとされている対応等
市場制度の整備 関係者への 浸透 分野別の投資環境整備 脱炭素に 係る取組み	企業開示 24年3月、サステナビリティ開示基準の草案を提示(SSBJ) 同月、サステナビリティ情報の開示と保証に関するWGを設置(金融庁)	公開草案への意見を踏まえた検討 サステナビリティ開示の実施時期、保証の在り方等の議論
	データ基盤 温室効果ガス排出量データの把握・開示の拡充(投資家・企業等) 国際的データプラットフォームによる試行的なデータ提供(NZDPU)	官民関係者によるデータ整備のあり方等に係る議論等
	評価機関 評価機関24社、データ提供機関16社が行動規範に賛同 (24年6月末時点)	各社の対応状況等の確認、更なる具体策の検討
	投資機会充実 サステナビリティ投資商品のあり方につき「ダイアログ」で議論(金融庁)	投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等に係る議論
	人材育成・充実 22年12月、サステナビリティ人材に係る「スキルマップ」を公表(金融庁)、 講義・研修等の拡充(大学・業界団体等)	幅広い層への浸透策や多様な人材層との議論等
	グリーン 国際原則との整合に向けたグリーンボンドガイドライン等の見直し (環境省)	更なる市場発展に向けた投資環境整備の議論等
	トランジション 23年7月「GX推進戦略」、同年12月「分野別投資戦略」の公表等 (経済産業省等)	GX推進機構も通じた官民連携の促進等
	インパクト 24年3月、インパクト投資の「基本的指針」策定(金融庁) 24年5月、官民連携の「コンソーシアム」を正式に立上げ・議論(同上)	インパクト指標・データ整備、インパクト評価・企業戦略、 地域を含む官民協働等に係る議論
	ソーシャル 21年10月「ソーシャルボンドガイドライン」、22年7月「指標例」を公表 (金融庁等)	民間当事者での発行の実務拡充等
	金融機関のリスク管理 22年7月、金融機関の気候変動対応に係る「ガイダンス」を策定(金融庁)	移行戦略の枠組みについて更に検討等
企業対話 国際展開 アジア展開 地域GX CC市場	企業対話 移行計画の策定、企業・当局との対話の実施(金融機関等)	金融機関による顧客支援等に向けた更なる検討等
	国際展開 23年6月に発足した「GFANZ日本支部」等も通じた本邦からの発信 (大手金融機関等)	主導的な国際発信等
	アジア展開 AZEC首脳会合での共同声明(23年12月)、アジアGXコンソーシアム会合 の開催(24年3月)(経産省、金融庁等)	トランジション・ファイナンスの国際的推進に向けた更なる議論
	地域GX 地域企業への支援策の浸透など(地域金融機関等)	各地域の実情に応じた支援の充実・発信等
	CC市場 23年10月、取引所での市場取引の開始(東京証券取引所) GX推進戦略やGXリーグにおける議論の進展(経済産業省等)	左記や国際的な関心の高まりも踏まえた実践的な検討・議論等

# ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「[ESG評価機関等](#)」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、[報告書として公表](#)。(2022年7月)
- 「[行動規範](#)」について、7月～9月に実施した[パブリックコメントを踏まえ最終化](#)(2022年12月)。

(※)最終化に向けて、[わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛け](#)ていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。2024年6月末時点で、評価領域では24機関、データ領域では16機関が賛同。

## ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

### ● 透明性の確保

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること

### ● 人材の育成

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

### ● 利益相反の回避

業務の独立性・客觀性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること

### ● 企業とのコミュニケーション

評価を行う企業との窓口を明確化し、[評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表](#)すること



## 機関投資家・企業への期待

### ● 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)

### ● [サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化](#)すること(企業)

(※1)IOSCOによる国際的な報告書も踏まえて策定 (※2)学術・報道機関等が対象となるものではない

## 行動規範に賛同したESG評価機関等

- 金融庁が2022年12月に策定した「ESG評価・データ提供機関に対する行動規範」について、ESG評価機関については本年6月末時点で計24機関、ESGデータ提供機関については同時点で計16機関が、それぞれ賛同。

No	評価機関等名（アルファベット順）	受入れ表明した領域 (評価)	受入れ表明した領域 (データ)
1	アスエネ株式会社	○	○
2	Bloomberg LP	○	○
3	CDP Worldwide	○	○
4	Clarity AI	○	○
5	DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社	○	
6	イーエスジーブック ジーエムビーエイチ	○	○
7	ファクトセット・リサーチ・システムズ株式会社	○	○
8	FTSE Russell	○	○
9	株式会社Gaia Vision	○	○
10	Intercontinental Exchange, Inc.	○	○
11	Institutional Shareholder Services (ISS)	○	○
12	株式会社 日本格付研究所	○	
13	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	○	
14	ムーディーズ・ジャパン株式会社	○	
15	MSCI ESG Research LLC	○	○
16	株式会社格付投資情報センター	○	
17	リフィニティブ	○	○
18	RepRisk		○
19	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	○	
20	S&P Global Sustainable1	○	
21	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	○	
22	SOMPOリスクマネジメント株式会社	○	○
23	サステナブル・フィッチ	○	
24	サステナブル・ラボ株式会社	○	○
25	サスティナリティクス・ジャパン株式会社	○	
26	一般社団法人サステナブルファイナンスプラットフォーム運営協会		○

# カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会

## □ 背景・趣旨

- ・ カーボン・クレジットについては、2015年パリ協定の採択以後取引の拡大がみられ、金融機関等においても、金融機関間の取引ネットワークの構築、顧客向けの仲介等の広がりが見られるところである。海外金融当局や投資家においても、民間主導のボランタリークレジットが2030年には世界全体で500億ドルに達するとの予測もある中で、取引の透明性・健全性の観点を含む関心が高まっている。
- ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）は、昨年12月に報告書案「Voluntary Carbon Markets Consultation Report」を公表し、特にボランタリークレジットに係る取引の透明性・健全性の観点から、取引慣行が確立しておらず、取引インフラが併存し、又は新たな技術が適切に利用されないこと等により、市場が分断され、又は同一のクレジットが二重計上される等のリスクを指摘している。
- ・ また、市場慣行についても、取引、仲介、助言等のサービスを同一主体が提供した場合の利益相反等の潜在的に考え得る課題等を指摘し、上記の取引インフラ・慣行等に係る課題と併せて、取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から金融当局の対応検討を提案している。
- ・ 本邦においても、ボランタリークレジット等の取引種別が増加する中で、取引プラットフォーム等の取引インフラや取引の態様に広がりが見られつつあるところであり、昨年10月には、東京証券取引所におけるカーボン・クレジット取引も開始された。こうした動きを踏まえつつ、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方について実務的・専門的観点から検討し、初期的論点を議論していくことが重要と考えられる。
- ・ こうした観点から、金融庁において「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を開始する。

## □ 議題

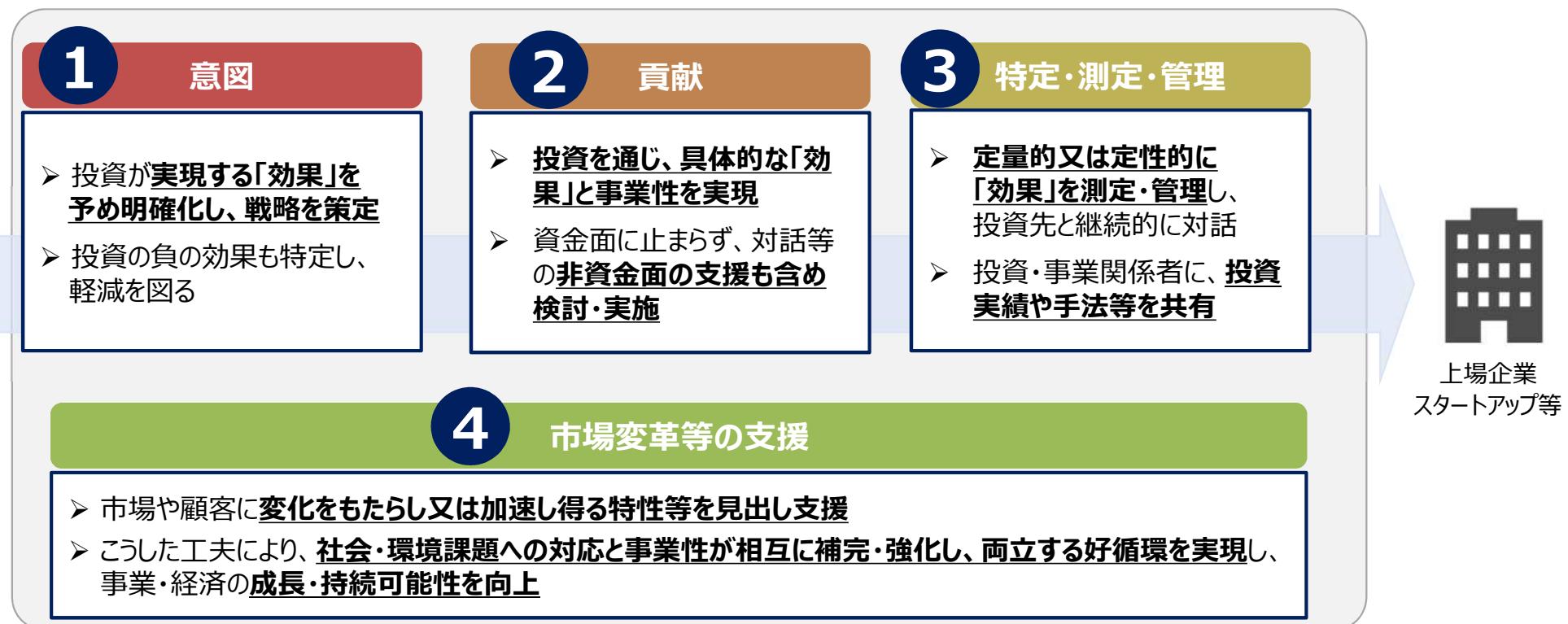
- ① 国内外におけるカーボン・クレジット取引の実際・あり方
- ② 特に、ブロックチェーン・トーケン化等のテックの適切な活用の実際・あり方
- ③ カーボン・クレジットの登録簿・取引所等の取引インフラの実際・あり方
- ④ 対顧客・対投資家の取引、仲介、助言等の取引慣行の実際・あり方

※ 排出量取引制度に係る法的論点等は、経済産業省・環境省共催の「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」で議論するものであり、本検討会では議題とはしない。

- トランジション・ファイナンスの重要性は、G7広島サミット等で強調されているが、現状では具体的な案件組成が乏しく、どのように案件組成を進めるべきかに関する共通理解は必ずしも形成されていない。そこで、民間金融機関・公的機関の参加を得る形で、アジアにおける事例ベースで、トランジション・ファイナンス案件組成のための有効な手法について議論する枠組みとして、「アジアGXコンソーシアム」を24年3月13日にキックオフ。
- コンソーシアムの議論への参加先：  
**アジアで活動する金融機関（MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA）・ADB・ASEAN金融当局（※）・GFANZ**  
(※) ACMF (ASEAN Capital Market Forum)、WCCMD (Working Committee on Capital Market Development) による協働参加。
- 活動内容：
  - ①アジアにおけるトランジション・ファイナンスのモデル事例を収集・議論し、
  - ②トランジション・ファイナンスの案件組成を推進する上で有効な手法として、例えば、投資家と事業者とのコミュニケーション（データや情報開示を含む）のあり方、移行計画等のコミットメントの信頼性を高めるための枠組み、カーボン・クレジットによるインセンティブ付け、そして、これら案件組成を支援するためのブレンデッド・ファイナンスのあり方を議論。
  - ③上記の有効な手法の議論等を踏まえて、コンソーシアムにおけるハイレベルのコンセンサスを、グローバルな投資家・金融機関に向けて発信。

# インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針の概要

- 23年6月末、インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「基本的指針（案）」を作成。同年10月まで実施された市中協議等を通じて寄せられた国内外の幅広い関係者からの意見を踏まえ、24年3月末に策定。
- インパクト投資の具体的な内容については、国際的にも民間団体等による様々な文書が存在し、現在も議論の途上である。本指針では、こうした点や成長期であるインパクト投資の市場特性を踏まえて、多様な創意工夫を促すよう、インパクト投資に期待される原則的・一般的な要素を取りまとめている。



インパクト



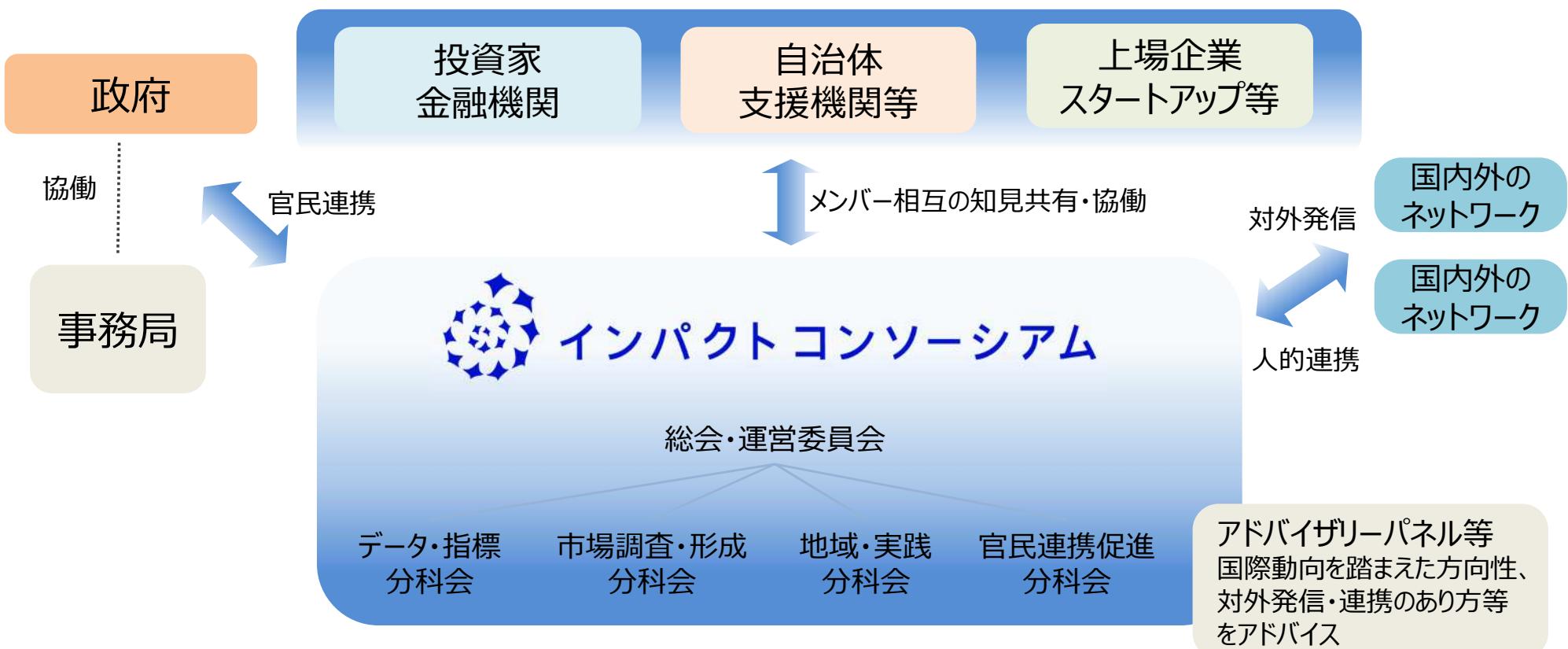
好循環  
Circular flow

成長・持続可能性



# インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場として、23年11月、官民連携の「インパクトコンソーシアム」を設置（24年6月末で計352法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。



# 移行計画に係る国際的な議論

- G20サステナブルファイナンスワーキンググループをはじめ、金融当局が参加する国際会議等で、移行計画が議題に挙がっている。

G20

- ✓ サステナブルファイナンスワーキンググループの優先課題の一つに、**信頼性があり、強固で公正なトランジション・プランの推進**を掲げている。

FSB

- ✓ 『2024年作業計画』において、金融機関及び非金融機関の**トランジション・プラン及びプランニングの、金融安定への関連性を分析**することとしている。

BCBS

- ✓ FSBとNGFSといった国際的なフォーラムでの作業を参考にしつつ、銀行のトランジション・プランニングに関する補完的な作業を行う可能性について議論している。

IOSCO

- ✓ 『2023年～2024年の活動計画』において、**市場における規律を促進し、グリーンウォッシュを防止する観点から、トランジション・プランに係る証券・市場当局の役割等**を検討することとしている。

IAIS

- ✓ 気候関連リスクを踏まえた保険セクターのガバナンス等に係るガイダンスの市中協議の中で、**IAISが将来の市中協議にトランジション・プランニングに関する考慮事項を含めるべきか**を問い合わせ。

NGFS

- ✓ 『2022年4月～2024年4月までの監督ワークストリームのマンデート』において、**トランジション・プランの監督の必要性や可能性を分析**することとしている。また、必要なデータ等に係る実務面の課題にも着目。
- ✓ 加えて、2024年4月には、『移行計画の調整：新興市場・発展途上経済における考慮事項』、『移行計画の関連性：金融機関と非金融機関』及び『移行計画の信頼性：ミクロプレーデンスの視点』の3つの報告書と、これらの作業の概要や横断的な勧告をまとめたカバー・ノートを公表。

## 第11節 デジタル・イノベーションの推進（資料1～7参照）

2023事務年度においては、以下の取組を推進した。

- ・事業者支援
- ・調査・研究
- ・ステークホルダーとの対話

### 1. 事業者支援

「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のI. 3. (1)<sup>1</sup>を参照。

### 2. 調査・研究

「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のI. 3. (2)<sup>2</sup>を参照。

### 3. ステークホルダーとの対話

「Japan Fintech Week 2024」を開催し、FIN/SUMを中核イベントとして各国大使館、地方公共団体、業界団体、大使館等と連携し、約50のフィンテック関連イベントを集中的に開催。地方や海外を含め延べ13,000人以上の方が参加し、多面的な議論とネットワーキングを行った。その他の取組に関しては、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のI. 3. (1)<sup>3</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=29>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=32>

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=30>

- デジタライゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのため、事業者によるイノベーションを支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

## 事業者支援

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ
- FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブ出張相談

## 調査・研究

- ブロックチェーン国際共同研究

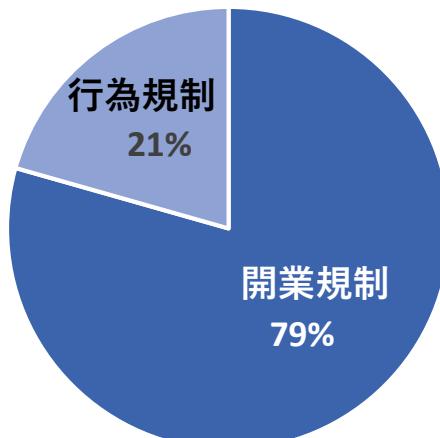
## ステークホルダーとの対話

- Japan Fintech Week 2024及びFIN/SUM2024
- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 庁外拠点を活用したフィンテック事業者との対話
- 各国当局等が主催するフィンテックイベントへの参加・登壇
- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)

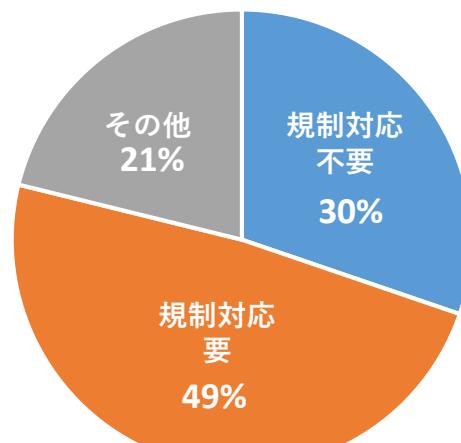
- フィンテックに関する事業を営んでいる、または、新たな事業を検討している事業者等からの開業規制の法令解釈等に関する相談にワンストップで対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。  
TEL : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2024年6月末までに、**問合せ総数は2,262件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,956件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約8割（1,540件）。行為規制に関するものは約2割（416件）。
- ✓ 相談終了済案件（1,479件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。

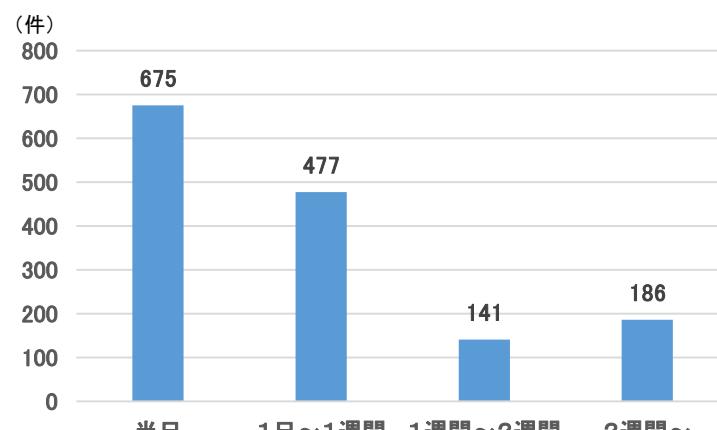
【法令解釈類型別（1,956件）】



【相談終了済案件の内訳（1,479件）】



【相談終了済案件の対応期間（1,479件）】

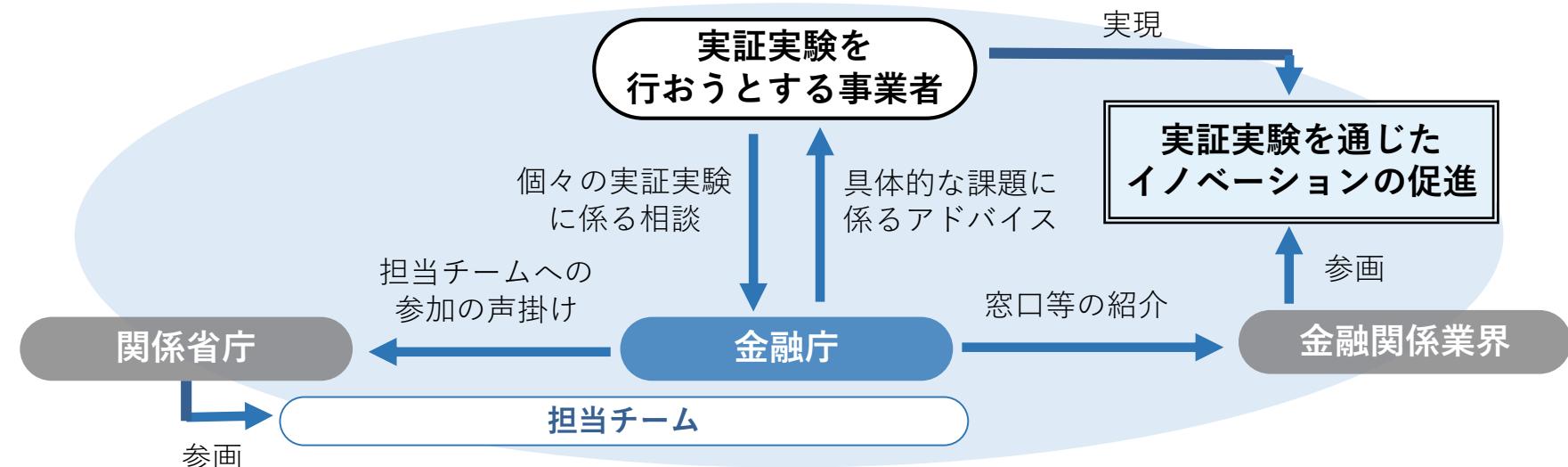


→ **平均5営業日以内**

- フィンテック企業や金融機関が、**前例のない実証実験**を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL : 03-3581-9510  
Email : pochub@fsa.go.jp

- ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- 個々の実験ごとに、
  - ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



# FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(資料4)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ホーケットエンジニアリング	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行 グーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日



- ◆ 金融庁主催により「Japan Fintech Week」を初開催。
- ◆ 「FIN/SUM」（主催：金融庁、日本経済新聞社）を中心とし、東京都などの自治体や各国大使館、関連団体等により、パネルディスカッションやラウンドテーブル、スタートアップピッチ、ネットワーキング等のイベントを都内各地で複数実施。



延べ参加人数：

13,000人以上

参加国・地域：

50以上

満足度：

85%

関連イベント数：

49

## 【主な金融庁セッション】 \*モデレーター

### <3月5日（1日目）>

#### 岸田総理挨拶（ビデオメッセージ）

内閣総理大臣 岸田 文雄

#### 鈴木大臣挨拶（栗田長官代読）

財務大臣 内閣府 特命担当大臣（金融） 鈴木 俊一

#### Fireside Chat：欧州当局のデジタル戦略

##### ～デジタル資産やAIへの対応～

ベレーナ・ロス（ESMA長官）、三好 敏之（金融庁）

#### パネル：AIが描く金融の未来：リスクを超えて

津坂 美樹（日本マイクロソフト）、松尾 豊（東京大学大学院教授）、松橋 正明（セブン銀行）、柳瀬 譲（金融庁）、\*岡田 拓郎（FDUA）

#### パネル：デジタル資産 国際金融規制のフロンティア

三好敏之（金融庁）、シン・チオン・リヨン（MAS）、ダリル・ホー（HKMK）、ワイジエーフィッシャー（SEC）、ジェマイマ・ケリー（フィナンシャル・タイムズ）

#### 井林副大臣挨拶 内閣府 副大臣（金融担当） 井林 辰憲



### <3月6日（2日目）>

#### パネル：伝統的金融×トークナイゼーションの可能性：イノベーションとコンプライアンスの両立を目指して

齊藤 達哉（Progrmat）、朏 仁雄（ODX）、村林 聰（ディーカレットDCP）、ヤム・キ・チャン（Circle）、\*油布 志行（金融庁）

#### パネル：スタートアップ企業によるベンチャーデットの利活用

岩井 亮三（三菱UFJ銀行）、赤岡 央崇（みずほ銀行）、武田 悠紀（三井住友銀行）、鈴木 墨（ユニバーサルミュージック合同会社）、渡邊 貴史（セーフィー）、\*高鍋 峻輔（金融庁）

#### パネル：デジタル・マネーと決済・送金の未来

栗田 照久（金融庁）、高瀬 英明（MUFG）、瀧 俊雄（マネーフォワード）、ベネディクト・ノレンス（BIS）、\*別所 昌樹（日本銀行）



### <3月7日（3日目）>

#### Fireside Chat：米国デジタル通貨政策のゆくえ

クリストファー・ジャンカルロ（元CFTC長官）、クリス・ブルーマー（米ジョージタウン大教授）



#### ～保険会社×スタートアップ

#### ～プロテクションギャップへの対応

藤岡 晋（三井住友海上火災保険）、アレクサンダー・プイ（Marsh）、李 暉（Plug and Play）、丸山 倫弘（Tractable）、河合 美宏（OECD保険私的年金委員会）

### <3月8日（4日目）>

#### パネル：～保険の新たな販売手法～組込型保険のポテンシャル

生田目雅史（東京海上HD）、兵頭 裕（PayPay保険サービス）、三浦 知宏（金融庁）、\*林良太（Finatext）

#### パネル：グリーンフィンテック最前線～テクノロジーでグリーンウォッシュを防止する～

田尻 貴夫（ソニーコンピュータサイエンス研究所）、石橋 誠之（森・濱田松本法律事務所）、中久保 菜穂（シェルパ・アンド・カンパニー）、池田 賢志（金融庁）

#### パネル：金融業界のジェンダーギャップ解消に向けた戦略

アマンダ・ウィック（Incite Consulting）、清明 祐子（マネックスグループ）、橋本 ゆかり（アフラック生命保険）、ローラ・ロー（Temasek）、\*中川 彩子（金融庁）

#### パネル：地銀×シリコンバレー

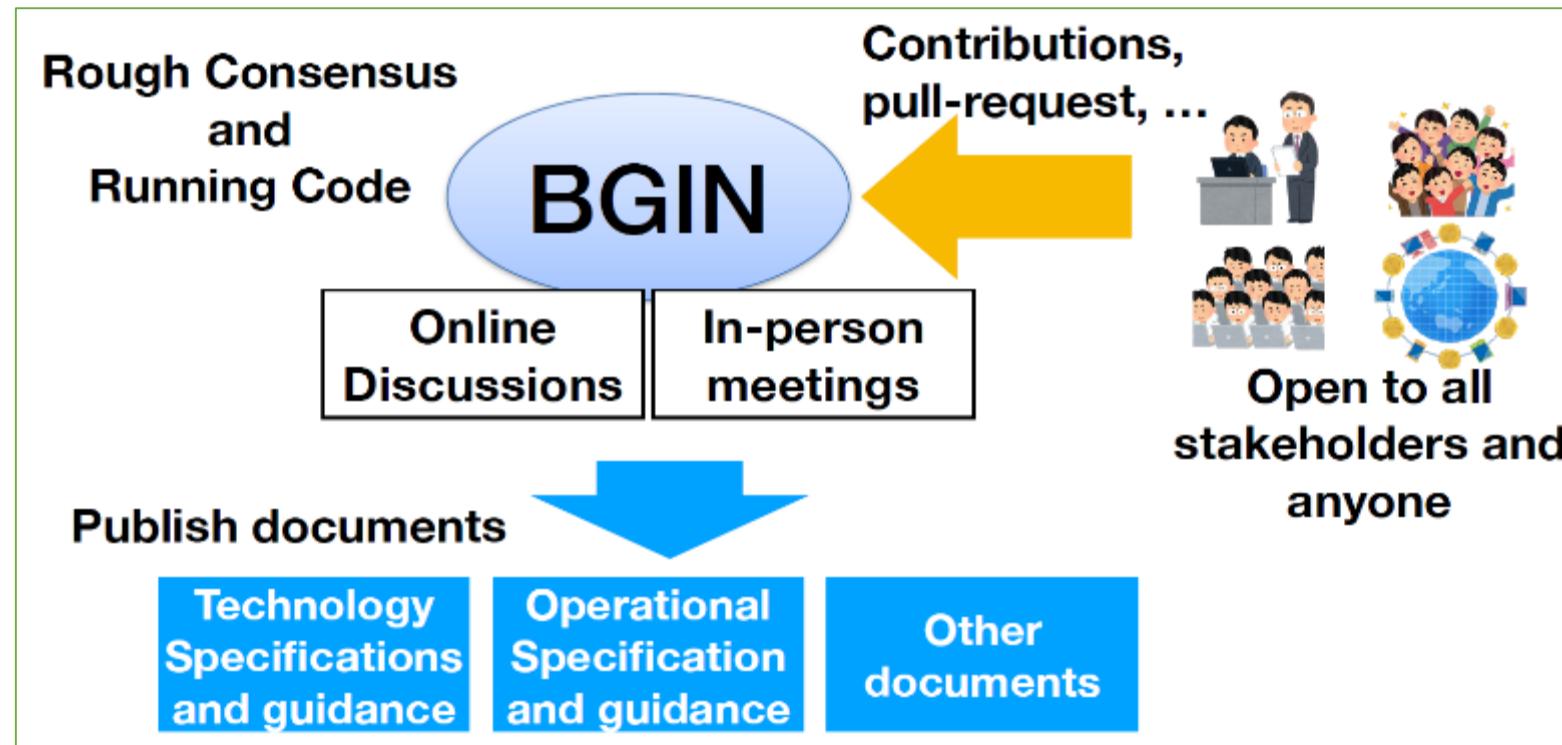
大杉 幸弘（静岡銀行）、渡邊 迅人（浜松いわた信金）、菅田 純登（米国富士通研究所）、岡田 大（金融庁）、\*齊藤 健一（Sozo Ventures）



#### パネル：テクノロジーで拓く地域の未来

神田 潤一（内閣府大臣政務官）、中島 徳至（Global Mobility Service）、菅原 壮弘（SOKO LIFE TECHNOLOGY）、吉田 世博（HashPort）、金光 碧（bitflyer）

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力をを行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として2名が参加し、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2024年3月にはJapan Fintech Weekのイベントの一つとしてPlenary Meetingを東京で開催。



## A New Beginning...

On March 10, 2020, a group of people from various blockchain stakeholder groups agreed on the establishment of a new global network named Blockchain Governance Initiative Network (BGIN - pronounced 'BEGIN'). Japan led the discussion at the G20 in 2019 as the presidency on the governance for decentralized finance in accordance with the experiences against high profile hacking incidents and of forming regulatory frameworks. Building on this background, this network aims at providing an open and neutral sphere for all stakeholders to deepen common understanding and to collaborate to address issues they face in order to attain sustainable development of the blockchain community.



<https://bgin-global.org>

## 活動目標

- オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた**共通な言語と理解の醸成**
- オープンソース型のアプローチに基づいた**信頼できる文書とコードの不断の策定**を通じた学術的基盤の構築

## 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下この章において「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006年9月末までに買い取られた株式については、その後、処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却（処分のうち自己株取得に対応するものなどを除く。以下この章において同じ。）は凍結していた。機構は、2017年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後、凍結していた市中売却を再開。2023年度は、3,073億円の処分を実施（うち市中売却は1,564億円）。

また、2008年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

### ① 株式買取再開等（2009年3月4日公布、同年3月10日施行）

2006年9月末までとされていた機構による株式買取期限を2012年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（平成20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

### ② 買取対象の拡大（2009年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

### ③ 買取期限の延長（2012年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、歐州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、2017年3月末まで5年間延長した。

### ④ 買取期限の延長（2016年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在す

るなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022年3月末まで5年間延長した。

⑤ 買取期限の延長（2021年5月26日公布、同年11月22日施行）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して、企業を支援していくためにも金融機関は自らの経営基盤を強化する必要があり、経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、機構による株式等の買取期限を、2026年3月末まで4年間延長した。

これらの措置を受け、2023事務年度（2023年7月～2024年6月末）において、機構は、560億円（買取再開後の累計1兆9,847億円）の株式等の買取りを行っている。

## 第3部 金融検査・監督等

### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

#### 第1節 モニタリングの高度化に向けた取組

##### I モニタリングを巡る最近の動き

検査マニュアル廃止後の検査・監督については、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）等を順次公表<sup>1</sup>しており、2024年6月には商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関するディスカッション・ペーパーを公表した。また、モニタリングで得られた知見を整理し、テーマ毎のプログレスレポート<sup>2</sup>等を公表している。

##### II 日本銀行との連携

2023事務年度は、日本銀行と共同で、大手銀行グループにおける外貨流動性リスク管理に関する調査を行い、その成果を日銀レビューとして公表したほか、共通シナリオを用いた一斉ストレステストを実施した。

また、こうした取組の実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取組<sup>3</sup>の評価とともに、一層の負担軽減の要望などを聴取した。

---

<sup>1</sup> 2022事務年度までに、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、ITガバナンス、融資、気候変動対応、オペレーションナル・レジリエンスの6つのディスカッション・ペーパーを公表している。

<sup>2</sup> 「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」（2023年9月8日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230908-02/20230908-02.html>

「金融機関の内部監査の高度化」に向けたプログレスレポート（中間報告）（2023年10月24日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231024/20231024.html>

<sup>3</sup> これまでの日本銀行との連係の取組については、「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」（2021年3月22日）及び「金融庁・日本銀行における金融モニタリング業務の連携状況」（2023年6月23日）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210322/20210322.html>

[https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230623/20230623\\_2.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230623/20230623_2.pdf)

## 第2節 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

取組の詳細は、「2024事務年度金融行政方針」、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のII. 1. (6). ②<sup>1</sup>及び「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（2024年6月28日公表）<sup>2</sup>を参照。

また、上記資料に記載している取組のほか、2024年3月に「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」<sup>3</sup>の整備を行った<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=46>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/01.pdf>

<sup>3</sup> ガイドラインの詳細はウェブページを参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-7/03.pdf>

<sup>4</sup> 金融機関等に係るガイドライン（「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」）については、2021年11月に公表している。

### 第3節 疑わしい取引の届出制度

#### I 疑わしい取引の届出制度

疑わしい取引の届出制度については、国家公安委員会にて公表している「犯罪収益移転防止法の概要」<sup>1</sup>及び「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」<sup>2</sup>を参照。

#### II 疑わしい取引の届出に関する概況

疑わしい取引の届出の概況については、国家公安委員会にて公表している「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」及び「令和5年 年次報告書」<sup>3</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> [https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law\\_com.htm](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm)

<sup>2</sup> <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk051207.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic\\_2023.pdf](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2023.pdf)

## 第4節 ITガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ

### I ITガバナンスに関する対話

取組の詳細は「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ.1.（6）.⑤（1ポツ）<sup>1</sup>参照。

### II システムリスク管理態勢の強化

取組の詳細は「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ.1.（6）.⑤（3、4、5、6ポツ）<sup>2</sup>参照。

### III オペレーションナル・レジリエンス

取組の詳細は「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ.1.（6）.⑤（2ポツ）<sup>3</sup>、及び「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（令和6年6月公表）の別紙2<sup>4</sup>参照。

### IV 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク（以下「同サポートデスク」）」では、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブから引継いだ支援プロジェクト1件を終了し、2024年7月に最終報告書を公表（残り1件は支援を継続中、資料1参照）。

### V 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組

取組の詳細は「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ.1.（6）.③参照。なお、当庁が主催している「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）」の参加金融機関数の推移は以下のとおり。

	2021年 Delta Wall VI	2022年 Delta Wall VII	2023年 Delta Wall VIII
参加金融機関数	150	160	165

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=49>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=49>

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=49>

<sup>4</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240626/01.pdf#page=87>

# (旧)基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ支援状況 (資料1)

	申込者	支援決定/終了	案件概要
1	静岡銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年4月支援決定</li> <li>• 2021年10月支援終了</li> </ul>	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェア・ソフトウェアの自由選択を可能とすること、コンポーネント化したシステムの疎結合化により外部サービスへとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020年6月支援決定</li> <li>• 2022年5月支援終了</li> </ul>	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザインファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021年5月支援決定</li> <li>• 2023年1月支援終了</li> </ul>	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド(Google Cloud Platform)上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021年5月支援決定</li> <li>• 2024年6月支援終了</li> </ul>	外部サービスや銀行の営業関連のシステムと勘定系システムを連携するための基盤(オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。
5	西京銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2021年9月支援決定</li> </ul>	基幹系システムを、メインフレーム上で稼働する共同利用型から他行で稼働実績のあるクラウド型パッケージに更改することで、システムベンダーに依存しない自行主体のシステム開発を行い、開発コストの低減やフィンテック等の新サービスの柔軟な取り込みを図る。

## 第5節 経済安全保障上の対応

経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）の運用を開始した（2024年5月）。円滑な制度運用を図るため、相談窓口を通じて関係事業者に必要な助言を行うとともに、技術的な解説を公表した。基幹インフラ事業者による重要なシステムの導入やその維持管理等の委託について、外部からの妨害・加害行為を防止する観点から審査を実施した。

（基幹インフラ制度の届出件数）

年度	事前届出件数		事後報告件数
	導入※1	重要維持管理等 ※1	
2024年度※2	6	29	0

※1 事前届出件数は導入等計画書及び緊急導入等届出書の届出件数のほか、導入等計画書の変更の案の届出件数（重要な変更の届出件数）も含まれる。

※2 2024年6月末時点

## 第6節 販売・組成会社における顧客本位の業務運営について

販売・組成会社における顧客本位の業務運営の確保に向けた取組は、「2024 事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」の I. 1. (2)<sup>1</sup>を参照。

また、2024 年 7 月に「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」<sup>2</sup>を公表した。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=6>

<sup>2</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r6/kokyakuhoni/fdreport/fdreport\\_2024.html](https://www.fsa.go.jp/news/r6/kokyakuhoni/fdreport/fdreport_2024.html)

## 第7節 データ活用の高度化

「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のIII. 1. (1)<sup>1</sup>も併せて参照。

### I データを活用した多面的な実態把握

金融庁が実施したデータ分析の一部は『FSA Analytical Notes—金融庁データ分析事例集－』<sup>2</sup>として公表。

### II データインフラ整備

取組の詳細は「共同データプラットフォームの進捗と今後の進め方（2024年7月）」<sup>3</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=72>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240701-2/20240701.pdf>

## 第8節 早期是正措置・社外流出制限措置について

### I 早期是正措置の概要及び運用

#### 1. 早期是正措置の趣旨

早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合に監督上の措置を発動する制度であり、1998年4月に導入されている（銀行法第26条第2項等）。

なお、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等）に対しては、2019年3月より、レバレッジ比率も基準として用いられている。

（注）保険会社については、1999年4月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる早期是正措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第1条）。

	自己資本比率		措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行	
第1区分	普通株式等 Tier 1 比率：2.25%以上 4.5%未満 Tier 1 比率：3%以上 6%未満 総自己資本比率：4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	普通株式等 Tier 1 比率：1.13%以上 2.25%未満 Tier 1 比率：1.5%以上 3%未満 総自己資本比率：2%以上 4%未満	1%以上 2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2	普通株式等 Tier 1 比率：0%以上 1.13%	0%以上	自己資本の充実、

区分の2	未満 Tier 1 比率：0 %以上 1.5%未満 総自己資本比率：0 %以上 2 %未満	1 %未満	大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	普通株式等 Tier 1 比率：0 %未満 Tier 1 比率：0 %未満 総自己資本比率：0 %未満	0 %未満	業務の全部又は一部の停止

	レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	
第1区分	最低レバレッジ比率未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	最低レバレッジ比率の二分の一の比率未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	最低レバレッジ比率の四分の一の比率未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0 %未満	業務の全部又は一部の停止

(注)「最低レバレッジ比率」は、原則3 %（ただし、2024年4月以降、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案し、日銀預け金をエクスポート額（分母）から除外しつつ、同比率を3.15%としている）。

## 2. 発動実績

2023事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はない。

(参考) 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件

保険会社	1件
------	----

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

## II 社外流出制限措置の概要及び運用

### 1. 社外流出制限措置の趣旨

社外流出制限措置は、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

なお、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対しては、2023年3月より、「レバレッジ・バッファー比率」も基準として用いられている。

#### 【参考】資本バッファー比率、レバレッジ・バッファー比率の算式

$$\text{資本バッファー比率} = \frac{\text{資本バッファーに係る普通株式等 Tier 1 資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

#### レバレッジ・バッファー比率

$$= \frac{\text{Tier 1 資本の額}}{\text{総エクスポートジャーナーの額}} - \text{最低レバレッジ比率}$$

現行規制上、銀行がこれらの基準の最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる社外流出制限措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、以下のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第1条）。

資本バッファーの充実の状況に係る区分	資本バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファー第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファー比率を回復するための合理的
資本バッファー第2区分	1.875%未満	60%	

資本バッファー —第3区分	1.25%未満	80%	と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
	0.625%未満	100%	
資本バッファー —第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファー第4区分にも該当する。この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

(注) 上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、(銀行によって所要水準が異なる) カウンター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

レバレッジ・バッファーの充実の状況に係る区分	レバレッジ・バッファー比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
レバレッジ・バッファー 第1区分	最低レバレッジ・バッファー比率未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含むレバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
レバレッジ・バッファー 第2区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分の三の比率未満	60%	
レバレッジ・バッファー 第3区分	最低レバレッジ・バッファー比率の二分の一の比率未満	80%	
レバレッジ・バッファー 第4区分	最低レバレッジ・バッファー比率の四分の一の比率未満	100%	
※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時にレバレッジ・バッファー第4区分にも該当する。この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。			

(注) 「最低レバレッジ・バッファー比率」は、G-SIBs バッファーの 50% の水準。

## 2. 発動実績

2023 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

## 行政処分の件数(2002年4月～2023事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ～6月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	2022事務年度	2023事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	53
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
借用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	64
信用組合	0	0	4	2	2	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
資金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	0	7	2	39
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	3	9	11	470
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	1	0	6	117
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	2	2	6	181
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	3	2	0	67
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	0	2	1	0	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2	16
過格機関販売等特例事業業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	10	9	21	1,293
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5
借用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	34
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	67
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	3	5	0	15
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	22	26	43	56	2,757
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	6	9	16	19	1,136

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務省等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時にいった場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。

(注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。

(注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投販売業者の処分件数。

(注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

(注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

## 第10節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等の方策

### I 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価

2023事務年度における外部評価は、「有価証券運用態勢モニタリング及び信用リスク管理態勢モニタリング」をテーマとして実施した<sup>1</sup>。

### II 意見申出制度

2023事務年度は、意見申出がなかった。

---

<sup>1</sup> 「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等の公表について（2024年6月26日）  
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/monitoring2023/monitoring2023.html>

## 第11節 金融モニタリング情報の収集状況

「金融モニタリング情報収集窓口<sup>1</sup>」の2023事務年度の総収集件数は2,233件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が1,926件(86.3%)、保険会社等に関する情報が145件(6.5%)、証券会社や暗号資産交換業者等に関する情報が162件(7.3%)であった。

---

<sup>1</sup> 当窓口の概要是、「金融モニタリング情報収集窓口」([https://www.fsa.go.jp/receipt/k\\_jyouhou/index.html](https://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/index.html))を参照。

## 第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 預金取扱等金融機関の概況

#### I 再編等の状況

##### 1. 銀行業の免許

2023年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した銀行はない。

##### 2. 主要行等の再編等

2023年7月以降に行われた主要行等における再編等は、以下のとおりである。

###### 株式会社りそな銀行

(内容) 2024年4月1日に株式会社りそなホールディングスと株式会社関西みらいフィナンシャルグループが合併

合併後の名称：株式会社りそなホールディングス

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308/20240308.html>

##### 3. 地域銀行の再編等

2023年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

###### 株式会社福岡中央銀行

(内容) 2023年10月1日に株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社福岡中央銀行の子会社化

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230927/20230927.html>

###### 株式会社京都銀行

(内容) 2023年10月2日に銀行を子会社とする持株会社を設立

設立後の名称：株式会社京都フィナンシャルグループ

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230911/230911-1.html>

###### 株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行

(内容) 2024年4月1日に株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(※)

と株式会社りそなホールディングスが合併

合併後の名称：株式会社りそなホールディングス

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308/20240308.html>

※ 株式会社関西みらい銀行と株式会社みなと銀行は株式会社関西みらいフィナンシャルグループの子会社であったが、合併により、現在はりそなホールディングスの子会社となっている。

#### 4. 外国銀行の参入

2023年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない(2024年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は54行)。

#### 5. 外国銀行の退出

2023年7月以降、以下のとおり外国銀行支店において銀行業の廃止及び事業の全部譲渡があった。

銀行名	廃止等年月日
ゴールドマン・サックス・バンク USA 東京支店	2024年4月15日
クレディ・スイス銀行東京支店	2024年5月31日 (ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店へ事業全部譲渡)

## II 不良債権処理等の状況等(資料1、2参照)



令和 6 年 3 月 29 日  
金融庁

## 令和 5 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

令和 5 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 8.8 兆円であり、令和 4 年 3 月期の 8.9 兆円と比べ 0.1 兆円の減少となっています。

（参考）令和 5 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.1
うち 要管理債権	+0.1
【増加要因】 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.7
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
（債務者の業況改善 +0.1 再建計画の策定等 +0.0）	
	（増加要因計 +0.8）
【減少要因】 正常債権化	▲0.5
（債務者の業況改善 ▲0.4 再建計画の策定等 ▲0.1）	
危険債権以下への下方遷移	▲0.3
返済等 (*)	+0.0
	（減少要因計 ▲0.7）
うち 危険債権以下	▲0.2
【増加要因】 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.5
要管理債権からの下方遷移	+0.3
	（増加要因計 +1.7）
【減少要因】 オフバランス化等 (*)	▲2.0
（債権流動化等 ▲1.6、正常債権化及び要管理債権への上方遷移 ▲0.4）	
	（減少要因計 ▲2.0）

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注 1）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

令和 5 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.1 兆円であり、令和 4 年 3 月期の 2.4 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

令和 5 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.5 兆円であり、令和 4 年 3 月期の 1.2 兆円と比べ、0.7 兆円の減少となっています。

（注 2）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。



## 令和5年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### ○金融再生法開示債権の状況

令和5年9月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は8.8兆円であり、令和5年3月期の8.8兆円に比べ130億円の減少となっています。

令和5年9月期 金融再生法開示債権残高	8.8兆円	(前期比▲0.0兆円)
うち要管理債権	2.2兆円	( 同 +0.1兆円)
うち危険債権	5.3兆円	( 同 ▲0.2兆円)
うち破産更生等債権	1.2兆円	( 同 +0.0兆円)

(注) 計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

## 第2節 2023事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2024年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	34	14
主要行等	全国	32	15
地域銀行	関東	20	4
	近畿	8	2
	北海道	2	0
	東北	15	7
	東海	11	5
	北陸	6	0
	中国	9	1
	四国	8	2
	九州	20	2
	計	99	23
信用金庫	関東	72	12
	近畿	29	7
	北海道	20	3
	東北	27	3
	東海	34	14
	北陸	15	1
	中国	20	4
	四国	10	3
	九州	27	6
	計	254	53
信用組合	関東	49	9
	近畿	21	4
	北海道	7	0
	東北	15	2
	東海	15	2
	北陸	6	1
	中国	10	5
	四国	3	1
	九州	17	3
	計	143	27
外国金融機関等	全国	56	4
生命保険会社	全国	41	0
損害保険会社	全国	57	2
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。  
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2024年6月30日現在。  
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。  
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。  
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。  
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。
5. 2023事務年度に金融庁が通年・専担検査の対象としたグループは、みずほフィナンシャルグループ、  
三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、  
三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループ。

### 第3節 自己資本比率規制等（バーゼル規制）<sup>1</sup>

#### I 関連告示等の整備

2017年12月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話をを行いながら、計6業態の自己資本比率規制告示等を改正してきたところ、その後の国際的な議論等を踏まえ、2023年12月に告示を一部修正した。また、2024年1月に信用組合及び労働金庫業態、同年3月に農業協同組合及び漁業協同組合業態に係る自己資本比率規制告示等を改正し、全業態の関連告示等を整備した。

更に、2018年4月、2020年11月にBCBSが公表した証券化商品の自己資本比率規制上の取扱いを定めた国際基準を踏まえ、2023年9月に自己資本比率規制告示を改正した。

#### II 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2023事務年度）

信用リスクの基礎的内部格付手法	5先（京都フィナンシャルグループ、熊本銀行、十八親和銀行、東邦銀行、南都銀行）
オペレーションナル・リスクの標準的計測手法における内部損失乗数の算出に係る内部損失データの利用	28先（関西みらいフィナンシャルグループ、京都フィナンシャルグループ、西日本フィナンシャルホールディングス、ふくおかフィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラストグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、りそなホールディングス、関西みらい銀行、京都銀行、熊本銀行、群馬銀行、埼玉りそな銀行、十八親和銀行、千葉銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、日本マスタートラスト信託銀行、福岡銀行、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みなと銀行、りそな銀行）
信用評価調整(CVA)リスクの標準的方式	4先（みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほ銀行、三菱UFJ銀行）

<sup>1</sup> バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって策定された、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

## 第4節 資本増強制度等の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2023年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、2024年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年7月10日に、報告内容を公表<sup>12</sup>した。

#### 2. 公的資金の返済状況

2023事務年度においては、公的資本増強行であるSBI新生銀行から、2024年2月9日に公的資金193億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）に対して、2024年6月末時点では約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

### II 金融機能強化法

#### 1. 資本参加制度

##### (1) 資本参加の決定

2023事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対して資本参加を決定し、公表<sup>34</sup>した。

2023年9月1日決定：じもとホールディングス（きらやか銀行）（資本参加額180億円）

2024年2月22日決定：全国信用協同組合連合会（資本参加額140億円）

##### (2) 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った金融機関から経営強化計画等の履行状況報告がなされ、2023年3月期（22金融機関）については同年9月29日に、同年9月期（20金融機関）については2024年3月22日に報告内容を公表<sup>56</sup>した。

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231222/20231222.html>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240710/20240710.html>

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230901/20230901-1.html>

<sup>4</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240222/20240222.html>

<sup>5</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230929/20230929-1.html>

<sup>6</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240322/20240322-1.html>

### （3）経営強化計画等の公表

滋賀県信用組合及び釧路信用組合（以上、本則）の新たな経営強化計画等について、2023年9月29日に公表<sup>7</sup>した。

また、きらやか銀行及び仙台銀行（以上、震災特例）の変更後の経営強化計画について、2023年9月1日に公表<sup>8</sup>した。

### （4）公的資金の返済状況

2023事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行ったプロクレアホールディングス（みちのく銀行）から2023年9月22日に公的資金200億円、高知銀行から2023年9月29日に公的資金150億円、東和銀行から2024年5月14日に公的資金150億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（7,160.4億円）に対して、2024年6月末時点で残額は3,915.4億円となっている。

## 2. 資金交付制度

### （1）資金交付制度に係る実施計画の認定

2023事務年度においては、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画の認定は行われなかった。

### （2）資金交付した金融機関の実施計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき実施計画を認定した金融機関から実施計画の履行状況報告がなされ、2023年3月期については3件（5金融機関）を同年9月29日に、同年9月期については5件（8金融機関）を2024年3月22日に報告内容を公表<sup>9<sup>10</sup></sup>した。

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230929/20230929-2.html>

<sup>8</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230901/20230901-1.html>

<sup>9</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20230929/20230929-4.html>

<sup>10</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240322/20240322-2.html>

## 第5節 金融中介機能の質の改善等に向けた取組

- I 企業アンケート調査（資料1参照）
- II 地域銀行による顧客の課題解決支援の実態把握（資料2参照）
- III 人材マッチングに関する取組（資料3参照）
- IV 事業者支援を後押しする取組（資料4参照）
- V 地域課題解決支援（資料5参照）
- VI 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組（資料6～11参照）
- VII 中小企業の事業再生等（資料12、13参照）
- VIII 金融中介の質の向上に向けた取組等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組（各種会議の開催等）を実施した（2023年7月～2024年6月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組に関する勉強会や、支援機関と金融機関の職員間の意見交換会、関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施し、金融中介の質の向上に向け、関係者間の連携強化に取り組んだ。

## IX 金融の円滑化に向けた取組

- 1. 中小企業金融の現状（資料14～16参照）
- 2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報
  - (1) 金融機関トップへの直接の要請（資料17参照）

2023年11月27日、事業者支援の促進及び金融の円滑化について、政府当局者と金融関係団体等の代表者との意見交換会を開催。金融担当大臣等から、物価高騰や人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれている事業者が存在する中、資金需要の高まる年末・年度末に向けて事業者への資金繰り支援を徹底することに加え、足もとで民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援に取り組む新しい段階へ移行すること等を要請した。

(2) 文書による要請（資料 18 参照）

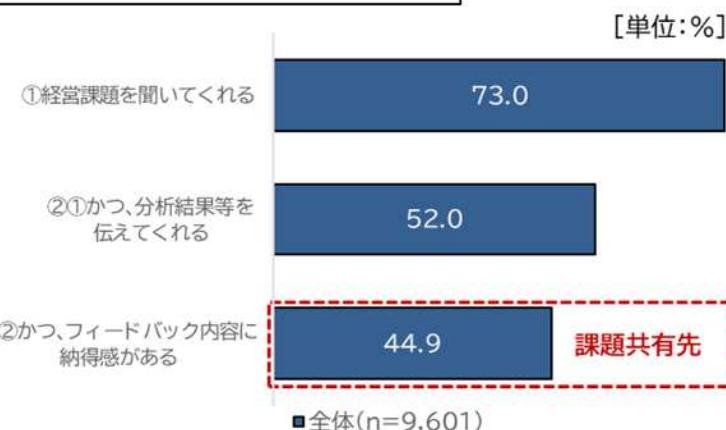
2023 年 11 月 27 日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、事業者に対する金融の円滑化等に一層努めるよう要請する文書を発出した。

# 企業アンケート調査

(資料 1)

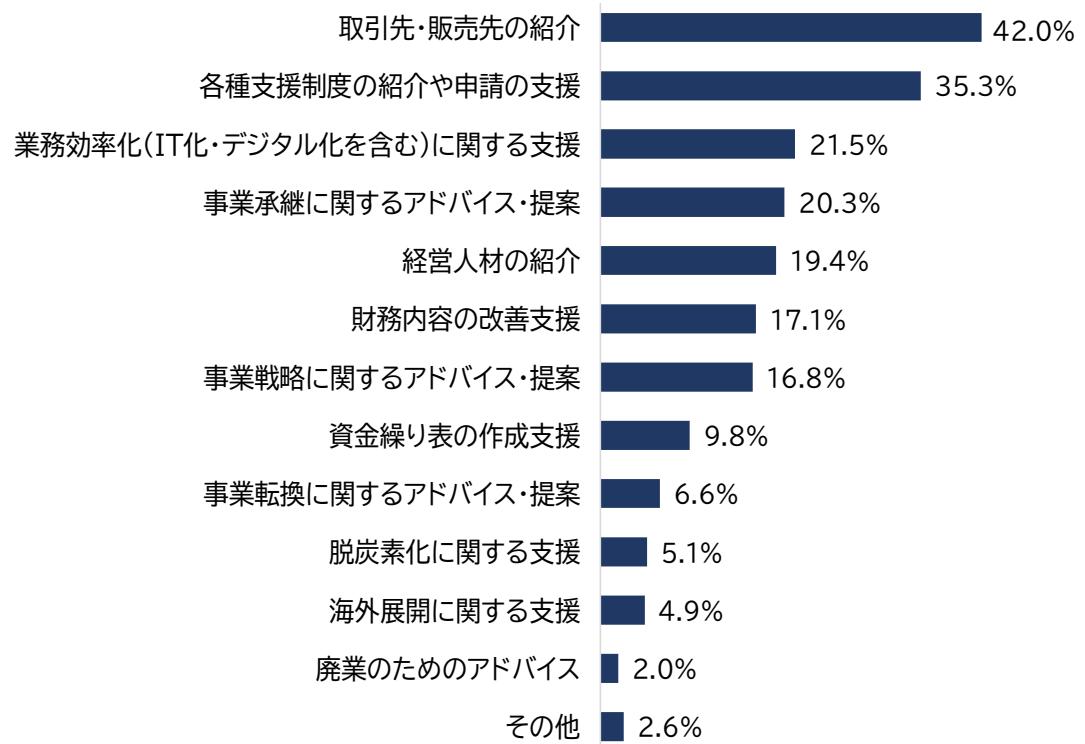
- 地域金融機関の金融仲介の取組みに対する顧客からの評価等を確認するため、毎年、企業アンケート調査を実施している。2023事務年度は、メインバンクに対する評価に加え、取引金融機関の提供サービス等について調査した。
- ✓ 企業アンケート調査：地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約3万社に調査票を送付し、10,140社から回答を得た。(回答率：約34%、調査期間：2024年1月5日～1月31日)

## メインバンクに対する評価

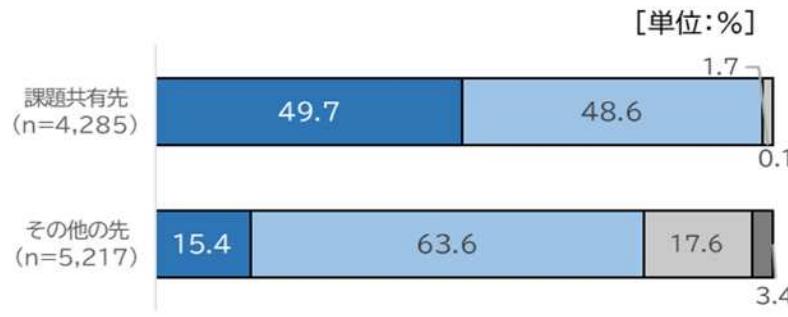


(※)課題共有先とは、「経営課題・悩みを聞いてくれる」、「経営課題の分析結果を伝えてくれる」、「伝えられた評価に納得感がある」の全ての質問に肯定的に回答した企業をいう

## 手数料を支払ってでも受けたいサービス



## メインバンクに対する満足度



■満足 □どちらかといえば満足 ▨どちらかといえば不満 ▨不満

(資料)金融庁

- 各地域銀行における顧客企業の課題解決に資する取組状況や横断的な課題等を把握するため、地域銀行(100行)を対象にしたアンケートや一部の地域銀行等へのヒアリングを実施し、地域銀行による顧客企業の課題解決支援に関する考え方や、業績評価、関連する部署の体制等を調査した。
- 上記の調査等を踏まえ、「地域銀行の顧客の課題解決支援の現状と課題」と題するレポートを取りまとめ公表した(2024年6月)。

## 「地域銀行による顧客の課題解決支援の現状と課題」の概要

- 本レポートは、地域銀行による顧客企業の課題解決支援の取組みを後押しするため、**金融仲介を取り巻く環境変化が地域銀行に与えている影響を分析し、企業のライフサイクルごとに支援の現状と課題を整理したもの**。
- 地域銀行は、支援分野の多様化等に対応するため、**人的リソースの確保が課題となっている**。そうした中、顧客の課題解決に向けた付加価値の高い支援を提供し、地域銀行自身の収益基盤を強化するためには、**中長期的な視点で注力する分野を見極め、適切な人的リソースの配分や必要な態勢整備を行うことが重要である**。
- 今後、金融庁としては、分析結果を踏まえ、地域銀行の取組みの実態把握や海外事例の調査等をさらに進め、**地域銀行の顧客支援態勢の充実に向けた一層の創意工夫を後押ししていく**。

	現 状	課 題
創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業期の企業に対しては、<b>公的創業支援制度の積極的な活用</b>が見られる</li> <li>創業期以外の企業への融資よりも<b>積極的に取り組む方針の地域銀行は少ない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業後の事業拡大期の資金ニーズに応えられるよう、意識的に事業内容や成長可能性を評価する<b>「目利き力」</b>を高めていくことが重要</li> <li>スタートアップ融資については、海外事例等を参考にしつつ<b>審査基準・態勢を構築することが重要</b></li> </ul>
本業支援(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の抱える経営課題の多様化にあわせ、<b>本業支援サービスを拡充している</b></li> <li>顧客の経営課題やニーズの把握等には改善の余地がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の経営課題の十分な理解等が、<b>収益性の向上につながること</b>を認識し、各事業に最適な人的リソースを配分することが重要</li> <li>専門人材の育成・確保、支店と本部の連携強化等を通じ、<b>効果的な支援態勢を確立することが重要</b></li> <li>支援効果や顧客からのフィードバックを把握し、更なる支援の質の向上につなげるサイクルを構築することが重要</li> </ul>
事業改善支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナを受け<b>支援専門部署の人員を増強し、返済条件の変更や改善・再生計画の策定を中心</b>に支援している</li> <li>返済条件の変更が長期間にわたっている事業者が相応に存在している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営陣が<b>経営改善・事業再生支援にコミットし、中長期的な収益機会と認識</b>して、地域への影響等も考慮しつつ早期の支援に取り組むことが重要</li> <li>個々の事業者の状況をより反映した引当を検討することが重要</li> <li>支援の動機づけとなるよう<b>評価制度を工夫したり、支援を担う人材の育成を強化することが重要</b></li> </ul>

※ 主に成長・成熟期の企業に対する経営コンサル全般、DX・IT、SDGs、M&A・事業承継、人材紹介、海外展開等の非金融ソリューションの提供を指す。

## 人材マッチングに関する取組み

(資料 3)

- 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。
- 金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業(ベンチャー企業を含む)への人の流れを創出し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
  - ✓ 中堅クラスの兼業・副業、出向 ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
  - ✓ シニア世代の方の転籍 ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

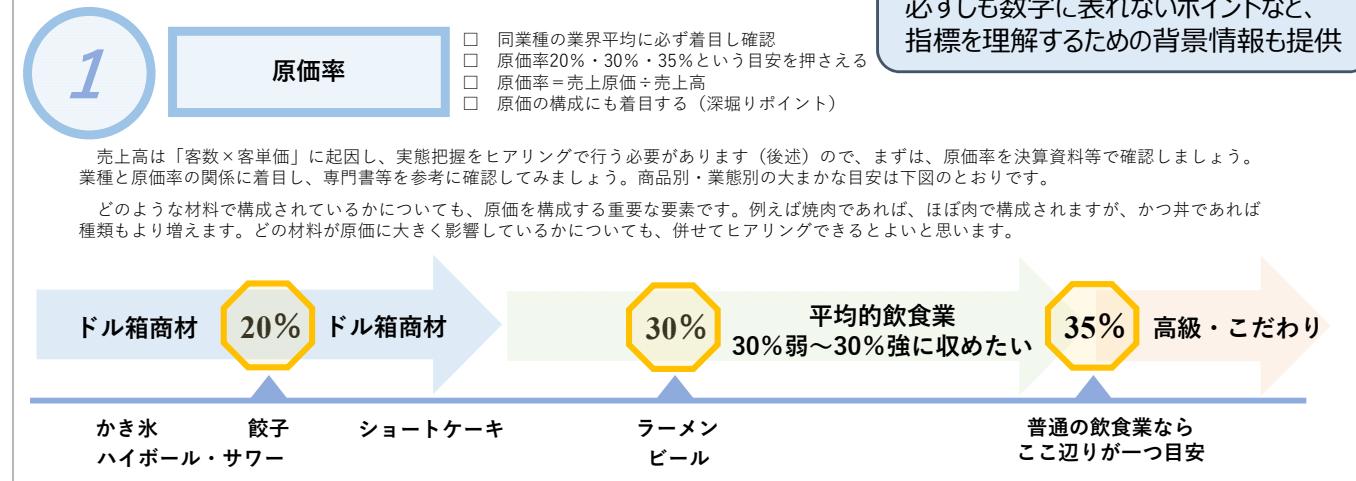


# 事業者支援を後押しする取組み

(資料4)

- 地域金融機関等の現場職員が事業者支援に円滑に着手できるよう、業種ごとに支援のノウハウ・知見を整理した「業種別支援の着眼点」を公表

(飲食業の例)

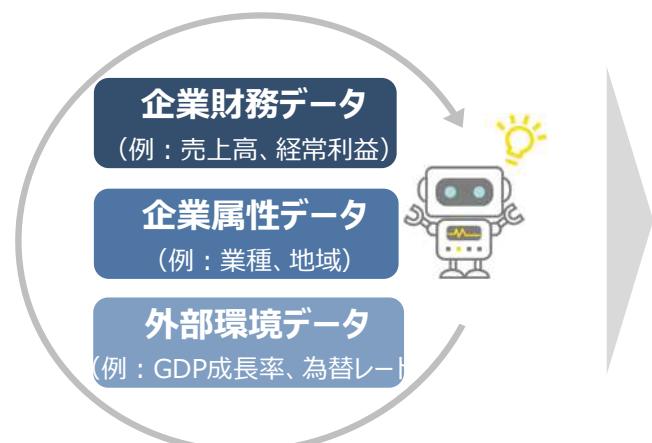


(『業種別支援の着眼点』のポイント)

- 8業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業、製造業、サービス業、医療業）に関してとりまとめ
- 若手や経験年数が浅い現場職員が手に取りやすい分量とレベル
- AI音声による読み上げ動画版や、編集可能なPowerPoint版も公表

- 事業者の業況変化の兆候を効率的・効果的に把握するに際してのAI技術の活用可能性について調査・研究を実施。
- 研究を通じて構築したAIモデルの高度化に取り組むとともに、一部の地域金融機関への実務適用支援を通じて、AIモデルの実務での活用可能性や活用上の留意点等を整理。

汎用的なAIモデルの構築



結果のアウトプット例（経営改善支援先の優先順位付け）

NO	企業名	地域	業種	AIスコア
1	(株) ○○商店	□□県△△市	小売業	64
2	(有) ■■工芸	○○県△△市	製造業	33
3	(株) △△食品	△△県○○市	製造業	25
4	●●工業 (株)	○○県○○市	製造業	12

(例) 金融機関では、現状業況に問題がない先と認識していたが、AIスコアが低いので、経営者と業況等について早期に対話

- 地域課題の解決に取組みたいという思いをもった有志職員が、地域の関係者とともに議論し、具体的な解決策の実現を後押し。
- 2023事務年度は、地域課題の解決に向け、各省庁の関連施策の発信・共有や、各省庁担当者と地域の関係者が地域課題に関する意見交換等を行うイベント（「霞が関ダイアログ」）を開催するなどの取組みを行った。

### 地域課題の解決支援のイメージ

- ① 地域との対話や地域金融支援室が連携する関係省庁、有志等のネットワークを通じて課題を把握。
- ② 寄せられた課題について、地域の関係者とともに具体的な解決方法を考える場である「ダイアログ」で議論。
- ③ 議論で生まれた解決策を地域の関係者とともに提言、実現に向けた伴走支援を行う。
- ④ 各地域による持続的な取組み（自走化）につなげていく。

### ダイアログの実施

**【奈良ダイアログ】**  
県内就職率の向上や地域活性化に向けたイベント等の開催をサポートするため、地域金融機関等と連携して対応。



**【四国の森林活用ダイアログ】**  
四国内外の森林業における先進事例の把握や諸課題の共有を通じた産学官金等のネットワーク構築（環境省との連携チームによる取組み）。

### 霞が関ダイアログ

- 各府省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換。
- 2024年6月までに計18回開催。第16回は内閣官房デジタル田園都市国会構想実現会議事務局との共催により、地方創生に資する特徴的な取組事例を紹介。

# 経営者保証改革プログラム

## ～経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速～

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス、の4分野に重点的に取り組む**「経営者保証改革プログラム」**を策定・実行していく。

### 1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

#### 主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%／保証上限額:3500万円／無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】  
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】  
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金のスタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止**【22年10月～】  
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

## 2. 民間金融機関による融資～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- 監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。
- また、「**経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針**」の作成、公表の要請等を通じ、**経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立**に向けた意識改革を進める。

### (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

#### 主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求める**とともに、その**結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
  - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
  - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】  
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

### (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

#### 主な施策

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表する**よう**金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

### (3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

#### 主な施策

- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

### 3. 信用保証付融資～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～

- 経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法(保証料の上乗せ、流動資産担保)を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

#### (1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

##### 主な施策

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】  
(※)無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人))
- ② **流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】
- ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の時限的創設**【24年4月～】
- ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】 等

#### (2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

##### 主な施策

- ① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】
- ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

## 4. 中小企業のガバナンス～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

### 主な施策

- ① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】
- ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策(経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援)における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】  
(※)年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度)
- ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】 等

### コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**(100%保証の融資は100%保証で借換え)」(**コロナ借換保証**)を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者(債務償還年数が13年以上)であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

事業者の皆様へ

# 経営者保証改革プログラム

～個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み～

**経営者保証改革プログラムに基づく新たな経営者保証に関する取組みが、  
2023年4月1日よりスタートします。**



「経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策」について、

詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。

[https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou\\_jirei/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html)

Q 1

## 経営者保証改革プログラムで何が変わるの？

- 金融機関が経営者等と保証契約を締結する際の監督を強化 ⇒ Q 2～Q 4 参照
- 金融庁に経営者保証に関する相談窓口「経営者保証ホットライン」を設置 ⇒ Q 3 参照
- 金融機関の意識改革に向けた経営者保証に関する取組方針の公表 ⇒ Q 5 参照

Q 2

## 保証契約を締結する際に何が変わるの？

### 保証契約を締結する際の金融機関の対応が変わります

#### 金融機関は経営者保証の必要性等について詳細な説明が必要になります

経営者等との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について、「経営者保証に関するガイドライン※」に基づき主債務者と保証人に対して、個別具体的に以下の説明をすることを金融機関に求めています。

- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

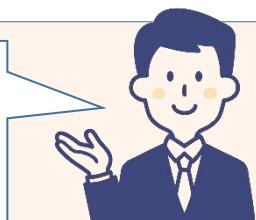
※中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールで、法的拘束力はないものの、自発的に尊重し、遵守することが期待されています。



今回、新規融資を受けるにあたり、なぜ経営者保証が必要になるのか教えてもらえるかな。

「経営者保証に関するガイドライン」には、中小企業者が、以下の要件を将来に亘って充足できると見込まれる場合には、経営者保証を求めない可能性がある旨、記載がされております。

1. 法人個人の一体性の解消
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の適時適切な情報開示



御社においては、●●の要件が、不十分と考えられることから、経営者保証が必要となっております。なお、今後、要件充足の目処がたつと判断できた場合には、経営者保証の解除を検討することも可能です。

法人個人の一体性解消…社長個人の私的な飲食費を会社の経費としない、事業上必要のない法人から経営者への貸付は行わない。等  
財務基盤の強化…借入について、法人のみの資産・収益力で返済が可能。等  
財務状況の適時適切な情報開示…取引金融機関に試算表などを定期的に提出し、業況を報告している。等

Q 3

## 事業者・保証人は何をすればいいの？

### 金融機関に保証契約が必要な理由をお尋ねください

#### 経営者保証解除に向けた対応を検討することができるようになります

- 改正後の監督指針では、保証契約を締結する際に、保証契約の必要性等について、事業者や保証人により詳細に説明することを金融機関に求めています。
- 新規融資契約時等に保証契約を締結する際は、なぜ保証契約が必要なのか、どうすれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを金融機関にお尋ねください。

経営者保証を解除するための要件は理解したが、具体的に何をすればいいかわからない

金融機関から、経営者保証の必要性等に関する詳細な説明がなかった

「中小企業活性化協議会」では、収益力等の改善支援に向けた取り組みを行っています。

詳しくは、お取引の金融機関、もしくは各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談下さい。

(中小企業活性化協議会ホームページ)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

- 金融機関から適切な説明がない
- 保証の解除をお願いしても真剣に聞いてくれない

等の情報がございましたら、金融庁の専用相談窓口にご相談下さい。

【経営者保証ホットライン】

☎ : 0570-067755

受付時間：平日 10 時～17 時

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q 4

## 金融機関の対応が厳しくならないか心配

### 貸し渋り・貸し剥がしを行わないように要請しています

- 万が一、貸し渋りや貸し剥がしの対応を受けた、そのように誤解を生じさせる発言が金融機関からあった場合は、上記の経営者保証ホットラインにご相談下さい。
- なお、今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。そのため、個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によります。

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q5

## 金融機関の取組方針はどんな内容なの？

### 金融機関の経営者保証に対する考え方を示したものです

金融機関の意識改革を進めるため、金融機関のホームページ等において、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう要請しました。

### 金融担当大臣名で以下の内容を金融機関に要請しています

- ① 民間金融機関は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。
- ② 事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」すること。
- ③ 取組方針等に沿った運用が行われるよう営業現場まで浸透させること。

### 事業者の方も金融機関の方針が確認できるようになります

#### 取組方針を通じて金融機関とコミュニケーションをとることが可能になります

今後は各金融機関が経営者保証に対する考え方や取組方針を公表します。事業者の皆様も金融機関のホームページ等で取組方針を確認できるようになります。

※金融機関によって、取組方針の公表タイミングは異なります



ホームページで御行の取組方針を見たけれど、●●という方針なのだね。知らなかつたよ。私の経営者保証はどうなるか教えてもらえるかな。

以前は■■という方針でしたが、今回、経営陣を交えて議論を行った結果、方針は●●になりました。そのため、御社が▲▲を充足すれば、今後は経営者保証なく借入ができる可能性が高まります。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

令和5年11月27日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	武見	敬三
農林水産大臣	宮下	一郎
経済産業大臣	西村	康稔

### 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた経営改善・事業再生支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれでは、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

本年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一步先を見据えて取り組む新しい段階へと移行していく必要があります。

こうした中、政府においては、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰の影響等により、依然として厳しい状況にある事業者に対して、借換え支援の継続等の資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期すこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1. 資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、足下の経営環境の変化や資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、他の官民金融機関等や支援機関（中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、税理士・弁護士等の専門家、商工団体等）との連携・協働に努めながら、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

その際、日本政策金融公庫等においては、令和6年3月末まで延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）や賃上げに取り組む事業者を対象として新たに創設される融資制度等の活用を促進すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

## 2. 条件変更、借換え

返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、特に新型コロナの影響を受けてきた宿泊業・飲食業等を中心に、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

その際、民間金融機関においては、実質無利子・無担保融資等の既往の信用保証付融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応できる、コロナ借換保証制度を積極的に活用し、伴走支援に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、既往の実質無利子・無担保融資等のコロナ資本性劣後ローンへの借換えが、新型コロナの影響を受け債務が増大した事業者の財務基盤を強化し、新規の投資を促進する観点から重要であることを踏まえ、こうした借換需要に柔軟に対応すること。

## 3. 資本性劣後ローン

資本性劣後ローンについて、過大な債務や物価高騰等に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、積極的に活用を検討すること。

その際、日本政策金融公庫等及び民間金融機関においては、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、事業者が民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等は、認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定していれば対象となることや、宿泊業など黒字額が小さい回復途上にある事業者の金利負担を軽減する運用の見直しを行うことも踏まえつつ、コロナ資本性劣後ローンについて、事業者のみならず、営業現場の職員まで周知・徹底を図り、小規模事業者を含め、その利用を促進すること。加えて、民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化しているなど、事業者の法的整理時だけではなく私的整理時であっても、一定の場合には、劣後化されることがあり得ることを営業現場の職員まで周知すること。

民間金融機関においては、認定経営革新等支援機関による再生計画が策定されれば対象となるように要件が緩和された信用保証付債権 DDS の活用も含め、他の金融機関の引当事例も参考にしながら、債権の劣後化についても真摯に検討すること。

---

<sup>1</sup> 全額引当以外を含む主な引当事例等を取りまとめた、金融庁「DDS を含む資本性借入金の引当方法について」(令和5年6月13日)を参照(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230613/20230613.html>)。

#### 4. 経営改善・事業再生支援等

事業者支援について、以下の①～⑤も踏まえつつ、一步先を見据え、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や債務減免を含めた事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、他の官民金融機関等や支援機関と緊密に連携するほか、今般の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で措置された補助金等を含め、政府の各種支援施策については、営業現場の第一線の職員等へ周知・徹底し、理解を促すとともに、積極的に活用を事業者に提案すること。

- ①. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資等の信用保証付融資が借入の中心となる中小企業の早期の経営改善を後押しするべく、一定の条件の下で民間金融機関による計画策定支援も時限的に対象に追加される予定の「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けてコンサルティング機能を発揮するとともに、一步先を見据えて、当該事業者自身による経営改善計画等の策定を積極的に提案し、必要に応じて計画策定支援や計画の実行状況のモニタリングを実施するなど、経営改善・事業再生支援等を積極的に行うこと。  
その上で、こうした過程を経て、事業承継やM&Aなども含めた構造改革を後押しすること。
- ②. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用について、令和5年10月に金融庁より公表した同ガイドラインの活用事例集も参考にしつつ、その趣旨・内容を営業現場の第一線の職員等まで十分に浸透させ、事業再生計画の成立や円滑な廃業に向けて、主体的に支援すること。  
その際、REVICによる研修の活用や、弁護士等の専門家との連携強化等を通じて、地方における事業再生の担い手の育成に努めること。
- ③. 商工組合中央金庫においては、危機対応融資を活用した事業者に対して、DESによる再生支援が可能となったことも踏まえ、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先して支援に努めること。
- ④. 資本性資金の供給や債権買取等が可能なREVICによるファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。
- ⑤. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の改定により、廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化したことを踏まえ、事業者に退出希望がある場合の早期相談の重要性等をより一層周知するとともに、経営者の個人破産の回避に向け、誠実に対応すること。その際、REVICの特定支援（経営者の再チャレンジ支援）の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。

#### 5. メイン先以外への支援と信用保証協会の役割

自身のメイン先である事業者に対しては、早期の経営改善・事業再生支援等に主体的に取り組むことは勿論のこと、実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先等であっても、支援がおろそかにならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の官民金融機関等や支援機関と早期に連携し、メイン・非メイン先の別

や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別にかかわらず、事業者の実情に応じて継続的な伴走支援に努めること。

信用保証協会においては、実質無利子・無担保融資などの信用保証付融資割合が高い先等について、民間金融機関や支援機関と連携し、支援先を選定した上で、積極的な経営改善・事業再生支援等に取り組むこと。その際、再生支援が必要と判断される事業者については、民間金融機関と連携し、事業者を後押しすることで、早期に中小企業活性化協議会へ繋いでいく等、主体的に対応すること。

## 6. 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みについて、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」において要請された事項を、営業現場の第一線の職員等に対してより一層の浸透・定着を図ること。

また、民間金融機関及び信用保証協会においては、今後創設される信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度について、制度創設後の3年間で行った保証承諾案件に限り、信用保証料の負担軽減策を講じることを踏まえ、積極的な活用を検討すること。併せて、地域によって活用実績に差が見られる経営者保証を求めるスタートアップ創出促進保証についても、前向きに活用を検討すること。

## 7. 住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

## 8. ALPS処理水放出の影響を受けた事業者支援

ALPS処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受け、輸出業者や水産加工業者、卸売業者など、経営等に支障を来す事業者への支援について、民間金融機関及び信用保証協会においては、令和5年11月15日に発動されたセーフティネット保証2号の活用を促進するとともに、日本政策金融公庫等においては、セーフティネット貸付等の利用を促すことで、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

以上

経営者の皆様へ

# 経営者保証に関するガイドライン を活用してみませんか

## ～早期廃業と再チャレンジ～



金融庁・中小企業庁は経営者の  
再チャレンジを応援します。

# 「会社の破産」=「経営者の破産」?



会社の経営が厳しく、廃業を考えている。経営者の個人保証がある場合、  
会社が破産すると、経営者も破産するしかないのだろうか？

法人が破産しても、「経営者保証に関するガイドライン」を活用※し、保証債務を整理することで、個人破産を回避し、再出発できる可能性があります。

※ガイドラインに基づき保証債務を整理した場合、  
経営者に一定の資産を残すことを認めています。



## CHECK

経営者保証に関するガイドラインは、経営者以外の第三者保証人も利用可能です。

## 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理と個人破産の比較

### 経営者保証に関する ガイドライン

### 個人破産

#### 対象債権者の範囲

保証債権を有する金融機関、  
信用保証協会、債権回収会社  
(サービサー)、リース債権者、  
固有債務の債権者

全債権者

#### 債権者の同意の要否

対象債権者全員の同意が**必要**

債権者の同意は不要

#### 信用情報登録機関

報告・登録**されない**

報告・登録される

#### 保証人の手元に残せる資産

自由財産 + インセンティブ資産※

自由財産

※インセンティブ資産を残すためには一定の要件があります。また、インセンティブ資産を求める場合は、法人の破産等手続終了までに、経営者保証に関するガイドラインの利用について意思表示する必要があります。

## 経営者保証に関するガイドラインの適用要件

ガイドラインに基づく保証債務整理を申し出る場合は、以下のようないくつかの要件を充足している必要があります。

- 法人（主債務者）が法的整理（破産、民事再生等）や私的整理及びこれに準じる手続（準則型私的整理手続）を開始申立済みであること
- 対象債権者に経済合理性が期待できること
- 法人（主債務者）及び保証人が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、財産状況等について適時適切に開示していること

## 廃業時の保証債務整理に関する参考事例

金融庁では、金融機関の「『経営者保証に関するガイドライン』における廃業時の保証債務整理に関する参考事例」を公表しています。ガイドラインの活用を検討する際の参考としてください。

- 金融庁HP  
[https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou\\_jirei/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html)



# どんな資産を手元に残すことができるの？



経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行った場合、**保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）**は、個人破産の場合と比べてどうなるの？

個人破産の際に残すことができる自由財産に加え、**経済合理性の範囲内で、一定期間の生計費、華美でない自宅等のインセンティブ資産を残せる可能性**があります。

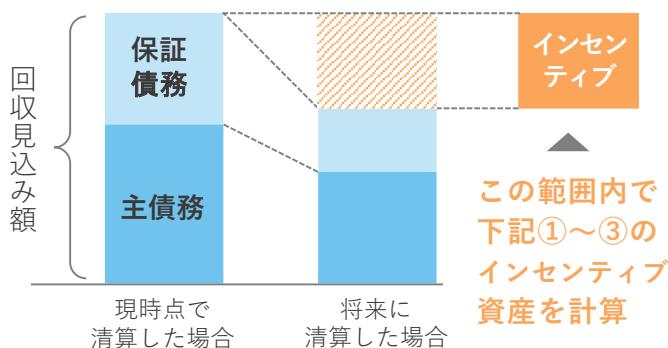


CHECK

廃業等の**早期決断**は、手元に残すことのできる資産の増加の可能性を高めます。

## インセンティブ資産の金額

現時点で清算することにより、将来（最大3年程度を想定）に清算した場合よりも、回収見込み額が増加する額がインセンティブ資産の上限となります。



## 早期決断のメリット

廃業等を早期決断することによって、以下のようなメリットがあります。

- 事業が毀損する前に債務整理をすることで、売掛債権回収の極大化が図られるほか、早期売却価格ではなく市場価格で不動産等を売却できる
- 上記を通じて、金融機関に経済合理性が生まれ、手元に残すことのできる資産を増やせる可能性がある

## 経営者保証に関するガイドラインにおける残存資産

### 自由財産

- ① 債務整理申出後に新たに取得した財産
- ② 差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）
- ③ 99万円以下の現金
- ④ 拡張自由財産（破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、拡張が認められると考えられる財産）

### インセンティブ資産

- ① **一定期間の生計費に相当する額の資産**（一定期間×月額33万円）※
- ② **華美でない自宅**
- ③ その他の資産（破産手続における自由財産の考え方や、その他の個別事情を考慮して判断）

※雇用保険の給付期間を参考に、保証人の個別事情等を勘案して検討



# どこに相談すればいいの？



実際に、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手続を進めるためにはどうしたらいいの？

まずは、取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。早めの相談が、ガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、取り得る選択肢を広げます。



CHECK

「経営者保証に関するガイドライン」について、詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。  
[https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou\\_jirei/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html)



## 取引金融機関以外の相談窓口

### 中小企業活性化協議会

廃業段階では、弁護士等の専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けての助言、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートに向けての助言・支援を実施しています。

詳しくは、各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談ください。

- 中小企業活性化協議会HP  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>



### ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。中小企業の再生・整理に適した特定調停スキームについてのご相談も受け付けています。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

- ひまわりほっとダイヤルHP  
<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>
- 電話：0570-001-240
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）  
10:00～12:00／13:00～16:00



## 早期相談が重要です！

- 廃業手続に早期に着手することが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があり、保証人である経営者個人の残存資産の増加や再スタートに向けた生活基盤の安定に繋がります。
- 事業再生や廃業を決断するに当たっては、取引金融機関や専門家との日々のコミュニケーションや早めの相談が重要です。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

### 民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2022年度		2023年度	
	2022年4月～9月	2022年10月～2023年3月	2023年4月～9月	2023年10月～2024年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	407,982	419,620	574,740	583,692
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	425	429	2,259	3,053
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	37,609	40,964	67,511	59,020
④ 合計【④ = ①+②+③】	446,016	461,013	644,510	645,765
⑤ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	240		296	
⑥ 新規融資件数	1,208,505	1,235,689	1,234,789	1,214,869
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑦ = (①+②)/⑥】	33.8%	34.0%	46.7%	48.3%
	33.9%		47.5%	

#### 【代表者の交代時における対応】

	2022年度	2023年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	5,759	8,568
	(11.0%)	(17.0%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	24,845	20,177
	(47.6%)	(40.1%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	19,872	20,146
	(38.1%)	(40.1%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,672	1,398
	(3.2%)	(2.8%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合144組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計531機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

## 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（個別行の実績）

2023年度

主要行等

銀行名	新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	代表者交代時の保証徴求割合			
		経営者からの保証徴求なし	新経営者のみから保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新旧両経営者から保証徴求
		(①+②)/③	④/ (④+⑤+⑥+⑦)	⑤/ (④+⑤+⑥+⑦)	⑥/ (④+⑤+⑥+⑦)
みずほ銀行	55.8%	6.3%	24.5%	66.4%	2.8%
三菱UFJ銀行	61.1%	18.0%	25.3%	50.6%	6.1%
三井住友銀行	66.1%	13.1%	46.0%	33.7%	7.1%
りそな銀行	54.9%	11.9%	38.1%	48.2%	1.8%
三菱UFJ信託銀行	100.0%	-	-	-	-
みずほ信託銀行	77.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
三井住友信託銀行	88.6%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%
SBT新生銀行	91.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
あおぞら銀行	97.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%

(注1) 各数値の算出方法は以下のとおり。

○新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 = (①+②)/③×100

①新規に無保証で融資した件数

②経営者保証の代替的な融資手法（停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びA B L）を活用した件数

③新規融資件数

○代表者交代時の保証徴求割合

・経営者からの保証徴求なし = ④/ (④+⑤+⑥+⑦) ×100

・新経営者のみから保証徴求 = ⑤/ (④+⑤+⑥+⑦) ×100

・旧経営者のみから保証徴求 = ⑥/ (④+⑤+⑥+⑦) ×100

・新旧両経営者から保証徴求 = ⑦/ (④+⑤+⑥+⑦) ×100

④ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数

⑤ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数

⑥ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数

⑦ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数

なお、代表者交代時の実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 速報値であることから、銀行の公表値とは差異がある場合がある。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（個別行の実績）

2023年度

地域銀行

銀行名	新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②)/③	代表者交代時の保証徴求割合			
		経営者からの保証徴求なし ④/ (④+⑤+⑥+⑦)	新経営者のみから保証徴求 ⑤/ (④+⑤+⑥+⑦)	旧経営者のみから保証徴求 ⑥/ (④+⑤+⑥+⑦)	新旧両経営者から保証徴求 ⑦/ (④+⑤+⑥+⑦)
北海道銀行	65.7%	7.7%	23.1%	69.2%	0.0%
北洋銀行	63.5%	38.0%	43.9%	16.4%	1.7%
青森銀行	41.0%	14.9%	32.6%	51.4%	1.1%
みちのく銀行	35.3%	16.9%	37.7%	45.0%	0.4%
岩手銀行	57.9%	15.7%	61.8%	22.5%	0.0%
東北銀行	34.4%	7.3%	58.0%	34.7%	0.0%
北日本銀行	52.5%	14.8%	85.2%	0.0%	0.0%
七十七銀行	57.2%	21.4%	78.2%	0.4%	0.0%
仙台銀行	64.7%	3.7%	37.8%	57.0%	1.5%
秋田銀行	54.4%	7.9%	51.1%	41.0%	0.0%
北都銀行	43.1%	12.5%	26.4%	59.3%	1.9%
莊内銀行	38.1%	10.6%	25.6%	58.1%	5.7%
山形銀行	64.7%	40.7%	57.0%	2.3%	0.0%
きらやか銀行	44.4%	33.0%	48.2%	16.1%	2.7%
東邦銀行	71.7%	15.3%	26.6%	57.0%	1.1%
福島銀行	36.0%	15.9%	18.8%	65.3%	0.0%
大東銀行	43.4%	11.7%	28.1%	58.2%	2.0%
常陽銀行	68.7%	29.2%	14.9%	51.8%	4.1%
筑波銀行	37.2%	3.0%	21.5%	75.1%	0.4%
足利銀行	71.8%	20.1%	24.4%	54.6%	0.9%
栃木銀行	70.8%	76.5%	9.8%	13.7%	0.0%
群馬銀行	70.3%	10.0%	30.4%	59.4%	0.2%
東和銀行	57.3%	6.3%	93.7%	0.0%	0.0%
埼玉りそな銀行	56.2%	18.3%	34.1%	46.7%	0.8%
武蔵野銀行	57.6%	23.1%	50.9%	24.3%	1.7%
千葉銀行	49.1%	10.0%	34.1%	54.2%	1.7%
千葉興業銀行	44.3%	16.5%	34.2%	49.4%	0.0%
京葉銀行	42.1%	8.8%	46.0%	42.2%	2.9%
きらぼし銀行	47.1%	31.6%	62.8%	1.5%	4.1%
東日本銀行	79.7%	21.8%	54.5%	20.8%	3.0%
東京スター銀行	95.0%	12.5%	12.5%	62.5%	12.5%
横浜銀行	71.7%	17.7%	17.0%	61.5%	3.7%
神奈川銀行	46.4%	6.3%	93.8%	0.0%	0.0%
第四北越銀行	36.5%	4.4%	42.7%	51.6%	1.3%
大光銀行	47.1%	27.1%	63.6%	8.5%	0.8%
山梨中央銀行	50.8%	17.8%	37.6%	44.7%	0.0%
八十二銀行	73.8%	4.8%	42.6%	52.4%	0.2%
長野銀行	44.9%	27.4%	62.9%	9.7%	0.0%
北陸銀行	52.6%	25.8%	49.4%	24.6%	0.2%
富山銀行	35.4%	10.2%	36.1%	53.7%	0.0%
富山第一銀行	48.8%	34.0%	58.0%	8.0%	0.0%
北國銀行	86.4%	81.3%	18.7%	0.0%	0.0%
福井銀行	70.4%	20.9%	16.4%	56.7%	6.0%
福邦銀行	73.4%	52.4%	28.6%	16.7%	2.4%
大垣共立銀行	47.1%	25.8%	39.4%	33.4%	1.4%
十六銀行	52.7%	24.1%	18.3%	56.1%	1.4%
静岡銀行	60.4%	21.5%	32.0%	43.8%	2.7%
スルガ銀行	59.0%	76.5%	23.5%	0.0%	0.0%
清水銀行	41.3%	10.5%	29.4%	60.1%	0.0%
静岡中央銀行	47.8%	8.6%	66.7%	20.4%	4.3%
愛知銀行	56.5%	12.9%	43.1%	39.4%	4.6%
名古屋銀行	48.2%	12.2%	66.9%	19.9%	1.1%
中京銀行	55.3%	5.5%	29.3%	65.2%	0.0%
三十三銀行	30.9%	7.0%	90.2%	0.0%	2.8%
百五銀行	58.2%	11.6%	29.8%	58.3%	0.4%
滋賀銀行	44.9%	26.3%	22.3%	47.6%	3.8%
京都銀行	72.4%	43.8%	20.5%	35.3%	0.4%
関西みらい銀行	52.0%	16.3%	33.5%	48.6%	1.5%
池田泉州銀行	68.1%	4.8%	92.1%	3.2%	0.0%
但馬銀行	66.9%	33.7%	53.0%	13.3%	0.0%
みなど銀行	53.4%	11.1%	35.4%	52.2%	1.3%
南都銀行	75.4%	9.7%	52.4%	30.6%	7.3%
紀陽銀行	54.5%	11.3%	32.3%	51.9%	4.4%
鳥取銀行	62.6%	35.6%	26.4%	33.1%	4.9%
山陰合同銀行	78.4%	18.4%	23.1%	58.0%	0.4%
島根銀行	37.6%	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%
中国銀行	62.7%	27.4%	20.2%	48.9%	3.5%
トマト銀行	46.2%	27.8%	44.3%	27.4%	0.4%
広島銀行	66.0%	51.0%	41.0%	8.0%	0.0%
もみじ銀行	56.5%	5.9%	18.5%	75.4%	0.3%
山口銀行	65.2%	12.1%	25.4%	61.7%	0.8%
西京銀行	80.5%	23.1%	76.9%	0.0%	0.0%
阿波銀行	58.7%	20.2%	25.7%	51.0%	3.1%

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（個別行の実績）

2023年度

地域銀行

銀行名	新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②)/③	代表者交代時の保証徴求割合			
		経営者からの保証徴求なし ④/ (④+⑤+⑥+⑦)	新経営者のみから保証徴求 ⑤/ (④+⑤+⑥+⑦)	旧経営者のみから保証徴求 ⑥/ (④+⑤+⑥+⑦)	新旧両経営者から保証徴求 ⑦/ (④+⑤+⑥+⑦)
徳島大正銀行	35.8%	16.7%	22.8%	54.1%	6.4%
百十四銀行	55.4%	26.0%	20.2%	49.3%	4.5%
香川銀行	47.5%	14.3%	20.0%	60.7%	5.0%
伊予銀行	56.7%	31.2%	42.9%	25.6%	0.2%
愛媛銀行	39.1%	16.2%	49.2%	31.9%	2.7%
四国銀行	66.5%	43.0%	52.8%	0.0%	4.2%
高知銀行	44.8%	24.3%	47.0%	27.2%	1.5%
福岡銀行	49.9%	15.7%	31.9%	51.1%	1.4%
筑邦銀行	34.0%	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%
西日本シティ銀行	43.4%	18.3%	46.6%	34.8%	0.3%
北九州銀行	56.0%	8.4%	38.8%	52.8%	0.0%
福岡中央銀行	43.4%	0.0%	56.8%	43.2%	0.0%
佐賀銀行	48.5%	11.6%	17.4%	68.1%	2.9%
佐賀共栄銀行	50.2%	12.1%	81.8%	3.0%	3.0%
十八親和銀行	52.8%	12.8%	27.2%	59.3%	0.8%
長崎銀行	47.0%	21.4%	78.6%	0.0%	0.0%
肥後銀行	50.9%	17.5%	82.5%	0.0%	0.0%
熊本銀行	61.6%	12.3%	18.4%	68.4%	0.9%
大分銀行	42.0%	20.6%	79.4%	0.0%	0.0%
豊和銀行	42.2%	12.9%	35.3%	48.2%	3.5%
宮崎銀行	39.8%	2.9%	65.7%	14.3%	17.1%
宮崎太陽銀行	50.5%	18.4%	42.3%	38.7%	0.6%
鹿児島銀行	61.5%	18.7%	24.7%	56.6%	0.0%
南日本銀行	60.8%	33.2%	19.8%	47.0%	0.0%
琉球銀行	76.8%	69.4%	28.9%	0.0%	1.7%
沖縄銀行	56.9%	48.9%	44.3%	5.1%	1.7%
沖縄海邦銀行	50.3%	24.4%	70.7%	0.0%	4.9%

(注1) 各数値の算出方法は以下のとおり。

$$\text{○新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合} = (①+②)/③ \times 100$$

①新規に無保証で融資した件数

②経営者保証の代替的な融資手法（停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びA B L）を活用した件数

③新規融資件数

○代表者交代時の保証徴求割合

$$\cdot \text{経営者からの保証徴求なし} = ④/ (④+⑤+⑥+⑦) \times 100$$

$$\cdot \text{新経営者のみから保証徴求} = ⑤/ (④+⑤+⑥+⑦) \times 100$$

$$\cdot \text{旧経営者のみから保証徴求} = ⑥/ (④+⑤+⑥+⑦) \times 100$$

$$\cdot \text{新旧両経営者から保証徴求} = ⑦/ (④+⑤+⑥+⑦) \times 100$$

④ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数

⑤ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数

⑥ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数

⑦ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数

なお、代表者交代時の実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 速報値であることから、銀行の公表値とは差異がある場合がある。

## 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績

- 金融機関による事業者支援は、コロナ禍での資金繰り支援に注力した段階から、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行しています。
- 今般、「中小企業の事業再生に関するガイドライン」で定められた、中小企業の事業再生等のための私的整理手続を活用し、2023年度は官民金融機関（※）において、**再生型（債務減免を含む）45件、再生型（債務減免を含まない）30件、廃業型58件の計133件**の事業再生計画・弁済計画について合意されたことを、金融庁・中小企業庁にて確認しました。

※銀行・信用金庫・信用組合・日本公庫・商工中金

計画成立件数

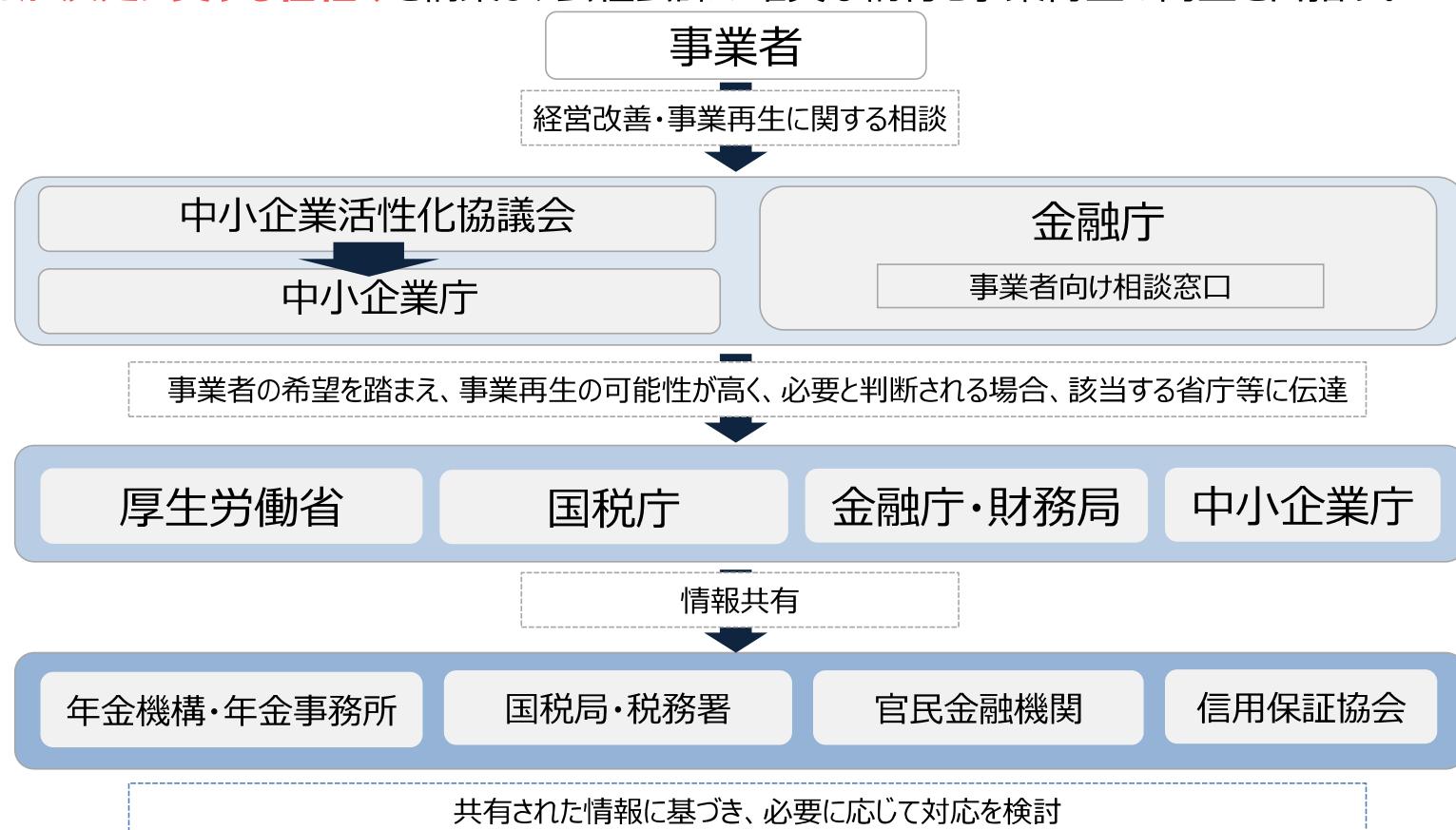
	2022年度	2023年度	合計
再生型	19	75	94
	債務減免を含む	11	45
	債務減免を含まない	8	30
廃業型	9	58	67
合計	28	133	161

都道府県別の成立件数（事業者の所在地ベース）※2022年度～2023年度累計

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
8	1	2	3	-	2	-	3	3	1	4	10	17	3	7	6	3	3	-	1	-	13	8	-
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山县	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	総計
6	4	15	6	1	1	-	1	7	1	4	1	3	2	1	4	-	4	1	-	-	-	1	161

## 事業再生情報ネットワークの運用開始

- 資金繰り支援はコロナ前の水準に戻していく一方で、関係省庁が連携して、再生支援を強化していくべく、本年3月の「再生支援の総合的対策」を踏まえて、事業再生情報ネットワークの運用を**6月から開始**。
- **再生可能性の高い中小企業の情報**（例：再生支援の見込み、金融支援による財務改善見込み等）について、中小企業活性化協議会や金融庁に設置する相談窓口より**関係省庁を通じて、公租公課の徴収現場**（年金事務所、税務署等）や金融機関等に共有することで、**公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定に資する仕組み**を構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指す。

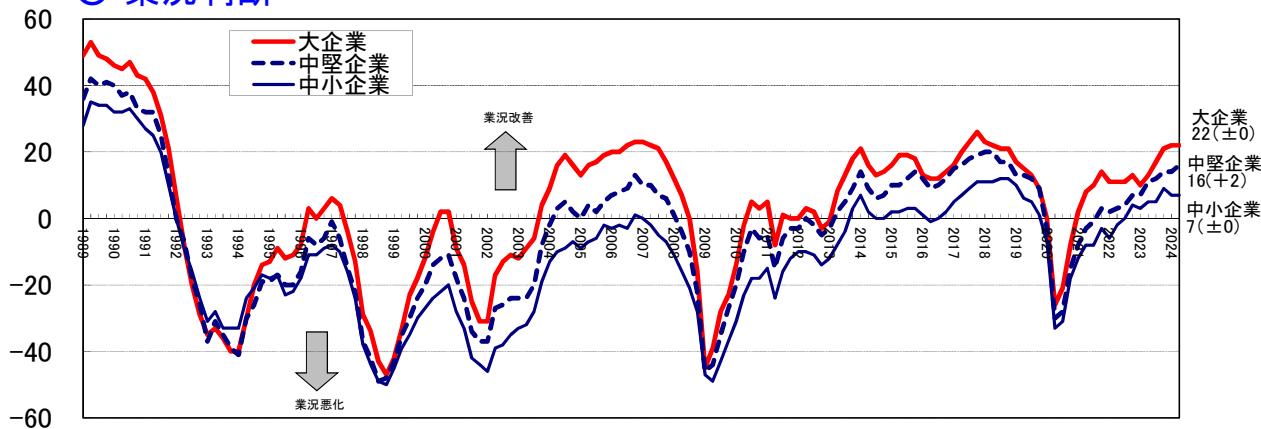


※地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。

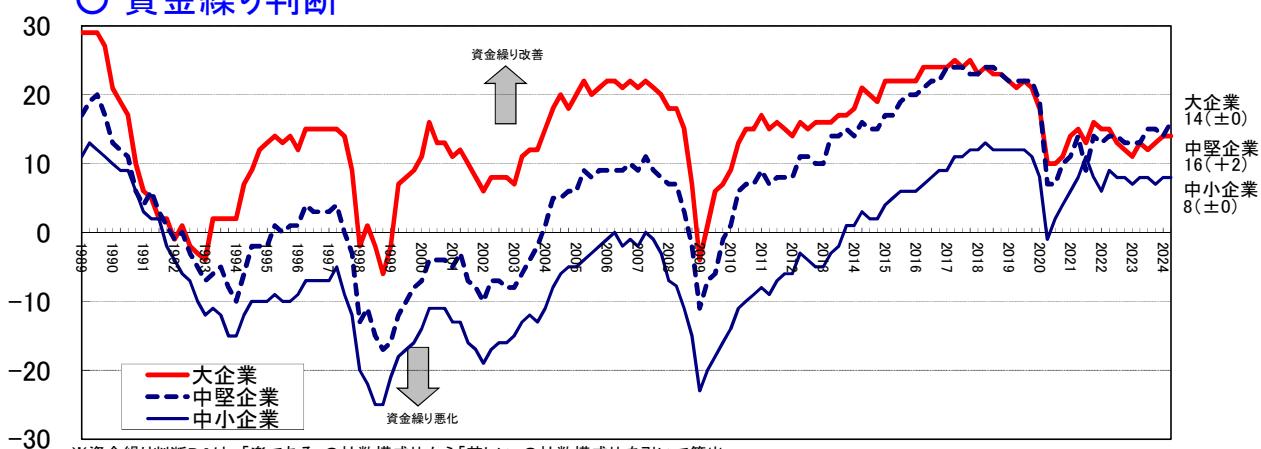
※中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。

## 日銀短観D. I. の推移

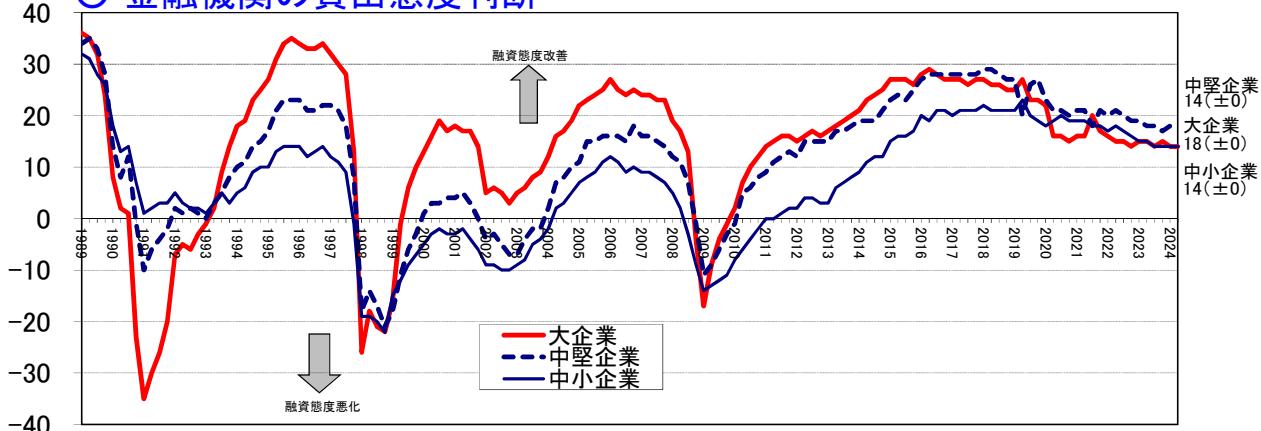
### ○ 業況判断



### ○ 資金繰り判断



### ○ 金融機関の貸出態度判断



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2024年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2024年3月)との比較)

(資料15)  
法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.8	2.2	204.5	4.2	111.3	▲ 1.2
2018.04	315.4	3.1	202.1	3.9	113.3	1.8
2018.05	313.6	2.9	200.5	3.7	113.1	1.5
2018.06	317.1	3.5	203.4	4.3	113.7	2.1
2018.07	317.2	3.5	202.1	3.6	115.0	3.3
2018.08	317.0	3.7	201.4	3.3	115.5	4.2
2018.09	321.3	3.7	205.0	3.2	116.4	4.7
2018.10	318.8	3.5	202.6	3.1	116.2	4.2
2018.11	321.5	3.8	203.8	3.3	117.7	4.8
2018.12	325.3	3.5	207.1	3.0	118.2	4.4
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.0	3.5	209.3	2.3	117.7	5.8
2019.04	327.1	3.7	208.8	3.3	118.3	4.4
2019.05	323.6	3.2	206.2	2.8	117.4	3.8
2019.06	325.8	2.7	208.3	2.4	117.5	3.3
2019.07	324.9	2.4	206.7	2.2	118.2	2.8
2019.08	324.9	2.5	207.3	2.9	117.6	1.8
2019.09	327.7	2.0	209.7	2.3	117.9	1.3
2019.10	326.1	2.3	208.2	2.8	117.9	1.5
2019.11	328.2	2.1	209.4	2.8	118.8	0.9
2019.12	331.3	1.9	212.1	2.4	119.2	0.9
2020.01	330.3	2.3	210.4	2.7	119.9	1.4
2020.02	330.4	2.4	210.8	3.1	119.6	1.2
2020.03	334.5	2.3	214.0	2.2	120.5	2.4
2020.04	343.9	5.1	214.8	2.9	129.1	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.2	5.8	132.3	12.7
2020.06	353.2	8.4	219.9	5.6	133.3	13.4
2020.07	353.1	8.7	220.7	6.8	132.4	12.0
2020.08	352.4	8.5	221.0	6.6	131.4	11.7
2020.09	352.2	7.5	222.5	6.1	129.7	10.0
2020.10	351.4	7.8	222.1	6.7	129.3	9.7
2020.11	354.5	8.0	221.6	5.8	132.9	11.9
2020.12	354.8	7.1	224.1	5.7	130.7	9.6
2021.01	354.2	7.2	223.0	6.0	131.3	9.5
2021.02	355.0	7.5	223.1	5.8	131.9	10.3
2021.03	355.7	6.3	226.8	6.0	128.8	6.9
2021.04	353.8	2.9	224.4	4.5	129.4	0.2
2021.05	352.2	0.5	223.5	2.4	128.7	▲ 2.8
2021.06	351.8	▲ 0.4	224.4	2.0	127.4	▲ 4.4
2021.07	351.8	▲ 0.4	223.1	1.1	128.7	▲ 2.8
2021.08	350.7	▲ 0.5	222.2	0.5	128.5	▲ 2.2
2021.09	352.4	0.1	224.6	0.9	127.9	▲ 1.4
2021.10	351.7	0.1	224.3	1.0	127.4	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	224.3	1.2	129.3	▲ 2.7
2021.12	356.0	0.4	227.4	1.5	128.7	▲ 1.5
2022.01	355.2	0.3	226.2	1.4	129.0	▲ 1.7
2022.02	356.9	0.5	226.2	1.4	130.7	▲ 0.9
2022.03	360.8	1.4	231.2	1.9	129.6	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.7	2.4	129.3	▲ 0.1
2022.05	359.2	2.0	229.5	2.7	129.7	0.8
2022.06	362.0	2.9	231.1	3.0	130.9	2.7
2022.07	363.6	3.3	231.7	3.8	131.9	2.5
2022.08	364.3	3.9	231.3	4.1	133.0	3.5
2022.09	367.9	4.4	234.5	4.4	133.4	4.4
2022.10	368.8	4.9	233.7	4.2	135.2	6.1
2022.11	370.3	4.7	234.7	4.6	135.6	4.8
2022.12	374.9	5.3	238.9	5.1	136.0	5.7
2023.01	374.9	5.6	237.7	5.1	137.1	6.3
2023.02	375.8	5.3	237.9	5.2	137.9	5.5
2023.03	378.6	4.9	242.5	4.9	136.1	5.0
2023.04	379.3	5.7	242.4	5.5	136.9	5.9
2023.05	378.5	5.4	241.3	5.1	137.3	5.9
2023.06	379.7	4.9	243.2	5.2	136.5	4.3
2023.07	380.9	4.8	241.3	4.4	139.6	5.5
2023.08	381.7	4.8	241.4	4.6	140.3	5.0
2023.09	385.2	4.7	245.9	5.1	139.4	4.0
2023.10	385.1	4.4	244.2	4.8	140.9	3.8
2023.11	388.9	5.0	245.5	4.9	143.4	5.2
2023.12	393.3	4.9	250.0	5.0	143.3	4.8
2024.01	394.3	5.2	248.4	4.8	145.9	5.8
2024.02	395.6	5.3	249.0	5.0	146.6	5.8
2024.03	399.2	5.4	253.9	5.0	145.3	6.2
2024.04	399.2	5.3	251.3	4.0	147.9	7.4
2024.05	398.9	5.4	250.4	4.1	148.6	7.6
2024.06	401.7	5.8	253.5	4.6	148.1	7.9

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	263,371	244,864	7,472	5,750	5,285	97.0%
地域銀行(100)	1,394,834	1,337,380	10,937	21,364	25,153	99.2%
その他の銀行(75)	1,672	1,446	106	36	84	93.2%
合計(184)	1,659,877	1,583,690	18,515	27,150	30,522	<b>98.8%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	30,607	26,785	1,124	296	2,402	96.0%
地域銀行(100)	64,248	55,506	1,965	739	6,038	96.6%
その他の銀行(75)	2,364	1,803	116	22	423	94.0%
合計(184)	97,219	84,094	3,205	1,057	8,863	<b>96.3%</b>

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	1,134,665	1,090,711	6,282	17,499	20,173	99.4%
信用組合(144)	193,170	187,975	528	1,643	3,024	99.7%
労働金庫(14)	18	17	0	1	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	5,714	5,555	38	52	69	99.3%
農協・漁協(583)	11,586	11,216	40	93	237	99.6%
合計(1039)	1,345,153	1,295,474	6,888	19,288	23,503	99.5%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。
- 債務者が住宅資金借入者である場合の実績は、令和5年9月末以降、半期毎(3月、9月)の公表に変更。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和6年3月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	38,553	35,965	389	589	1,610	98.9%
信用組合(144)	7,319	7,038	49	55	177	99.3%
労働金庫(14)	7,902	6,994	336	61	511	95.4%
信農連・信漁連(43)	96	89	1	0	6	98.9%
農協・漁協(604)	6,446	6,127	19	54	246	99.7%
合計(1060)	60,316	56,213	794	759	2,550	<b>98.6%</b>

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和6年3月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和6年3月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」

議事次第

令和5年11月27日（月）  
18時00分～19時00分  
中央合同庁舎第7号館（13階）共用第1特別会議室

1. 開会

2. 開会発言

- (1) 鈴木内閣府特命担当大臣（金融）
- (2) 全国銀行協会会长 加藤 勝彦  
(みずほ銀行取締役頭取)

3. 政務側挨拶・発言

- (1) 岩田経済産業副大臣
- (2) 舞立農林水産大臣政務官
- (3) 石橋国土交通大臣政務官

4. 各金融機関代表発言

- (1) 全国地方銀行協会会长 五島 久  
(福岡銀行取締役頭取)
- (2) 第二地方銀行協会会长 熊谷 俊行  
(京葉銀行取締役頭取)
- (3) 全国信用金庫協会会长 御室 健一郎  
(浜松いわた信用金庫会長)
- (4) 全国信用組合中央協会会长 柳沢 祥二  
(大東京信用組合会長)
- (5) 日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂
- (6) 全国信用保証協会連合会専務理事 畑野 浩朗

5. 意見交換

6. 閉会挨拶（井林内閣府副大臣）

7. 閉会

事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会 出席者名簿

令和5年11月27日（月）18:00～19:00

【金融機関側出席者】

全国銀行協会 会長	みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦 (かとう まさひこ)
全国地方銀行協会 会長	福岡銀行 取締役頭取 五島 久 (ごとう ひさし)
第二地方銀行協会 会長	京葉銀行 取締役頭取 熊谷 俊行 (くまがい としゆき)
信託協会	専務理事 川嶋 真 (かわしま まこと)
全国信用金庫協会 会長	浜松いわた信用金庫 会長 御室 健一郎 (みむろ けんいちろう)
全国信用組合中央協会 会長	大東京信用組合 会長 柳沢 祥二 (やなぎさわ しょうじ)
全国労働金庫協会	理事長 西田 安範 (にしだ やすのり)
農林中央金庫	代表理事理事長 奥 和登 (おく かずと)

【政府系金融機関等出席者】

日本政策金融公庫	代表取締役総裁 田中 一穂 (たなか かずほ)
沖縄振興開発金融公庫	副理事長 井口 裕之 (いぐち ひろゆき)
商工組合中央金庫	代表取締役社長兼社長執行役員 関根 正裕 (せきね まさひろ)
日本政策投資銀行	代表取締役副社長 杉元 宣文 (すぎもと のりふみ)
全国信用保証協会連合会	専務理事 畠野 浩朗 (はたの ひろあき)
住宅金融支援機構	副理事長 廣瀬 真司 (ひろせ しんじ)

【当局側出席者】

内閣府（政務）	内閣府特命担当大臣（金融） 鈴木 俊一 (すずき しゅんいち)
内閣府（政務）	内閣府副大臣 井林 辰憲 (いばやし たつのり)
内閣府（政務）	内閣府大臣政務官 神田 潤一 (かんだ じゅんいち)
金融庁	長官 栗田 照久 (くりた てるひさ)
金融庁	監督局長 伊藤 豊 (いとう ゆたか)
金融庁	監督局参事官 岡田 大 (おかだ ひろし)
金融庁	監督局総務課長 森 拓光 (もり ひろみつ)
経済産業省（政務）	経済産業副大臣 岩田 和親 (いわた かずちか)
中小企業庁	長官 須藤 治 (すどう おさむ)
財務省	大臣官房政策金融課長 芹生 太郎 (せりう たろう)
農林水産省（政務）	農林水産大臣政務官 舞立 昇治 (まいたち しょうじ)
農林水産省	大臣官房審議官 勝野 美江 (かつの みえ)
国土交通省（政務）	国土交通大臣政務官 石橋 林太郎 (いしばし りんたろう)
国土交通省	住宅局官房審議官 宿本 尚吾 (やどもと しょうご)

府 沖 振 第 290 号  
 金 監 督 第 2964 号  
 財 政 第 386 号  
 厚生労働省発健生 1127 第 1 号  
 5 経 営 第 1967 号  
 20231120 中 第 5 号  
 令和 5 年 11 月 27 日

一般社団法人全国銀行協会 会長 加藤 勝彦 殿  
 一般社団法人全国地方銀行協会 会長 五島 久 殿  
 一般社団法人第二地方銀行協会 会長 熊谷 俊行 殿  
 一般社団法人全国信用金庫協会 会長 御室 健一郎 殿  
 一般社団法人全国信用組合中央協会 会長 柳沢 祥二 殿  
 一般社団法人信託協会 会長 梅田 圭 殿  
 一般社団法人全国労働金庫協会 理事長 西田 安範 殿  
 農林中央金庫 代表理事理事長 奥 和登 殿  
 株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 殿  
 沖縄振興開発金融公庫 理事長 川上 好久 殿  
 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二 殿  
 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 関根 正裕 殿  
 一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆 殿  
 独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 牧元 幸司 殿  
 全国農業信用基金協会協議会 会長理事 寺下 三郎 殿  
 全国漁業信用基金協会 理事長 武部 勤 殿  
 宮城県漁業信用基金協会 理事長 正木 毅 殿  
 長崎県漁業信用基金協会 理事長 志岐 富美雄 殿  
 全国遠洋沖合漁業信用基金協会 理事長 田中 哲哉 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	武見	敬三
農林水産大臣	宮下	一郎
経済産業大臣	西村	康稔

#### 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた経営改善・事業再生支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

本年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化

する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一歩先を見据えて取り組む新しい段階へと移行していく必要があります。

こうした中、政府においては、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰の影響等により、依然として厳しい状況にある事業者に対して、借換え支援の継続等の資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期すこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

## 記

### 1. 資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、足下の経営環境の変化や資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、他の官民金融機関等や支援機関（中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、税理士・弁護士等の専門家、商工団体等）との連携・協働に努めながら、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

その際、日本政策金融公庫等においては、令和6年3月末まで延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）や賃上げに取り組む事業者を対象として新たに創設される融資制度等の活用を促進すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

### 2. 条件変更、借換え

返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、特に新型コロナの影響を受けてきた宿泊業・飲食業等を中心に、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

その際、民間金融機関においては、実質無利子・無担保融資等の既往の信用保証付融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応できる、コロナ借換保証制度を積極的に活用し、伴走支援に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、既往の実質無利子・無担保融資等のコロナ資本性劣後ローンへの借換えが、新型コロナの影響を受け債務が増大した事業者の財務基盤を強化し、新規の投資を促進する観点から重要であることを踏まえ、こうした借換需要に柔軟に対応すること。

### 3. 資本性劣後ローン

資本性劣後ローンについて、過大な債務や物価高騰等に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、積極的に活用を検討すること。

その際、日本政策金融公庫等及び民間金融機関においては、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、事業者が民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等は、認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定していれば対象となることや、宿泊業など黒字額が小さい回復途上にある事業者の金利負担を軽減する運用の見直しを行うことも踏まえつつ、コロナ資本性劣後ローンについて、事業者のみならず、営業現場の職員まで周知・徹底を図り、小規模事業者を含め、その利用を促進すること。加えて、民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化しているなど、事業者の法的整理時だけではなく私的整理時であっても、一定の場合には、劣後化されることがあり得ることを営業現場の職員まで周知すること。

民間金融機関においては、認定経営革新等支援機関による再生計画が策定されれば対象となるように要件が緩和された信用保証付債権 DDS の活用も含め、他の金融機関の引当事例も参考にしながら<sup>1</sup>、債権の劣後化についても真摯に検討すること。

### 4. 経営改善・事業再生支援等

事業者支援について、以下の①～⑤も踏まえつつ、一步先を見据え、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や債務減免を含めた事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、他の官民金融機関等や支援機関と緊密に連携するほか、今般の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で措置された補助金等を含め、政府の各種支援施策については、営業現場の第一線の職員等へ周知・徹底し、理解を促すとともに、積極的に活用を事業者に提案すること。

①. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資等の信用保証付融資が借入の中心となる中小企業の早期の経営改善を後押しするべく、一定の条件の下で民間金融機関による計画策定支援も時限的に対象に追加される予定の「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けてコンサルティング機能を発揮するとともに、一步先を見据えて、当該事業者自身による経営改善計画等の策定を積極的に提案し、必要に応じて計画策定支援や計画の実行状況のモニタリングを実施するなど、経営改善・事業再生支援等を積極的に行う

<sup>1</sup> 全額引当以外を含む主な引当事例等を取りまとめた、金融庁「DDS を含む資本性借入金の引当方法について」(令和5年6月13日)を参照(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230613/20230613.html>)。

こと。その上で、こうした過程を経て、事業承継やM&Aなども含めた構造改革を後押しすること。

- ②. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用について、令和5年10月に金融庁より公表した同ガイドラインの活用事例集も参考にしつつ、その趣旨・内容を営業現場の第一線の職員等まで十分に浸透させ、事業再生計画の成立や円滑な廃業に向けて、主体的に支援すること。その際、REVICによる研修の活用や、弁護士等の専門家との連携強化等を通じて、地方における事業再生の担い手の育成に努めること。
- ③. 商工組合中央金庫においては、危機対応融資を活用した事業者に対して、DESによる再生支援が可能となったことも踏まえ、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先して支援に努めること。
- ④. 資本性資金の供給や債権買取等が可能なREVICによるファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。
- ⑤. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の改定により、廃業手続きの早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化したことなどを踏まえ、事業者に退出希望がある場合の早期相談の重要性等をより一層周知するとともに、経営者の個人破産の回避に向け、誠実に対応すること。その際、REVICの特定支援（経営者の再チャレンジ支援）の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。

## 5. メイン先以外への支援と信用保証協会の役割

自身のメイン先である事業者に対しては、早期の経営改善・事業再生支援等に主体的に取り組むことは勿論のこと、実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先等であっても、支援がおろそかにならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の官民金融機関等や支援機関と早期に連携し、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別にかかわらず、事業者の実情に応じて継続的な伴走支援に努めること。

信用保証協会においては、実質無利子・無担保融資などの信用保証付融資割合が高い先等について、民間金融機関や支援機関と連携し、支援先を選定した上で、積極的な経営改善・事業再生支援等に取り組むこと。その際、再生支援が必要と判断される事業者については、民間金融機関と連携し、事業者を後押しすることで、早期に中小企業活性化協議会へ繋いでいく等、主体的に対応すること。

## 6. 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みについて、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」において要請された事項を、営業現場の第一線の職員等に対してより一層の浸透・定着を図ること。

また、民間金融機関及び信用保証協会においては、今後創設される信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度について、制度創設後の3年間で行った保証承諾案件に限り、信用保証料の負担軽減策を講じることを踏まえ、積極的な活用を検討すること。併せて、地域によって活用実績に差が見られる経営者保証を求めるスタートアップ創出促進保証についても、前向きに活用を検討すること。

#### 7. 住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

#### 8. ALPS処理水放出の影響を受けた事業者支援

ALPS処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受け、輸出業者や水産加工業者、卸売業者など、経営等に支障を来す事業者への支援について、民間金融機関及び信用保証協会においては、令和5年11月15日に発動されたセーフティネット保証2号の活用を促進するとともに、日本政策金融公庫等においては、セーフティネット貸付等の利用を促すことで、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

以上

## 第6節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護法)の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表<sup>1</sup>している。

### II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を年度ごとに実施し、公表<sup>2</sup>している。

---

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/status/higai\\_jyoukyou/index.html](https://www.fsa.go.jp/status/higai_jyoukyou/index.html)

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240229/20240229.html>

## 第7節 振り込め詐欺等への対応

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表<sup>1</sup>している。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2021年度は407件、2022年度は875件、2023年度は495件であり、調査を開始した2003年9月以降2024年3月末までの累計は46,913件となっている。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2021年度は335件、2022年度は696件、2023年度は329件、強制解約等をしたのは、2021年度は37件、2022年度は137件、2023年度は128件であり、調査を開始した2003年9月以降2024年3月末までの累計は、利用停止が25,915件、強制解約等が16,301件となっている。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240524.html>

## 信託会社等の新規参入状況

(資料1)

2024年6月30日現在

	計	免 許 ・ 登 錄 等 件 数											
		関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄	
信託会社	36 (1)	28 (1)	4	0	0	2	0	1	0	0	1	0	
運用型信託会社（免許制）	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
管理型信託会社（登録制）	24 (1)	16 (1)	4	0	0	2	0	1	0	0	1	0	
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	60 (4)	51 (2)	3	0	0	5 (1)	0	0	0	0	1 (1)	0	
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己信託	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
信託契約代理業者（登録制）	360 (4)	133 (2)	38	16	36 (2)	42	23	25	17	15	13	2	
うち みなし信託契約代理業者	125	42	15	2	11	15	8	7	9	9	6	1	
計	460 (9)	216 (5)	45	16	36 (2)	49 (1)	23	26	17	15	15 (1)	2	

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【16】社）

(注3) 括弧書きは、2023年7月1日から2024年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

## 第2節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2023事務年度は、2社に対して検査を実施した。

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社の概況

#### I 2024年3月期決算状況（資料1、2参照）

2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=26> (25~26頁、  
「(1) 保険会社の財務状況」参照（※連結ベース、対象は主要生命保険会社、  
主要損害保険会社のみ。）)

#### II 再編等の状況（資料3～7参照）

(資料 1 )

## 生命保険会社の令和6年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	前期比
基礎収益	485,368	554,629	641,335	86,706
保険料等収入	320,134	380,198	429,767	49,569
資産運用収益	85,444	86,262	113,250	26,988
基礎費用	442,286	527,315	602,693	75,378
保険金等支払金	308,156	397,886	424,060	26,174
資産運用費用	4,160	7,902	5,810	▲ 2,092
事業費	46,580	49,103	50,136	1,033
基礎利益	43,081	27,313	38,642	11,328
キャピタル損益	4,338	▲ 610	▲ 3,489	▲ 2,879
臨時損益	▲ 15,723	▲ 1,645	▲ 3,426	▲ 1,780
危険準備金繰入額	5,081	3,130	4,543	1,412
経常利益	31,695	25,057	31,725	6,668
特別損益	▲ 4,153	▲ 883	▲ 2,165	▲ 1,282
価格変動準備金繰入額	3,389	2,778	2,345	▲ 432
当期純利益(純剰余)	19,651	16,577	20,922	4,344
総資産	4,196,966	4,068,156	4,286,072	217,916
有価証券含み損益	354,837	189,928	216,564	26,635
公表逆ざや額	▲ 615	▲ 847	▲ 1,182	▲ 335
ソルベンシー・マージン比率	993.9	943.1	932.6	▲ 10.5

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高 + 転換純増(兆円)	51	56	62	6
解約失効高(兆円)	42	48	50	2
保有契約高(兆円)	907	894	892	▲ 1
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	18,407	21,607	25,014	3,406
うち第三分野	5,419	5,451	5,357	▲ 94
保有契約ベース	278,996	277,481	282,303	4,821
うち第三分野	71,194	72,010	72,511	501

(注 1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注 2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注 3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注 4) 算出会社 (令和4年3月期: 42社、令和5年3月期: 42社、令和6年3月期: 42社) ※かんぽ生命含む。

(資料2)

## 損害保険会社の令和6年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	前期比
正味収入保険料	90,096	93,328	93,487	159
正味支払保険金	48,051	54,878	54,344	▲ 533
経常利益	9,403	8,133	10,965	2,832
特別損益	▲ 228	▲ 1,120	▲ 227	892
当期利益	7,054	5,362	9,348	3,985
総資産	331,319	323,193	356,173	32,980
有価証券 含み損益	57,976	52,946	85,511	32,564
ソルベンシー・マージン比率	744.7	734.0	750.4	16.4

(注1) 令和4年3月期は54社ベース。令和5年及び6年3月期は55社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表

(2024年6月30日現在41社)

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社 朝日生命保険相互会社 アフラック生命保険株式会社 イオン・アリアンツ生命保険株式会社 SBI生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 FWD生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社 カーディフ生命保険株式会社 株式会社かんぽ生命保険 クレディ・アグリコル生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 ソニー生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 第一生命保険株式会社 第一フロンティア生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社 チューリッヒ生命保険株式会社 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 なないろ生命保険株式会社 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 ネオファースト生命保険株式会社 はなさく生命保険株式会社 フコクしんらい生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 プルデンシャル生命保険株式会社 マニュライフ生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 みどり生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社 メットライフ生命保険株式会社 メディケア生命保険株式会社 ライフネット生命保険株式会社 楽天生命保険株式会社

**損害保険会社一覧表**  
(2024年6月30日現在57社)

会 社 名	
損害保険会社 (35社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社 au損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 カーディフ損害保険株式会社 株式会社NTTドコモ損害保険 株式会社ヤマップネイチャランス損害保険 キャピタル損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 さくら損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 全管協れいわ損害保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 大同火災海上保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 トーア再保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 日本地震再保険株式会社 ペット&ファミリー損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 明治安田損害保険株式会社 楽天損害保険株式会社 レスキー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (21社)	アルジエー・リインシュアランス・カンパニー アシュアランスフォアニアングン・ガード・エンシディグ Asuranceforeningen SKULD Gjensidig アトラディウス・クレディット・イ・カウション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス エイチディーアイ・グローバル・エスイー 現代海上火災保険株式会社 コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド ノース・スタンダード・リミテッド ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ スイス・リー・インターナショナル・エスイー スコール・エスイー スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド トランസアトランティック・リインシュアランス・カンパニー ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツイエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン ユーラーヘルメス・エスエー Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人(1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保険持株会社一覧表

(2024年6月30日現在15社)

保険持株会社名	
(15社)	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス
	株式会社T&Dホールディングス
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年6月末現在
生命保険会社	41社	42社	42社	42社	42社	41社
+ 免 許 ▲ 廃 止		※現地法人化 +チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月)(注1)	※合併 +ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) <u>▲ソニー生命保険株式会社</u> <u>▲ソニーライフ・ウィズ</u> 生命保険株式会社  ※新設 +なないろ生命 (2021年4月)			※合併 +アクサ生命保険株式会社 (2024年4月) <u>▲アクサ生命保険株式会社</u> <u>▲アクサダイレクト</u> 生命保険株式会社
外国生命保険会社	1社	1社	0社	0社	0社	0社
+ 免 許 ▲ 廃 止			<u>▲チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド</u>			
合 計	42社	43社	42社	42社	42社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

## 損害保険会社の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	32社	32社	33社	33社	33社	35社
+ 免 許	+ペット＆ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月)		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)			+株式会社NTTドコモ損害保険 (2024年4月)
▲ 廃 止	+レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)					+株式会社ヤマップネイチャラנס損害 保険 (2024年5月)
	※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 <u>▲セゾン自動車火災保険株式会社</u> <u>▲そんぽ24損害保険株式会社</u>					
外 国 社 (法第185条免許)	21社	21社	21社	22社	22社	22社
+ 免 許	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(2020年1月)		+ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ(2021年9月)	+Assuranceforeningen SKULD Gjensidig (2022年6月)		
▲ 廃 止	▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー(2019年4月)		▲ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(2022年2月)			
▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・アイ(2019年4月)						
合計	53社	53社	54社	55社	55社	57社

(注)合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## 第2節 保険会社に対する金融モニタリング

### I 顧客本位の業務運営の定着

#### ① 営業職員管理態勢の高度化

2024年保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=44> (43~44頁)

#### ② 保険代理店管理態勢の高度化

2024年保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=46> (45~50頁)

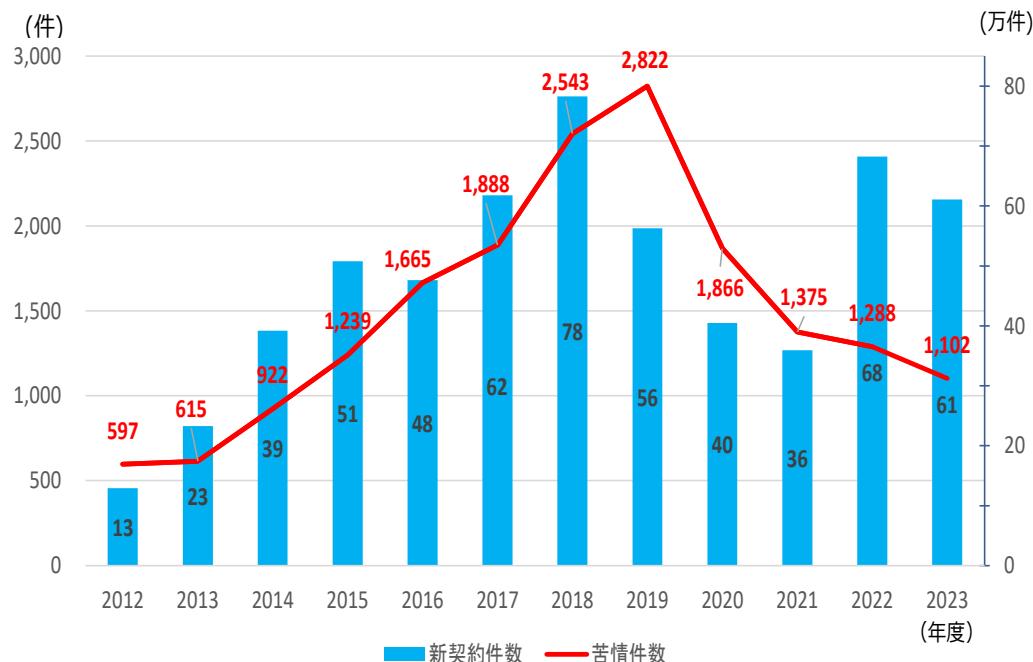
#### ③ 外貨建保険の募集管理等の高度化

2024年保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=52> (51~53頁)

※ 補足資料：図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）

図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



(資料) 生命保険協会資料より、金融庁作成

#### ④ 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書

（令和6年6月25日）

<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

2024 年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=57> (56 頁)

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

- ① 生命保険会社：各社のビジネスモデル及びデジタル化の進展に対する対応をテーマにした対話の実施

2024 年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=11> (10~13 頁)

- ② 損害保険会社：国土強靭化をテーマにしたビジネスモデル対話の実施

2024 年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=15> (14~24 頁)

### 第3節 財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直していく必要がある。こうした観点から、2023事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

#### I 資産運用に関するモニタリング

2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=27> (26~27頁)

#### II 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=29> (28~29頁)

#### 第4節 保険商品審査について

顧客視点に立った商品開発の観点から、審査の過程で保険会社と議論を行った例

2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=61> (60~61頁)

## 第5節 少額短期保険業者及び認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き

### I 少額短期保険業者の概況（資料1参照）

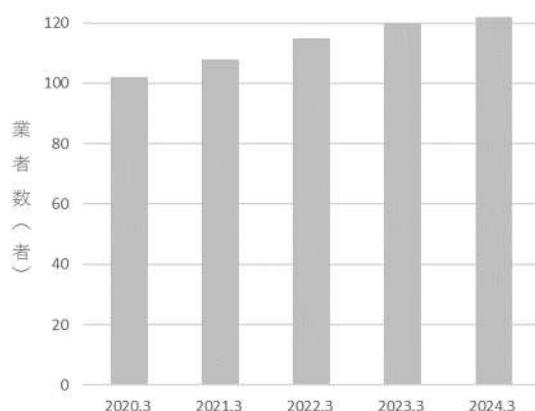
2024年6月末現在、少額短期保険業者の数は、122業者となった（※2024年3月以降、1者が新規登録、1者が合併等により廃止）。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/02.pdf#page=63> (62~63頁)

少額短期保険業者数推移



2024年3月期 決算概要

	2023年3月期	2024年3月期	増減(比)
保有契約件数(万件)	1,747	1,887	8.0%
収入保険料(億円)	1,346	1,421	5.6%

### II 認可特定保険業者の概況（資料2参照）

2024年6月末現在、財務局所管の認可特定保険業者の数は、7法人となっている。2023事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、各財務局を通じてモニタリングを行った。

## 少額短期保険業者登録一覧

(令和6年6月30日時点:122業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局 【計1者】	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局 【計7者】	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミールA少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第10号	令和5年6月23日	株式会社ライフ・ステージ少額短期保険
関東財務局 【計89者】	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	S B I リスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	S B I いきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	せんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	スマイル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	オリーブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	J MM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e - N e t 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社もしあん少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	A W P チケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	スタート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーメゾン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社※1
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	アフラック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社※2
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAs少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局長 (少額短期保険)第105号	関東財務局長 (少額短期保険)第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第107号	令和4年6月28日	株式会社Emy i 少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第108号	令和4年12月22日	アフラックペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第110号	令和5年2月3日	ブレイブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第111号	令和5年2月7日	Tokio Marine X少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第112号	令和5年2月17日	レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第113号	令和5年5月17日	ビクトリア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第114号	令和5年12月13日	ハトネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第115号	令和6年2月26日	P L T 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第116号	令和6年6月26日	M S プラスワン少額短期保険株式会社
北陸財務局 【計1者】	北陸財務局長 (少額短期保険)第1号	令和5年12月28日	株式会社富山常備健康クラブ
東海財務局 【計5者】	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	Z u t t o R i d e 少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社アシロ少額短期保険
	東海財務局長 (少額短期保険)第7号	令和4年11月10日	株式会社きずな少額短期保険
	東海財務局長 (少額短期保険)第8号	令和6年5月15日	L A S H I C 少額短期保険株式会社※5
近畿財務局 【計10者】	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社S A N K O 少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	S S I きみどり株式会社※3
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第12号	令和5年2月15日	あさひ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第14号	令和5年10月31日	株式会社宅建ファミリーパートナー※4
中国財務局 【計1者】	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社F P C
四国財務局 【計1者】	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局 【計5者】	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第6号	令和5年4月27日	株式会社愛グループ少額短期保険
沖縄総合事務局 【計2者】	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社
	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災W i L 少額短期保険株式会社

※1 旧登録番号：東海財務局長（少額短期保険）第3号 旧登録日：平成24年6月25日

※2 旧登録番号：東北財務局長（少額短期保険）第5号 旧登録日：平成25年5月15日

※3 旧登録番号：近畿財務局長（少額短期保険）第11号 旧登録日：平成26年6月20日

※4 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第48号 旧登録日：平成21年2月16日

※5 旧登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第92号 旧登録日：令和2年5月12日

(資料2)

**認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)**

(令和6年6月30日時点:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 せんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

## 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

### 第1節 第一種金融商品取引業

#### I 第一種金融商品取引業者の概況

##### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料1参照）

###### （1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2023年7月以降、新規に登録を受けた業者はいない。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者8社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2024年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は298社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、270社となっている。

###### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

該当なし

###### ② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）

又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
SBI プライム証券株式会社	○	合併	令和5年7月1日
新生証券株式会社	○	事業譲渡	令和5年7月31日
株式会社カイカエクスチェンジ	×	廃止	令和5年7月31日
株式会社FX プライム by GMO	×	合併	令和5年9月1日
新林証券株式会社	○	事業譲渡	令和5年10月30日
カイカ証券株式会社	○	廃止	令和5年11月22日
株式会社SBIネオモバイル証券	○	合併	令和6年1月9日
タワー投資顧問株式会社	○	廃止	令和6年5月20日

###### （2）特別金融商品取引業者

2024年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、25社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC 日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JP モルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNP パリバ証券(株)	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレー MUFG 証券(株)
BofA 証券(株)	UBS 証券(株)
(株)SBI 証券	野村ファイナンシャル・プロダクト・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	HSBC 証券(株)
au カブコム証券(株)	松井証券(株)
岡三証券(株)	

### (3) 指定親会社

2024 年 6 月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57 条の 12 第 1 項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の 2 社となっている。

## 2. 国内証券会社の 2023 年度決算概要（資料 2、3 参照）

国内証券会社 255 社の 2023 年度決算（単体）は、株式売買代金の増加などを背景に、受入手数料や金融収益が増加したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社で增收増益となった。

## II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2023 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告や、検査等を通じて法令違反の事実が認められたため、6 社(9 件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 2 件
- ③ 業務改善命令 3 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務停止命令 0 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 4 件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「適合性原則及び顧客属性に応じた説明義務違反」、「作為的相場形成となる取引の受託」、「改ざんしたデータを使用したストレステストの実施」、「銀証間における不適切な顧客情報の共有、登録金融機関における有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況」等となっている。

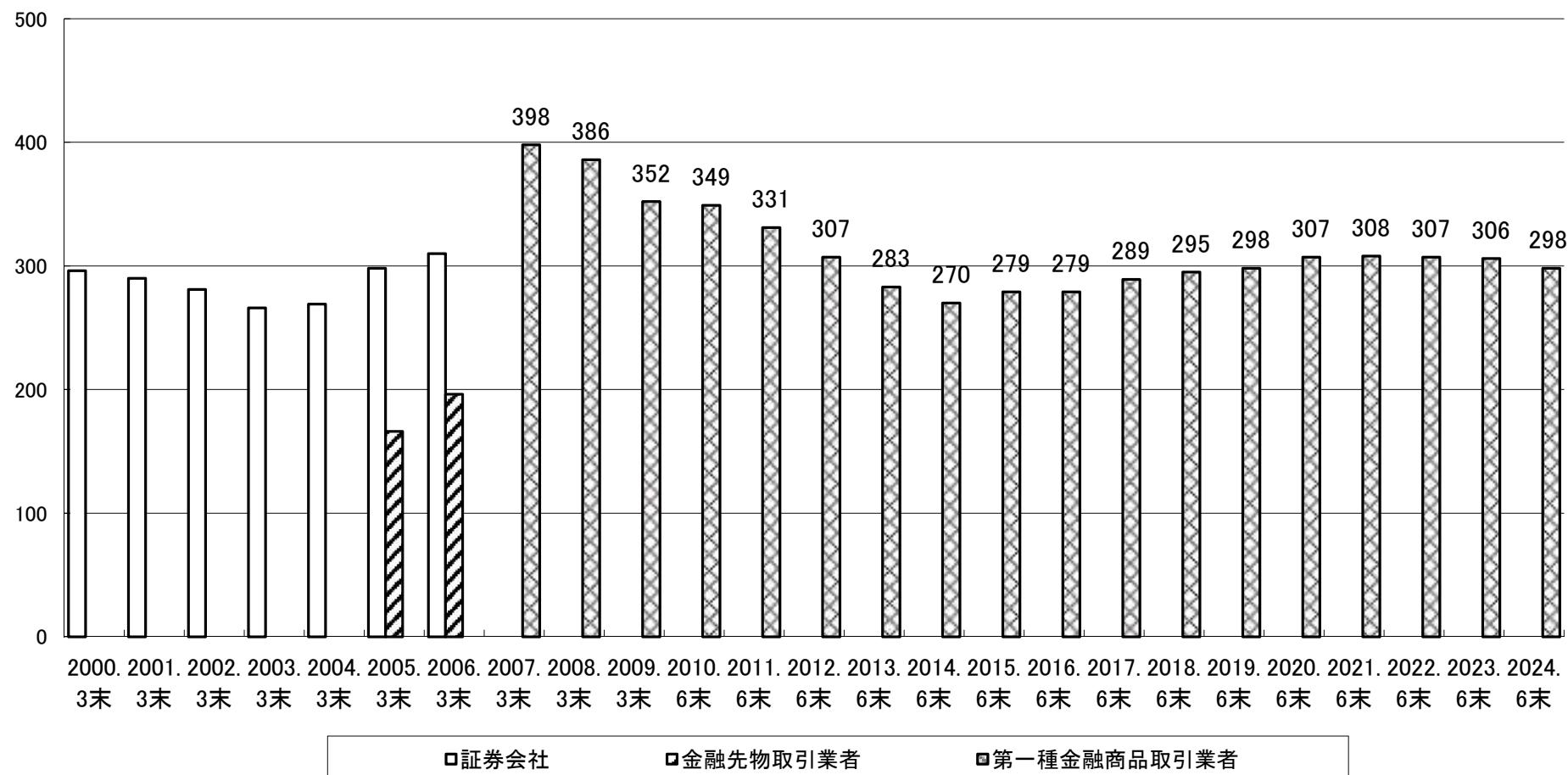
### III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（1998年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2024年6月末時点265社、同年3月末時点基金規模約584億円）。（資料4参照）

## 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

(資料2)

## 国内証券会社の2023年度決算概況

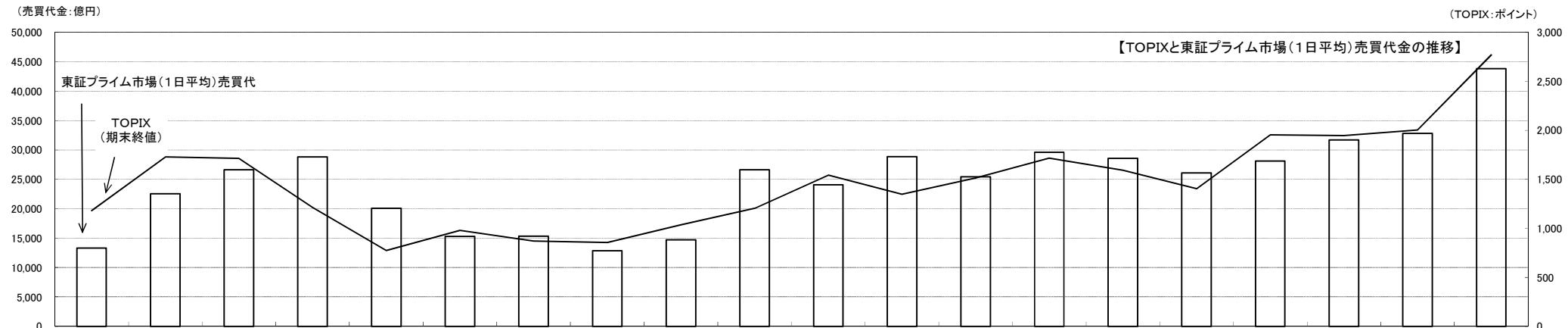
(単位:億円)

	2023年度 (A)	2022年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	255社	260社	—
営 業 収 益	53,535	41,444	129.2%
受 入 手 数 料	27,222	22,540	120.8%
委 託 手 数 料	6,722	5,084	132.2%
引受け・売出し手数料	1,826	1,214	150.4%
募集・売出しの取扱手数料	2,395	1,656	144.6%
トレー ディング損益	8,165	8,561	95.4%
金 融 収 益	17,853	9,970	179.1%
販売費・一般管理費	31,706	29,998	105.7%
取引関係費	8,392	8,169	102.7%
人 件 費	10,991	10,178	108.0%
経 常 損 益	9,078	4,847	187.3%
当 期 損 益	6,522	3,264	199.8%

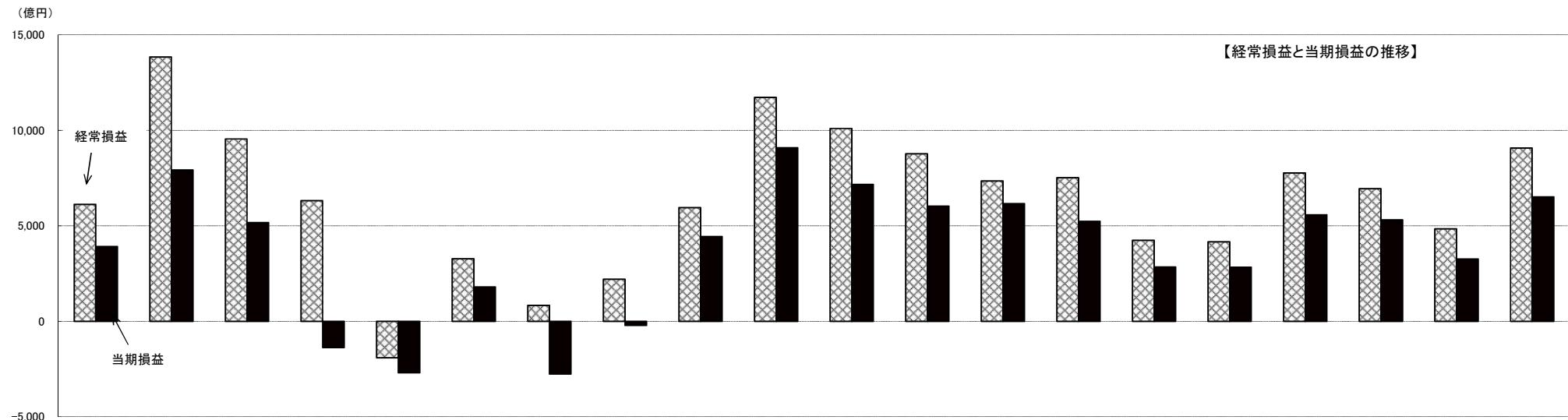
(注)日本証券業協会調べ。

## 株式市況と証券会社の損益の推移

(資料3)



(注) 2022年4月 市場区分見直しのため、2022.3期以前は、東証一部上場銘柄の数値。



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2024年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td><td>256社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td><td>9社</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>265社</td> </tr> </table>	国内証券会社	256社	外国証券会社	9社	計	265社
国内証券会社	256社						
外国証券会社	9社						
計	265社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2024年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの (2000年3月) — 補償額 約59億円 (うち破産管財人からの返還額 約24億円)</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの (2007年6月) — 補償額 約2億円 (2007年10月) — 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの (2012年3月) — 補償額 約1.7億円</li> </ul>						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が2002年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

## 第2節 第二種金融商品取引業

### I 第二種金融商品取引業者の概況（資料1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2024年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,208社となっている。

### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

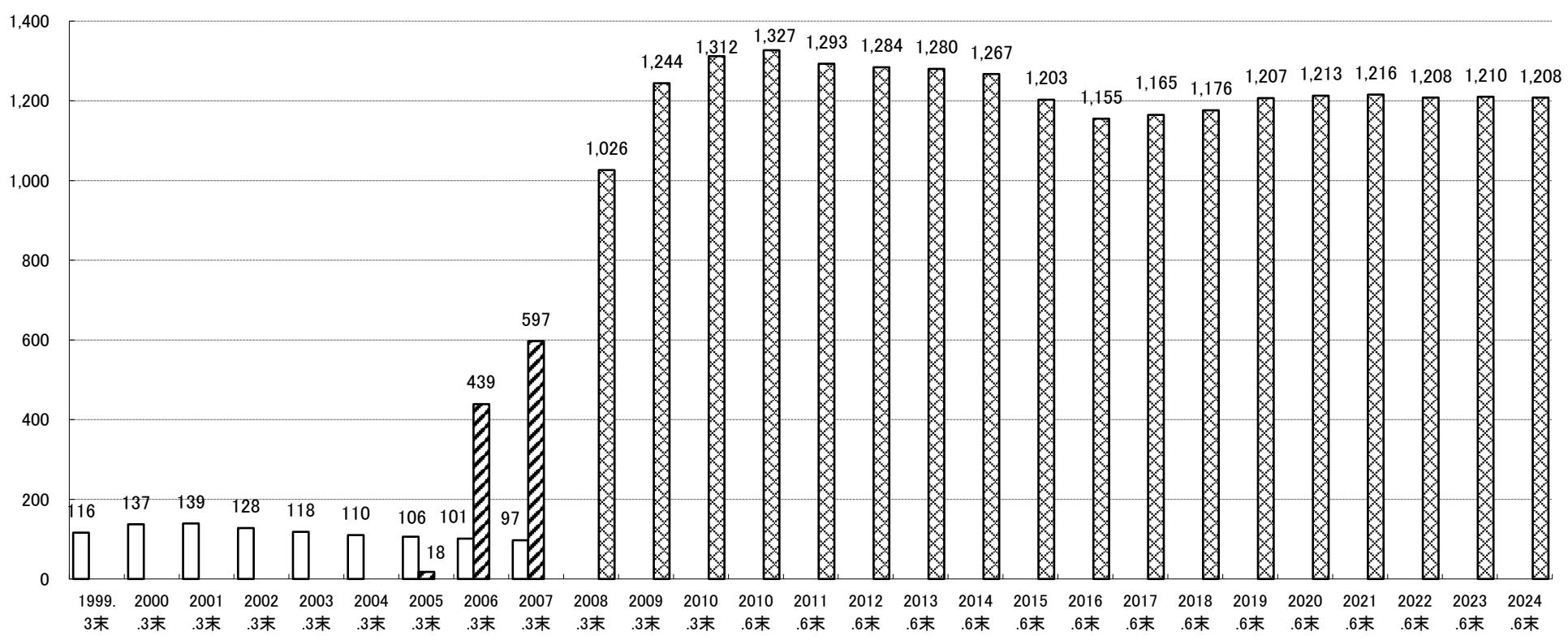
2023年7月以降、3社に対して行政処分を行っており、いずれも登録取消しが3件（業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況」等となっている。

(資料1)

(業者数)

### 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



□商品投資販売業者

□信託受益権販売業者

□第二種金融商品取引業者

注:2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

### 第3節 投資助言・代理業

#### I 投資助言・代理業者の概況（資料1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2024年6月末時点では、投資助言・代理業者数は991社となっている。

#### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

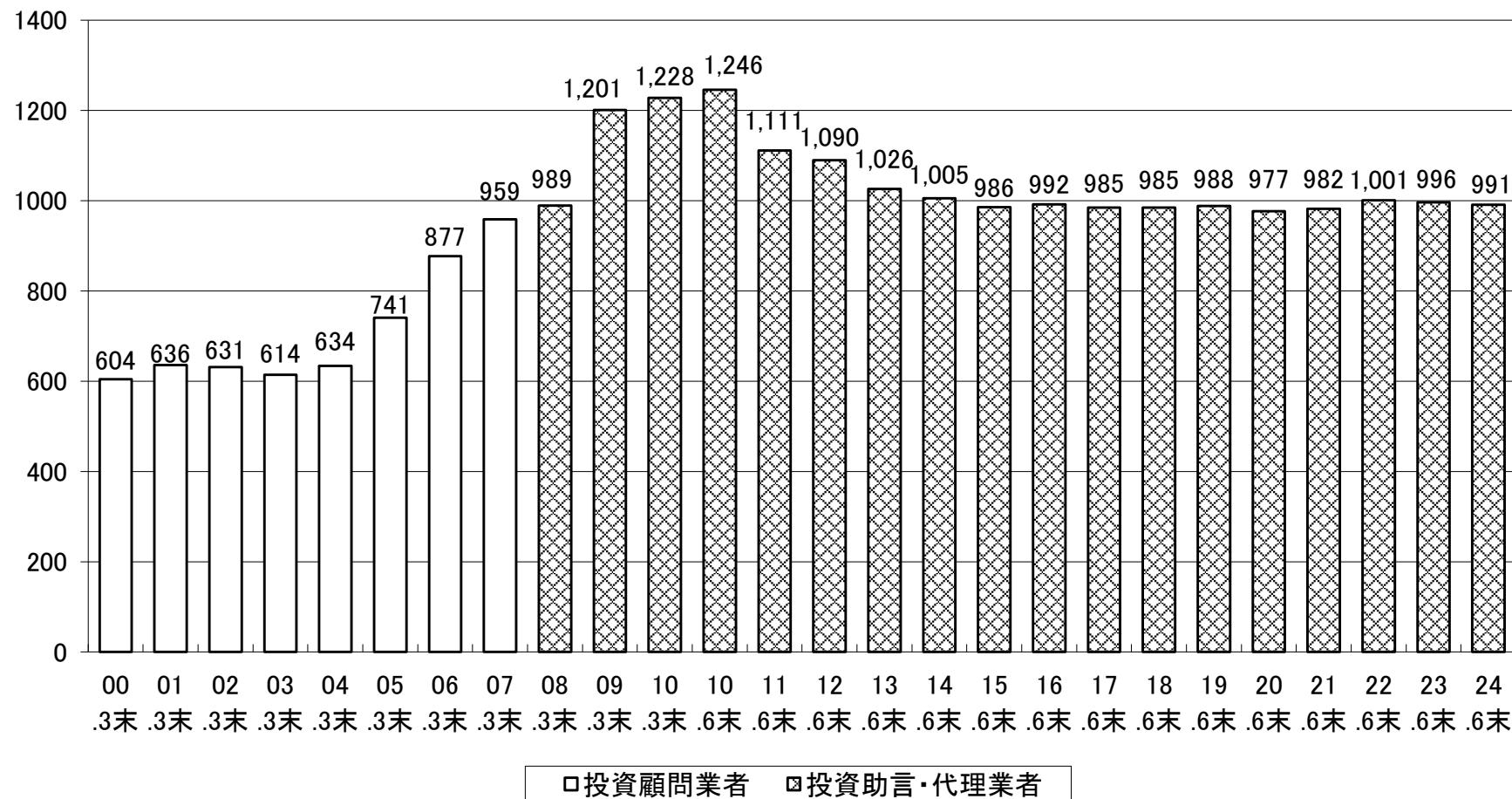
2023年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが1件、業務停止命令が2件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「著しく事実に相違する表示のある広告をする行為等」や、「顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況」などとなっている。

(資料1)

(業者数)

## 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移



注:2007年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

## 第4節 投資運用業

### I 投資運用業者の推移（資料1参照）

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2024年6月末現在の投資運用業者数は430社（投資信託委託業者112社、投資法人資産運用業者114社、投資一任業者343社、自己運用業者55社）となっている。

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

### II 投資法人の推移

2024年6月末現在の登録投資法人は128社（不動産投資法人122社、インフラ投資法人5社、証券投資法人1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）58社の運用資産残高の合計は、2024年6月末で23兆5,250億円（前年比1.04%増）となっている。

2023年7月以降、IPOを伴う新規上場はない。

### III 運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2024年6月末で公募投信237兆3,889億円（前年比26.64%増）、私募投信117兆9,307億円（同7.95%増）となっている。

投資一任契約の資産残高は、2024年3月末で561兆6,162億円（同17.45%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、1兆1,578億円（2023年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）となっている。

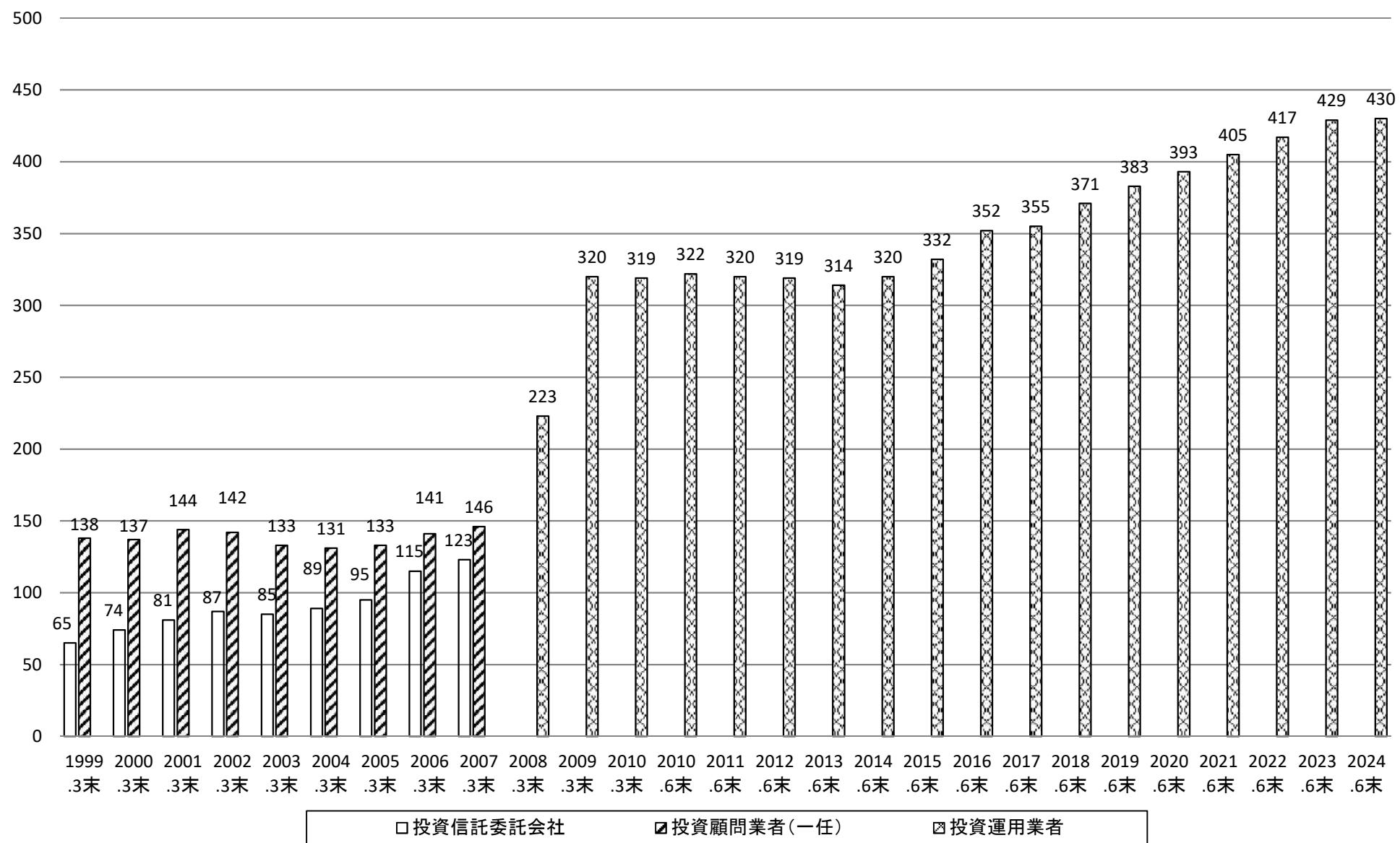
### IV 投資運用業者に対する行政処分

2023年7月以降、投資運用業者に行政処分は行っていない。

(資料1)

(業者数)

## 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



## 第5節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

### I 登録金融機関の概況

2024年6月末現在における登録金融機関数は、914社となっている。（資料1参照）

なお、2023年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の状況としては、1社に対して、銀証間における不適切な顧客情報の共有等が認められたことから、業務改善命令の行政処分を行っている。

### II 取引所取引許可業者の概況

2024年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2023年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

### III 金融商品仲介業者の概況

2024年6月末現在における金融商品仲介業者数は、688業者となっている。（資料1参照）

なお、2023年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

### IV 高速取引行為者の概況

2024年6月末現在における高速取引行為者数は、52者となっている。

なお、2023年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

また、四半期（2024年3月末以降は半期）ごとに「高速取引行為の動向について」を更新・公表<sup>1</sup>した。

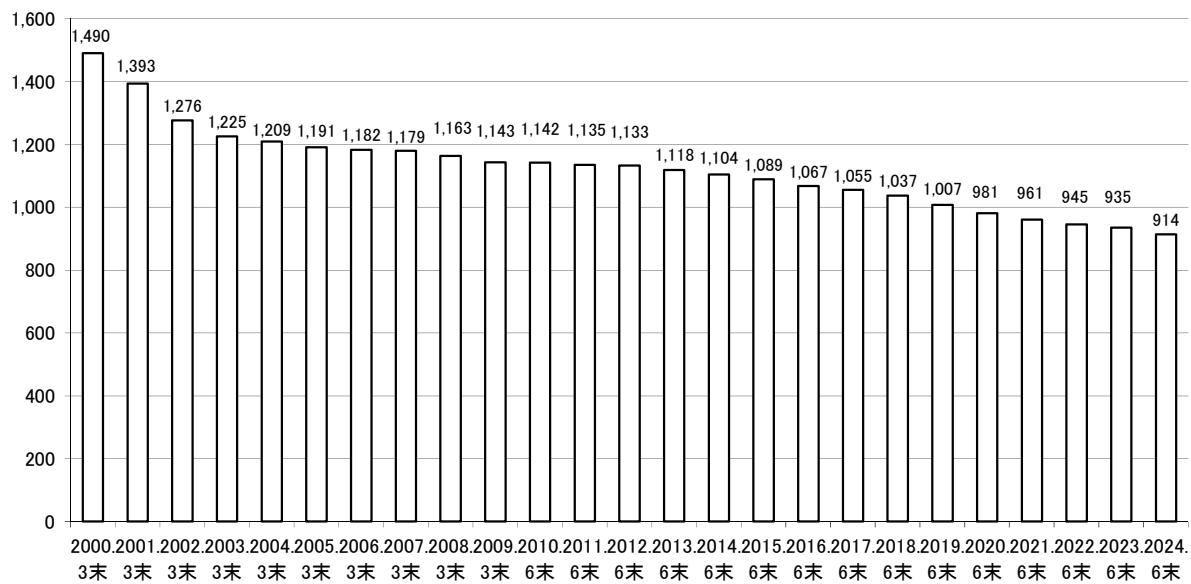
---

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/status/kousokutorihiki\\_doukou/index.html](https://www.fsa.go.jp/status/kousokutorihiki_doukou/index.html)

(資料1)

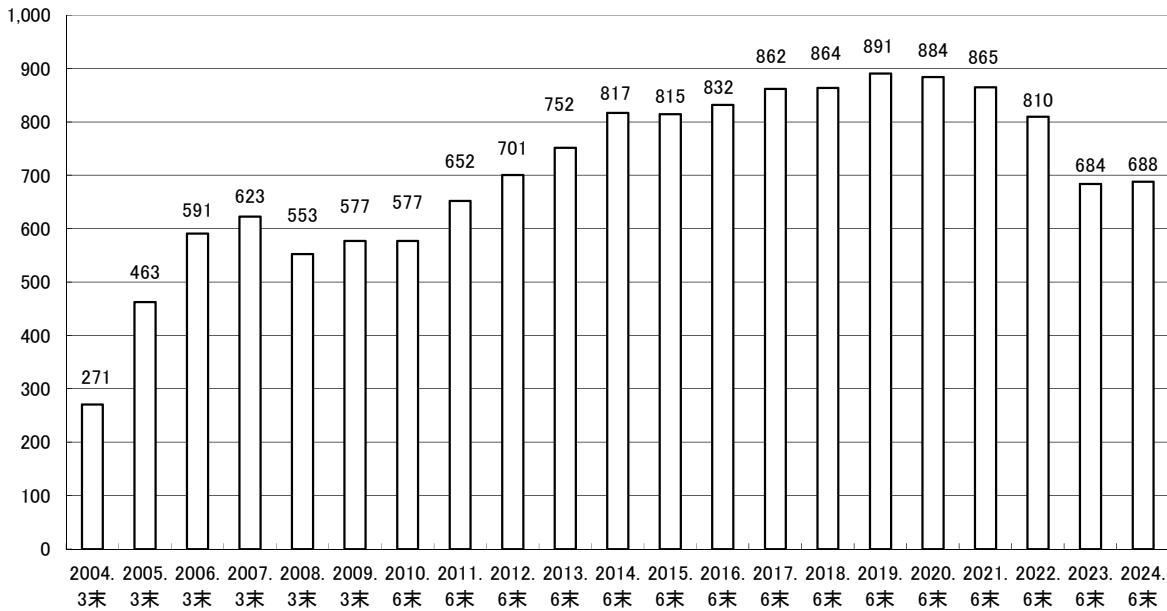
### 登録金融機関数の推移

業者数



### 金融商品仲介業者数の推移

業者数



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

## 第6節 信用格付業者

### I 信用格付業者の概況（資料1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2024年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

### II 信用格付業者の特定関係法人

2024年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、34法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2024年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	14 法人
S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	8 法人

## 信用格付業者登録一覧

(資料1)

(令和6年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 第7節 適格機関投資家等特例業務届出者等

### I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

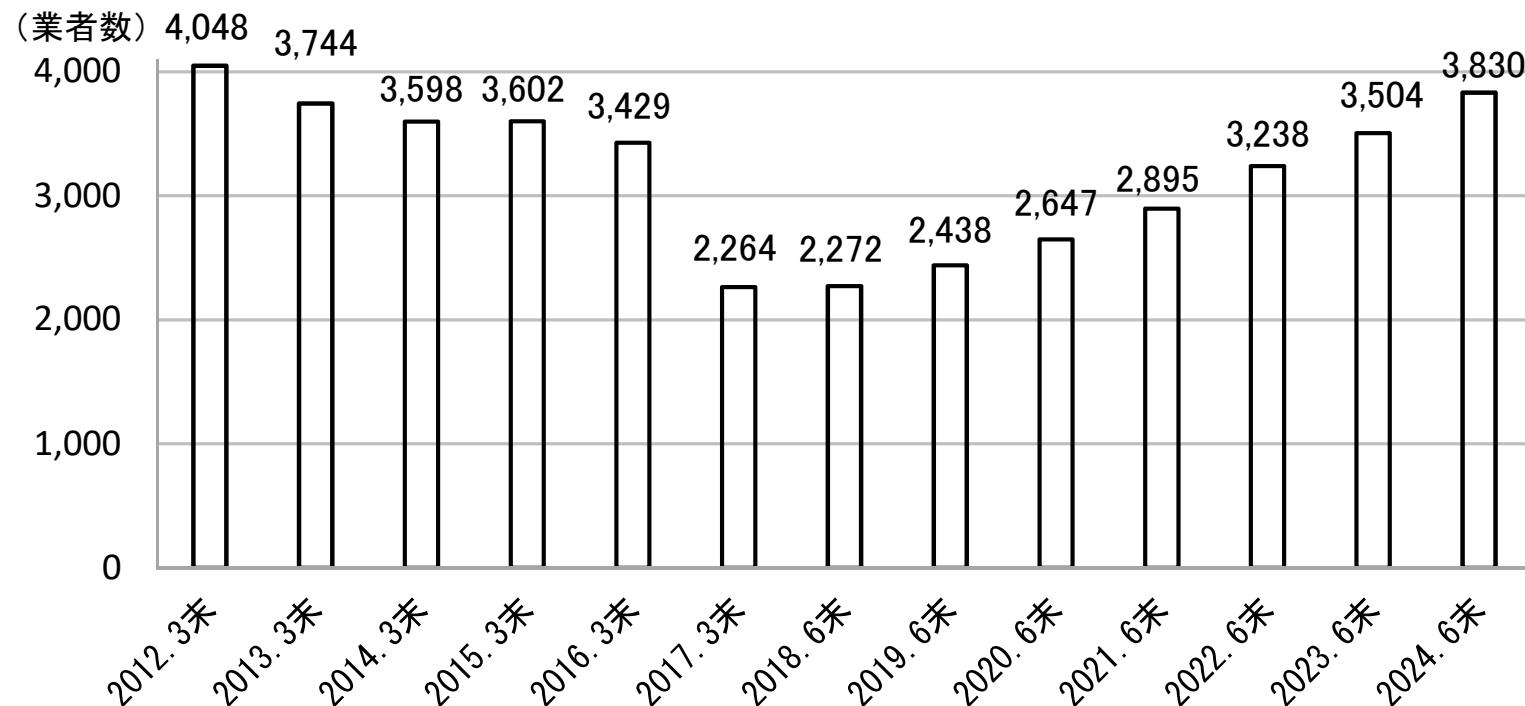
2024年6月末現在、これらの届出業者は3,830者（業務廃止命令発出先604者を除く）である。（資料1参照）

### II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2023年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、14件の行政処分（うち業務廃止命令6件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「主たる営業所等を確知できない状況」等となっている。

## 適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

## 第8節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

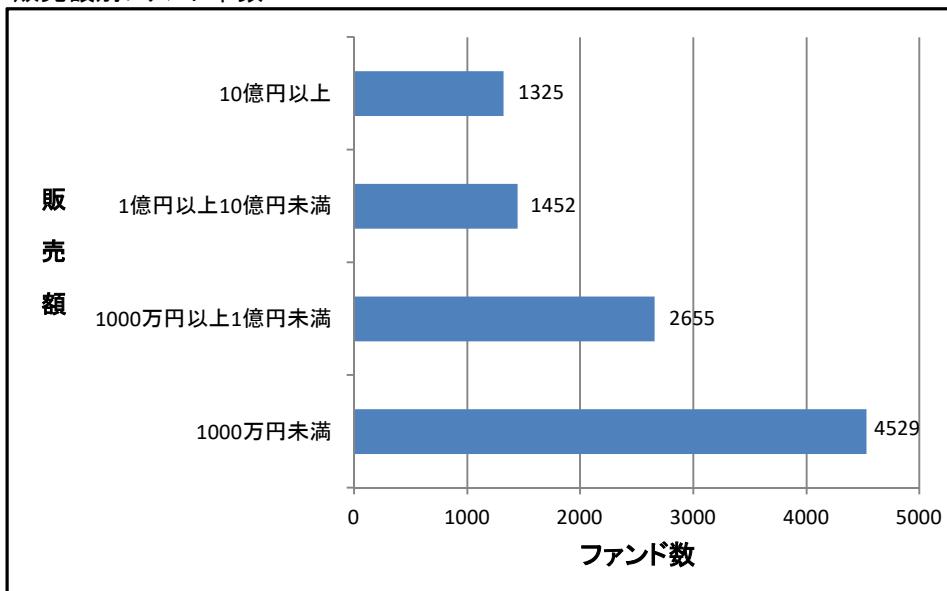
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額11兆6,148億円、運用額85兆6,939億円となっている（2023年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。（資料1参照）

## 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

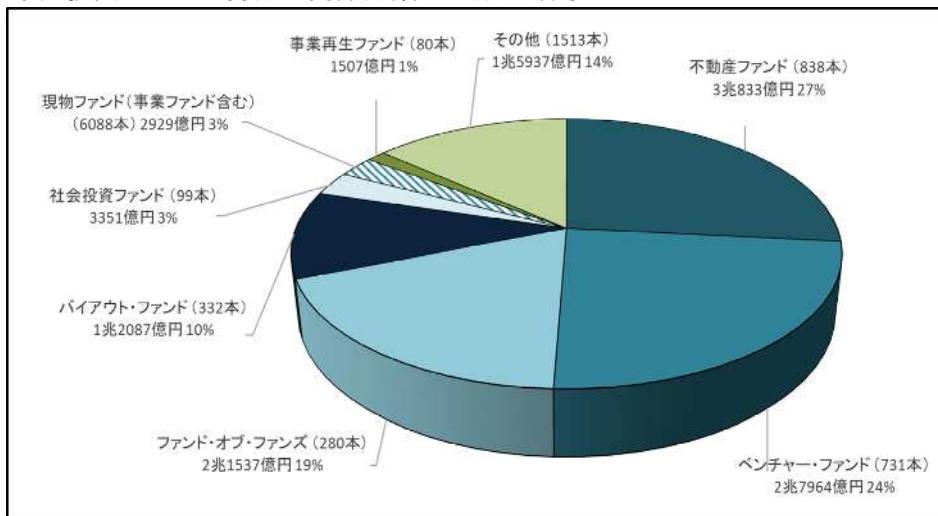
## ○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	うちプロ向けファンド
販売本数	9,961本	2,243本
販売額合計	11兆6,148億円	7兆6,595億円
運用本数	17,385本	4,803本
運用財産額合計	85兆6,939億円	57兆5,030億円

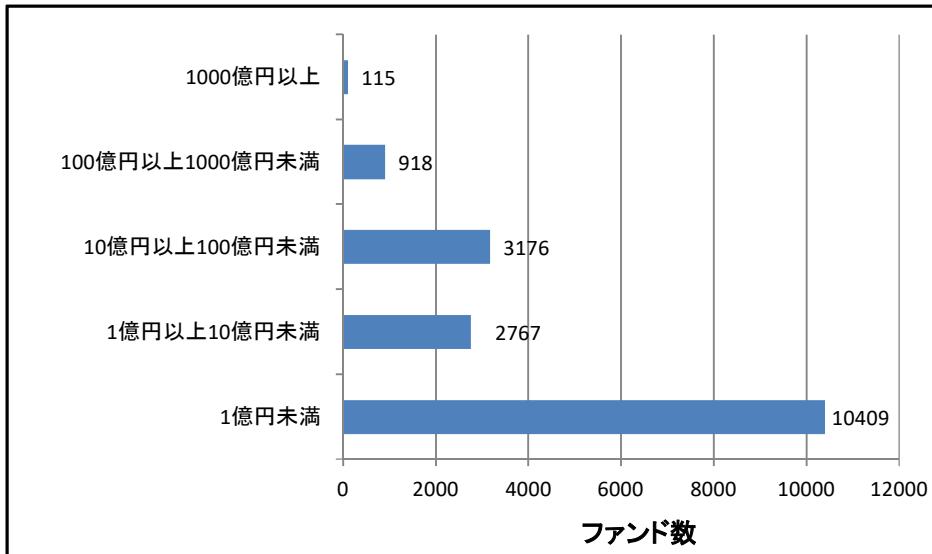
## ○ 販売額別ファンド本数



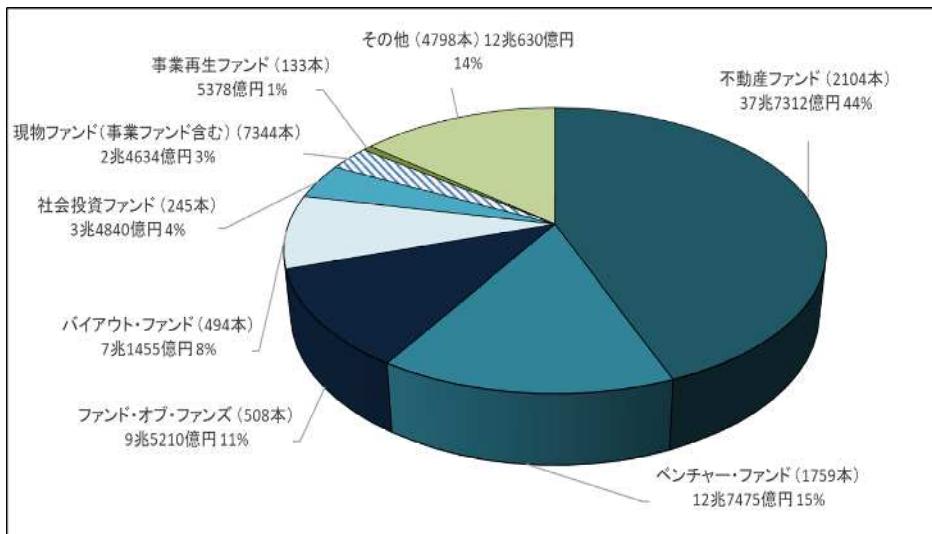
## ○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



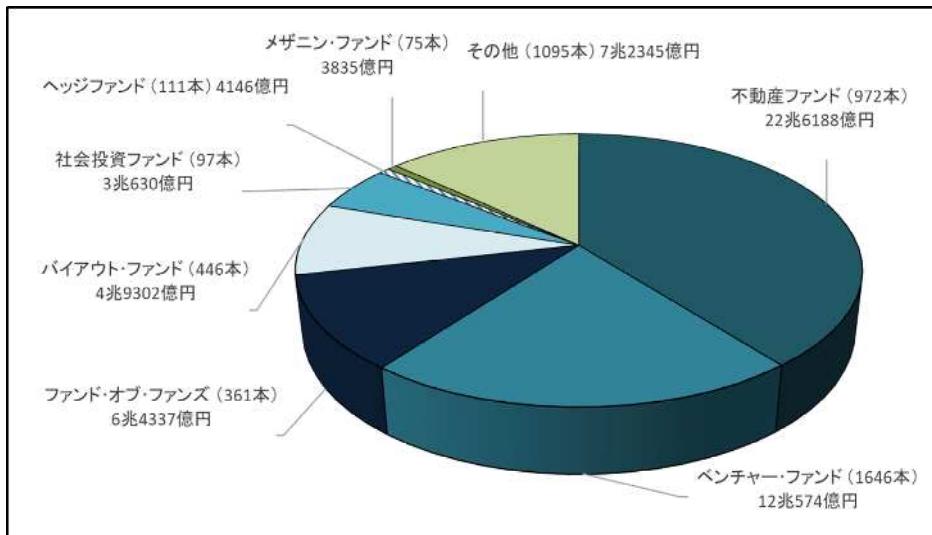
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



## 第9節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

2023事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は8,398件(前事務年度6,353件)となっており、そのうち7,157件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約39%、40代以下が約36%となっている。

詐欺的な投資勧誘に関する情報を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX取引、暗号資産(仮想通貨)に関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

### II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、被害防止のための取組として以下のようないくつかの対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式X(旧Twitter)、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

(注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

なお、昨今、著名人等になりすましたものを始めとするSNS上の投資広告や投稿等による詐欺被害が数多く発生しており、2024年6月にはこうした詐欺被害に対応するため、犯罪対策閣僚会議により「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。

従来からの取組に加えて、当該総合対策に盛り込まれた取組についても関係省庁で連携の上、実施を進めている。

## 第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
財務(支)局長登録	268	268	264
都道府県知事登録	1,312	1,280	1,251
合計	1,580	1,548	1,515

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、2023事務年度は、14業者に対して検査を実施した。

その他の取組は、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のII. 2. (5)<sup>1</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=71>

## 第2節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

### I 前払式支払手段発行者の概況

(前払式支払手段発行者数の推移)

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
自家型発行者	1,124	1,165	1,204
第三者型発行者	890	876	852
合計	2,014	2,041	2,056

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2023事務年度は、29業者に対して検査を実施した。

その他の取組みは、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」

II. 2. (5)<sup>1</sup>を参照。

### II 資金移動業者の概況

(資金移動業者数の推移)

	2022年6月末	2023年6月末	2024年6月末
資金移動業者	85	83	82

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
年間送金件数	1,548百万件	2,341百万件	3,522百万件
年間取扱額	54,678億円	75,756億円	106,145億円

資金移動業者は、資金決済法に基づき、金融庁及び財務（支）局が検査を実施しており、2023事務年度は、3業者に対して検査を実施した。

その他の取組みは、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」

II. 2. (5)<sup>2</sup>を参照。

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=69>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=69>

### III 暗号資産交換業者の概況

(暗号資産交換業者数の推移)

	2022年6月末	2023年6月末	2024年6月末
暗号資産交換業者	31	30	29

暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者 1 業者に対して行政処分を行った。他の取組みは、「2024 事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」  
II. 2. (5)<sup>3</sup>を参照。

---

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=69>

### 第3節 SPC等の監督をめぐる動き

#### I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

(SPCの届出件数)

2023年3月末	2023年6月末	2024年3月	2024年6月
1,131社	1,132社	1,194社	1,191社

(注) 業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

#### II 資産の流動化の状況

	(億円)		
	2021年9月末	2022年9月末	2023年9月末
資産対応証券の発行残高等	122,422	137,584	162,047
① 不動産	51,388	50,765	62,909
② 不動産の信託受益権	57,250	71,233	81,390
③ 指名金銭債権	1,877	1,885	1,782
④ 指名金銭債権の信託受益権	676	595	21
⑤ その他	11,231	13,105	15,946

(注1) 毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

(注2) ①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

## 第4節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、1994年に制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年4月には、クラウドファンディング（電子取引業務）を行う事業者の監督を行うにあたり、留意すべき事項を規定する「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。

不動産特定共同事業者の数は、2024年6月30日現在256社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が92社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が163社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2024年6月30日現在160件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2024年6月30日現在52社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が14社、都道府県知事登録業者が38社である。

## 第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2024年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は223法人となっている。(資料1参照)

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組 織金融機関 (※)	うち保険会 社	うち金融商 品取引業者 等	その他
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32
2023年6月末	225	76	83	12	19	35
2024年6月末	223	76	83	12	18	34

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 第6節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関は、2024年6月末現在5業者となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMBC電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
Tranzax電子債権株式会社	2016年7月7日

## 第7節 電子決済等代行業者等の監督をめぐる動き

(電子決済等代行業者数の推移)

	2022年6月末	2023年6月末	2024年6月末
電子決済等代行業者	104	118	123

※電子決済等代行業者数のうち、信用金庫電子決済等代行業者1業者を含む。

電子決済等代行業者等の監督に関する取組は、「2024 事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」Ⅱ. 2. (5)<sup>1</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=70>

## 第8節 金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き

(金融サービス仲介業者数の推移)

	2022年6月末	2023年6月末	2024年6月末
金融サービス仲介業者	3	7	13

金融サービス仲介業者の監督に関する取組は、「2024事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」Ⅱ. 2. (5)<sup>1</sup>を参照。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=71>

## 第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

### I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2023事務年度は、2協会に対して検査を実施した。

### II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003事務年度から検査を実施している。2015年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

## 第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

### 第1節 本制度の概要

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

## 第2節 回答実績

金融庁では、2023事務年度において1件回答を行い、制度導入（平成13年7月16日）からの回答の累計は70件となっている。

過去10年間の回答件数の推移は以下のとおり。

事務年度	回答件数
2014	2
2015	2
2016	0
2017	2
2018	1
2019	3
2020	0
2021	0
2022	2
2023	1

## 第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

### 第1節 本制度の概要

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2か月以内に書面で回答することとなっている。

## 第2節 回答実績

2023事務年度においては回答実績はなかった。制度導入（平成17年4月1日）から  
の回答の累計は8件となっている。

過去10年間の回答件数の推移は以下のとおり。

事務年度	回答件数
2014	0
2015	2
2016	0
2017	0
2018	0
2019	1
2020	1
2021	0
2022	0
2023	0

## 第16章 課徴金制度

### 第1節 課徴金納付命令等の状況

#### I 課徴金納付命令の実績（資料1参照）

##### 1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2018 事務年度	394 件	119 件	513 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件
2022 事務年度	16 件	6 件	22 件
2023 事務年度	16 件	7 件	23 件

##### 2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件
2023 事務年度	0 件	1 件	1 件

#### II 審判期日等の実績

これまでに審判期日が開催され、2023 事務年度中に審判手続（審判期日）が終結したものはない。

## 課徴金納付命令の実績

(2023事務年度)

No.	事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)旅工房における有価証券報告書等の虚偽記載(令和5年度第4号)	資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株)旅工房	2023年6月6日 (勧告) 2023年6月13日 (開始決定)	2023年8月7日	1200万円
2	東都水産(株)役員から伝達を受けた者による内部者取引(令和5年度第5号)	公開買付け等事実(合同会社ASTSホールディングスの業務執行を決定する機関が、東都水産(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、東都水産(株)役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、東都水産(株)株式を買い付けた。	個人	2023年6月27日 (勧告) 2023年6月30日 (開始決定)	2023年8月7日	27万円
3	セルソース(株)社員による内部者取引(令和5年度第6号)	重要事実(セルソース(株)の経常利益について、直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	2023年6月30日 (勧告) 2023年7月28日 (開始決定)	2023年9月14日	44万円
4	(株)ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為(令和5年度第7号)	(株)ディー・ディー・エスが外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるため、正当な根拠に基づくものであることを装うために利用することを知りながら、株式価値を過大に算定した株式価値算定書を作成して同社に提出し、もって、同社が重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出することを容易にした。	個人	2023年8月4日 (勧告) 2023年8月25日 (開始決定)	2023年9月28日	150万円
5	(株)フルテック株式外1銘柄に係る相場操縦(令和5年度第9号)	(株)フルテック株式及びGMB(株)株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛あると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2023年9月22日 (勧告) 2023年9月29日 (開始決定)	2023年10月23日	94万円
6	(株)日本製鋼所の子会社との契約締結者社員による内部者取引(令和5年度第11号)	重要事実((株)日本製鋼所の子会社である日本製鋼所M&E(株)が製造及び販売していたタービン・発電機用ローターシャフト等の製品の一部で品質検査の数値の改ざんなどが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)日本製鋼所株式を売り付けた。	個人	2023年10月27日 (勧告) 2023年11月6日 (開始決定)	2023年12月5日	185万円
7	(株)日本製鋼所の子会社との契約締結者社員による内部者取引(令和5年度第12号)	重要事実((株)日本製鋼所の子会社である日本製鋼所M&E(株)が製造及び販売していたタービン・発電機用ローターシャフト等の製品の一部で品質検査の数値の改ざんなどが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)日本製鋼所株式を売り付けた。	個人	2023年10月27日 (勧告) 2023年11月6日 (開始決定)	2023年12月5日	72万円
8	(株)日本製鋼所の子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引(令和5年度第13号)	重要事実((株)日本製鋼所の子会社である日本製鋼所M&E(株)が製造及び販売していたタービン・発電機用ローターシャフト等の製品の一部で品質検査の数値の改ざんなどが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)日本製鋼所株式を売り付けた。	個人	2023年10月27日 (勧告) 2023年11月6日 (開始決定)	2023年12月5日	241万円
9	(株)フジオフードグループ本社における有価証券報告書等の虚偽記載(令和5年度第15号)	助成金収入の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	(株)フジオフードグループ本社	2023年11月28日 (勧告) 2023年12月5日 (開始決定)	2023年12月26日	1200万円
10	(株)エイチームとの契約締結交渉者の社員から伝達を受けた者による内部者取引(令和5年度第14号)	重要事実(①ゲームの共同開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなど、②(株)エイチームの業務執行を決定する機関が、(株)スクウェア・エニックスとゲームの配信等を共同して運営していく旨の業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、(株)スクウェア・エニックス社員から伝達を受けながら、各重要事実の公表前に、自己の計算において、(株)エイチーム株式を買い付けた。	個人	2023年11月21日 (勧告) 2023年11月29日 (開始決定)	2024年1月25日	492万円

No.	事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
11	(株)アマナにおける有価証券報告書等の虚偽記載(令和5年度第16号)	売上及び売上原価の過大計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。	(株)アマナ	2023年12月15日 (勧告) 2023年12月22日 (開始決定)	2024年2月8日	3800万円
12	太陽有限責任監査法人による財務書類の虚偽証明(令和5年度(か)第1号)	(株)ディー・ディー・エスの財務書類の監査を実施したところ、被審人の監査証明に係る業務を執行する社員が、相当の注意を怠つたことにより、多くの誤りが存在する財務書類に対して、財務諸表の全体的な表示が、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかに係る確認を怠り、もって重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽がないものとして証明した。	太陽有限責任監査法人	2023年12月26日 (開始決定)	2024年2月28日	9595万円
13	ITbookホールディングス（株）における有価証券報告書等の虚偽記載(令和5年度第18号)	投資有価証券の過大計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、 (1) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。 (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権証券及び株式を取得させた。	ITbookホールディングス（株）	2024年1月23日 (勧告) 2024年1月30日 (開始決定)	2024年3月14日	1億0929万円
14	(株)コンテック役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達及び推奨行為(令和5年度第19号)	公開買付け等事実（（株）ダイワクの業務執行を決定する機関が、（株）コンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に専念しながら、 (1) 当該事実の公表前に（株）コンテック株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同株式の買付けをすることを勧めた。 (2) 当該事実の公表前に（株）コンテック株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	2024年2月16日 (勧告) 2024年2月26日 (開始決定)	2024年3月28日	477万円
15	(株)コンテック役員から伝達を受けた者による内部者取引(令和5年度第20号)	公開買付け等事実（（株）ダイワクの業務執行を決定する機関が、（株）コンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、（株）コンテック役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）コンテック株式を買い付けた。	個人	2024年2月16日 (勧告) 2024年2月26日 (開始決定)	2024年3月28日	242万円
16	(株)コンテック役員から伝達を受けた者による内部者取引(令和5年度第21号)	公開買付け等事実（（株）ダイワクの業務執行を決定する機関が、（株）コンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、（株）コンテック役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）コンテック株式を買い付けた。	個人	2024年2月16日 (勧告) 2024年2月26日 (開始決定)	2024年3月28日	97万円
17	(株)コンテック役員から伝達を受けた者による内部者取引(令和5年度第22号)	公開買付け等事実（（株）ダイワクの業務執行を決定する機関が、（株）コンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、（株）コンテック役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、（株）コンテック株式を買い付けた。	個人	2024年2月16日 (勧告) 2024年2月26日 (開始決定)	2024年3月28日	88万円
18	(株)サカイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載(令和6年度第1号)	売上の前倒しによる売掛金の過大計上及び売上の架空計上の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。	(株)サカイホールディングス	2024年3月26日 (勧告) 2024年4月10日 (開始決定)	2024年5月15日	3000万円
19	(株)大盛工業株式に係る安定操作(令和6年度第2号)	(株)大盛工業株式につき、同株式の相場を安定させる目的をもって、一連の売買及び委託をした。	個人	2024年3月22日 (勧告) 2024年4月25日 (開始決定)	2024年5月30日	228万円
20	タツタ電線（株）社員による内部者取引及び情報伝達(令和6年度第3号)	公開買付け等事実（JX金属（株）の業務執行を決定する機関が、タツタ電線（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に専念しながら、 (1) 当該事実の公表前にタツタ電線（株）株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。 (2) 当該事実の公表前に、自己の計算において、タツタ電線（株）株式を買い付けた。	個人	2024年3月29日 (勧告) 2024年4月26日 (開始決定)	2024年5月30日	126万円

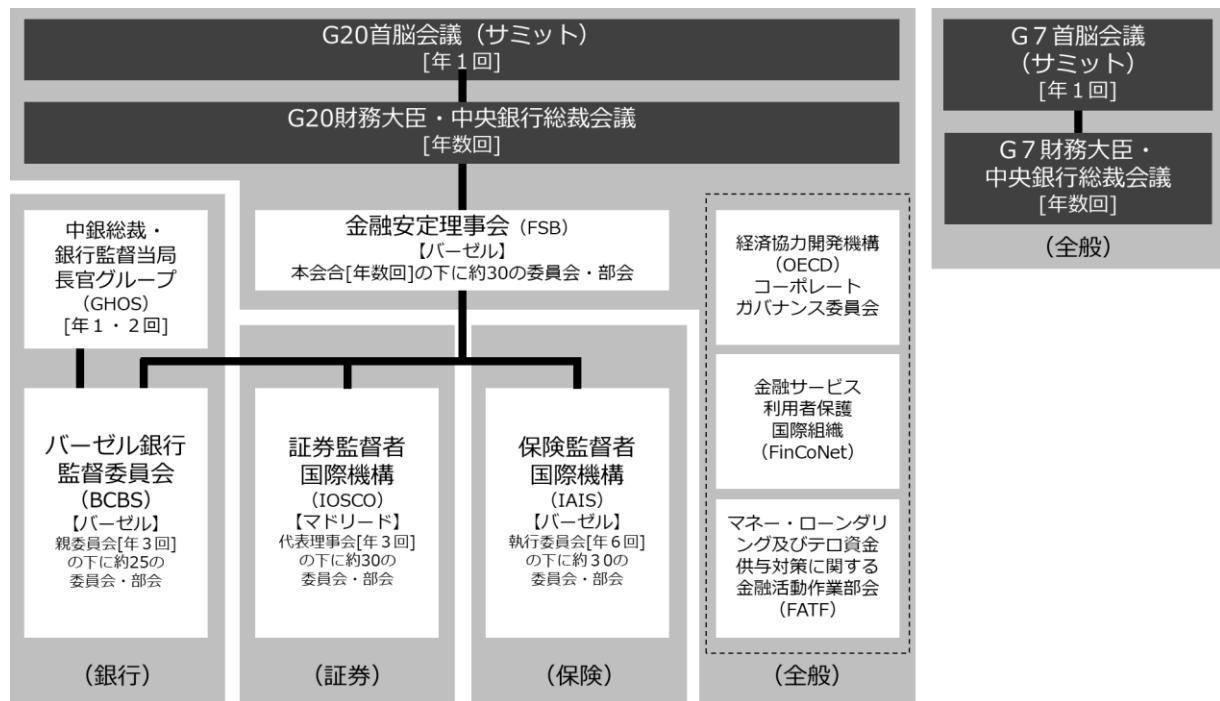
No.	事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
21	タツタ電線（株）社員から伝達を受けた者による内部者取引（令和6年度第4号）	公開買付け等事実（JX金属（株）の業務執行を決定する機関が、タツタ電線（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、タツタ電線（株）社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タツタ電線（株）株式を買い付けた。	個人	2024年3月29日 （勧告） 2024年4月26日 （開始決定）	2024年5月30日	133万円
22	（株）アルデプロにおける四半期報告書の虚偽記載等（令和6年度第5号）	売上の過大計上の不適正な会計処理を行い、また、主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社との取引を「関連当事者との取引」として、財務諸表又は連結財務諸表への注記を行わず、 （1）重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。 （2）記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。	（株）アルデプロ	2024年4月19日 （勧告） 2024年4月26日 （開始決定）	2024年6月17日	2100万円
23	野村不動産マスターファンド投資法人投資口外5銘柄に係る偽計（令和6年度第6号）	野村不動産マスターファンド投資法人投資口外5銘柄につき、高速取引行為により、引け板に表示される引け条件付き注文の買い側と売り側の偏りが減少した状況を作出し、第三者に誤解を生じさせ、もって、有価証券の売買のために偽計を用い、有価証券の価格に影響を与えた。	クアッドアイ・トレーディング・エルエルシー（Quadeye Trading LLC）	2024年3月26日 （勧告） 2024年5月10日 （開始決定）	2024年6月17日	790万円
24	（株）小僧寿し役員による内部者取引（令和6年度第8号）	重要事実（（株）小僧寿しの属する企業集団の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に専念しながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	2024年5月24日 （勧告） 2024年5月31日 （開始決定）	2024年6月27日	539万円

## 第4部 国際関係の動き

### 第17章 金融に関する国際的な議論

金融庁は、「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20や、FSBをはじめとする国際的な会議体・基準設定主体において、金融規制・監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

#### 国際的な議論の枠組み



### G20・金融安定理事会 (FSB) ・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英國	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	-
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	
米州				ルクセンブルク				国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行 (BIS)		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会 (EC)	⑦	○	○	国際通貨基金 (IMF)		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB)	⑦	○	○	世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB) 監督委員会		○	○	経済協力開発機構 (OECD)		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合 (EU)	⑦						

(※1) G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはG7 メンバー。

(※2) FSB のウェブサイトによれば、ロシア当局は 2023 年 7 月現在、FSB の会合に参加しないことで合意している。また、BCBS のウェブサイトによれば、ロシア中銀の BIS サービス及び BCBS を含む BIS の会合へのアクセスは 2022 年 7 月時点で停止されている。

(※3) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

(※4) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) につき、欧州委員会 (EC)、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF) はオブザーバーとして参加。

## 第1節 G7

### I 沿革

1986年の東京サミットにおいて、サミット参加7か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986年9月に第1回G7はワシントンD.C.で開催された。以来、マクロ経済政策のサービスバランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2023年は日本、2024年はイタリア、2025年はカナダ、2026年はフランスが議長国を務める。

### II 主な議論

近年、金融関連では、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介（NBFIs）の強靭性強化、クロスボーダー送金の改善、サイバーセキュリティ等が主要な議題となっている。

日本議長下で開催された2023年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、ロシアに対する制裁対応等に関する合意事項が盛り込まれた。

イタリア議長下で開催された2024年4月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議では、声明が発出され、金融関連の主にNBFIs、暗号資産、クロスボーダー送金に関する合意事項が盛り込まれた。

2024年5月にはG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、声明が発出された。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- 世界経済の見通しへの様々なリスクを踏まえ、我々は、金融の安定及び規制上の課題に継続的に焦点を当てることが、金融システムの実効的な機能の確保のために引き続き不可欠であることを再確認する。我々は、金融システムにおける脆弱性を特定及び監視し、それらに対処するための政策を策定するために、FSB及び基準設定主体（SSBs）が実施する作業の重要性を強調する。
- 我々は、流動性ミスマッチ、レバレッジ、景気循環増幅効果、相互関連性に関する脆弱性に対処することにより、ノンバンク金融仲介（NBFIs）セクターの強靭性を強化するためのFSBの進行中の作業を強く支持する。この作業は、負のショックの引き金となり、又はそれを增幅させ、伝播を引き起こし、経済に持続可能な資金を提供するNBFIsセクターの能力を将来的に危うくする可能性がある、同セクターから生じている潜在的なシステムリスクの軽減を目的とする。
- 我々は、地政学的緊張の増大にも鑑み、かつハイブリッドな脅威の文脈もある中で、金融セクターにおけるサイバーの強靭性の強化に引き続きコミットする。サイバー脅威は急速に進展し、ますます複雑になっている。人工知能（AI）や量子計算のような新たな技術は、新たな機会を提供するが、まだ完全に理解されていない新たな課題をもたらす。規制・監督に加えて、関連する官民のステークホ

ルダー間の健全な協力及び情報共有を促進することが極めて重要である。ガイドラインの導入、新たなリスクのより深い分析及びサイバー演習は、実効的な戦略の重要な構成要素であり、対応及び重要な情報の共有に係る国際協調にも資するはずである。この点において、我々は、G7 サイバー専門家グループ(G7 CEG)が 2024 年 4 月 16 日及び 17 日に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎し、G7 CEG に対し、金融セクターのサイバー脅威への備え及び対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求める。

- 我々は、G7 メンバーとして、安全性、強靭性、金融の健全性を保ちつつ、より迅速で、安価で、透明性のある、包摂的なクロスボーダー送金に貢献するための、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップを推進するイニシアティブを歓迎する。
- 我々はまた、実施状況一覧表の最近の公表を含む、暗号資産に関するその基準のグローバルな実施を加速するための FATF によるイニシアティブ、並びに、DeFi 及び個人間で行われる取引 (P2P 取引) から生じるものを受け、新たなリスクに関する作業を支持する。我々は、暗号資産に関する G20 ロードマップへの支持、並びに、FSB の勧告及び SSBs により確立された基準及びガイダンスと整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとのコミットメントを再確認する。
- 我々は、金融セクター及び実体経済両方における移行計画の更なる一貫性及び透明性、並びに、公的及び民間セクター両方に係る信頼性のある移行の道筋に関する情報を提供できる、先を見据えた指標等を通じて、強固で科学に基づく移行関連情報の入手可能性、比較可能性、及び信頼性を強化することの恩恵を強調する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 基準のサステナビリティに関する報告基準及び気候関連開示基準を歓迎し、グローバルに相互運用性のあるサステナビリティ開示枠組に向けて取り組むことの重要性を強調する。
- 気候変動は、より頻繁で、深刻で、予測不能な自然災害を通じて、我々の経済・金融システムの強靭性を試している。自然災害の保険の補償ギャップを縮小するためには、リスク低減及び予防のインセンティブを与えること並びにリスク意識及び金融リテラシーを向上させることを含む幅広い分野において、あらゆるレベルの政府主体、規制当局、保険監督当局、保険会社及び再保険会社を含む複数の関係者間の協働の取組が必要である。保険の対象範囲を増大させる実現可能な施策のうち、マルチステークホルダーの協働は、官民の資金調達と並んで、関連する情報及びデータの共有並びにリスク共有を含む、官民の自然災害保険スキームの形を取り得る。そのようなプログラムの開発を検討するとき、政策立案者、規制当局及び保険監督当局を支えるため、我々は、OECD 及び保険監督者国際機構と共に財務トラックによって策定された、自然災害に対する官民保険プログラムのためのハイレベル枠組を歓迎する。我々はまた、脆弱国及び新興市場の固有のニーズへの焦点を当てているものを含む、地域的な災害リスクファイナンスイニシアティブを促進する重要性を強調する。

2024 年 6 月には G7 プーリア・サミットが開催され、首脳コミュニケが発出され

た。金融関連では、主にサステナブルファイナンス、NBFIs、暗号資産、クロスボーダー送金に関する事項が盛り込まれた。

## 第2節 G20

### I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、「国際経済協調の第一のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2023年はインド、2024年はブラジル、2025年は南アフリカ、2026年はアメリカが議長国を務める。

### II 主な議論

金融関連では、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブルファイナンス、NBFIの強靭性強化、クロスボーダー送金の改善、金融包摂等が主要な議題となっている。

インド議長下で開催された2023年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、成果文書及び議長総括が発出され、金融関連の主にサステナブルファイナンス、暗号資産、NBFI、クロスボーダー送金、金融包摂に関する事項が盛り込まれた。

2023年9月にはG20ニューデリー・サミットが開催され、首脳宣言が発出された。金融関連では、主に金融包摂、サステナブルファイナンス、暗号資産、NBFI、クロスボーダー送金に関する合意事項が盛り込まれた。

2023年10月にはG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、声明が発出された。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- 我々はまた、自発的で柔軟性のあるG20サステナブル・ファイナンス・ロードマップの実施における、G20メンバー、国際機関、ネットワーク及びイニシアティブ、並びに民間部門による行動を追跡する進捗報告書を歓迎し、トランジション・ファイナンスの枠組の実施等を含む、ロードマップで推奨されたサステナブル・ファイナンスを拡大する行動を推進するための更なる努力を求める。
- 我々は、G20ニューデリー宣言において首脳が歓迎したIMF及びFSBの統合報告書を効果的に取りまとめたIMF及びFSBに謝意を表する。我々は、統合報告書において提案されたロードマップを暗号資産に関するG20ロードマップとして採択する。この詳細かつ行動志向のロードマップは、マクロ経済及び金融の安定という我々の共通の目標を達成し、暗号資産のための包括的な政策枠組の、効果的で、柔軟性のある、調和された実施を確保するために必要不可欠である。我々は、政策枠組の実施、G20法域を超えたアウトリーチ、グローバルな協調・協力・情報共有、及びデータギャップへの対処を含む、G20ロードマップの迅速かつ調和された実施を求める。我々は、IMF及びFSBに対し、暗号資産に関する

る G20 ロードマップの実施の進捗について、定期的かつ体系的な更新を提供することを求める。我々は、暗号資産に関する進行中の作業及び FATF 基準のグローバルな実施を支持する。

- 我々は、クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップの継続的な実施を支持し、クロスボーダー送金ロードマップに関する第3回年次進捗報告書及び目標を達成するための重要なパフォーマンス指標を含む最初の年次監視報告書を歓迎する。(中略) 我々はまた、一貫性のある、比較可能な気候関連財務情報開示の実現に関する FSB の最新の進捗報告書を歓迎する。我々は、ノンバンク金融仲介 (NBFI) において進展しつつある動向を監視しつつ、システムックな観点から NBFI の脆弱性に対処しその強靭性を向上するための、FSB 及び SSBs の作業を引き続き強く支持する。

ブラジル議長下で開催された 2024 年 2 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、議長総括が発出され、金融関連の主に NBFI、暗号資産、クロスボーダー送金に関する事項が盛り込まれた。

2024 年 4 月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、サステナブルファイナンス等について議論した。

### 第3節 金融安定理事会（FSB）

#### I 沿革

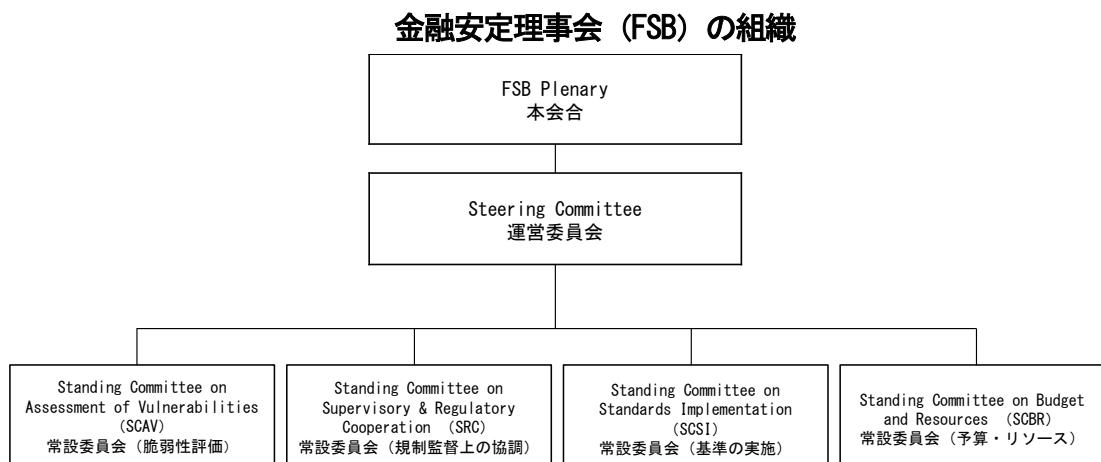
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF:Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB: Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

#### II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC:Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。



#### III 主な議論

##### 1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めている。また、2021年2月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC: Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に

関する作業を開始した。

2021年7月には、こうしたFSBの取組や、各基準設定主体・IFRS財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の4つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。同ロードマップに基づき、FSBにおいて取り組んできた進捗を整理し、2023年7月には、「気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ：2023年進捗報告書」を公表し、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

ロードマップに基づく具体的な取組として、2021年から毎年公表をしている「気候関連開示に関するFSB進捗報告書」を2023年10月に公表した。本報告書では、国際的な枠組みとして、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準の公表を歓迎するとともに、各国における取組や企業における気候関連財務タスクフォース（TCFD）提言に準拠した気候関連開示の進捗状況等について報告している。加えて同日、TCFDの最後の状況報告書となる「TCFDの2023年状況報告書」が公表され、FSBはISSBに対し、翌年以降の気候変動に関連した企業の財務情報開示の進捗状況を監視するよう求めた。

また、2023年9月に、SRCの下で、金融安定のための金融機関及び非金融機関の移行計画及びその立案に関する概念整理を行うためのワーキンググループ（TPWG：Transition Plan Working Group）が設置され、その議長に池田 賢志 総合政策局参事官（国際担当）兼 チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（当時）が選任された。

## 2. 金融技術革新

### [ステーブルコイン]

FSBは、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」について、2020年10月に公表した「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告」に関して、2023年7月、勧告の適用対象の拡大、価値安定化メカニズムや償還権に関する要件の強化などを含む勧告の改訂版を公表した。

### [暗号資産]

暗号資産が金融安定へもたらすリスクについて、FSBは、裏付け資産を持たない暗号資産に関する規制監督上のアプローチの検討を進め、2022年10月に実施した「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視」についての市中協議により得られた意見等を踏まえ、2023年7月、「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」を公表した。

### [その他]

IMFとFSBは、ステーブルコインやいわゆる分散型金融（DeFi）を含む暗号資産関連の活動・市場がもたらすマクロ経済・金融安定上のリスクに当局が対処す

るための包括的なガイダンスとして、2023年9月、「IMF-FSB 統合文書：暗号資産に関する政策」を公表した。また、複数の暗号資産のサービス、商品及び機能の組み合わせを提供するサービス提供者について、FSBが2023年11月に「複合的な暗号資産仲介者の金融安定に与えるインプリケーション」を公表するなどし、金融安定へもたらすリスクについての分析が進められている。

### 3. ノンバンク金融仲介（NBFI）

FSBは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020年11月に「2020年3月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表した。同レビューは、混乱を引き起こす要因となった、NBFIの抱える課題を特定した上で、NBFIシステムの強靭性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBFI及び金融システム全体のシステム・リスク・リスクの理解の深化、③NBFIのシステム・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。

作業計画に基づき、FSBは、NBFIに係る様々な分野について分析や規制監督上のアプローチ等を検討してきた。2023事務年度には、隠れたレバレッジ、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、証拠金慣行、国債市場の流動性に関する分析作業を行っている。NBFIに係る取組の進捗状況を整理し、FSBは、2023年9月に「ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靭性向上：進捗報告書」を公表し、同月のG20サミットに提出した。

また、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチから生じる脆弱性への対処については、IOSCOと連携し、2017年に公表した「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」の改正作業を実施し、2023年12月に報告書「オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言（改正版）」を公表した。

さらに、証拠金慣行の見直しに係る政策検討については、FSBは、2024年4月に市中協議文書「証拠金及び担保請求に対する流動性の備え」を公表した。

### 4. クロスボーダー送金の改善

FSBは、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2021年10月に「クロスボーダー送金の4つの課題の対処に向けた目標の最終報告書」を公表した。また、2020年10月に公表されたクロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに基づき取組を進めた結果を踏まえ、2022年10月にロードマップのうち特に優先的に取り組む3つの分野（①決済システムの相互運用性と拡大、②法律・規制・監督の枠組み、③クロスボーダーのデータ交換と電文標準）を特定。加えて2023年2月には、新たなロードマップとして、3つの優先取組分野ごとに、今後優先的に取り組むべき具体的なアクションとタイムラインを示した「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション」

を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

加えて、FSB は、2023 年 10 月に 1 年間の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けた G20 ロードマップ：2023 年統合進捗報告書」（3 回目）および定量目標の進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の目標達成に向けた年次進捗報告書：2023 年 KPI 報告書」（初回）を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

なお、FSB は、既存の国際的なデータフレームワークがクロスボーダー送金に及ぼす影響について官民関係者にサーベイを実施し、2023 年 9 月に、「クロスボーダー送金に関連する国際データ標準のストックテイク報告書」を公表した。

## 5. サイバー・オペレーションルレジエンス

FSB は、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2020 年 10 月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」を公表、その後 SRC 傘下の作業部会でサイバー事象の監督当局への報告制度について議論した。FSB は、2023 年 4 月に「サイバインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書」及び関連文書を公表し、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。この提案を受けて、サイバインシデント報告の共通フォーマットを作成する作業部会が立ち上がり市中協議文書の作成を行っている。

また、FSB は、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021 年 6 月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」で識別された論点を踏まえ、「サードパーティ・リスクマネジメントとオーバーサイトの向上—金融機関と金融当局のためのツールキット」と題する市中協議文書を 2023 年 6 月に公表し、同年 12 月に最終化した報告書を公表した。

## 6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSB では、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG : Resolution Steering Group）を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められている。加えて、国際的な破綻処理枠組みについて、2023 年 10 月、FSB は、2023 年に発生した欧米における銀行セクターの混乱から得られる破綻処理に関する暫定的な教訓に関する報告書を公表し、同報告書で特定された教訓をさらに深掘りする作業を行っている。また、金融市場インフラ分野については、2024 年 4 月、システム上重要な中央清算機関（CCP）における破綻処理のための財源・ツールを整理し、その採用に向けた枠組みに関する最終報告書を公表した。

## 第4節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

### I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧　州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北　米：米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

### II 組織

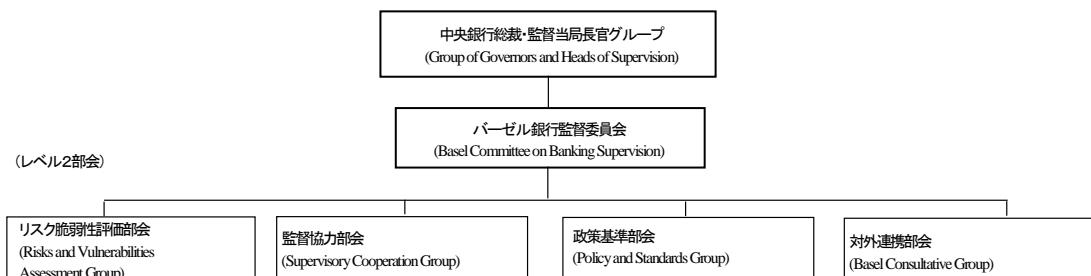
バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、会合を開催している。議長は、2024年6月からスウェーデン中央銀行のテデーン総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の4つのレベル2部会及び、気候関連金融リスクタスクフォース（TFCR：Task Force on Climate-related Financial Risks）が設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局长官グループ

(GHOS : Group of Governors and Heads of Supervision) 会合で議論されることになっている。

## バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) の組織



### III 主な議論

#### 1. バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施及び評価

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS : Basel Committee on Banking Supervision）では自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセスメントの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた1年間の延期を経て、2023年から各法域において段階的に実施されることが合意されている。

また、バーゼル委員会及びその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS : Group of Governors and Heads of Supervision）は、2022年2月9日の声明において、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を一致して再確認した旨を公表している。

一部の主要法域で実施が遅れており、また、2023事務年度においても、GHOS及びバーゼル委は、バーゼルⅢ実施に対する期待を繰り返し表明している。

#### 2. 2023年の欧米における銀行セクターの混乱を受けたフォローアップ作業

バーゼル委員会は、2023年の欧米における銀行セクターの混乱からの教訓を整理し、そのフォローアップ作業に取り組んでいる。2023年10月に開催された会合では、一連の事案の経緯や当局の対応等をまとめ、そこから得られた監督およ

び規制上の初期的な教訓について、「2023 年の銀行を巡る混乱に関する報告書」として公表した。なお、本報告書では、こうした取組について、バーゼル枠組みの見直しを示唆するものではない旨を明記している。

本報告書の調査結果を踏まえ、バーゼル委員会は、監督上の実効性の強化、流動性リスク及び銀行勘定の金利リスクに関する中期的な評価を含め、フォローアップ作業を継続中である。

### 3. 気候関連金融リスク

その後、バーゼル委員会は、規制、監督、開示のそれぞれの観点から気候関連金融リスクの調査・検討を行っている。監督の観点からは、2022 年 6 月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」を公表した。規制の観点からは、現行のバーゼル枠組みの中で気候関連金融リスクをどのように捉えるべきかについて明確化を図る目的で、2022 年 12 月に FAQ を公表した。開示の観点からは、気候関連金融リスクに対する銀行のエクスポートの開示を求める枠組みの策定について、2023 年 11 月に市中協議を実施し、2024 年中の最終化、もしくは再市中協議に向けた検討を継続中である。

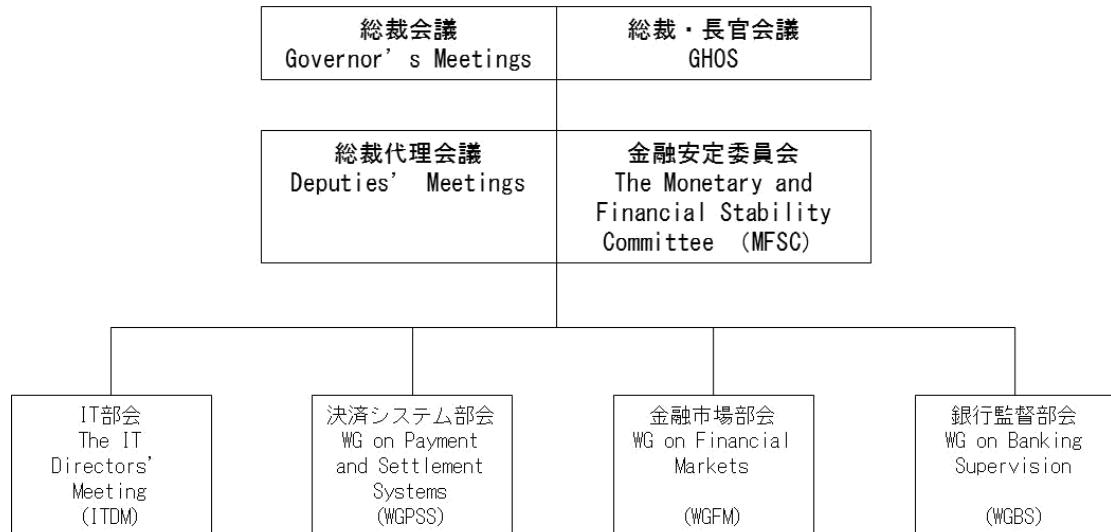
### 4. 暗号資産

バーゼル委員会は、2022 年 12 月に公表した銀行の暗号資産エクスポートに係るプレデンシャルな取扱いに関する最終規則を踏まえ、2023 年 10 月に開示テンプレートに関して、同年 12 月に当該規則の一部改訂に関して、それぞれ市中協議を実施した。なお、GHOS は、2024 年 5 月、当該規則の国際的な実施時期を 1 年延期して 2026 年 1 月とすることで合意、公表している。

### 5. バーゼル・コア・プリンシブルの改訂

「バーゼル・コア・プリンシブル (BCP : Basel Core Principles for effective banking supervision)」は、「銀行及び銀行システムの健全性に関する規制及び監督のための事実上の最低基準」と位置付けられており、バーゼル委メンバー国のみならず、非メンバー国を含むすべての法域の全ての銀行に対して適用することが期待されている。1997年に策定されたBCPは、2006年、2012年に改訂され、今般3回目の見直しが行われて2024年5月に公表された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）



## 第5節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO : International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member : 証券規制当局）、準会員（Associate Member : その他当局）及び協力会員（Affiliate Member : 自主規制機関等）あわせて 239 機関（2024 年 6 月現在）となっている。IOSCO の本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988 年 11 月のメルボルン（オーストラリア）における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として IOSCO に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCO は毎年 1 回年次総会を開催しており、2023 年 6 月にバンコク（タイ）で、2024 年 5 月にアテネ（ギリシャ）で、対面開催された。また、2025 年 5 月にはドーハ（カタール）にて対面で開催予定。なお、我が国においても、1994 年 10 月に東京で第 19 回年次総会が開催されている。

IOSCO は、以下の 3 つを目的としている。

- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システム・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCO は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された IOSCO 多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010 年 6 月の代表委員会決議により、2013 年 1 月までに全てのメンバーが IOSCO・MMoU へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは IOSCO・MMoU に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008 年 2 月に IOSCO・MMoU に署名）。

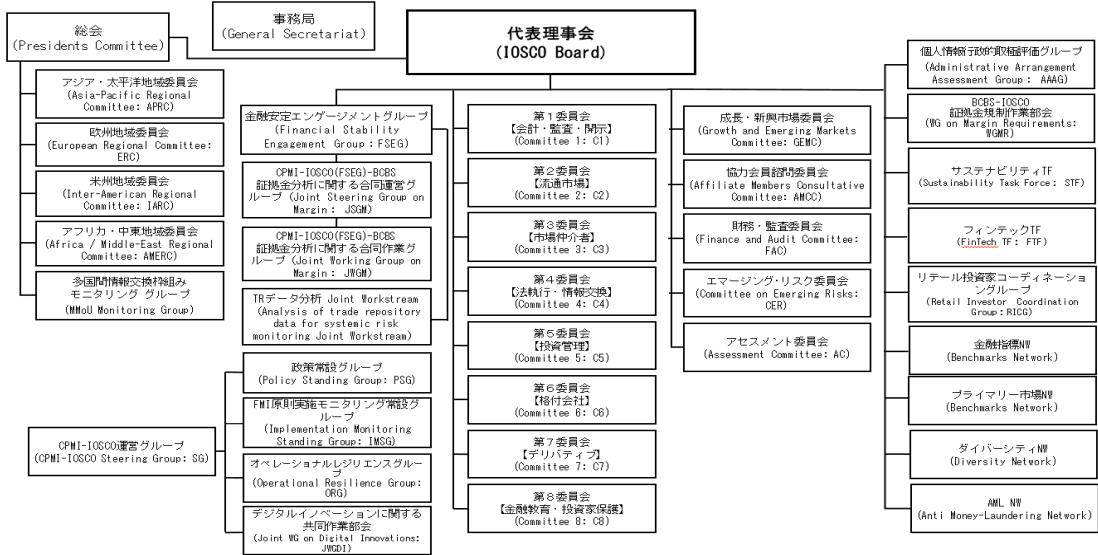
## II 組織

### 証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織

(2024年6月時点)

#### 証券監督者国際機構(IOSCO)組織図

(2024年6月時点)



#### 1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会員及び準会員の代表者で構成され、年次総会時に開催される。

#### 2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCO のガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、金融庁を含む34当局(2024年6月現在)で構成されており、2022年10月より有泉金融国際審議官が副議長を務めている。

#### 3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pacific Regional Committee)に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されており、2024年2月に香港で、2024年5月にアテネ(ギリシャ)で開催された。2021年10月から2022年10月までは長岡審議官が、2022年10月から2024年5月までは有泉金融国際審議

官が議長を務めた。

現在、APRC では特に、暗号資産、サステナブル・ファイナンス、オンラインハムなどの課題について精力的に議論している。

### III 主な議論

#### 1. 概要

IOSCO は、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（IOSCO・MMoU の推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2023-2024 作業計画には以下が含まれている。①金融強靭性の強化、②市場の効率性の支援、③投資家保護、④サステナビリティとフィンテックにおける新たなリスクへの対処、⑤規制の協力と効率性の推進。本作業計画は、IOSCO 全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて 2 年に一度改定されることとなっている。

IOSCO には、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた 8 の政策委員会（Committee 1～8）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEG を含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

#### 2. 常設委員会

委員会	作業内容
会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)	会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。
流通市場に関する委員会 (Committee 2)	証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2024 年 6 月に、「株式市場の機能停止」と題する最終報告書を、2024 年 4 月に「取引所の業務、ガバナンス、ビジネスモデルの進化：規制上の課題とベストプラクティス」と題する市中協議書を公表した。
市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)	証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2024 年 6 月に、「レバレッジドローン及び CLO に関する検討のための好事例」と題する最終報告書を公表した。

法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)	国際的な証券の不公正取引等に対応するための各國当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。2023年12月に、「オンラインハームに関するステートメント」を公表した。また、Committee 4と同時に開催される審査グループ(Screening Group)会合において、IOSCO・MMoU及び強化されたEMMoU(Enhanced MMoU)への署名審査及び署名促進の方策等に関し検討を行っている。
投資管理に関する委員会 (Committee 5)	集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステム・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連しうる課題については、FSEGと連携しながら検討を行っている。2022年以降、投資ファンド業界のグローバルなトレンドを分析する年次報告書(「投資ファンド統計報告書」)を公表している。また、2023年12月には、「希釈化防止のための流動性管理ツール:『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイドンス」を公表した。
格付会社に関する委員会 (Committee 6)	格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。
デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)	従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。
金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)	投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組等について検討を行っている。2017年より毎年、同委員会主催の個人投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間(World Investor Week)』が世界各地で開催されており、日本も例年参加している。
エマージング・リスク委員会(CER)	新興リスクや証券市場の状況について議論とともに、証券当局がシステム・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlookと題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlookは、代表理事会が今後IOSCOとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。
アセスメント委員会	IOSCOの「証券規制の目的と原則」及びIOSCOの報告

(Assessment Committee)	書等に定められた基準や方針の実施状況を確認・評価するためのプログラムを開発・提供している。
------------------------	---

### 3. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年、2022年改定）、欧州の証券監督当局30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年、2021年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効）、米国CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行（BOI）とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名（2020年）をそれぞれ行った。2021年8月には、英国金融行為規制機構（FCA）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

### 4. 多国間情報交換枠組み

3. の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、複数当局間の情報交換枠組みである IOSCO・MMoU に署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2024年6月現在、130の証券当局が IOSCO・MMoU に署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoU を強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoU が策定された。2024年6月現在、26の証券当局がEMMoU に署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／GDPR）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加）。金融庁は2019年4月26日に署名を行った。

また、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上で課題・

懸念等について定期的な協議を行う機関として MMoU モニタリング・グループが設置されている。

## 5. サステナブル・ファイナンスに関する取組

IOSCO は、サステナブルファイナンスに関する取組を強化すべく 2020 年 6 月にタスクフォースを設置。

同タスクフォースは、2023 年 7 月にコンプライアンスカーボン市場に関する最終報告書、2023 年 12 月にグリーンウォッシングに対応するための監督実務に関する最終報告書を公表した。現在は、自主的なカーボン市場や移行計画等に関する議論を行っている。

## 6. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組

IOSCO は、2020 年 3 月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するため各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野にタスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、2023 年 3 月に、自己取引の急増と技術的手段を通じて提供される高リスク商品が個人投資家に重大な損失をもたらしていることを指摘した最終報告書を公表し、任務を終えた。

IOSCO は、2023 年 6 月、今後、市中協議やこれまでの議論を基に最終報告書の公表を予定している。当該最終報告書で特定されたコンダクト問題（フィンフルエンサー、コピー取引、デジタル・エンゲージメントなど）を軽減させることを目的に、Committee 3、4、8 からなるリテール投資家コンダクトグループ (RICG) を設置した。同グループは 2024 年中にこれらに関する市中協議書を公表する予定である。

## 7. フィンテックに関する取組

IOSCO は、2022 年 3 月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワーク（ICO ネットワークとフィンテックネットワーク）を代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。同タスクフォースでは、2023 年 11 月に「暗号資産・デジタル資産に関する勧告」及び同年 12 月に「分散型金融（DeFi）に関する勧告」を公表し、現在は、同勧告の実施モニタリングや AI の利用及び金融資産のトークン化に係る作業を行っている。

## 8. 金融安定エンゲージメントグループ (FSEG)

2020 年 3 月、代表理事会直下に FSB と緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG) が設置され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う市場の混乱に関して FSB と連携して行う作業は FSEG を中心に対応している。現在、ストレス環境下における証拠金、オープン・エンド型ファンドの流動性リスク、及びノンバンク金融仲介 (NBFI) のレバレッジなど、その他

の重要な政策課題への対応に関する FSB と連携する重要な会議体となっている。

## 第6節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

### I 沿革

2009年のG20 ピツツバーグ・サミットでは、以下の分野における改革に合意した。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

2011年のG20 カンヌ・サミットにおいては、BCBSとIOSCOに対して、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を策定することを求めた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等が進められてきた。

また、上述の原則策定を進める一方、BCBS、CPMI、IOSCOは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、2020年3月に発生した一連の市場混乱において、ボラティリティの急上昇による証拠金の大幅な増加が見られたことで、証拠金の慣行に関する分析作業を共同で行ってきた。2021年10月に公表された市中協議文書に基づき、2022年9月には最終報告書「証拠金慣行の見直し」を公表した。BCBS、CPMI、IOSCO、FSBは、上記報告書で特定された事項に関して、政策検討作業を行っており、2024年1月から4月にかけて市中協議文書を公表した。現在、各国際作業部会は、市中協議期間中に寄せられたコメントを踏まえて、政策勧告等の最終化に向けて取り組んでいる。

### II 主な議論

#### 1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI : Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS : Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）は、G20 ロンドンサミットでの議論を踏まえ、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準を包括的に見直し、2012年4月に、「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後 CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について議論を継続している。

##### （1）政策常設グループ（PSG）

PSGは、FMIに対する規制のあり方について議論するグループである。直近では主に、CCPの強靭性及び再建、証拠金、ステーブルコインの仕組みに対するFMI原則の適用、FMIの参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）等に関する議論を行っている。また、報告書「ステーブルコインに対する『金融市場インフラのための原則』の適用」（2022年7月公表）及び2022年の市中協議

を経て最終化された「清算機関のノンデフォルト・ロス対応現行実務に関する報告書」(2023年8月公表)を受けた追加的な作業として、より詳細な分析を実施している。

#### (2) 実施モニタリング常設グループ (IMSG)

IMSGは、FSB、CPMI又はIOSCOのメンバーである28か国/地域における、FMI原則の実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループである。直近の成果物として、2022年11月、「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラのサイバーレジリエンスに関するレベル3評価）」を公表した。現在、FMI原則における原則15（ビジネスリスク）に関するレベル3評価作業を実施している。

#### (3) オペレーションルレジリエンスグループ (ORG)

ORGは、主にFMI原則における原則17（オペレーションルリスク）の観点から、FMIによるオペレーションルレジリエンスの確保に向けた取組を実施するべく、2023年9月に新たに組成された。現在、サードパーティリスク、サイバーリスクを主要なテーマとして、規制上の課題等に関する分析作業を行っている。

### 2. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会 (WGMR)

WGMRは、CCPで清算されない店頭デリバティブ取引について、システム・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、規制の在り方を検討している。2013年9月に公表した最終報告書（2015年3月、2019年7月、2020年4月に改訂）に基づき、2016年より段階的に導入されてきたマージン規制の最終フェーズが2022年9月に実施された。最終フェーズ導入を受けて、昨年に続き、これまで各法域にて実施されてきたマージン規制のフォローアップに関する議論を継続している。

## 第7節 保険監督者国際機構（IAIS）

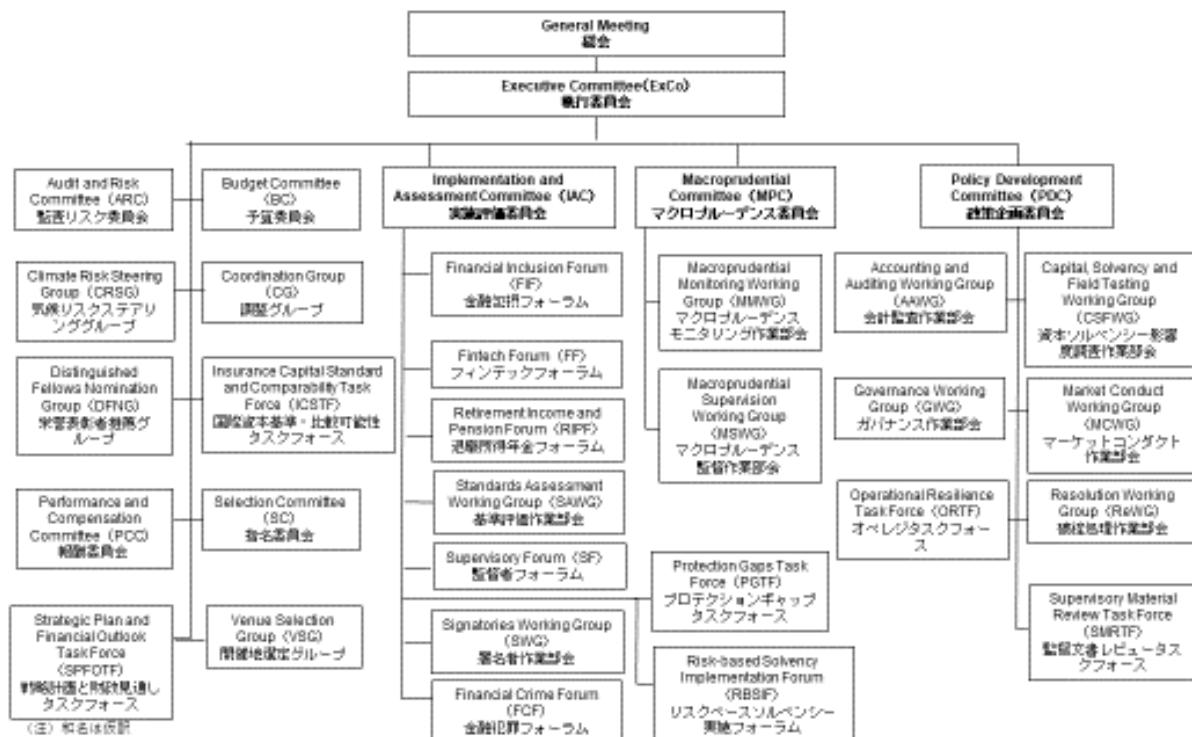
### I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS : International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

### II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の委員会構造



### III 主な議論

#### 1. 國際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通枠組み (ComFrame)

IAIS は、金融危機を踏まえた対応として、2010 年より ComFrame の開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICP に ComFrame を統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会で ComFrame 及び改定された ICP を採択した。

(※) IAIGs を選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGs の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

#### 2. IAIGs に適用される国際資本基準 (ICS : Insurance Capital Standard) の検討

IAIS は、2013 年より IAIGs に適用される ICS の開発に着手し、2017 年 7 月に拡大フィールドテストのための国際資本基準 (ICS Version 1.0) を公表し、2018 年 7 月に ICS Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のための ICS Version 2.0 に合意した。モニタリング期間における ICS Version 2.0 の結果や、ステークホルダーからのフィードバックなどを踏まえ、2023 年 6 月には ICS の最終化に向けた案 (Candidate ICS as a PCR) に関する市中協議文書を公表した。市中協議の結果等を踏まえ、2024 年第 4 四半期に IAIGs に対する規制資本としての ICS が採択される予定である。

また、IAIS は、2024 年までに、米国の開発する合算手法の ICS との比較可能性を評価することとしている。IAIS は、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を 2020 年 11 月に公表したのち、2021 年 5 月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。2022 年 6 月には比較可能性に関するハイレベル原則を具体化した比較可能性基準の市中協議案を公表し、2023 年 3 月に基準の最終案が公表された。現在、IAIS にて、比較可能性評価に係る議論を継続している。

#### 3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会 (FSB) は、2013 年より 2016 年まで毎年、IAIS の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の選定手法に基づき、G-SIIs のリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAIS は、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。同枠組みの下、IAIS は保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング（グローバルモニ

タリング活動：GME）、及び同枠組みに関連した ICP・ComFrame の各法域における実施状況の評価を行い、その結果を FSB に報告することとなった。FSB は、上記の IAIS からの報告や同枠組みの進展状況を踏まえ、2022 年 12 月に、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定の停止を決定した。IAISにおいては、引き続き GME を毎年実施するとともに、各法域における実施状況のフォローアップも行われている。

#### 4. その他の議論

##### （1）サステナブルファイナンス

IAIS は、2017 年より、持続可能な保険フォーラム（SIF）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行ってきた。2018 年 7 月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューぺーパー」、2020 年 2 月には、「TCFD 提言実施に関するイシューぺーパー」を公表。また、2021 年 5 月には、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて、「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。2021 年 3 月には、SIF の生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業に参画し、同年 11 月には SIF が「国際的な保険セクターにおける自然関連リスクに関するスコーピングペーパー」を公表している。また、IAIS 独自の取組として、2020 年－2024 年作業計画において戦略的テーマの一つとして気候関連リスクへの対応を掲げ、2021 年 9 月に気候関連リスク・ステアリンググループ（CRSG）を設立した。同年 11 月に「気候変動への対応を強化するための保険監督者国際機構（IAIS）の取組み」と題するプレス・リリースを公表している。また、IAIS は、気候関連リスクに係る ICP のガイダンスや補助資料の策定・改定に取り組んでおり、2023 年から 2024 年にかけてトピック毎に市中協議を進めている。

##### （2）自然災害リスク等への対応

自然災害リスク等への対応における保険監督当局の役割について議論するため、IAIS は、2023 年 1 月にプロテクションギャップタスクフォースを設置した（議長：有泉国際総括官（当時））。IAIS は 2023 年 4 月に公表したステートメントを踏まえ、IAIS は、2023 年 11 月に、「行動の呼びかけ：自然災害に係るプロテクションギャップ解消における保険監督者の役割」と題する報告書を公表した。同報告書は、2023 年 5 月に G7 日本議長下で発出された財務大臣・中央銀行総裁声明にて示された期待に応える成果であり、監督当局が取り得る様々な行動の類型及び着眼点を整理するとともに、様々な関係主体の間の連携や働きかけの重要性等に言及している。

## 第8節 金融活動作業部会（FATF）

### I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2024年6月現在、38か国・2地域機関である（ロシアに対しては2023年2月より加盟停止中）。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の懇意
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。なお、2022年6月以降、金融庁羽渕国際資金洗浄対策室長がPDG共同議長を務めている（現在2期目。任期は2026年6月まで）。金融庁のFATFの常設作業部会共同議長への就任は、FATF創設以来、初である。

- ① PDG（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG（International Cooperation and Review Group）：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG（Risk, Trends and Methods Group）：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG（Global Network Coordination Group）：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネロン等対策の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合にお

いて採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施された。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守 (TC : Technical Compliance) に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性 (Effectiveness) についても審査された。

2021年8月に公表された、第4次対日審査では、前回審査以降の取組を踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっていると認められつつも、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に<sup>(※)</sup>優先的に取り組むべきとされている。第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、2021年8月以降、政府は今後3年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表している(2024年6月17日には「2024–2026年度」版を公表)。さらに、2022年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

次の第5次相互審査では、フォローアップのプロセスが厳格化されており、全11個ある有効性評価の審査項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が、第4次審査での「5個以上」から「6個以上」に増加している。また、相互審査報告書に加え、4段階評価のうち下から2つの評価となっている法令等遵守状況(TC)及び有効性評価(IO)の項目に対して、各2~3個程度のKRA(Key Recommended Actions)を達成期限付きで設定する「KRAロードマップ」を作成することとされている。このロードマップのもとで、通常フォローアップ国は、3年後に自己評価を行う一方、重点フォローアップ国は、3年後に進捗報告書を作成し、未達項目がある場合は、ハイレベルミッションの派遣や、国名公表、メンバーシップの停止・除名といった追加措置が段階的に発動されることになっている。

評価手法については、第4次審査から導入した有効性の審査に焦点を置いており、全11項目の評価項目を維持し、被審査国のリスクや第4次審査を踏まえて、重点審査分野を絞り込むこととしている。他方、法令等整備に係る形式基準の遵守 (TC) の審査については、全40項目中、改訂された勧告、及び、被審査国の法制度に変更があった勧告のみの実施に簡素化し、それ以外の項目は第4次審査及びそのフォローアップでの評価を持ち越す。日本は、引き続き、第4次対日審査に関するフォローアップ及び第5次対日審査に向けた準備作業を進めていく。

## II 主な議論

### 1. 概論

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）では、2022年4月の大蔵声明<sup>1</sup>や2023年5月に日本が議長国を務めたG7財務大臣・中央総裁会議の声明に沿って、FATFのグローバルネットワークの強化、FATF相互審査の実施及び暗号資産への対応を含む金融のデジタル化への対応といった優先事項に取り組んできたところ。

本年4月には、今後2年間（2024年～2026年）の新たなFATFの優先事項を記載した大臣宣言を採択・公表し、①より焦点を絞ったリスクベースによる第5次相互審査の実施、②FATF Global Networkの有効性・結束強化（FATF型地域体支援）、③FATF基準の効果的な実施支援（実質的支配者の透明性向上、財産回復、テロ資金供与対応、拡散金融対応、NPO・金融包摂）、④金融分野の発展に対するモニタリング及びその対応（暗号資産、クロスボーダーの送金透明性向上、CBDC、データ保護規制との調和）、に注力している。

こうしたなか、金融庁では、PDGの共同議長として、実質的支配者の透明性向上、犯罪収益の効果的な回復、クロスボーダーの送金透明性向上などに関するFATF基準の改定や、暗号資産への対応などの優先事項を含めて、FATFにおける政策立案の議論に積極的に貢献している。

### 2. クロスボーダー送金にかかる課題への対応と勧告16改訂に係る取組

クロスボーダー送金については、新たな技術、プレイヤー、ビジネスモデルやISO20022等の規格の標準化の動向を踏まえ、FATFとしてクロスボーダー送金の透明性向上（AML/CFT/CPF対応の確保）を狙って、FATF基準（勧告16）の改訂を検討している。FATFでは、G20・FSBなどを中心に検討する取り組み（クロスボーダー送金の透明性等を確保しつつ、コスト削減、スピード向上と金融包摂の実現を目指とする）と整合性を取りながら、決済市場が大きく変化する中でも、「同一ビジネス、同一リスク、同一路線」の原則に沿ってFATF基準の技術中立性を維持しながら、関連規制の潜脱を防ぎ、犯罪者やテロリストによる悪用を阻止すること等を目的として改訂作業を進めている。

また、FATFでは2024年2月から5月までに勧告16案の市中協議を行っており、FATFでは民間事業者と対話等を行いながら、勧告16の改訂最終化に取り組んでいる。

金融庁は、本件を始めFATF基準の改訂を担当するPDGの共同議長国として、FATFにおける議論の取り纏めやグローバルなステークホルダーとの対話に貢献

<sup>1</sup>・2022年FATF大臣声明（4月21日）

<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/FATF-Ministerial-Declaration-April-2022.pdf>

・2024年FATF大臣声明（4月18日）

<https://www.fatf-gafi.org/en/the-fatf/ministerial-declarations.html>

している。また、金融庁では、AML/CFT 及びクロスボーダー送金のコストやスピードなど他の政策目的との両立や民間金融機関への意図しない悪影響の防止といった観点から、国内の業界団体等と緊密な意見交換を行っている。

### 3. 暗号資産に関する議論

2019 年 6 月、暗号資産に関する FATF 基準の採択を受け、PDG 傘下に暗号資産コンタクト・グループが設立されている。同グループは、設立以降、業界との対話及び基準遵守に向けた官民の取組のモニタリング等を行っており、設立以降、当庁が共同議長職を務めている。

本年 3 月には、暗号資産に関する基準（勧告 15）実施促進の観点から、FATF 加盟国及び暗号資産関連サービスの活動が著しく重要なその他の法域を対象に、各法域における暗号資産に関する FATF 基準の実施状況を整理した一覧表を公表した（今後、年次で更新予定）。また、6 月には、暗号資産に関する FATF 基準の実施状況等に関する報告書を取りまとめた（2020 年以来年次で公表）。

引き続き、金融庁では、G7 や G20 の期待も踏まえ、トラベルルールを始めとする暗号資産に関する FATF 基準の早期実施や、Defi や P2P 取引などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応の検討等に関する FATF での取組に貢献していく。

## 第9節 その他の会議体等

### I サステナブルファイナンス関連のその他の会議体

#### 1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS (Network for Greening the Financial System) は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017年12月に設立された。140以上の当局や国際機関が参加（2024年5月29日時点）しており、金融庁は2018年6月に加盟、2020年11月から2023年12月までは運営委員会に参加していた。

NGFSでは監督、シナリオデザインと分析といったテーマ別の作業部会において気候変動リスクへの金融監督上の対応等について分析を進めており、2023年11月に「中央銀行および監督当局向け NGFS シナリオ」の第四版を公表したほか、2024年4月に移行計画に関する一連の報告書を公表した。

さらに、2021年来、気候変動以外のサステナビリティ課題にも取り組んでおり、2022年4月に設置された自然関連リスクにかかるタスクフォースでは、自然関連金融リスク分析の概念枠組みの整理が進められ、2023年9月に「中央銀行と監督当局の行動を導く概念枠組み」を公表し、2023年12月には、「自然関連のシナリオの開発に関する提言を含む技術的文書」を公表した。

#### 2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF (International Platform on Sustainable Finance) は、2019年10月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。20か国・地域の当局及びオブザーバーである12の国際機関が参加（2024年6月末現在）しており、金融庁は2020年11月にメンバーとなった。

IPSFは、タクソノミー、トランジションファイナンス、金融商品等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組に関する情報交換等を行うことを目的としている。2022年2月から池田賢志 総合政策局チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー（CSFO）が共同議長を務めるトランジションファイナンスに関する作業部会では、COP28期間中（2023年12月）に、ソーシャルボンドに関する報告書や、2022年11月に公表されたトランジションファイナンスに係る一連の自主的な原則の実施状況をまとめた中間報告書を公表した。

#### 3. 国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団が新たな基準設定主体として、2021年11月に設立した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、サステナビリ

ティ情報の開示に関する統一的な基準策定に向けた取組を進め、2023年6月に最初の IFRS サステナビリティ開示基準（S1・S2）を公表した。

このような動向への対応として、金融庁は、IFRS 財団モニタリング・ボード（当局から構成される IFRS 財団の監視主体）のメンバーとして IFRS 財団の取組に関する情報収集を行うと共に、日本の主張を行ってきた。なお、2023年3月には、モニタリング・ボードの議長に長岡隆 総合政策局審議官（国際担当）が就任している。また、ISSB が策定する基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との互換性を強化するため、ISSB により 2022 年 4 月に設立された各法域作業グループ（JWG）の会合に、メンバーとして出席し、ISSB による開示基準の策定の動きに対して、我が国の意見を発信している。

そのほか、国際的なサステナビリティ基準の策定に関する質の高い情報の収集や、我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、サステナビリティ報告に関する高度な専門知識を有する者に委託した。

また、日本が重視する人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、ISSB が高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府から IFRS 財団に対して拠出し、日本として国際的な基準策定を支援した。

2024 年 4 月、ISSB は、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び、金融庁が意見発信してきた「人的資本」に関するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトを開始することに合意し、2024 年から始まる 2 年間の作業計画に組み込むことを公表した。

## II 経済協力開発機構（OECD）

### 1. コーポレート・ガバナンス委員会

#### （1）沿革

OECD 加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／OECD コーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田眞人財務省財務官（2024 年 6 月末時点）が務めている。

#### （2）主な議論

G20／OECD コーポレート・ガバナンス原則は、コーポレート・ガバナンスの国際基準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSB が指定する「健全な金融システムのための主要基準」の 1 つに位置付けられる。

本原則は、OECD のコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、コーポレートガバナンスと資本市場における近年の進展を反映すべく、2021 年秋より、約 10 年ぶりに本原則の改訂作業を実施。2023 年 9 月の G20 サミットにおいて改訂が承認された。

2023 年改訂の主な内容は以下の通り。

- ①サステナビリティに関する新章を創設。気候変動リスクが企業の業績にとって重要なものとなりうる点をコンセンサスとして示し、これらの課題が自社の事業活動にもたらすリスクと機会を取締役会が考慮し、質の高いサステナビリティ関連情報開示を促進すべきことを明記。
- ②コロナ禍以来大幅に増加したオンライン株主総会を推進。但し、物理的に参加する場合に比べて経営陣に対する株主の質問権行使や参加手続の透明性が損なわれることのないよう、情報へのアクセスや参加における株主間の平等な取り扱いを確保すべき旨を明記。
- ③上場会社の株式保有集中化に対応。グループの上流に位置する上場会社の取締役への情報共有の確保、グループ構造の透明性向上、関連当事者取引の開示強化を提言。

また、同委員会は、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）の見直し作業を進めている。

## 2. 保険・私的年金委員会（IPPC : Insurance and Private Pensions Committee）

### （1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961 年 9 月に設立された。2019 年 3 月より、河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

### （2）主な議論

会合には、OECD 加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、自然災害リスクに関するプロテクションギャップや国際保険市場の動向、保険会社のガバナンス、保険会社におけるデジタルの活用といった事項について議論がなされている。

### 参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECD の保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として開催している。第 1 回会合は 2016 年 4 月に東京で開催され、それ以降、原則毎年開催している。直近では、2024 年 7 月にインドネシアのジョグジャカルタで開催された。

### III 国際通貨基金（IMF）

#### 1. IMF 対日 4 条協議

IMF 4 条協議とは、IMF 協定第 4 条に基づき、原則年に 1 回、IMF が、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

2024 年の金融庁との協議では、主に金融セクター評価プログラム（FSAP）での協議をもとに、金融システムの脆弱性やリスクへの対応等について意見交換が行われた。協議の結果は、2024 年 5 月 13 日に公表された。

### IV 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）<sup>1</sup>

#### 1. 沿革

FinCoNet は、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日などの国から 39 当局のほか、オブザーバーとして 6 機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Juliana Mozachi-Sandrí 氏（ブラジル中銀）が、事務局は OECD が務める。

FinCoNet は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNet の全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet 加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1 年に 1 回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNet のメンバー当局のうち、金融庁を含む 11 当局（2024 年 11 月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った 6 つの常設委員会を設置し、FinCoNet における実質的な作業を行っている。

#### 2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6 つの常設委員会（SC : Standing Committee）が設置されており、金融庁は SC4、SC6 のメンバーである。

<sup>1</sup> 2024 年 11 月現在、ロシアは FinCoNet への参加が一時停止されている。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会 (SC1)	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第2常設委員会 (SC2)	葡（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	COVID-19による経済的影響を受けた借り手を支援するために実施された支払休日からの出口戦略を中心に、金融機関の延滞前及び延滞の管理に関する監督上のアプローチや課題に焦点を当てたサーベイを2022年3月に実施し（当庁も回答）、その結果を踏まえた報告書を2022年11月に公表した。
第3常設委員会 (SC3)	伊（議長）、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	COVID-19下におけるデジタル取引の増加を背景に、デジタル決済に関する監督に焦点を当てた報告書を2022年5月に公表済み。その後より発展的に、新たな形態の決済手段が消費者やエコシステム（および金融サービス市場）全体にどのような影響を及ぼしているのか調査を実施し、2023年11月の年次総会後に報告書公表済。
第4常設委員会 (SC4)	加（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	コンダクトリスク管理のための効果的なアプローチに関するトピックの共有に焦点をあて、リスクベースの行為監督等のテーマにしたウェビナーの実施などを行う。
第5常設委員会 (SC5)	加（議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。現在は活動を停止している。
第6常設委員会 (SC6)	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、仏	住宅ローン販売におけるインセンティブと消費者の成果への影響、および監督上のアプローチ等に焦点を当てたサーベイを実施しており、2023年11月の年次総会後に公表。

## V 規制監視委員会（ROC）

### 1. 沿革

ROC (The Regulatory Oversight Committee) は、主に金融取引等を行う主体を識別するための参考データとして利用される取引主体識別子（LEI : Legal Entity Identifier）、及び取引情報報告の枠組みで利用される取引識別子や報告規格に関するガバナンスを行うとともに、国際的な調和に取り組んでいる組織である。

LEI 導入や取引情報の報告・保存制度は、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することでシステム・リスクの低減や店頭デリバティブ取引市場の透明性向上を図るために、2009 年の G20 ピツツバーグ・サミット及び 2011 年の G20 カンヌ・サミットの首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

現在、ROC では、2 つの委員会が活動している。（1）LEI の利用拡大や品質向上に関する議論等を行う CES (Committee on Evaluation and Standards) と、

（2）取引情報の報告における取引識別子や報告規格の国際的な調和を進めるべく、技術的な議論等を行う CDIDE (Committee on Derivative Identifiers and Data Elements) である。

### 2. 各委員会での主な議論

#### （1）CES (Committee on Evaluation and Standards)

CES は、LEI の利用拡大の検討や LEI のデータ品質、LEI 参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、中央業務機関を運営する組織としてグローバル LEI 財団（GLEIF）と連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特に LEI が持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

#### （2）CDIDE (Committee on Derivative Identifiers and Data Elements)

CDIDE は、CPMI-IOSCO より公表された固有取引識別子（UTI : Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（UPI : Unique Product Identifier）とその他重要データ項目（CDE : Critical Data Elements）について、国際的な調和を目的として、利用慣行等の実務的な議論、及び技術ガイドラインの再検討等を行っている。

上記の取引識別子や報告規格は、主要法域において報告義務化の実施が進められており、本邦では、2024 年 4 月に、UTI・CDE の報告義務化を実施した。現在、CDIDE は、UPI の付番機関として選定されている DSB (Derivatives Service Bureau) に対して、付番サービス等のガバナンスを行うとともに、サービス内容の拡充に関する提言や議論を継続的に行っている。

## 第18章 当局間の連携・協力等

### 第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、全加盟国の全会一致による意思決定において多国間での利害調整が複雑な中で、WTOでも有志国による電子商取引や国内サービス規制等新たなルール作りが議論され、一部決着しているものもある。他方で、多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内等において締結されている貿易自由化の取組が経済連携協定である。

#### 経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意／2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意／2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効

オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
環太平洋パートナーシップ（TPP/CPTPP）協定	TPP：2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 CPTPP：2017年11月大筋合意／2018年3月署名／2018年12月発効
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大枠合意／2018年7月署名／2019年2月発効
日米デジタル貿易協定	2019年4月交渉開始／2019年10月署名／2020年1月発効
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年2月署名／2020年8月発効
英国	2020年6月交渉開始／2020年10月署名／2021年1月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP）	2013年5月交渉開始／2020年11月署名／2022年1月発効
（交渉中）	
コロンビア	2012年7月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年以降交渉中断、2024年交渉再開予定
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
カナダ	2012年11月交渉開始／2014年11月以降交渉中断

## I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010年3月に交渉を開始した。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にTPP閣僚会合において、11か国によるCPTPPに大筋合意、2018年3月に署名された。

同CPTPPは、6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州）の国内手続き完了により、2018年12月30日に発効。2019年1月以降2023年7月までにベトナム、ペルー、マレーシア、チリ及びブルネイの順に全11か国で発効している。

2021年6月に日本が議長を務める加入作業部会の設置により、加入手続きが開始され、2023年3月に交渉が実質妥結し、同7月に署名。2024年12月、国内手続き

が完了した7か国（日本、シンガポール、チリ、英国、ニュージーランド、ベトナム及びペルー）間で発効する予定。

## II　日 EU・EPA

TPP/CPTPP 同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律している。2013年3月に交渉を開始、2017年12月に首脳間で交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年2月に発効。

2022年3月、欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局(DG FISMA)との間で、日 EU・EPA の金融規制協力に関する附属書 8-A に基づく日 EU 間の金融規制協力を事務的に補完する枠組み文書を策定した。

2022年10月、「データの自由な流通に関する規定」に係る正式交渉を開始、2024年1月に署名、双方の国内手続き完了により、同年7月に改正議定書が発効。

## III　日英 EPA

EU離脱後の英国との、日 EU・EPA に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定している。2020年6月に交渉を開始、同年10月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2021年1月1日に発効した。

2022年6月、英國財務省と、日英 EPA の金融規制協力に関する附属書 8-A に基づく日英間の金融規制協力を事務的に補完するための書簡交換を行った。

## IV 地域的な包括的経済連携協定 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

2013年5月に交渉を開始。日本、ASEAN10か国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドが交渉に参加し、2020年11月にインドを除く15か国にて署名した。2022年1月1日に国内手続が完了した10か国（シンガポール、中国、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、豪州、ニュージーランド）間で発効。その後、同年2月に韓国、3月にマレーシア、2023年1月にインドネシア、同6月にフィリピンについて、それぞれ発効した。

## 第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC 加盟国の中参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010 年以降、ARFP のルールの検討が行われてきたところ、2016 年 4 月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの 4 か国が、同年 6 月、タイが、ARFP の協力覚書（MOC）に署名を行い、MOC が発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017 年 12 月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了した。

2023 年 6 月現在、日本（2017 年 12 月）、タイ（2018 年 2 月）、オーストラリア（2018 年 9 月）、ニュージーランド（2019 年 7 月）及び韓国（2020 年 12 月）の全ての MOC 署名国において国内での制度整備を完了し、ARFP の登録申請受付が開始されている。

2016 年 6 月に設置された、ARFP の円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee、2021 年 11 月から 2022 年 12 月まで山下国際政策管理官が議長）は、2022 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年 7 月にビデオ会議形式にて、2022 年 12 月に東京でハイブリッド形式にて会合を開催した。

現在、参加国間の制度や市場動向の理解を深め、また制度の趣旨についての情報発信を継続しながら、第 1 号ファンドの投入に向けた議論が進められている。

### 第3節 当局間協議

金融庁は、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行っている。

#### I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

#### II 欧州

金融庁は、1985年以来、欧州委員会（EC）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と1～2年に1回程度の頻度で定期協議を開催している（2018年以前：日EUハイレベル金融協議、2019年（日EU・EPA発効）以降：日EU合同金融規制フォーラム）。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との監督協力に係る交換書簡（2021年2月）に基づき、欧州保険企業年金監督機構との間で定期的に会合を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年10月23日、24日	ブリュッセル	国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2022年3月10、11日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020年11月20日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019年10月11日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

#### III 英国

金融庁は、1989年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連携協定（CEPA、2021年1月発効）に基づき、2022年6月、英国財務省等と第1回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年11月27日	東京	金融国際審議官	英国財務省国際金融局長
2022年6月9日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

#### IV スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2、3年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀

行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年11月25日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融庁副長官
2019年12月10日	ベルン	参事官（国際担当）	スイス財務省国際金融局課長

## V 韓国

2023年12月、第7回日韓金融協議を開催。2016年6月に東京で開催された第6回会合以来、約7年ぶりの再開となった。両国の金融当局間で、金融行政上の重要課題等について意見交換を行うとともに、金融監督分野の協力に関する覚書（MoC）の改定文書に署名を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2023年12月19-20日	ソウル	長官	金融委員会委員長 金融監督院長

## VI ベトナム

2021年より、日越財務金融当局間の協力関係強化のため、日越審議官級財務対話等の中で実施しており、2023年12月には、オンラインにて財務・金融行政上の重要課題・二国間協力に関して意見交換を行った。

## 第4節 アジアを中心とした新興国との連携

### I 概要

金融庁は、国際的な政策推進力を高めるべく、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム、グローバル金融連携センター（GLOPAC）、二国間金融協力の会議等を通じて、アジア諸国等の金融当局との政策対話の活発化・連携強化に努めている。

### II グローバル金融連携センター（GLOPAC）

グローバル金融連携センター（GLOPAC : Global Financial Partnership Center、2016年4月にアジア金融連携センター（2014年4月～）を改組）では、金融インフラ整備支援及び海外金融当局との協力関係強化を目的として、支援対象地域（アジア、中東、アフリカ、中南米等）の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を行っている。

研修プログラムとしては、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義のほか、各研究員のニーズや関心に応じて金融庁職員によるテーマ別研修や意見交換、外部関係機関等の訪問も行っている。

#### 【活動実績】

2014年7月以降、38の国・地域計207名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（2024年10月現在）。

2023事務年度は、第23期（銀行）について、フェーズ1（オンライン2023年8月～9月）、フェーズ2（実地招聘2023年11月）にわたり研修を実施した。

また、フォローアップ研修として、2023年11月に、オンラインでの研修を修了している第18期（証券：オンライン2021年2月～6月）について短期招聘を実施した。同様に、2024年4月に、オンラインでの研修を修了している第20期（証券：オンライン2022年2月～6月）についても短期招聘を実施した。

このほか、卒業生とのネットワーク構築・強化のため、以下の施策を実施した。

- 卒業生が意見交換等を行うアルムナイ・フォーラムを3回開催。
- GLOPACウェブページにおいて、現役研究員や卒業生の紹介及び新着情報を発信  
<<https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html>>

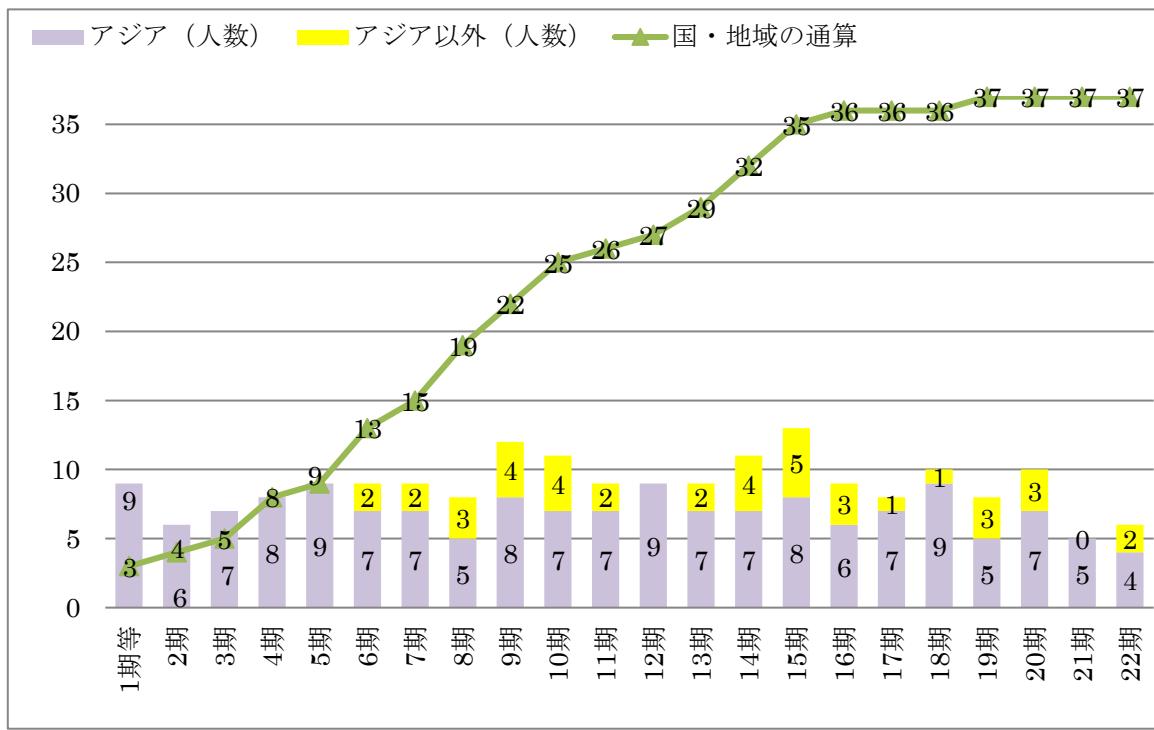
### III アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム

金融庁では2024年3月より、アジア地域共通の課題について、アジア諸国の金融当局ハイレベルとの政策対話の活発化・連携強化を目的とし、アジアの金融規制当局者の参加を得て、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催。

2024年3月に行われた第1回会合では、金融セクターの強靭性向上に協力して取り組むため、保険分野では自然災害プロテクションギャップ、証券分野ではアジアでのトランジション・ファイナンスといった課題について意見交換を行った。

## 金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

### 金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



## 巻末資料 1

## 最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2023年 211国会 (常会)	金融商品取引法等の一部を改正する法律	デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずるもの。	R 5. 11. 29	R 6. 11. 1 (一部の規定を除く)
2023年 211国会 (常会)	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律	デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化する中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、デジタル化への対応、スタートアップ企業の上場日程短縮のための措置を講ずるもの。	R 5. 11. 29	R 6. 11. 1 (一部の規定を除く)
2024年 213国会 (常会)	金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律	我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、投資運用業者の参入促進、非上場有価証券の流通活性化、大量保有報告制度の対象明確化、公開買付制度の対象取引の拡大のための措置を講ずるもの。	R 6. 5. 22	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。
2024年 213国会 (常会)	事業性融資の推進等に関する法律	事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、その基本理念及び国の責務を定め、事業性融資推進本部の設置、企業価値担保権の創設、認定事業性融資推進支援機関制度の導入等の措置を講ずるもの。	R 6. 6. 14	公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。

## 巻末資料2

### この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2023事務年度）

#### 主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年1月31日 (2024年4月1日適用)	事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援推進に係る改正
2024年3月8日 (2024年3月31日適用)	バーゼル銀行監督委員会の最終規則文書を踏まえた自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示改正に伴う改正
2024年3月22日 (2024年4月1日適用)	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第63号)の施行に伴う改正
2024年3月27日 (2024年4月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（四半期報告書に関する用語・条文の削除等に伴う改正）
2024年3月28日 (2024年4月1日（一部は2024年5月18日）適用)	銀行等の既に設置している営業所（本店等の一部の営業所を除く）等につき、休日を新たに設ける際の手続きについて承認制から届出制とすることに伴う改正
2024年3月29日 (2024年3月29日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正

2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年4月1日 (2024年4月1日適用)	金融安定理事会(FSB)における議論の進展等を踏まえた、秩序ある処理等の円滑な実施の確保を図るためのバリュエーション及びテスティングについて金融機関が整備すべき態勢等の明確化に係る改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月18日適用)	銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し等に係る改正

#### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年1月31日 (2024年4月1日適用)	事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援推進に係る改正
2024年3月8日 (2024年3月31日適用)	バーゼル銀行監督委員会の最終規則文書を踏まえた自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示改正に伴う改正
2024年3月22日 (2024年4月1日適用)	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第63号)の施行に伴う改正

2024年3月27日 (2024年4月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（四半期報告書に関する用語・条文の削除等に伴う改正）
2024年3月28日 (2024年4月1日 (一部は2024年5月18日) 適用)	銀行等の既に設置している営業所（本店等の一部の営業所を除く）等につき、休日を新たに設ける際の手続きについて承認制から届出制とすることに伴う改正
2024年3月29日 (2024年3月29日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月18日適用)	銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し等に係る改正

#### 系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年1月31日 (2024年4月1日適用)	事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援推進に係る改正

2024年3月8日 (2024年3月31日適用)	バーゼル銀行監督委員会の最終規則文書を踏まえた自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示改正に伴う改正
2024年3月22日 (2024年3月31日適用)	最終化されたバーゼルIIIの実施に向けた制度整備に係る改正
2024年3月27日 (2024年4月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（四半期報告書に関する用語・条文の削除等に伴う改正）
2024年3月28日 (2024年5月18日適用)	営業所の設置等に係る各種届出書について、記載項目の簡素化等の所要の改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月18日適用)	銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務が銀行等の付随業務に該当することの明確化に係る改正

#### 漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年1月31日 (2024年4月1日適用)	事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援推進に係る改正

2024年3月8日 (2024年3月31日適用)	バーゼル銀行監督委員会の最終規則文書を踏まえた自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示改正に伴う改正
2024年3月22日 (2024年3月31日適用)	最終化されたバーゼルIIIの実施に向けた制度整備に係る改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月18日適用)	銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務が銀行等の付随業務に該当することの明確化に係る改正

### 保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年2月15日 (2024年2月15日適用)	在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されている場合の保険グループの連結財務諸表上の在外子会社の表示方法を明確化するための所要の改正
2024年3月29日 (2024年3月29日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正

2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月18日適用)	銀行子会社及び兄弟会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務が銀行等の付随業務に該当することの明確化に係る改正

#### 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2023年8月1日 (2023年8月15日適用)	投資助言業の兼業に係る環境整備に係る改正
2023年9月27日 (2024年3月31日適用)	大口信用供与等規制における特例承認の審査基準明確化に係る改正
2023年11月17日 (2024年1月1日適用)	金融機関によるNISA制度における「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対して法令に基づく監督及びモニタリングを実施することに係る改正
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年3月8日 (2024年3月31日適用)	バーゼル銀行監督委員会の最終規則文書を踏まえた自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示改正に伴う改正
2024年3月27日 (2024年4月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（四半期報告書に関する用語・条文の削除等に伴う改正）

2024年3月29日 (2024年3月29日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年4月1日 (2024年4月1日適用)	金融安定理事会(FSB)における議論の進展等を踏まえた、秩序ある処理等の円滑な実施の確保を図るためのバリュエーション及びテスティングについて金融機関が整備すべき態勢等の明確化に係る改正
2024年4月16日 (2024年8月1日適用)	親子法人等が発行する有価証券の主幹事就任規制に係る改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正
2024年6月14日 (2024年6月14日適用)	投資信託委託会社及び不動産関連ファンド運用業者に係る改正

#### 信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2023年11月17日 (2023年11月17日適用)	暗号資産交換業者等が海外親会社等を有する場合の情報開示及び検査・監督上の対応等に係る改正
2024年3月29日 (2024年3月29日適用)	「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に伴う改正

2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正

#### 貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正

#### 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2024年1月31日 (2024年2月1日適用)	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)の一部の施行に伴う改正（金融サービスの提供に関する法律の題名改正に伴う改正）
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正

2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正
------------------------------	-----------------------------------

### 事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

公表日	改正・策定内容
2023年11月17日 (2023年11月17日適用)	暗号資産交換業者等が海外親会社等を有する場合の情報開示及び検査・監督上の対応等に係る改正
2023年12月15日 (2023年12月15日適用)	行政手続のデジタル原則適合に向けた確定拠出年金運営管理機関の内部監査等の手続の見直しに係る改正
2024年3月29日 (2024年4月1日適用)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の施行に伴う改正
2024年4月11日 (2024年4月11日適用)	不動産特定共同事業における許可基準及び登録の拒否事由等に係る改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	金融庁所管府令に規定する書面掲示規制の見直し等への対応等に係る改正
2024年5月17日 (2024年5月17日適用)	「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正に伴う改正